

平成26年2月
平成26年3月

指宿市議会会議録

第1回臨時会
第1回定例会

指宿市議会会議録目次

平成26年第1回市議会臨時会

会期日程

2月12日

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	2
地方自治法第121条の規定による出席者	2
職務のため出席した事務局職員	2
開会及び開議	3
仮議席の指定	3
議長の選挙	3
議席の指定	5
副議長の選挙	5
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
常任委員の選任	7
議会運営委員の選任	7
指宿広域市町村圏組合議会議員の選挙	8
指宿南九州消防組合議会議員の選挙	9
市長挨拶	10
議案第1号及び議案第2号一括上程	11
提案理由説明	11
議案第1号及び議案第2号（質疑，委員会付託省略，表決）	12
議案第3号上程	13
提案理由説明	13
議案第3号（質疑，委員会付託省略，表決）	13
閉議及び閉会	14

平成26年第1回市議会定例会

会期日程	15
------	----

2月26日

議事日程	17
本日の会議に付した事件	18
出席議員	18

欠席議員	19
地方自治法第121条の規定による出席者	19
職務のため出席した事務局職員	19
開会及び開議	20
会議録署名議員の指名	20
会期の決定	20
議案第4号～議案第36号一括上程	20
提案理由説明	20
議案第37号～議案第40号一括上程	40
提案理由説明	41
議案第37号～議案第39号（質疑，委員会付託省略，表決）	42
議案第40号（質疑，委員会付託省略，討論，表決）	43
散 会	43

2月28日

議事日程	45
本日の会議に付した事件	46
出席議員	46
欠席議員	47
地方自治法第121条の規定による出席者	47
職務のため出席した事務局職員	47
開 議	48
会議録署名議員の指名	48
議案第4号～議案第11号（質疑，委員会付託省略，討論，表決）	48
議案第12号～議案第36号（質疑，委員会付託）	51
鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙	54
散 会	56

3月18日

議事日程	57
本日の会議に付した事件	57
出席議員	57
欠席議員	57
地方自治法第121条の規定による出席者	57
職務のため出席した事務局職員	58
開 議	59
会議録署名議員の指名	59

一般質問	59
東 伸 行 議員	59
1. 農畜産業の振興について	
2. 環境問題について	
3. 償却資産税に関する民事訴訟について	
4. 山川地域に正式コースがとれるグラウンドゴルフ場を整備する考えはないか	
前之園 正 和 議員	71
1. 政治姿勢について	
2. 住宅リフォーム助成制度について	
3. 市営住宅問題について	
4. 防災無線について	
5. なのはな館問題について	
井 元 伸 明 議員	85
1. なのはな館について	
2. 健幸のまちづくりについて	
3. 定住促進について	
新川床 金 春 議員	99
1. なのはな館問題について	
2. 少子高齢化問題について	
高 橋 三 樹 議員	111
1. 施政方針について	
2. 岩本交差点及び国道、市道について	
延 会	119

3月19日

議事日程	121
本日の会議に付した事件	121
出席議員	121
欠席議員	121
地方自治法第121条の規定による出席者	121
職務のため出席した事務局職員	122
開 議	123
会議録署名議員の指名	123
一般質問	123
外 菌 幸 吉 議員	123
1. 鹿児島県立山川高校の存続について	
高 田 チヨ子 議員	133
1. 安心・安全な生活のために	

2. 火葬場について	
3. COCCO橋牟礼について	
4. 猫の飼育指導について	
吉村重則議員	145
1. TPP問題について	
2. 子育て支援について	
議案第41号及び議案第42号一括上程	156
提案理由説明	156
議案第41号（質疑，委員会付託省略，討論，表決）	158
議案第42号（質疑，委員会付託省略）	159
指宿市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙	161
鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙結果報告	162
散会	162

3月26日

議事日程	163
本日の会議に付した事件	164
出席議員	164
欠席議員	164
地方自治法第121条の規定による出席者	164
職務のため出席した事務局職員	165
開議	166
会議録署名議員の指名	166
議案第12号～議案第14号（委員長報告，質疑，討論，表決）	166
議案第15号～議案第19号（委員長報告，質疑，討論，表決）	168
議案第20号～議案第28号（委員長報告，質疑，討論，表決）	173
議案第29号（委員長報告，質疑，討論，表決）	177
議案第36号（委員長報告，質疑，討論，表決）	198
議案第30号～議案第32号（委員長報告，質疑，討論，表決）	199
議案第33号～議案第35号（委員長報告，質疑，討論，表決）	201
議案第42号（討論，表決）	204
議案第43号上程	205
提案理由説明	205
議案第43号（質疑，委員会付託省略，表決）	205
議案第44号上程	222
提案理由説明	223
議案第44号（質疑，委員会付託省略，討論，表決）	223
閉会中の継続調査について	224
議長挨拶	224

市長挨拶	225
閉議及び閉会	226

第1回指宿市議会臨時会会議録

平成26年2月12日午前10時 開議

~~~~~

### 1. 議事日程

- 日程第1 仮議席の指定
- 日程第2 議長選挙
- 日程第3 議席の指定
- 日程第4 副議長選挙
- 日程第5 会議録署名議員の指名
- 日程第6 会期の決定
- 日程第7 常任委員の選任
- 日程第8 議会運営委員の選任
- 日程第9 指宿広域市町村圏組合議会議員選挙
- 日程第10 指宿南九州消防組合議会議員選挙
- 日程第11 議案第1号 教育委員会委員の任命について
- 日程第12 議案第2号 教育委員会委員の任命について
- 日程第13 議案第3号 監査委員の選任について

---

### 1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

---

### 1. 出席議員

|       |         |       |         |
|-------|---------|-------|---------|
| 1番議員  | 外 蘭 幸 吉 | 2番議員  | 臼 山 正 志 |
| 3番議員  | 恒 吉 太 吾 | 4番議員  | 井 元 伸 明 |
| 5番議員  | 吉 村 重 則 | 6番議員  | 西 森 三 義 |
| 7番議員  | 浜 田 藤 幸 | 8番議員  | 東 伸 行   |
| 9番議員  | 高 田 チヨ子 | 10番議員 | 森 時 徳   |
| 11番議員 | 高 橋 三 樹 | 12番議員 | 福 永 徳 郎 |
| 13番議員 | 前 原 六 則 | 14番議員 | 松 下 喜久雄 |
| 15番議員 | 前之園 正 和 | 16番議員 | 木 原 繁 昭 |
| 17番議員 | 中 村 洋 幸 | 18番議員 | 新川床 金 春 |
| 19番議員 | 下川床 泉   | 21番議員 | 新宮領 進   |

1. 欠席議員

なし

---

1. 地方自治法第 121 条の規定による出席者

|           |         |           |         |
|-----------|---------|-----------|---------|
| 市 長       | 豊 留 悦 男 | 副 市 長     | 渡 瀬 貴 久 |
| 副 市 長     | 上 村 欣 久 | 教 育 長     | 池 田 昭 夫 |
| 総 務 部 長   | 邊 見 重 英 | 市民生活部長    | 谷 口 強 美 |
| 健康福祉部長    | 野 口 義 幸 | 産業振興部長    | 高 野 重 夫 |
| 建 設 部 長   | 三 窪 義 孝 | 教 育 部 長   | 濱 田 悟   |
| 山川支所長     | 森 健 一   | 開 聞 支 所 長 | 下 吉 耕 一 |
| 建 設 部 参 与 | 上 谷 修   | 総 務 課 長   | 廣 森 敏 幸 |
| 市民協働課長    | 馬 場 久 生 | 長寿介護課長    | 大久保 成 人 |
| 商工水産課長    | 中 村 俊 治 | 農 政 課 長   | 宮 崎 英 世 |
| 水 道 課 長   | 永 吉 道 博 |           |         |

---

1. 職務のため出席した事務局職員

|           |         |           |         |
|-----------|---------|-----------|---------|
| 事 務 局 長   | 福 山 一 幸 | 次長兼議事係長   | 岩 下 勝 美 |
| 主幹兼調査管理係長 | 鮎 川 富 男 | 議 事 係 主 査 | 濱 上 和 也 |

○**議会事務局長（福山一幸）** 一般選挙後の最初の議会では、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、年長議員が臨時に議長の職務を行うことになっています。出席議員中、森時徳議員が年長者でありますので、ご紹介申し上げます。

○**臨時議長（森時徳）** ただいまご紹介されました森時徳でございます。議長選挙が終わるまでの間、臨時議長を務めさせていただきますので、何とぞよろしくお願いいたします。

#### △ 開会及び開議

○**臨時議長（森時徳）** ただいまご出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより、平成26年第1回指宿市議会臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

#### △ 仮議席の指定

○**臨時議長（森時徳）** まず、日程第1、仮議席の指定をいたします。  
仮議席は、ただいまご着席の議席といたします。

#### △ 議長の選挙

○**臨時議長（森時徳）** 次は、日程第2、議長の選挙を行います。  
お諮りいたします。  
議長の選挙は、投票をもって行うことにご異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○**臨時議長（森時徳）** ご異議なしと認めます。  
よって、議長の選挙は、投票をもって行います。  
議場の閉鎖を命じます。  
〔議場閉鎖〕

○**臨時議長（森時徳）** ただいまの出席議員は20人であります。  
投票用紙を配布いたします。  
〔投票用紙配布〕

○**臨時議長（森時徳）** 投票用紙の配布漏れはありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○**臨時議長（森時徳）** 配布漏れなしと認めます。  
投票箱を改めます。  
〔投票箱点検〕

○**臨時議長（森時徳）** 異常なしと認めます。  
ただいまから投票を行います。念のため申し上げます。  
投票は単記無記名であります。

職員が議席番号と氏名を呼び上げますので、投票用紙に被選挙人の氏名を記載のうえ、順番に投票をお願いします。

〔点呼、投票〕

○臨時議長（森時徳） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（森時徳） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔閉鎖解除〕

○臨時議長（森時徳） これより、開票を行います。

開票立会人に、外薮幸吉議員、臼山正志議員、恒吉太吾議員を指名いたします。

開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開票立会人開票席に着く〕

〔開票〕

○臨時議長（森時徳） 選挙結果を報告いたします。

投票総数20票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、有効投票20票、無効投票0票であります。

有効投票中、新宮領進議員13票、下川床泉議員3票、福永徳郎議員2票、前之園正和議員2票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は5票であります。

よって、新宮領進議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました新宮領進議員が議長におられますので、本席から当選の告知をいたします。

新宮領進議員、議長当選承諾及びあいさつをお願いいたします。

○議長（新宮領進） 皆さん、おはようございます。市議会議長の要職に就くことになりました。身に余る光栄でございます。今朝ほど皆様方に申し上げましたことをしっかりと取り組んでまいりますし、今後も市政発展と市民福祉の向上に誠心誠意努力をさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

○臨時議長（森時徳） 以上をもちまして、臨時議長の職務を全て終了いたしました。どうもありがとうございました。

それでは、新議長、新宮領進議員、議長席にお着き願います。

〔議長着席〕

○議長（新宮領進） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時40分

○議長（新宮領進） 休憩前に引き続き会議を開きます。

#### △ 議席の指定

○議長（新宮領進） 次は、日程第3、議席の指定を行います。

議席は議長において指定いたします。

議席は、ただいまご着席の議席といたします。

#### △ 副議長の選挙

○議長（新宮領進） 次は、日程第4、副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

副議長の選挙は、投票をもって行うことにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進） ご異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙は、投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（新宮領進） ただいまの出席議員は20人であります。

投票用紙を配布いたします。

〔投票用紙配布〕

○議長（新宮領進） 投票用紙の配布漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進） 配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

○議長（新宮領進） 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。念のため申し上げます。

投票は単記無記名であります。

職員が議席番号と氏名を呼び上げますので、投票用紙に被選挙人の氏名を記載のうえ、順番に投票をお願いします。

〔点呼、投票〕

○議長（新宮領進） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔閉鎖解除〕

**○議長（新宮領進）** これより、開票を行います。

開票立会人に、西森三義議員、浜田藤幸議員、東伸行議員を指名いたします。

〔開票立会人開票席に着く〕

〔開票〕

**○議長（新宮領進）** 選挙結果を報告いたします。

投票総数20票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち、有効投票20票、無効投票0票であります。

有効投票中、中村洋幸議員12票、井元伸明議員6票、吉村重則議員2票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は5票であります。

よって、中村洋幸議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました中村洋幸議員が議長におられますので、本席から当選の告知をいたします。

中村洋幸議員、副議長当選承諾及びあいさつをお願いいたします。

**○副議長（中村洋幸）** 議員の皆様のご推薦によりまして副議長の要職に就くことになりましたことは身に余る光栄と存じ、感激していると同時にその職務の重大さを痛感するものであります。幸いにして人格、識見ともに卓越された議長のもと、同僚議員各位の絶大なご指導とご鞭撻を賜りまして副議長という職責に向かって全知全能を傾注いたしたいと思っております。誠に簡単ではございますが副議長当選の承諾及び就任のあいさつといたします。どうもありがとうございました。皆様方に迷惑のかからないようにしっかりとやっていくつもりでありますので、どうかよろしくお願いいたします。

#### △ 会議録署名議員の指名

**○議長（新宮領進）** 次は、日程第5、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、高田チヨ子議員及び森時徳議員を指名いたします。

#### △ 会期の決定

**○議長（新宮領進）** 次は、日程第6、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長（新宮領進）** 異議なしと認めます。

よって、今期臨時会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時44分

**○議長（新宮領進）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

#### **△ 常任委員の選任**

**○議長（新宮領進）** 次は、日程第7、常任委員の選任を議題といたします。

お諮りいたします。

常任委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において、総務水道委員に新川床金春議員、木原繁昭議員、井元伸明議員、森時徳議員、浜田藤幸議員、吉村重則議員、新宮領進議員、文教厚生委員に臼山正志議員、高田チヨ子議員、高橋三樹議員、前原六則議員、前之園正和議員、外薮幸吉議員、下川床泉議員、産業建設委員に恒吉太吾議員、西森三義議員、福永徳郎議員、中村洋幸議員、東伸行議員、松下喜久雄議員を各常任委員会の委員に指名いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時45分

再開 午後1時05分

**○議長（新宮領進）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

各常任委員会の正副委員長が互選されましたのでご報告いたします。

総務水道委員長に木原繁昭議員、副委員長に新川床金春議員、文教厚生委員長に高田チヨ子議員、副委員長に臼山正志議員、産業建設委員長に西森三義議員、副委員長に恒吉太吾議員がそれぞれ互選されました。

#### **△ 議会運営委員の選任**

**○議長（新宮領進）** 次は、日程第8、議会運営委員の選任を議題といたします。

お諮りいたします。

議会運営委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において、松下喜久雄議員、外薮幸吉議員、森時徳議員、浜田藤幸議員、前之園正和議員、木原繁昭議員、高田チヨ子議員、西森三義議員、以上8人を議会運営委員会の委員に指名いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時06分

再開 午後 2時10分

**○議長（新宮領進）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員会の正副委員長が互選されましたのでご報告いたします。

議会運営委員長に浜田藤幸議員，副委員長に松下喜久雄議員がそれぞれ互選されました。

この際，お諮りいたします。

議会運営委員長から，定例会及び臨時会の会期日程等に関する事項並びに議長の諮問に関する事項については，委員会の委員の任期中，閉会中の継続審査の申し出がありました。

この申し出のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（新宮領進）** ご異議なしと認めます。

よって，申し出のとおり委員の任期中，閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

#### **△ 指宿広域市町村圏組合議会議員の選挙**

**○議長（新宮領進）** 次は，日程第9，指宿広域市町村圏組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては，地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（新宮領進）** ご異議なしと認めます。

よって，選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては，議長において指名することにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（新宮領進）** ご異議なしと認めます。

よって，議長において指名することに決定いたしました。

ご指名を申し上げます。

指宿広域市町村圏組合議会議員に高橋三樹議員，福永徳郎議員，木原繁昭議員，新川床金春議員，松下喜久雄議員，中村洋幸議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました6人の議員を当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（新宮領進）** ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名をいたしました高橋三樹議員、福永徳郎議員、木原繁昭議員、新川床金春議員、松下喜久雄議員、中村洋幸議員が指宿広域市町村圏組合議会議員に当選されました。

#### **△ 指宿南九州消防組合議会議員の選挙**

**○議長（新宮領進）** 次に、日程第10、指宿南九州消防組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（新宮領進）** ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（新宮領進）** ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

ご指名申し上げます。

指宿南九州消防組合議会議員に東伸行議員、前之園正和議員、西森三義議員、新宮領進議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名をいたしました4人の議員を当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（新宮領進）** ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました東伸行議員、前之園正和議員、西森三義議員、新宮領進議員が指宿南九州消防組合議会議員に当選されました。

## △ 市長挨拶

○議長（新宮領進） この際、市長より発言の申し出がありますので、発言を許可いたします。

○市長（豊留悦男） 議長の許可をいただきましたので、平成26年第1回指宿市議会臨時会に提案いたしました議案の説明の前に、一言、ごあいさつを申し上げます。

本日、ここに新しく選ばれました議員各位のご参集のもとに、平成26年第1回指宿市議会臨時会が開会されますことに、厚くお礼を申し上げます。皆様方には、去る2月2日に行われました市議会議員選挙におきまして激戦を勝ち抜かれ、市民の負託を担ってめでたく当選の栄誉に輝かれましたこと、改めて深甚なる敬意を表し、心からお祝いを申し上げます。また、本日、指宿市議会議長、副議長及び各委員の選任が行われましたが、新宮領進議長、中村洋幸副議長におかれましては、その名誉に対しまして心からお祝い申し上げますとともに、各常任委員会及び議会運営委員会の正副委員長をはじめとした皆様方に心からお祝いを申し上げます。私もこの度の市長選挙におきまして、多くの市民の皆様方から暖かいご支援を賜り、再び市政を担わせていただくことになりました。心より感謝申し上げますとともに、その責任の重さに身の引き締まる思いであります。市民の代表である市議会の皆様をはじめ、広く市民の方々の声に謙虚に耳を傾け、市民の負託に応えるべく、誠意と責任感をもって今後も全力で取り組んでいく所存でありますので、どうぞよろしくお願いいたします。

さて、国の経済状況を見ますと、アベノミクスにより長期にわたる景気低迷からの脱却に期待が寄せられておりますが、まだまだ地方には景気回復の実感が湧かないというところが現状であります。地方を取り巻く情勢は、急激に進む人口減少や少子高齢化への対応、地球環境問題や地方分権社会への対応など、依然として厳しい状況にあり、行政の果たすべき役割と責任は極めて重要であります。このような状況の中、2期目の市政を遂行するにあたり、取り組むべき重要施策の主なものについて申し述べさせていただきます。

はじめに、健幸のまちづくりについてでございます。市民が健康で幸せに暮らせることをまちづくりの中核に据え、健康に関心のある方々だけでなく、市民誰もが健康づくりに参加し、生活習慣病を予防し、健康寿命を延ばす、いわゆる健幸のまちづくりを推進してまいります。

次に、協働のまちづくりの実現についてでございます。本市では、地区や集落をはじめ、多くの団体が様々な分野で自分たちのまちは自分たちでつくる、自分たちの地域は自分たちでつくるという意識を持ち、積極的な活動がなされております。今後も更にその活動を支援し、共生・協働のまちづくりを進めてまいります。

本市の基幹産業である農林水産業、観光業の振興は、地域経済の活性化に欠かせないものであります。特に、農林水産業においては、T P P 関連の動向を注視するとともに、農地バンクの設置の推進や農・畜・水産物の地産地消、地産全消を通した販路拡大と、6次産業化の推進を図ってまいります。観光の振興につきましては、2015年に開催される国民文化祭、

2020年東京オリンピック、鹿児島国体を見据え、観光拠点の整備や広域連携による観光メニューの開発など、観光振興に一層努めてまいります。

最後に、今後の財政見通しについてでございます。平成28年には合併してから10年を迎えます。と同時に、普通交付税の合併算定替えが終了し、11年目からの5年間でいわゆる交付税の上乗せ部分が徐々に削減され、最終的に12億数千万円が減額されるなど、厳しい財政運営を求められることが予測されます。現下の厳しい経済情勢の中、次の世代に大きな負担を残さないためにも、指宿市行財政行動計画に基づき、自ら先頭に立ち、より一層の行財政改革を進めるとともに、喫緊の課題に対しては情熱とスピード感をもって着実に対応をしてまいります。私たちが暮らす指宿市は、幸いなことに、砂むし温泉をはじめとする豊富な温泉資源や知林ヶ島などの風景、九州最大の湖池田湖や鰻池などの水資源、さらには、開聞岳の裾野に広がる畑作地帯、天然の良港山川港など、本当に多くの魅力的な地域資源がございます。指宿市が新しい時代に光り輝く未来を創造するためには、これらの地域の均衡ある発展とともに、すばらしい資源や自然、文化などを最大限に生かしながら、行政と市民が互いに力を合わせ邁進していくことが重要であります。市民の皆様が幸せで健康でいきいきと安心して暮らしていけるよう、豊かな資源が織りなす食と健幸のまち実現のために全身全霊をもって市政運営に邁進していく覚悟であります。

以上、重要施策の一端を述べさせていただきました。このほかにも解決すべき課題は山積しております。市民の皆様並びに市議会議員各位におかれましては、今後の市政運営に格段のご理解とご協力を賜りますよう、心からお願い申し上げ市長就任にあたっての挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

#### **△ 議案第1号及び議案第2号一括上程**

**○議長（新宮領進）** 次は、日程第11、議案第1号、教育委員会委員の任命について、及び日程第12、議案第2号、教育委員会委員の任命についての2議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

#### **△ 提案理由説明**

**○市長（豊留悦男）** それでは、提案いたしました案件についてご説明申し上げます。

今次、提案いたしました案件は、人事に関する案件3件でございます。

提出議案の1ページをお開きください。

まず、議案第1号、教育委員会委員の任命について、であります。

本案は、教育委員会委員であります西広美氏が、平成26年2月22日をもって地方教育行政の組織及び運営に関する法律第5条に規定する4年間の任期満了を迎えることから、同氏を引き続き教育委員会委員に任命いたしたく、同法第4条第1項の規定により議会の同意を求める

ものであります。

次は、提出議案の2ページをお開きください。

議案第2号、教育委員会委員の任命について、でございます。

本案は、教育委員会委員であります今林重夫氏が、平成26年2月22日をもって地方教育行政の組織及び運営に関する法律第5条に規定する4年間の任期満了を迎えることから、その後任に別府竜人氏を教育委員会委員として任命いたしたく、同法第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

なお、同氏の住所、生年月日はお示しのとおりでございます。同氏はPTA役員として長く活躍された経験を持ち、地域の教育振興に大きく貢献されており、また、指宿商工会議所、指宿観光協会等の要職にあり、様々な地域活動をされていることから、当該委員として適任であると思っております。

以上、説明を終わらせていただきます。何とぞご同意賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

(休憩を求める者あり)

**○議長（新宮領進）** ただいま動議が出されましたけれども、所定の賛成者がおりませんので、動議は成立いたしません。ご理解賜りたいと思います。

暫時休憩いたします。

|    |    |       |
|----|----|-------|
| 休憩 | 午後 | 2時25分 |
| 再開 | 午後 | 2時32分 |

**○議長（新宮領進）** 引き続き会議を開きます。

#### **△ 議案第1号及び議案第2号（質疑、委員会付託省略、表決）**

**○議長（新宮領進）** これより、質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長（新宮領進）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第1号及び議案第2号の2議案は、委員会付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長（新宮領進）** ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号及び議案第2号の議案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、採決いたします。

まず、議案第1号を採決いたします。

本案は、同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（新宮領進）** ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、同意することに決定いたしました。

次に、議案第2号を採決いたします。

本案は、同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（新宮領進）** ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、同意することに決定いたしました。

#### **△ 議案第3号上程**

**○議長（新宮領進）** 次は、日程第13、議案第3号、監査委員の選任について、を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、森時徳議員の除斥を求めます。

〔森時徳議員退席〕

**○議長（新宮領進）** 提案理由の説明を求めます。

#### **△ 提案理由説明**

**○市長（豊留悦男）** 議案第3号、監査委員の選任について、でございます。

本案は、議員のうちから選任された委員であります高橋三樹氏の任期が、平成26年2月11日で満了となったため、次期委員に森時徳氏を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

なお、同氏の住所、生年月日はお示しのとおりであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。何とぞご同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

#### **△ 議案第3号（質疑、委員会付託省略、表決）**

**○議長（新宮領進）** これより、質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（新宮領進）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第3号は、委員会付託を省略いたしたいと思います。  
これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（新宮領進）** ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、議案第3号を採決いたします。

本案は、同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（新宮領進）** ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、同意することに決定いたしました。

森時徳議員の除斥を解除いたします。

〔森時徳議員着席〕

#### △ 閉議及び閉会

**○議長（新宮領進）** 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じ、併せて、平成26年第1回指宿市議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午後2時36分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

臨時議長 森 時 徳

議 長 新宮領 進

議 員 高 田 チヨ子

議 員 森 時 徳

平成26年第1回指宿市議会定例会会期及び会期日程

1. 会 期 29日間（2月26日～3月26日）

2. 会期日程

| 月 日   | 曜 | 区 分 | 会 議 の 内 容                                                                                                                                                           |
|-------|---|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2月26日 | 水 | 本会議 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・会期の決定</li> <li>・議案第4号～議案第40号一括上程（議案説明）</li> <li>・議案第37号～議案第39号（質疑，委員会付託省略，表決）</li> <li>・議案第40号（質疑，委員会付託省略，討論，表決）</li> </ul> |
| 27日   | 木 | 休 会 | 一般質問・議案質疑及び一部討論の通告限（12時）                                                                                                                                            |
| 28日   | 金 | 本会議 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・議案第4号～議案第11号<br/>（質疑，委員会付託省略，討論，表決）</li> <li>・議案第12号～議案第36号<br/>（質疑，委員会付託）</li> <li>・鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙</li> </ul>       |
| 3月1日  | 土 | 休 会 |                                                                                                                                                                     |
| 2日    | 日 | 〃   |                                                                                                                                                                     |
| 3日    | 月 | 〃   |                                                                                                                                                                     |
| 4日    | 火 | 〃   | 総務水道委員会（10時開会）                                                                                                                                                      |
| 5日    | 水 | 〃   | 総務水道委員会（10時開会）                                                                                                                                                      |
| 6日    | 木 | 〃   | 文教厚生委員会（10時開会）                                                                                                                                                      |
| 7日    | 金 | 〃   | 文教厚生委員会（10時開会）                                                                                                                                                      |
| 8日    | 土 | 〃   |                                                                                                                                                                     |
| 9日    | 日 | 〃   |                                                                                                                                                                     |
| 10日   | 月 | 〃   | 産業建設委員会（10時開会）                                                                                                                                                      |
| 11日   | 火 | 〃   | 産業建設委員会（10時開会）                                                                                                                                                      |
| 12日   | 水 | 〃   |                                                                                                                                                                     |
| 13日   | 木 | 〃   |                                                                                                                                                                     |
| 14日   | 金 | 〃   |                                                                                                                                                                     |
| 15日   | 土 | 〃   |                                                                                                                                                                     |
| 16日   | 日 | 〃   |                                                                                                                                                                     |
| 17日   | 月 | 〃   |                                                                                                                                                                     |
| 18日   | 火 | 本会議 | ・一般質問                                                                                                                                                               |
| 19日   | 水 | 〃   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般質問</li> <li>・議案第41号及び議案第42号一括上程（議案説明）</li> </ul>                                                                          |

|     |   |     |                                                                                                                                                                                                                                                  |
|-----|---|-----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|     |   |     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・議案第41号（質疑，委員会付託省略，討論，表決）</li> <li>・議案第42号（質疑，委員会付託省略）</li> <li>・指宿市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙</li> <li>・鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙結果</li> </ul>                                                                       |
| 20日 | 木 | 休 会 |                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 21日 | 金 | 〃   |                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 22日 | 土 | 〃   |                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 23日 | 日 | 〃   |                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 24日 | 月 | 〃   | 委員長報告に対する質疑・討論の通告限（12時）                                                                                                                                                                                                                          |
| 25日 | 火 | 〃   |                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 26日 | 水 | 本会議 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・議案第12号～議案第36号<br/>（委員長報告，質疑，討論，表決）</li> <li>・議案第43号及び議案第44号一括上程（議案説明）</li> <li>・議案第43号（質疑，委員会付託省略，表決）</li> <li>・議案第44号（質疑，委員会付託省略，討論，表決）</li> <li>・閉会中の継続調査について</li> <li>・議長挨拶</li> <li>・市長挨拶</li> </ul> |

## 第1回指宿市議会定例会会議録

平成26年2月26日午前10時 開議

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

### 1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第4号 平成25年度指宿市一般会計補正予算（第8号）について
- 日程第4 議案第5号 平成25年度指宿市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第5 議案第6号 平成25年度指宿市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第6 議案第7号 平成25年度指宿市介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第7 議案第8号 平成25年度指宿市温泉配給事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第8 議案第9号 平成25年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第9 議案第10号 平成25年度指宿市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第10 議案第11号 平成25年度指宿市水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第11 議案第12号 指宿市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第13号 指宿市行政財産の目的外使用の使用料徴収条例の一部改正について
- 日程第13 議案第14号 指宿市水道給水条例の一部改正について
- 日程第14 議案第15号 指宿市税条例及び指宿市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第15 議案第16号 指宿市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
- 日程第16 議案第17号 指宿市老人福祉センター条例の一部改正について
- 日程第17 議案第18号 指宿市立市民会館条例等の一部改正について
- 日程第18 議案第19号 指宿市立指宿商業高等学校授業料等徴収条例の一部改正について
- 日程第19 議案第20号 指宿市開聞営農研修センター条例の一部改正について

- 日程第20 議案第21号 指宿市開聞農村環境改善センター条例等の一部改正について
- 日程第21 議案第22号 指宿市漁港管理条例の一部改正について
- 日程第22 議案第23号 指宿市コミュニティセンター愉徒里館条例等の一部改正について
- 日程第23 議案第24号 指宿市かいもん山麓ふれあい公園条例の一部改正について
- 日程第24 議案第25号 指宿市道路占用料徴収条例の一部改正について
- 日程第25 議案第26号 指宿市都市公園条例の一部改正について
- 日程第26 議案第27号 指宿市下水道条例の一部改正について
- 日程第27 議案第28号 市道の認定について
- 日程第28 議案第29号 平成26年度指宿市一般会計予算について
- 日程第29 議案第30号 平成26年度指宿市国民健康保険特別会計予算について
- 日程第30 議案第31号 平成26年度指宿市後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第31 議案第32号 平成26年度指宿市介護保険特別会計予算について
- 日程第32 議案第33号 平成26年度指宿市温泉配給事業特別会計予算について
- 日程第33 議案第34号 平成26年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計予算について
- 日程第34 議案第35号 平成26年度指宿市公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第35 議案第36号 平成26年度指宿市水道事業会計予算について
- 日程第36 議案第37号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第37 議案第38号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第38 議案第39号 監査委員の選任について
- 日程第39 議案第40号 指宿市公共下水道新潟口雨水ポンプ場の建設工事委託に関する協定の変更について

## 1. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

## 1. 出席議員

|       |         |        |         |
|-------|---------|--------|---------|
| 1 番議員 | 外 菌 幸 吉 | 2 番議員  | 臼 山 正 志 |
| 3 番議員 | 恒 吉 太 吾 | 4 番議員  | 井 元 伸 明 |
| 5 番議員 | 吉 村 重 則 | 6 番議員  | 西 森 三 義 |
| 7 番議員 | 浜 田 藤 幸 | 8 番議員  | 東 伸 行   |
| 9 番議員 | 高 田 チヨ子 | 10 番議員 | 森 時 徳   |

|       |         |
|-------|---------|
| 11番議員 | 高 橋 三 樹 |
| 14番議員 | 松 下 喜久雄 |
| 16番議員 | 木 原 繁 昭 |
| 18番議員 | 新川床 金 春 |
| 21番議員 | 新宮領 進   |

|       |         |
|-------|---------|
| 12番議員 | 福 永 徳 郎 |
| 15番議員 | 前之園 正 和 |
| 17番議員 | 中 村 洋 幸 |
| 19番議員 | 下川床 泉   |

1. 欠席議員

|       |         |
|-------|---------|
| 13番議員 | 前 原 六 則 |
|-------|---------|

1. 地方自治法第 121 条の規定による出席者

|         |         |           |             |
|---------|---------|-----------|-------------|
| 市 長     | 豊 留 悦 男 | 副 市 長     | 渡 瀬 貴 久     |
| 副 市 長   | 上 村 欣 久 | 教 育 長     | 池 田 昭 夫     |
| 総 務 部 長 | 邊 見 重 英 | 市民生活部長    | 谷 口 強 美     |
| 健康福祉部長  | 野 口 義 幸 | 産業振興部長    | 高 野 重 夫     |
| 建 設 部 長 | 三 窪 義 孝 | 教 育 部 長   | 濱 田 悟       |
| 山川支所長   | 森 健 一   | 開 聞 支 所 長 | 下 吉 耕 一     |
| 建設部参与   | 上 谷 修   | 総 務 課 長   | 廣 森 敏 幸     |
| 財 政 課 長 | 中 村 孝   | 市民協働課長    | 馬 場 久 生     |
| 農 政 課 長 | 宮 崎 英 世 | 都市整備課長    | 小 牟 禮 信 一 郎 |
| 水 道 課 長 | 永 吉 道 博 |           |             |

1. 職務のため出席した事務局職員

|           |         |           |         |
|-----------|---------|-----------|---------|
| 事 務 局 長   | 福 山 一 幸 | 次長兼議事係長   | 岩 下 勝 美 |
| 主幹兼調査管理係長 | 鮎 川 富 男 | 議 事 係 主 査 | 濱 上 和 也 |

#### △ 開会及び開議

午前10時24分

○議長（新宮領進） ただいまご出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより、平成26年第1回指宿市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

#### △ 会議録署名議員の指名

○議長（新宮領進） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、高橋三樹議員及び福永徳郎議員を指名いたします。

#### △ 会期の決定

○議長（新宮領進） 次は、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日より3月26日までの29日間といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進） ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日より3月26日までの29日間と決定いたしました。

#### △ 議案第4号～議案第36号一括上程

○議長（新宮領進） 次は、日程第3、議案第4号、平成25年度指宿市一般会計補正予算（第8号）について、から、日程第35、議案第36号、平成26年度指宿市水道事業会計予算についてまでの33議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

提案理由の説明を求めます。

#### △ 提案理由説明

○市長（豊留悦男） 平成26年第1回市議会定例会の開会に際し、平成26年度予算並びに諸案件の審議をお願いするにあたりまして、市政運営についての所信の一端と施策の概要を申し述べたいと思います。

指宿市の3代目市長に再選させていただき、その責務の重さを感じているところでございます。1期目は、変えるをキーワードに、豊かな資源が織りなす食と健康のまちの実現を目指して、市議会をはじめ市民の皆様方のご理解とご協力をいただきながら、職員と一丸となって全力で取り組んでまいりました。市長2期目を迎えるにあたり、新たに、動くをキーワードとして、未来志向型の行政を確立するために、大胆にかつ果敢に攻めていかなければな

らないと強く思っているところであります。

さて、平成25年度の主な成果でございますが、平成25年度から健幸のまちづくりを本格的にスタートさせました。具体的施策として、健幸のまちづくり地域環境整備事業を行い、市民の皆さんのお力により、ウォーキングロードや運動場が整備されました。併せて、市がインストラクターを派遣して、健幸、幸という字は幸せと書きますけれども、運動教室も開催しているところであります。自主的に運動をするとポイントがつく健幸マイレージ制度も始まり、多くの市民に参加していただいております。さらに、5月の最終水曜日に全国で実施されたチャレンジデーに初めて参加をいたしました。指宿市の長期的なプランとして、都市計画マスタープランを作成いたしました。これは、概ね20年後の本市のあるべき姿を考え、その実現に向けた都市づくりの指針となるものであります。

観光振興のために、観光戦略ビジョンを策定し、砂むしだけじゃない美来型湯治場いぶすきを推進するため、様々な施策を展開いたしております。また、往年の名選手が参加したシニアオープンゴルフ大会がいぶすきゴルフクラブ開闢コースで開催されましたが、今後も大会の継続開催が望まれるところであります。

農業振興のために、地域農業を担う人材の育成や、地元産品の6次産業化を支援するがんばる農業・起業支援事業を実施いたしました。農業後継者育成の要である山川高校は、募集停止も検討されておりましたが、山川高等学校支援活性化対策協議会が中心となり、地域の皆さんや事業所等と連携して活性化策やPR等を実施いたしてまいりました。その結果、平成26年度も募集は継続されることとなり、先日発表された出願者数は昨年を大きく上回っております。これも市民の皆さんのご協力あってのことと感謝しております。市民の安全・安心の確保といたしまして、潟口地域の浸水による被害を軽減するため、新潟口雨水ポンプ場の建設に着手いたしました。

産業の振興策といたしまして、既存住宅の長寿命化や住宅の資質向上と安全・安心な住環境の整備を図るとともに、地域経済の活性化に寄与するための住宅リフォーム助成事業を実施いたしました。

共生協働のまちづくりの推進のために、共生協働活動支援事業の実施や、共生共働支援センターを設置いたしました。今後とも、市民が主役の地方自治の確立に努めてまいります。

このように、平成25年度は、議会はもとより、市民一人ひとりが力を合わせていただいたことにより、市政全般にわたって成果の上だった年であると思っております。ご協力いただいた多くの関係者の方々に心から感謝申し上げます。

さて、26年度であります。我が国の社会経済状況は、長引く円高やデフレの影響、若年層の雇用縮小、東日本大震災の復興の遅れなど、長らく閉塞感が漂っておりましたが、一昨年末の政権交替以降、明るい光も見え始めております。このような状況の中、確かな未来を見据え、真に豊かな社会を実現するためには、住民に最も身近な存在である基礎自治体が、

その役割と責任をしっかりと果たしていく必要がございます。重点的に取り組むべき施策としては、まず、健幸のまちづくりがあります。市民が健康で豊かさを実感できる指宿を実現するため、健幸、市民一人ひとりが健康で生きがいを持ち、安心・安全で豊かな生活を営むことができることをまちづくりの中心に位置付け、生活習慣病や寝たきりを予防する健幸のまちづくりに、これまで以上に積極的に取り組んでまいります。また、懸案であります、ふれあいプラザなのはな館につきましては、これまで、公募での譲渡先選定を模索しながら、市での活用も検討してまいりましたが、2回目の公募実施の見通しが立たない中、やがて休館から3年が経とうとしております。市のイメージ低下も懸念されることから、文化・芸術、さらには、健康づくり、地域経済の発展など、総合的な交流拠点施設として市で活用する方向で、県と協議を進めてまいります。そのほか、住みよいまち並み整備の推進として、長年の懸案事項でもありました丹波小踏切の拡幅と道路改良舗装工事や瀬崎地区の高潮対策として瀬崎港海岸高潮対策事業を実施するとともに、国直轄で実施していただく指宿港海岸保全施設整備事業につきましては、引き続きその実現に向けて関係機関と連携し、国等へ要望をしてまいります。

私は第3代指宿市長として、これまでも増して、真に豊かで安らぎのある暮らしの実現を目指した市政運営を行ってまいります。私が市政運営において重点項目として取り組んでいる五つの項目がございます。それは、一つ目が行財政改革、二つ目が信頼される市役所づくり、三つ目が地域経済の活性化、四つ目が医療・福祉・教育の充実、五つ目が市民との協働の推進であります。私は、これからもこの五つの項目を基軸に、更により多くの成果を挙げるための市政運営に取り組んでまいりたいと考えております。健全な行財政運営と行政改革の推進といたしまして、平成28年度から始まる普通交付税の合併算定替による上乗せ措置分の段階的減額を見据え、今後、財政不足を生じることのないよう、歳入に見合った歳出構造を維持し、持続可能な財政運営に努めてまいります。そのため、多くの老朽化した公共施設の在り方を検討する委員会、今後の望ましい公共施設の在り方を見直すなど、行財政改革行動計画の着実な推進を図ってまいります。

市長就任以来、一貫して、市役所は市民に役立つところを市政運営の基本理念としてまいりました。自治の基本である住民本位の行政を構築するため、職員と一丸となり今後も知恵を出し合い、限られた財源を効率的・効果的に活用して、信頼される市役所づくりに努めます。

地域経済の活性化のために農業・林業・畜産業・水産業の振興策として、地産地消や販路拡大を推進するとともに、6次産業創業塾を創設し、がんばる農業者・起業支援に取り組んでまいります。また、本市の特産品等の販路拡大を促進することを目的に、特産品の製造・販売事業者等が国内外の商談会や物産展、見本市に出展する際の支援として特産品等販路拡大支援事業を実施いたします。

さらに、観光の振興につきましては、平成27年に国民文化祭、平成32年に国民体育大会が鹿児島県で開催されます。同年にはオリンピック東京大会も開催されますので、これらの機会を捉えて施設の充実を図り、自然、歴史、文化を核にした新たな観光の拠点の創出とグリーンツーリズム、ヘルスツーリズムと、広域連携による観光メニューの開発やスポーツ施設の充実、スポーツ合宿の更なる誘致などのほか、インバウンド対策も強化いたします。

医療・福祉・教育の分野でございますが、地域医療と子育て教育環境の充実といたしまして、地域で産み育てるための産科医の確保や障害者手帳を所持する児童のための保育士の加配、特別支援教育支援員配置の拡充を図るとともに、安全・安心で良好な学習の場を提供できるよう、校舎等の耐震補強工事やグラウンド整備を実施してまいります。

市民との協働の推進につきましては、自分たちのまちは自分たちでつくる、自分たちの地域は自分たちでつくるという共生協働のまちづくりの推進のために、物品・公用自動車等の貸出事業の充実や共生協働支援センターによる情報発信と相互交流の場を提供してまいります。一定の区域内にある各種団体をネットワーク化し、コミュニティ計画を策定するモデル事業を実施いたします。今後も厳しい財政状況が予想されるではありますが、より一層、行財政改革を進めながら、未来志向型の行政を確立するために、市議会をはじめ、市民の皆様方の声に真摯に耳を傾け、指宿市に住んで良かったと思えるまちづくりを、より多くの市民の皆様方に実感できるよう、これからも誠意と責任感を持って全力で市政運営に邁進してまいります。議員各位をはじめ、市民の皆様方のご支援とご理解・ご協力を心からお願い申し上げます。

次に、平成26年度主要施策について説明を申し上げます。

まず、市民福祉についてでございます。市民との協働によるまちづくりにつきましては、指宿市協働のまちづくり指針に基づき、市民と行政との対等なパートナーシップの関係を築いていくため、自助・共助を前提とした新たな地域コミュニティづくりを支援していくほか、様々な主体が活動しやすい協働の仕組みづくりを推進いたします。また、指宿市人権教育・啓発基本計画や指宿市男女共同参画基本計画に基づき、一人ひとりの人権が尊重され、快適に暮らすことができるまちづくりに努めてまいります。市民の健康と福祉につきましては、市民相互で支え合う地域福祉を推進し、真に健康で豊かさを実感できる指宿を実現するため、市民一人ひとりが健康で生きがいを持ち、安心・安全で豊かな生活を営むことができるように、生活習慣病や寝たきりを予防する、健幸のまちづくりを更に推進してまいります。高齢者の福祉につきましては、高齢者の在宅生活を支援する各種事業を実施するほか、高齢者の社会参加と生きがいづくりや健康づくりを推進するなど、シルバー人材センターや社会福祉協議会とも連携し、高齢者福祉の充実に努めてまいります。また、これまで展開してきたふれあいデイサービス事業などの介護予防事業に加え、昨年に引き続き、高齢者自身の心身の健康増進を図るための事業として、高齢者元気度アップポイント事業を実施し、健

康寿命を延ばせるよう、高齢者の介護予防と健康の保持増進施策を積極的に推進してまいります。障害者等の福祉につきましては、障害福祉サービス及び地域生活支援事業を積極的に推進するとともに、障害児の早期療育や、障害児放課後等デイサービスの充実に努めてまいります。児童や母子等の福祉につきましては、次世代育成支援地域行動計画に基づき、各種事業を実施してまいります。また、社会全体で子供を応援する観点から、子育て中の保護者等の意見を広く反映した子ども・子育て支援事業計画を策定し、保育事業においては、待機児童の解消を図るための定員増や、障害児保育の充実に図るなど、子育ての支援の充実に努めてまいります。市民が生涯を通して健康で生き生きと暮らすための保健、医療につきましては、自分の健康は自分で守るを基本に、医師会や歯科医師会をはじめ、関係機関との連携を密にしながら、疾病予防対策事業や健康づくり事業の充実に努めてまいります。特に、女性特有のがん検診につきましては、一定年齢対象者への子宮がん、乳がんの無料検診を行い、早期発見、早期治療につなげてまいります。母子保健事業につきましては、妊婦一般健診を継続して実施し、妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図り、未来を担う子供を安心して産み育てやすい地域にするため、産科医の確保を行い、より一層の環境づくりに努めてまいります。なお、生後、速やかに適切な処置を必要とする未熟児に対しては、養育に必要な医療給付を行ってまいります。

次に、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計及び介護保険特別会計では、医療や介護の給付費の適正化を図り、その健全な運営に努めてまいります。特に、国民健康保険特別会計は、非常に厳しい財政状況でありますので、医療費適正化対策として、健康推進員及び訪問指導員等の協力により、特定健康診査・特定保健指導を積極的に推進し、受診率の向上に努めるとともに、医療費分析にも取り組んでまいります。また、後期高齢者医療特別会計につきましては、鹿児島県後期高齢者医療広域連合と連携を図り、引き続き円滑な業務運営に取り組んでまいります。介護保険につきましては、平成26年度までの第5期介護保険事業計画に基づき、介護サービスの質の向上や地域密着型サービスの更なる充実に努めてまいります。また、地域包括支援センターを核に、高齢者の総合相談の窓口強化をはじめ、地域の公民館で実施する運動教室やミニふれあいデイなど、積極的に介護予防事業等を展開してまいります。なお、平成27年度から次期介護保険事業計画につきましては、本年度中に策定してまいります。

次に、地域環境の保全対策につきましては、環境浄化微生物活性化資材、LOVEいぶすきによる河川等の水質浄化や悪臭防止対策など、指宿市環境基本計画に基づき、諸施策の推進に取り組んでまいります。本市の海岸線は国立公園の普通地域に属し、知林ヶ島など多くの観光客が訪れ、絶滅危惧種のウミガメも上陸・産卵することから、漂着ごみの回収処理を行い、海岸線の景観並びに環境保全を図ってまいります。

生活排水対策につきましては、公共下水道認可区域外の地域において、単独処理浄化槽又

は汲み取り便槽から合併処理浄化槽への切替え設置者に対し、補助の上乗せを行い、合併処理浄化槽への切替えを更に推進をしてまいります。

水道事業の給水区域外への飲料水供給につきましては、尾下地区・畠久保地区飲料水供給施設の適正な維持管理に努め、安心して安全な飲料水の供給に努めてまいります。

廃棄物処理につきましては、一般廃棄物処理基本計画に基づき、ごみ減量・資源化に努めておりますが、更なるごみ減量化を推進するために、廃棄物指導監視員を引き続き雇用しながら、ごみ発生抑制、資源ごみへの誘導・分別徹底を図るとともに、環境教育の充実、出前講座、家庭用・事業用の生ごみ処理機器購入補助の継続など、今後も事業者や市民の皆さんと協働しながら、循環型社会の構築を目指してまいります。ごみ処理等の施設につきましては、指宿市清掃センターの定期的な修繕に加え、経年劣化による補修を行うとともに、新ごみ処理施設の早期整備、一部供用開始された管理型最終処分場の維持管理と2期工事及び指宿広域汚泥リサイクルセンターの適正な維持管理を、南九州市及び指宿広域市町村圏組合と連携しながら、着実に推進してまいります。

次に、産業振興についてでございます。昨年来、国内経済は回復基調にありますが、農業に関しては、農産物等の輸入増加や産地間競争の激化、T P P問題等、取り巻く環境は依然と厳しいものとなっております。これを踏まえ、本市におきましては、いぶすき農業支援センターを拠点に関係機関・団体等の連携体制を強化し、恵まれた自然環境と土地資源を生かした生産性の高い経営の展開や、人・農地プランの拡充を図りながら、農業後継者や認定農業者の育成を図るとともに、平成26年度から新たな政策として県に設置される農地中間管理機構を活用し、農地集積や耕作放棄地対策を進め、多彩な農産物を安定的に供給できる産地づくりを目指してまいります。また、更なる農業振興策として、農産物の生産のみならず、起業等により自ら加工・流通・販売など、新たな分野にチャレンジしようとする農家への支援環境を整備してまいります。野菜や果樹につきましては、かごしまブランドに指定されているソラマメ、実えんどう、県域ブランドとしてブランド認定を目指すマンゴー、及び次期ブランド候補品目であるかぼちゃ、オクラをはじめとする重点品目の生産振興を図ってまいります。また、流通・販売対策の強化により、高品質・定量出荷を促進して、作物のイメージアップにつなげるとともに、かごしまの農林水産物認証制度を積極的に推進し、消費者に信頼される安心・安全な産地づくりを目指します。さらに、各種補助事業を活用した農業施設の整備等により、競争力のある足腰の強い経営基盤の確立に努めてまいります。花き・観葉につきましては、生産者や関係機関と連携しながら、生産安定と品質向上に努め、他産地に先駆けた新品目の調査研究に取り組んでまいります。病虫害防除対策につきましては、市民、関係機関の協力により、平成24年3月にアリモドキゾウムシ、イモゾウムシの根絶宣言がなされましたが、今後も、新たな侵入に対しての防止対策と警戒調査を行うため、市民・事業所等への広報活動を行ってまいります。

畜産につきましては、子牛価格が上昇傾向にあり、明るい兆しも見えておりますが、畜産業界全体は飼料価格の高騰やT P P問題など、依然として厳しい経営状況にあります。そのため、無利子の家畜購入資金貸付等による畜産経営支援に取り組むとともに、飼料自給率向上のため飼料用イネ等の利用拡大を図りながら、生産性向上による経営安定を図られるよう努めてまいります。また、口蹄疫・鳥インフルエンザをはじめとする家畜伝染病につきましては、畜産農家、関係機関と連携しながら、引き続き防疫に努めてまいります。畜産の環境保全対策としてL O V Eいぶすきの活用による環境改善効果を検証し、普及を図ってまいります。

農畜産物のP R活動につきましては、市場訪問や県外でのフェアにおけるトップセールスをはじめ、市内外のイベントなど様々な機会を捉えてP Rを行うとともに、新たな販路開拓・販路拡大等に取り組もうとする農家等への支援に努めてまいります。

食育・地産地消につきましては、関係機関と連携しながら、安心・安全な地元産農畜産物の消費拡大に向けた取り組みや、学校給食における地元産食材の利用拡大を図るなど、食育推進計画に基づく総合的な食育・地産地消活動に努めてまいります。

耕地事業につきましては、シラス対策事業や土砂崩壊防止事業により農地の保全を図るとともに、畑地帯総合整備事業により畑かん施設の更新を実施し、維持管理の軽減を図るなど、今後も農業生産基盤の整備を進めてまいります。さらに、5か年計画で取り組んでいる農地・水保全管理支払交付金事業を積極的に推進してまいります。

林業につきましては、今後も適正な森林整備を図る必要があることから、各種補助事業を活用し、保育、間伐を適切に実施し、森林の持つ多面的機能の向上を図るほか、地材地建の推進や間伐材を用いた紙の利用推進など、木材利用の拡大に努めてまいります。このほか、松くい虫の防除事業等についても、補助事業を活用し、必要な松林については保護してまいります。

水産業につきましては、持続的・安定的な漁業生産を実現するため、漁場の整備やタイ、ヒラメ等の種苗放流、藻場造成等推進してまいります。また、漁協、行政機関等の連携による地域特産魚の販売を促進するため、地元直販店へ出荷する地産地消の取り組みや、大消費地への販路拡大、さらに、未利用の地域資源を生かした加工品づくりなど、漁業経営体の育成を図ってまいります。カツオの水揚げにつきましては、平成24年8月に水産鮮度保持施設が整備され、また、昨年末、山川港が無線検疫港として指定されましたので、今後は海外巻き網船、輸入船等の誘致を更に積極的に行い、かつお節原料の安定確保など、水産加工業の振興に努めてまいります。

山川漁港・川尻漁港・今和泉漁港の整備につきましては、漁港整備長期計画に基づき推進してまいります。

道の駅につきましては、指定管理者と連携しながら、観光客と市民との交流促進、観光情

報等の提供の場として更に活用し、地域の特性を生かした地先で獲れた新鮮な魚介類やかつお節・さつま揚げなどの水産加工品、近隣で生産される新鮮な農産物等の宣伝販売を強化してまいります。

商工業につきましては、住宅リフォーム制度を平成26年度も継続し、地域経済の活性化を図ってまいります。また、志を持った若者による指宿マルシェをはじめ、まち中ビアガーデンやちっと呑み、マハロマーケットに見られるような商店街の賑わい感の演出など、各店が活性化を目指して新たな取り組みに動き出しております。このような地域の皆さんの活力を生かした中心市街地の活性化事業や、商店街街路灯維持、商工業制度資金利子補給、商工会議所や商工会が実施する商品券事業等につきましても引き続き支援しながら、商工業の発展に向けた施策を推進してまいります。

雇用につきましては、緊急雇用創出事業臨時特例基金事業等を積極的に活用して雇用の創出を推進するとともに、ハローワーク等の関係機関と連携し、事業者による起業や事業規模拡大による雇用創出などの支援に取り組んでまいります。

消費生活相談につきましては、消費者トラブルの未然防止とその救済のために、法テラス、警察等の関係機関との連携を図りながら、速やかな情報提供や消費者啓発などに努めてまいります。

地域公共交通につきましては、山川・根占航路の継続かつ安定的な運航のための施策を進めてまいります。また、地域住民の通院・通学・買い物等、日常生活にとって不可欠な交通手段である路線バスの維持・確保を図るとともに、市内循環バスの利便性を向上させ、利用促進を図ってまいります。

農林畜水産業の6次産業化につきましては、事業者等への情報提供と調整を更に進めてまいります。また、国内外における商談会への参加を支援するとともに、各種イベントやキャンペーン等において、加工品及び特産品のPR・販路拡大に努めてまいります。

観光につきましては、観光客のニーズや旅行形態が多様化するなど、観光を取り巻く環境は大きく変化しております。本市におきましては、平成23年3月の九州新幹線鹿児島ルートの特急列車の全線開業及び観光特急列車、指宿のたまて箱の運行開始から3年が経過しようとしております。その間、これらの開業及び運行後に、観光客数の大幅な反動減を招くことのないように、県や県観光連盟、観光協会関係機関と連携を図りながら、観光振興に積極的に取り組んできたところであります。今後も、平成25年3月に策定いたしました、指宿市観光戦略ビジョンに基づき、市民や観光事業者、観光関連団体等と行政が一体となって、本市の強みである温泉、自然、食、人を活かした事業を展開するとともに、効果的なPRを行ってまいります。さらには、大手旅行エージェンツへの観光素材の売込みや、旅行商品の造成を促進して、観光客の増加を図るなど、計画的かつ戦略的な観光振興に取り組んでまいります。具体的には、異なる魅力を有する南薩各市や高速船を利用した種子島・屋久島との連携による新

たな観光ルートの創出、指宿温泉と大隅の食や自然などを絡めた広域観光ルートの創出、さらには、本市と霧島市がタイアップした、県外での知名度向上と誘客促進を図るため、指宿を核とした広域観光の推進に努めてまいります。

唐船峡そうめん流し事業につきましては、老朽化した施設の計画的な改修や冬メニューの拡充等、利用者のニーズにあわせた経営改善を行い、回転式そうめん流し発祥の地として、観光客や地域住民に愛される施設を目指し、更なる経営努力やサービスの向上を図ってまいります。

温泉施設の砂むし会館砂楽、ヘルシーランド及び山川砂むし保養施設につきましては、指定管理者と連携しながら、もう一度訪れたい温泉地指宿を目指して、より一層の健全運営とサービス向上を図ってまいります。また、レジャーセンターかいもんにつきましては、健全運営に努めながら、安全で快適な施設の維持管理を行ってまいります。かいもん山麓ふれあい公園につきましては、利用客のニーズに的確に対応した魅力ある公園を目指して、適切な維持管理に努めるとともに、効果的かつ効率的な管理運営に取り組んでまいります。

次に、土木行政についてでございます。本市の公共事業につきましては、国の施策や地域の実情を踏まえた主要施策達成のために重点化を図りながら、市民の社会資本整備のニーズに的確に応えるため、機動的かつ弾力的に進めてまいります。社会基盤の整備につきましては、幹線道路、生活道路の整備により、道路交通網を構築し、安全で円滑な道路交通の確保、並びに市民の利便性向上を図ってまいります。また、国土防災施設整備の観点から、河川、海岸、急傾斜地等の整備を行い、安心・安全で快適なまちづくりに努めるとともに、生活基盤施設整備として公共下水道施設の整備や公営住宅の整備・改善などを実施し、住みやすい魅力あふれるまちづくりに努めてまいります。

幹線道路の整備につきましては、社会資本整備総合交付金事業を活用し、広域農道南薩東部地区の松ヶ窪尾下線は今年度完成、鎮守山線については平成28年度完成を目標に、道路改良舗装工事を実施してまいります。国の事業といたしましては、国道226号の岩本交差点改良事業が進められており、また、北十町地区の歩道整備事業も25年度に事業化されております。県の事業といたしましては、指宿鹿兒島インター線、池田校区の道路整備事業が実施されており、これらの事業により、市内各地へのアクセス向上に努めてまいります。生活道路の整備につきましては、宮久保線、石嶺前通り線、岩本麓線、山川児ヶ水線、山川小川線、一里塚線等の改良舗装工事を有利な起債であります過疎対策事業債を活用して整備をしてまいります。これらの新設改良事業のみならず、老朽化したインフラ対策として社会資本整備総合交付金事業を活用し、橋梁長寿命化修繕事業による橋梁補修工事、舗装修繕事業による道路舗装工事及び児童・生徒の安全を確保するため、通学路交通安全対策事業として、丹波小踏切の改修工事を実施してまいります。

急傾斜地の整備につきましては、川尻地区の急傾斜地崩壊危険区域を昨年度に引き続き、

県単急傾斜地崩壊対策事業で計画し、安全性を高めるよう努めてまいります。

海岸事業につきましては、高波・高潮対策を図るため、瀬崎港海岸の高潮対策工事を実施してまいります。また、国・県の事業であります港湾、海岸等の整備につきましては、関係機関と連携しながら、事業の更なる推進に努めてまいります。

主な負担金事業としましては、東方海岸の海岸堤防等老朽化対策緊急事業や指宿港の社会资本整備総合交付金事業が実施されております。指宿港海岸の整備につきましては、平成23年度から指宿港海岸直轄海岸保全施設整備事業の事業化検証調査が実施されているところであり、平成26年度事業採択に向け、各関係機関に要望を重ねてきているところであります。今後も関係者の方々のご協力をいただきながら、事業の実現に向け、更に努力を重ねてまいりたいと思っております。

都市計画につきましては、利便性に優れた快適なまちを目指し、都市施設の整備改善を行い、魅力あふれる街並みの形成を図るため、次の事業を展開してまいります。土地区画整理事業につきましては、湊地区及び十町地区において、住みやすい魅力あふれるまちづくりのため、関係権利者のご理解とご協力をいただきながら事業を推進してまいります。公共下水道事業の污水整備につきましては、十町土地区画整理事業と整合を図りながら、面整備を進めてまいります。雨水対策につきましては、十町土地区画整理事業に伴う雨水幹線の整備を行うとともに、新潟口雨水ポンプ場建設事業を年次的に進め、総合的な浸水対策事業に取り組んでまいります。

浄水苑・汚水中継ポンプ場・管きょ等の改築更新事業につきましては、下水道長寿命化計画に基づき実施してまいります。また、下水道施設の維持管理には万全を期すとともに、公共下水道の排水設備普及促進に努め、文化的で快適な居住環境の確保に努めてまいります。

公営住宅事業につきましては、市営住宅の維持管理に努め、快適な居住環境の中で暮らせるよう適正に管理してまいります。また、住宅建設事業につきましては、土矢倉団地及び松原田2号団地の外壁改修等を実施し、環境改善を図るとともに、上井出方団地の合併浄化槽への改修に係る設計委託、西開閘2号団地及び川尻2号団地の外壁改修等に係る設計委託を実施し、今後も市営住宅の整備・改善等を計画的に実施しながら、良好な居住環境の創生を図ってまいります。住宅・建築物安全化促進事業につきましては、新規事業といたしましては大規模建築物の耐震診断補助事業を創設し、建物の耐震化を促進してまいります。

地籍調査事業につきましては、早期完了に向けて一層の推進を図ってまいります。また、道路等の用地管理についても、未登記物件の早期解消を図り、公共用地の適正な管理に努めてまいります。

上水道につきましては、事業開始以来、水道の普及とその健全な発展に取り組んでまいりました。これまで年次的・計画的に整備を進め、給水区域の普及率も99%を超えるようになりました。今後も市民生活や産業活動に欠くことのできないライフラインとして、常に公共

性と効率性を両立させながら、安全で良質な水道水を将来にわたって定期的に供給し、安心・安全な給水体制の構築や老朽管更新・施設の更新を図ってまいります。

小雁渡浄水場の整備は、急速ろ過装置からの排水を処理するための排水槽整備を完了するとともに、上野送水施設の全面更新工事を実施してまいります。管路整備事業では、配水管の新設・更新工事17件、配水流量計計測のため岡元平・玉利配水池からの配水管に流量計を設置してまいります。また、池田配水池更新整備に向けた実施設計委託を計画しており、水質管理の徹底等を含め、より安全で安定した給水の確保を図ってまいります。

次に、教育行政でございます。教育は、将来の社会を担う人材を育成する大切な営みであります。本市では、国や県の教育行政の施策に適切に対応するとともに、心の豊かさや生きがいを求める活力ある指宿市の教育と文化の創造を基本理念とした指宿市教育振興基本計画に基づき、学校・家庭・地域・行政等が連携・協力し、新しい時代に対応した教育・文化・スポーツを推進してまいります。

学校の教育環境の整備につきましては、指宿市望ましい学校環境整備計画に基づき、児童・生徒に安心・安全で良好な学習の場を提供できるよう、耐震補強工事を優先して実施するとともに、児童・生徒数の今後の動向を見据え、これからの小・中学校の在り方について、保護者や地域住民の参画を得て検討をしてまいります。その他の施設整備につきましては、グラウンドの整備、校舎等の整備及び職員室等へのエアコン設置のための実施設計などを行ってまいります。学校教育につきましては、確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和を重視し、生涯にわたって意欲的に自己実現を目指す生きる力の育成に努めてまいります。また、保護者や地域の期待に応える教育を実現するため、信頼される学校づくりを推進してまいります。特に、確かな学力を身につけさせるため、教員の授業力の向上に努めるとともに、校種間や家庭との連携による学習習慣・生活習慣の改善を図り、学習意欲の向上や家庭学習の充実に努めてまいります。生徒指導上の課題につきましては、教職員の生徒指導力の向上や生徒指導体制の確立に努めるとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、心の教室相談員等の活用により、教育相談体制の充実に努めてまいります。児童・生徒の安全確保につきましては、避難訓練や校内・校外における安全指導を通して、発達段階に即した危険予知能力や危険回避能力の育成に努めるとともに、スクールガード、PTA、地域住民、関係機関等との連携を深め、地域全体で子供を見守り、安心できる環境づくりに努めてまいります。

学校給食につきましては、衛生管理の徹底や職員の健康管理に努め、安心・安全な給食を提供するとともに、学校給食センターの調理及び配送業務の民間委託に向けて、その作業を進めてまいります。また、食物アレルギーを有する児童・生徒の実態把握に努め、除去食や代替食での対応を継続してまいります。

指宿商業高等学校では、特色ある教育活動として、中国語・韓国語を生徒全員が選択履修

する取り組みや、株式会社指商を活用してのビジネス教育の実践を更に進めてまいります。

また、学校の環境整備につきましては、国の緊急防災・減災事業を活用した特別教室棟の耐震補強実施設計及び特別教室棟・管理棟の耐震補強工事を繰越事業で行うとともに、グラウンドの整備工事を行うなど、安全で安心して学べる環境づくりに努めてまいります。信頼される学校づくりににつきましては、信頼される教職員となるよう、服務規律の厳正確保に努めるとともに、ホームページをはじめ、各種広報活動を通して学校の情報を積極的に発信し、家庭や地域と連携した取り組みを一層進めてまいります。また、学校評議員制度の充実を図り、学校運営の改善に努めてまいります。さらに、地域の中の学校づくりを推進するため、地域ボランティアによるいぶすき学校応援団事業のより一層の活性化を図り、学校・家庭・地域の連携による教育力の向上を図ってまいります。

社会教育につきましては、多様化する市民の学習意欲に対応できる市民講座等の充実を図り、校区公民館を中心に各種団体の活動を支援しながら、いつでも、どこでも、誰でも、自由に学習機会を選択して学び、その成果を生かせる生涯学習社会の実現を目指してまいります。また、社会教育関係団体のリーダー育成を図り、活動内容の充実及び相互の連携・協力による団体活動の活性化を促進し、自主的な運営と活動がなされるよう努めてまいります。

青少年教育につきましては、いぶすきふるさと探検隊やいぶすき元気塾など、体験活動の充実を図るとともに、国内外の姉妹都市との交流を通して、ふるさと意識の醸成や国際感覚を養い、心豊かでたくましい青少年の育成に努めてまいります。また、いぶすき子ども映画祭を開催し、映像を通して子供たちの豊かな情操と感性を育ててまいります。

次に、文化の振興でございます。市指定文化財であります松尾城の調査や指定文化財等の調査を今後も進め、国・県と連携を図りながら、その指定・保存・活用に努めてまいります。考古博物館、時遊館ＣＯＣＣＯはしむれでは、指宿まるごと博物館構想を推進しながら、市の新たな魅力の発掘と普及活用に努め、魅力ある博物館運営を展開をしてまいります。また、平成27年に鹿児島県で開催される国民文化祭に向け、本格的な準備も進めてまいります。社会体育につきましては、市民の体力・健康づくりを目標とした市民体育祭や市駅伝競走大会、チャレンジデー等を開催し、生涯スポーツの推進に努めるとともに、学校体育施設を開放し、地域のスポーツレクリエーション活動の場として有効利用を図ってまいります。また、競技団体等の育成・充実に努めるとともに、競技力の向上が図られるよう支援をしてまいります。体育施設につきましては、利用者が安全・安心に利用できるよう指宿総合体育館の耐震診断など、環境整備に努めるとともに、指定管理者と連携し維持管理の充実を図りながら、利用促進に努めてまいります。

次に、平成26年度の当初予算の大綱について申し上げます。

本市の財政状況は、行政改革大綱や集中改革プラン及び平成25年4月に策定した行財政改革行動計画等に基づき、歳入に見合った歳出構造への転換に努めるとともに、効率的かつ効

果的な行財政運営を目指して行財政改革に取り組んできたことから、財政調整基金等の増額確保や財政指標であります健全化判断比率及び経常収支比率も徐々に改善するなど、財政の健全化が図られてきたところでございます。しかしながら、少子高齢化による社会保障関係費や老朽化した公共施設等の耐震化や維持補修等が増大する一方で、合併算定替え終了に伴い普通交付税が段階的に減額されることから、今後、財源不足が生じるなど、財政運営は厳しくなることが予想をされます。このような財政状況を踏まえ、予算編成にあたりましては、将来の財政負担も考慮しながら、消費税率引上げに伴って各経費が安易に膨張しないよう、あらゆる角度から徹底した事務事業の見直しを行うとともに、限りある財源を効率的かつ効果的に活用しながら、予算の峻別化を図ったところであります。また、国の示している好循環実現のための経済対策に呼応した形で経済成長に資する施策等と併せて、新たな行政課題にも積極的に対応する予算の重点化にも努めたところであります。

歳出面では、物件費などの内部管理経費を徹底して見直す一方で、年々増加する社会保障関係費等の増額や障害者支援制度等の拡充を図り、また、これまで取り組んできた健幸のまちづくり推進事業や6次産業化起業支援事業及び特産品振興事業の更なる展開と、国の景気の下支えのための経済対策を活用して市民の住みよいまち並み整備や安全・安心を守るまちづくりの推進を図ったところであります。さらには、大規模建築物の耐震診断に係る経費や危機的な財政運営となっている国民健康保険特別会計への財政支援及び消費税率の引き上げに伴う歳出予算も適切に予算措置したところであります。

歳入面においても、消費税率の引上げに伴い、使用料等を見直すとともに、地域の元気臨時交付金基金、ふるさと振興基金等の効果的な活用や償還元金を上回らない新規起債発行額の抑制に努め、また、新たな行政課題や市民ニーズに適切に対応する必要のある施策について、重点的な予算配分に努めたところであります。

平成26年度の当初予算は、一般会計209億1,700万円、国民健康保険特別会計76億2,051万2千円、後期高齢者医療特別会計6億3,037万8千円、介護保険特別会計46億2,224万4千円、温泉配給事業特別会計5,003万3千円、唐船峡そうめん流し事業特別会計2億3,395万5千円、公共下水道事業特別会計17億7,681万4千円、水道事業会計、収益的收入として8億568万4千円、収益的支出6億8,888万7千円、資本的收入951万5千円、資本的支出3億5,083万5千円を計上をいたしました。

以下、一般会計及び特別会計等における主要な施策と歳入・歳出予算の概要等につきましてはお示しのとおりでございますので、よろしくお目通しをお願い申し上げます。

以上、向こう1年間の市政運営について、基本的な姿勢と予算等について申し述べてまいりましたが、国民健康保険等の医療費の増加や、合併に伴う財政上の増額支援措置の終了など、市政を取り巻く環境や財政状況は極めて厳しくなることが予想されております。冒頭でも申し上げましたが、真に健康で豊かさを実感できる指宿を実現するため、健幸のまちづく

りに積極的に取り組んでまいります。また、市民の皆様方の声を大切にしながら、市民協働による住民本位の行政を目指して市政の推進に邁進してまいりたいと考えております。今後とも、市議会の皆様方をはじめ、市民の皆様の積極的な市政へのご参加と市政に対するご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げまして、施政方針と予算の大綱の説明とさせていただきます。

なお、今次第1回市議会定例会に提出しました案件は、補正予算に関する案件8件、条例に関する案件16件、市道の認定に関する案件1件、当初予算に関する案件8件、人事に関する案件3件、契約に関する案件1件の計37件でございます。

議案第4号、平成25年度指宿市一般会計補正予算（第8号）について、から、議案第36号、平成26年度指宿市水道事業会計予算について、までの33議案の詳細につきましては、所管の部長等に説明いたさせますので、よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。ありがとうございました。

**○議長（新宮領進）** 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時25分

再開 午前11時34分

**○議長（新宮領進）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

**○総務部長（邊見重英）** それでは、命によりまして、総務部所管の議案についてご説明申し上げます。

提出議案の1ページをお開きください。

議案第4号、平成25年度指宿市一般会計補正予算（第8号）について、であります。

補正予算書の1ページをお開きください。

補正の内容は、第1条で歳入・歳出予算の総額から歳入・歳出それぞれ4億3,771万1千円を減額し、歳入・歳出予算の総額を204億4,314万5千円にしようとするものであります。

第2条で、繰越明許費を設定するものであります。内容につきましては、5ページの繰越明許費でお示しの各事業について、繰越明許費の金額を設定するものであります。

第3条で、債務負担行為の補正をするものであります。内容につきましては、6ページの第3表、債務負担行為補正でお示しのとおり、債務負担行為の追加と各事業費の確定に伴い、期間及び限度額をそれぞれ変更するものであります。

第4条で、地方債の補正をするものであります。内容につきましては、7ページの第4表、地方債補正でお示しのとおり、事業債の追加と、各起債事業費の確定等に伴い限度額をそれぞれ変更するものであります。

今回の補正の主な内容は、平成25年度の事業費の確定や支出見込みに対する予算の不足額又は不用額の整理等と併せて、国の平成25年度好循環実現のための経済対策等を活用した事業費等を計上しております。瀬崎港海岸高潮対策事業や平成26年度実施予定としていた指宿

商業高等学校校舎耐震補強工事費を、平成25年度に前倒しして計上するものであります。なお、今回の補正の各目に人件費を計上しております。これにつきましては、職員の育児休業等に係る予算の整理に伴う人件費の減であります。なお、各目の人件費につきましては、39ページからの給与費明細書を参照していただきますようお願い申し上げます。以後の説明は割愛させていただきます。また、一般会計と各特別会計・水道事業会計の補正予算については、別冊平成25年度指宿市各会計3月補正予算の概要を、お手元に配布させていただいておりますので、参照していただきますようお願い申し上げます。以後の説明は割愛させていただきます。

次は、提出議案の57ページをお開きください。

議案第29号、平成26年度指宿市一般会計予算について、から、64ページの議案第36号、平成26年度指宿市水道事業会計予算について、までの8議案につきましては、別冊の平成26年度施政方針と予算の大綱の中で、一般会計及び各特別会計の歳入・歳出の概要をお示しし、また、別冊平成26年第1回指宿市議会定例会委員会参考資料を、お手元に配布させていただいておりますので、説明は割愛させていただきます。

次は、提出議案の9ページをお開きください。

議案第12号、指宿市職員の給与に関する条例の一部改正について、であります。

本案は、地域手当及び単身赴任手当を創設するため、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

改正の主な内容は、職員の人事交流等の際に、地域手当や単身赴任手当の支給が必要な場合に対処するために、国の制度に準じて地域手当及び単身赴任手当を創設しようとするものであります。地域手当については、給料、扶養手当及び管理職手当の月額合計額の100分の18以内で支給しようとするものであります。また、単身赴任手当については、月額2万3千円を基準とし、職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離が規則で定める距離以上である場合においては、4万5千円を超えない範囲内で加算して支給しようとするものであります。なお、附則において、この条例は、平成26年4月1日から施行することとしております。

次は、提出議案の13ページをお開きください。

議案第13号、指宿市行政財産の目的外使用の使用料徴収条例の一部改正について、であります。

本案は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行に伴い、消費税法及び地方税法の一部改正が行われたことから、使用料の見直しを行うため、この条例の所要の改正をしようとするものであります。改正の内容は、第2条関係について、条文中に規定する100分の105を100分の108に改正しようとするものであります。なお、附則において、この条例は、平成26年4月1日から施行することとしております。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

**○市民生活部長（谷口強美）** それでは、命によりまして、市民生活部所管の議案についてご説明申し上げます。

提出議案の17ページをお開きください。

議案第15号、指宿市税条例及び指宿市国民健康保険税条例の一部改正について、であります。

本案は、地方税法の一部改正に伴い、これらの条例の所要の改正をしようとするものであります。

第1条は、指宿市税条例の一部改正についてでございます。主な改正内容をご説明申し上げます。

第47条の2と同条の5につきましては、公的年金に係る市民税の特別徴収制度の見直しがなされたことによるもので、住民税の納税義務者が他市町村に転出した場合でも、特別徴収を継続できるというものであります。また、住民税の年間の特別徴収額を平準化させるため、仮徴収額を前年度の年税額の2分の1にするという内容の改正であります。なお、附則において、この条例は、平成28年10月1日から施行することとしております。

附則第7条の4以下につきましては、金融所得課税の損益通算の見直し及び公社債等の課税制度の見直し等がなされたことによる改正と不要条項の削除であります。その主な内容といたしましては、上場株式等に係る配当所得の分離課税に、新たな対象として特定公社債の利子が追加されております。また、上場株式等と一般株式等に係る譲渡所得が別々の分離課税制度とされたことから、これら所得間の損益通算が不可となっております。公社債の譲渡につきましては、原則非課税とする制度が廃止され、20%の申告分離課税とするなどの改正となっております。なお、附則において、この条例は、平成29年1月1日から施行することとしております。

第2条は、指宿市国民健康保険税条例の一部改正についてでございます。改正の内容といたしましては、第1条の指宿市税条例の一部改正の附則第7条の4以下と同様で、金融所得課税の損益通算の見直し及び公社債等の課税制度の見直し等がなされたことによる改正と不要条項の削除であります。なお、附則において、この条例は、平成29年1月1日から施行することとしております。

提出議案の23ページをお開きください。

議案第16号、指宿市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について、であります。

本案は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行に伴い、消費税法及び地方税法の一部改正が行われたことか

ら、手数料の見直しを行うため、この条例の所要の改正をしようとするものであります。改正の主な内容は、第9条関係について、別表第1に規定する手数料を消費税率8%で計算し改正しようとするものであります。なお、附則において、この条例は、平成26年4月1日から施行することとしております。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

**○健康福祉部長（野口義幸）** それでは、命によりまして、健康福祉部所管の議案についてご説明申し上げます。

提出議案の25ページをお開きください。

議案第17号、指宿市老人福祉センター条例の一部改正について、であります。

本案は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行に伴い、消費税法及び地方税法の一部改正が行われたことから、使用料の見直しを行うため、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

改正の主な内容は、第11条関係について、別表に規定する使用料を消費税率8%で計算し改正しようとするものであります。なお、附則において、この条例は、平成26年4月1日から施行することとしております。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

**○産業振興部長（高野重夫）** それでは、命によりまして、産業振興部所管の議案についてご説明申し上げます。

提出議案の39ページをお開きください。

議案第22号、指宿市漁港管理条例の一部改正について、であります。

本案は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行に伴い、消費税法及び地方税法の一部改正が行われたことから、使用料等の見直しを行うため、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

改正の主な内容は、第6条及び第7条関係について、別表に規定する使用料等を消費税率8%で計算し改正しようとするものであります。なお、附則において、この条例は、平成26年4月1日から施行することとしております。

次は、提出議案の41ページをお開きください。

議案第23号、指宿市コミュニティセンター愉徒里館条例等の一部改正について、であります。

本案は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行に伴い、消費税法及び地方税法の一部改正が行われたことから、使用料等の見直しを行うため、これらの条例等の所要の改正をしようとするものであり

ます。

改正の主な内容は、指宿市コミュニティセンター愉徒里館条例、指宿市天然砂むし温泉施設条例、指宿市山川砂むし保養施設条例、指宿市ヘルシーランド条例、指宿市レジャーセンターかいもん条例、指宿市そばの館皆楽来及び親水池条例の六つの条例に定める各施設の使用料等を、消費税率8%で計算し改正しようとするものであります。また、指宿市営温泉供給管理条例につきましては、条例本文中の100分の105を100分の108に改正しようとするものであります。なお、附則において、この条例は、平成26年4月1日から施行することとしております。

次は、提出議案の45ページをお開きください。

議案第24号、指宿市かいもん山麓ふれあい公園条例の一部改正について、であります。

本案は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税の一部を改正する等の法律の施行に伴い、消費税法及び地方税法の一部改正が行われたことから、使用料の見直しを行い、及び施設の追加を行うため、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

改正の主な内容は、指宿市かいもん山麓ふれあい公園条例の使用料を、消費税率8%で計算し改正しようとするものであります。また、新規にパークゴルフコースを設置することに伴い、施設名、使用区分、使用料について新たに設けるものであります。なお、附則において、この条例は、平成26年4月1日から施行することとしております。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

**○農政課長（宮崎英世）** それでは、命によりまして、農政部所管の議案について農政部長に代わりましてご説明申し上げます。

提出議案の35ページをお開きください。

議案第20号、指宿市開聞営農研修センター条例の一部改正について、であります。

本案は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行に伴い、消費税法及び地方税法の一部改正が行われたことから、使用料の見直しを行うため、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

改正の主な内容は、第6条関係について、別表に規定する使用料を消費税率8%で計算し改正しようとするものであります。なお、附則において、この条例は、平成26年4月1日から施行することとしております。

次は、提出議案の37ページをお開きください。

議案第21号、指宿市開聞農村環境改善センター条例等の一部改正について、であります。

本案は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行に伴い、消費税法及び地方税法の一部改正が行われたことか

ら、使用料の見直しを行うため、これらの条例の所要の改正をしようとするものであります。

改正の主な内容は、指宿市開聞農村環境改善センター条例、指宿市指宿ヘリポート条例、指宿市レイクグリーンパーク条例の三つの条例に定める各施設の使用料を消費税率8%で計算し改正しようとするものであります。なお、附則において、この条例は、平成26年4月1日から施行することとしております。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

**○建設部長（三窪義孝）** それでは、命によりまして、建設部所管の議案についてご説明申し上げます。

提出議案の48ページをお開きください。

議案第25号、指宿市道路占用料徴収条例の一部改正について、であります。

本案は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行に伴い、消費税法及び地方税法の一部改正が行われたことから、占用料の見直しを行うため、及び道路法等の一部改正に伴い、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

改正の内容は、第2条関係について、条文中に規定する100分の105を100分の108に改正しようとするものです。また、第3条関係について、道路法等の一部改正に伴い、関係条文の規定に改正があったことから、引用する条項を改正しようとするものであります。なお、附則において、この条例は、平成26年4月1日から施行することとし、第3条第1号の改定規定は、公布の日から施行することとしております。

次は、提出議案の50ページをお開きください。

議案第26号、指宿市都市公園条例の一部改正について、であります。

本案は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行に伴い、消費税法及び地方税法の一部改正が行われたことから、使用料等の見直しを行い、及び条文の見直しを行うため、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

改正の主な内容は、第16条関係について、条文中に規定する100分の105を100分の108に改正しようとするものであります。別表に規定する使用料を消費税率8%で計算し改正しようとするものであります。また、公園を占用する場合について、指宿市道路占用料徴収条例第2条に規定する占用料の額に準ずることとし、関係条文を削除しようとするものであります。なお、附則において、この条例は、平成26年4月1日から施行することとしております。

次は、提出議案の53ページをお開きください。

議案第27号、指宿市下水道条例の一部改正について、であります。

本案は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行に伴い、消費税法及び地方税法の一部改正が行われたことから、下水道使用料の見直しを行うため、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

改正の主な内容は、第16条関係について、条文中に規定する100分の105を100分の108に改正しようとするものであります。なお、附則において、この条例は、平成26年4月1日から施行することとしております。

次は、提出議案の55ページをお開きください。

議案第28号、市道の認定について、であります。

本案は、1路線の市道認定のため、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。新たに市道認定しようとする和田園線は、指宿市開聞十町地内の十町字和田園から十町字和田園までの延長129mの区間を市道認定しようとするものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

**○教育部長（濱田悟）** それでは、命によりまして、教育委員会所管の議案についてご説明申し上げます。

提出議案の27ページをお開きください。

議案第18号、指宿市立市民会館条例等の一部改正について、であります。

本案は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行に伴い、消費税法及び地方税法の一部改正が行われたことから、使用料等の見直しを行うため、これらの条例の所要の改正をしようとするものであります。

改正の主な内容は、指宿市立市民会館条例、指宿市立図書館条例、指宿市体育施設条例、指宿市考古博物館時遊館ＣＯＣＣＯはしむれ条例の四つの条例に定める各施設の使用料等を、消費税率8%で計算し改正しようとするものです。なお、附則において、この条例は、平成26年4月1日から施行することとしております。

次に、提出議案の32ページをお開きください。

議案第19号、指宿市立指宿商業高等学校授業料等徴収条例の一部改正について、であります。

本案は、公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部改正に伴い、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

この法律の改正につきましては、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を適正に行うため、授業料に充てるための高等学校等就学支援金の支給について、所得制限の導入を行い、保護者等の収入の状況に照らして支給することとなっております。

改正の主な内容は、第2条の授業料徴収規定を改正し、授業料を徴収するものとし、第3条の授業料の納付期限、第4条の滞納者の処分、第5条に授業料の減免の規定を加えるほか、条項等の整備を行うものであります。なお、附則において、この条例は、平成26年4月1日から施行することとしております。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

**○水道課長（永吉道博）** それでは、命によりまして、水道課所管の議案についてご説明申し上げます。

提出議案の15ページをお開きください。

議案第14号、指宿市水道給水条例の一部改正について、であります。

本案は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行に伴い、消費税法及び地方税法の一部改正が行われたことから、水道料金等の見直しを行うため、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

改正の主な内容は、第25条及び第33条関係について、条文中に規定する100分の105を100分の108に改正しようとするものであります。なお、附則において、この条例は、平成26年4月1日から施行することとしております。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（新宮領進）** ただいま議題となっております議案第4号から議案第36号までの33議案に対する質疑等は、2月28日に行います。

暫時休憩いたします。

|    |    |       |
|----|----|-------|
| 休憩 | 午後 | 0時03分 |
| 再開 | 午後 | 0時58分 |

**○議長（新宮領進）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

#### △ 議案第37号～議案第40号一括上程

**○議長（新宮領進）** 次は、日程第36、議案第37号、人権擁護委員候補者の推薦について、から、日程第39、議案第40号、指宿市公共下水道新潟口雨水ポンプ場の建設工事委託に関する協定の変更について、までの4議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

提案理由の説明を求めます。

## △ 提案理由説明

○市長（豊留悦男） それでは、ご説明申し上げます。

提出議案の65, 66ページをお開きください。

議案第37号及び議案第38号、人権擁護委員候補者の推薦について、であります。

まず、議案第37号は、山川地域の現委員であります河本佳子氏が、本年6月30日をもって任期満了となりますが、引き続き同氏を委員として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。同氏の住所、生年月日はお示しのとおりでございます。同氏には、平成23年7月から山川地域の人権擁護委員として多大なご尽力をいただいているところであり、当該委員として適任者であると思っております。

次に、議案第38号は、開聞地域の現委員でございます中村まゆみ氏が、本年6月30日をもって任期満了となりますが、一身上の都合により辞任の意向でありますので、新たに坂元明子氏を委員として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。同氏の住所、生年月日はお示しのとおりでございます。同氏は、地域婦人会活動の中で、女性の人権や男女共同参画社会づくりの推進について、積極的に取り組んでおり、当該委員として適任者であると思っております。

何とぞ、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

次に、提出議案の67ページをお開きください。

議案第39号、監査委員の選任について、であります。

本案は、本定例会において議会の同意を得て、指宿市監査委員を選任する必要があることから、迫田福幸氏を監査委員として選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。なお、同氏の住所、生年月日はお示しのとおりであります。同氏は、平成25年3月まで指宿市職員として42年という豊かな行政経験があり、適任者だと思っております。

何とぞ、ご同意賜りますようお願いを申し上げます。

次に、議案第40号、指宿市公共下水道新潟口雨水ポンプ場の建設工事委託に関する協定の変更について、であります。

本案は、指宿市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、予定価格1億5,000万円以上である指宿市公共下水道新潟口雨水ポンプ場の建設工事委託に関する協定の変更について、議会の議決を求めるものであります。

なお、議案第40号の詳細につきましては、建設部長に説明させますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○建設部長（三窪義孝） それでは、命によりまして、建設部所管の議案について追加してご説明申し上げます。

提出議案の68ページをお開きください。

議案第40号、指宿市公共下水道新潟口雨水ポンプ場の建設工事委託に関する協定の変更に  
ついて、であります。

本協定の変更につきましては、指宿市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分  
に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

協定の変更内容については、新潟口雨水ポンプ場建設土木・建築工事に係る協定金額の変  
更であります。協定の相手方の日本下水道事業団が行いました土木・建築工事の入札に係る  
執行残等により、協定金額の変更を行うものであります。

以上で、追加説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上  
げます。

○議長（新宮領進） 暫時休憩いたします。

|    |    |       |
|----|----|-------|
| 休憩 | 午後 | 1時04分 |
| 再開 | 午後 | 1時04分 |

○議長（新宮領進） 休憩前に引き続き会議を開きます。

#### △ 議案第37号～議案第39号（質疑、委員会付託省略、表決）

○議長（新宮領進） これより、質疑に入ります。

まず、議案第37号から議案第39号までの3議案について質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第37号から議案第39号までの3議案は、委員会付託を  
省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進） ご異議なしと認めます。

よって、議案第37号から議案第39号までの3議案は、委員会付託を省略することに決定い  
たしました。

これより、採決いたします。

まず、議案第37号を採決いたします。

本案は、同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進） ご異議なしと認めます。

よって、議案第37号は、同意することに決定いたしました。

次に、議案第38号を採決いたします。

本案は、同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（新宮領進）** ご異議なしと認めます。

よって、議案第38号は、同意することに決定いたしました。

次に、議案第39号を採決いたします。

本案は、同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（新宮領進）** ご異議なしと認めます。

よって、議案第39号は、同意することに決定いたしました。

#### **△ 議案第40号（質疑、委員会付託省略、討論、表決）**

**○議長（新宮領進）** 次に、議案第40号について質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別にありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第40号は、委員会付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（新宮領進）** ご異議なしと認めます。

よって、議案第40号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（新宮領進）** 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第40号を採決いたします。

本案は、同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（新宮領進）** ご異議なしと認めます。

よって、議案第40号は同意することに決定いたしました。

#### **△ 散 会**

**○議長（新宮領進）** 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

散会 午後 1時07分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 新宮領 進

議 員 高 橋 三 樹

議 員 福 永 徳 郎

## 第1回指宿市議会定例会会議録

平成26年2月28日午前10時 開議

~~~~~

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第4号 平成25年度指宿市一般会計補正予算（第8号）について
- 日程第3 議案第5号 平成25年度指宿市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第4 議案第6号 平成25年度指宿市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第5 議案第7号 平成25年度指宿市介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第6 議案第8号 平成25年度指宿市温泉配給事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第7 議案第9号 平成25年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第8 議案第10号 平成25年度指宿市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第9 議案第11号 平成25年度指宿市水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第10 議案第12号 指宿市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第13号 指宿市行政財産の目的外使用の使用料徴収条例の一部改正について
- 日程第12 議案第14号 指宿市水道給水条例の一部改正について
- 日程第13 議案第15号 指宿市税条例及び指宿市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第14 議案第16号 指宿市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
- 日程第15 議案第17号 指宿市老人福祉センター条例の一部改正について
- 日程第16 議案第18号 指宿市立市民会館条例等の一部改正について
- 日程第17 議案第19号 指宿市立指宿商業高等学校授業料等徴収条例の一部改正について
- 日程第18 議案第20号 指宿市開聞営農研修センター条例の一部改正について
- 日程第19 議案第21号 指宿市開聞農村環境改善センター条例等の一部改正について

		て
○日程第20	議案第22号	指宿市漁港管理条例の一部改正について
○日程第21	議案第23号	指宿市コミュニティセンター愉徒里館条例等の一部改正について
○日程第22	議案第24号	指宿市かいもん山麓ふれあい公園条例の一部改正について
○日程第23	議案第25号	指宿市道路占用料徴収条例の一部改正について
○日程第24	議案第26号	指宿市都市公園条例の一部改正について
○日程第25	議案第27号	指宿市下水道条例の一部改正について
○日程第26	議案第28号	市道の認定について
○日程第27	議案第29号	平成26年度指宿市一般会計予算について
○日程第28	議案第30号	平成26年度指宿市国民健康保険特別会計予算について
○日程第29	議案第31号	平成26年度指宿市後期高齢者医療特別会計予算について
○日程第30	議案第32号	平成26年度指宿市介護保険特別会計予算について
○日程第31	議案第33号	平成26年度指宿市温泉配給事業特別会計予算について
○日程第32	議案第34号	平成26年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計予算について
○日程第33	議案第35号	平成26年度指宿市公共下水道事業特別会計予算について
○日程第34	議案第36号	平成26年度指宿市水道事業会計予算について
○日程第35	鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙	

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

1. 出席議員

1 番議員	外 蘭 幸 吉	2 番議員	臼 山 正 志
3 番議員	恒 吉 太 吾	4 番議員	井 元 伸 明
5 番議員	吉 村 重 則	6 番議員	西 森 三 義
7 番議員	浜 田 藤 幸	8 番議員	東 伸 行
9 番議員	高 田 チヨ子	10 番議員	森 時 徳
11 番議員	高 橋 三 樹	12 番議員	福 永 徳 郎
13 番議員	前 原 六 則	14 番議員	松 下 喜久雄
15 番議員	前之園 正 和	16 番議員	木 原 繁 昭
17 番議員	中 村 洋 幸	18 番議員	新川床 金 春
19 番議員	下川床 泉	21 番議員	新宮領 進

1. 欠席議員

なし

1. 地方自治法第 121 条の規定による出席者

市長	豊留悦男	副市長	渡瀬貴久
副市長	上村欣久	教育長	池田昭夫
総務部長	邊見重英	市民生活部長	谷口強美
健康福祉部長	野口義幸	産業振興部長	高野重夫
建設部長	三窪義孝	教育部長	濱田悟
山川支所長	森健一	開聞支所長	下吉耕一
建設部参与	上谷修	総務課長	廣森敏幸
市長公室長	川路潔	財政課長	中村孝
市民協働課長	馬場久生	商工水産課長	中村俊治
農政課長	宮崎英世		

1. 職務のため出席した事務局職員

事務局長	福山一幸	次長兼議事係長	岩下勝美
主幹兼調査管理係長	鮎川富男	議事係主査	濱上和也

△ 開 議

午前10時00分

○議長（新宮領進） おはようございます。ただいまご出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

△ 会議録署名議員の指名

○議長（新宮領進） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、前原六則議員及び松下喜久雄議員を指名いたします。

△ 議案第4号～議案第11号（質疑、委員会付託省略、討論、表決）

○議長（新宮領進） 次は、日程第2、議案第4号、平成25年度指宿市一般会計補正予算（第8号）について、から、日程第9、議案第11号、平成25年度指宿市水道事業会計補正予算（第2号）について、までの8議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

これより、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

まず、前之園正和議員。

○15番議員（前之園正和） 議案の第4号について質疑を行います。住宅リフォーム助成制度は昨年7月に導入され、予算は3,000万でスタートしました。本制度は生活環境の整備だけにとどまらず、地元業者に仕事をつくり、地域経済の活性化にもつながるもので、費用対効果の面でも秀でたものがあります。そのようなことから、どこの自治体でもすぐに予算枠に達し、場合によっては補正予算を組むなどの措置を行う自治体も数多くあります。そこで今回、実績見込みからとして900万円の減額補正になっておりますが、その理由は何なのか。制度の周知は十分だったのか。現金でなく商品券でのバックということに関係はなかったのか。どのように捉えているのか伺います。

○産業振興部長（高野重夫） 住宅リフォーム助成金の執行状況につきましては、2月25日現在で206件、補助金が1,631万4千円となっております。これまで申請をして不合格となった案件はなく、全ての事業が行われ、事業費に見合った補助金が支給されております。したがって、予算額を全て執行できなかった理由は、住宅をリフォームする方が見込みより少なかったからと考えております。

次に、制度を知らなかった、周知が図られなかったのではないかとということでございますけれども、制度の周知につきましては、昨年の4月以降、広報紙やお知らせ版に4回ほど掲載し、市のホームページにもアップしまして、現在も情報提供しております。また、商工会議所や菜の花商工会、建設業組合などでも説明し、それぞれの会報やチラシ等でも周知をいた

だいているところでございます。

○議長（新宮領進） 次に、新川床金春議員。

○18番議員（新川床金春） 議案第4号について伺います。職員健康診断、職員研修等の実績見込みに伴い委託料が減になっております。指宿市は国民健康保険特別会計が平成22年度末から赤字になり、一般会計から毎年数億円の赤字補填をしております。国民健康保険にですね、職員は定年後は皆さん入るんですよね。ですから、職員の健康診断は職員のときからずっとやっていけば、健康管理ができると思いますけども、健康管理の状態と職員研修の状況はどうなっているのか伺います。

○総務部長（邊見重英） まず、委託費の減額のことについてお答えさせていただきます。職員健康診断委託料につきましては、当初予算見込みよりも受診者数が43名少なかったことから、38万1千円の不用額となっております。それから、研修の委託料につきましては、当初、人事評価研修に外部講師を招いて実施する予定で予算を計上しておりましたが、指宿市の実態に即した研修を行った方がよいのではないかということになりまして、25年度につきましては、人事系の職員が講師役を務め、評価の視点について評価者同士で議論を重ねる人事評価者研修を実施いたしました。そのようなことから、今年度の外部講師委託料80万円が不用になったところです。

それから、もう一つの職員採用試験等の委託料につきましては、受験者数を150名見込んでおりましたけれども、実際の受験者数が105名であったことから18万8千円が不用となっております。

それから、議員のお話ございました職員の健康管理についてでございますけれども、これにつきましては、市では職員、それからパートの職員を含めまして、大体この健康診断の対象者が590名ほどおります。その中で市が実施する健康診断を受ける者が327名、それから、人間ドック等ですね、共済組合が実施する検診等、あるいは自己検診をされる方が大体257名おりまして、合わせて584名が健康診断を受けております。なお、残った9名という未受診者もいるんですけれども、これについては市の方で人事係の方からですね、ご自分で健診を受けていただくようにということをお願いをしているところです。したがって、私どもも職員の健康管理につきましては、非常に重要なことだと思っております。これにつきましては、今後も十分配慮して、また、職員自身にもご自分の健康管理をちゃんとしていただくということの意識付けというのをですね、もっと一生懸命取り組んでいきたいと思っております。以上でございます。

○18番議員（新川床金春） ありがとうございます。574名の方が受診しているということですけれども、重なった方もいらっしゃると思いますけれども、実際ですね、指宿市が市民には健康づくりを提唱しているわけですから、職員にも徹底するようにしていただきたいと思えます。

SWC講演会の講師料の減額があるんですけども、どのような講演会を予定していたのかお伺いします。

○総務部長（邊見重英） まず、SWC構想の事業の減額の内容ですけども、これにつきましては、254万7千円の減額を掲載しておりますけれども、そのうちSWC構想事業の講演会の講師謝金、それから育児付き運動教室の保育士の謝金の不用額など、SWC関係で199万3千円の減額をいたしております。それとあと、講演会がどのようなものを予定していたのかということでございますけれども、この講演会につきましては、市では昨年、これは24年度ですけれども、25年の3月に健幸のまちづくり講演会というのをですね、市で主催して開催いたしました。また、本年度につきましても、同じく3月頃にこの講演会を開催する予定でしたがけれども、市の観光協会の方が観光庁の補助事業を活用しまして指宿観光キーパーソン集会、スマート・ウェルネス・シティ・シンポジウムというのを3月頃に開催する予定であるというお話をお聞きしましたので、確認しましたところ、健幸のまちづくりの推進をはじめ、美プロジェクトであるとか、指宿海水浴などのキーワードによるイメージ創出等のための市民に意識醸成を行うという内容で実施するということでございました。そこで、健幸のまちづくりを中核に据える同じような講演会を同時期に開催するのはどうなのかということで、市としては開催を中止したところです。

○18番議員（新川床金春） 私はSWC構想は指宿の重要政策だと捉えております。国民健康保険の毎年の赤字、そしてそれを補填するために繰入金もありますし、市民の負担も増えております。それを軽減するための事業ですので、やっぱり市民に周知するための回数は多かった方がよかったのかなと思うんですけども、今後の取り組みはどうなっているのか伺います。

○総務部長（邊見重英） 私どもも議員がご指摘のとおり大変重要な事業だということで取り組みをさせていただいております。今年につきましても、一定の講師をお招きしての後援会であるとか、あるいは職員に対してSWCの認識を高めてもらうための講座の開催であるとか、そういうものを実施していくようにしております。それとそのほかに、また、今年も実施させていただきましたけれども、ウォーキングロードの整備であるとか、それから、運動場広場への助成であるとか、また、健康運動教室であるとか、そういうものをですね、昨年に引き続き実施し、更に新しい事業も加えて健幸のまちづくりに一生懸命取り組んでいきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（新宮領進） 以上で、通告による質疑は終了いたしました。
ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進） 別にありませんので、質疑を終結いたします。
お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第4号から議案第11号までの8議案は、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（新宮領進） ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号から議案第11号までの8議案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（新宮領進） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第4号から議案第11号までの8議案を一括して採決いたします。

8議案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（新宮領進） ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号から議案第11号までの8議案は、原案のとおり可決されました。

△ 議案第12号～議案第36号（質疑、委員会付託）

○議長（新宮領進） 次は、日程第10、議案第12号、指宿市職員の給与に関する条例の一部改正について、から、日程第34、議案第36号、平成26年度指宿市水道事業会計予算について、までの25議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

これより、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

まず、前之園正和議員。

○15番議員（前之園正和） 議案第13、14、16から18、20から27、一括して伺います。いずれも消費税増税に関連する条例の一部改正とのことですが、消費税が増税になった場合ですね、法の規定によって必ず改正しなければならないものと、行政としての判断によって改正しようとするものがあると思います。議案ごとにどちらなのか伺います。

○総務部長（邊見重英） 全ての議案について任意になっております。

○15番議員（前之園正和） 全ての議案について任意ということですが、例えば、一般会計に関係する分、特別会計に関係する分、企業会計に関係する分などがあると思うんですね。市民から消費税をいただいて、その分を国に納めるというもの、それから、市民からいただいても納めることにならないものがあると思うんですが、そういう視点で言いますとどのよう

になりますか。水道料金などは納めることになるのかなというふうに思うんですけども、それも含めて任意ということになるんですか。

○総務部長（邊見重英） 確かに、企業会計並びに下水道会計、下水道による使用料等につきましては、消費税ということで納税しなければならないようになっております。そういう意味では、通常の施設、例えば体育館とか、そういう施設使用料につきましては自治体の任意というふうになってところでございます。

○15番議員（前之園正和） 最初の答弁では全てが任意ということだったんですね。今の答弁は、企業会計、特別会計等については消費税をいただいて市として納めることになるということなんですが、それも含めて全部任意ということではよろしいんですか。それと一般会計については任意で、特別会計、企業会計は言うならば法に基づいて手続きとしてはとらなければいけないというものなのかどうか。整理をしていただきたいと思います。それと、任意ということになればですね、正に任意ということですので、消費税増税が5%が8%になるというタイミングではありますけれども、任意ということはやらなくていいということでもありますので、そのいわゆる、何と言いましようかね、言葉は適切かどうか分かりませんが、便乗値上げと言われても仕方がないことになるのではないかと思いますのでどうか。

○総務部長（邊見重英） 最初私が申し上げました全てというのは訂正させていただきたいと思います。一般会計の部分につきましては任意でございます。

それと、消費税につきましては、最終的には消費者が負担となることが予定されております間接税でございますので、平成26年4月1日からの消費税率の引き上げに伴い、今回、その税率改正分を公の施設等の使用料に転嫁するとしたところです。また、平成25年12月9日付で総務省の方からの通達においても、所要の措置を講ずるよう通知があったところです。

○15番議員（前之園正和） 便乗値上げと言われても仕方ないんじゃないかということについて。

○議長（新宮領進） それについて答弁してください。

○総務部長（邊見重英） 公の施設等の使用料につきましては、平成22年11月に受益者負担の適正化を基本的な考え方として策定した使用料・手数料等の見直しに関する基本方針に基づき各施設における原価計算を行い、現在の使用料に改定したところです。したがって、その原価に係る物件費等に5%の消費税等が経費として計上されております。したがって、今回の消費税率の引き上げ相当分につきまして使用料等の見直しを提案させていただいたところでございますので、便乗値上げというふうには考えておりません。

○議長（新宮領進） 質疑がきちっと終わってから挙手をしてください。

次に、新川床金春議員。

○18番議員（新川床金春） 議案第29号について確認させていただきます。企画費で事業名、

なのはな館保全調査及び利活用検討事業がありまして、541万8千円の内訳と委員会構成についてどうなっているのか伺います。

○総務部長（邊見重英） なのはな館の予算についてでございますけれども、平成26年度当初予算において、なのはな館保全調査及び利活用検討事業で541万8千円を計上いたしております。予算の中身につきましては、利活用検討委員会開催費が41万8千円で、施設保全調査及び利活用計画案の策定委託費というのが500万円でございます。施設保全調査委託費につきましては、今後修繕が必要になると考えられている箇所の洗い出しを行うとともに、なのはな館の利活用策の策定を行うことを目的に計上しているところです。

それから、検討委員会についてでございますけれども、利活用検討委員会につきましては、現在、市で考えておりますなのはな館の活用の方向性でございます文化、芸術、健康づくり、地域経済の発展など、総合的な交流拠点施設という視点から、なのはな館の利活用策を検討していただくということで、この委員会を立ち上げようと考えております。委員につきましては15人程度を考えておりまして、市内の各種団体の代表者等に参加していただければということで考えております。

○18番議員（新川床金春） なのはな館については解体費が必要だというような前回の議員のメンバーもですね、解体費はもらうべきじゃないかなという話があるような状況でありました。今回の保全調査費がですね、なぜ指宿市がしないといけないのかと。この建物の所有者は県なんですよね。県が譲渡するときは全部手を入れるという話じゃなかったのかなと思うんですけど、なぜ500万もの金額を入れて、わざわざ指宿市がしないといけないのか伺います。

○総務部長（邊見重英） 県で計画しております修繕内容というものにつきましては、屋内ゲートボール場、体育館、中央ホール、健康増進施設などの雨漏り補修と、健康増進施設、宿泊施設などの機械の補修、交換が主になっているようでございます。もしも、なのはな館の所有権が市に移転した後に、譲渡前に確認できていなかった箇所の補修によって、市が多額の後年度負担をするということがあってはならないことから、市といたしましても、必要な修繕箇所については事前に確認を行い、しっかりと県に対処していただくよう県と協議していく必要があると考えているところです。

○18番議員（新川床金春） 無償譲渡が前提じゃないと思いますけれども、実際、この施設をですよ、どうするかという検討委員会は立ち上げていいと思いますけど、その検討委員会の内容が固まってからですね、その補正をして、県と協議するべきじゃなかったのかなと思う。内容を見ますと、もう無償譲渡するようなニュアンスが見えるもんですから、この施設を開館しているときは2億から1億5,000万の維持管理費がかかっていました。現在、何もしない状況でも5,000万掛かっていると伺っておりますけれども、維持管理費というのをどのように捉えているのか伺います。

○総務部長（邊見重英） 現在、県がオープンしている形での維持管理費というのは、細かい額ではございませんが、4～5,000万ぐらいだったと思います。ただ、今後、どういうふうに維持管理費が掛かっていくのかということについては、現段階では算出はいたしておりません。確かに1回目の公募が不調に終わり、休館から約3年が経過しております。これまで興味を示す企業等があったんですが、最終的に2回目の公募実施にも至っておりません。これまでの議会でも答弁させていただいてますように、今後の公募の見通しが立っていない中では、このままでは観光都市指宿のイメージ低下も懸念されるということから、先ほども申し上げましたが、文化、芸術、更には健康づくり、地域経済の発展等の総合的な交流拠点施設として市で活用はできないのかということを考え、その方向で県と協議をしていこうということから、今回の委託料等の、あるいは委員の報償の予算を計上したところです。

○議長（新宮領進） 質疑は3回までとなっておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上で、通告による質疑は終了いたしました。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第12号から議案第28号及び議案第30号から議案第36号までの24議案については、お手元に配布いたしております議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託し、議案第29号については、各常任委員会の所管に従い分割付託いたします。

いずれも休会中、審査を終了されますようお願いいたします。

△ 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙

○議長（新宮領進） 次は、日程第35、鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙を行います。

鹿児島県後期高齢者医療広域連合は、本市をはじめ県内全市町村で構成し、後期高齢者医療制度の運営主体となる特別地方公共団体であります。広域連合議会議員につきましては、鹿児島県後期高齢者医療広域連合規約第7条第2項第2号の規定により市議会議員から6人を選出することとなっております。今回、市議会議員区分に2人の欠員が生じたため、候補者受付の告示を行い、届け出を締め切ったところ、3人の候補者がありましたので、同規約第8条第2項の規定により選挙を行います。

この選挙は、同条第4項の規定により全ての市議会の選挙における得票総数の多いものから順に当選人を決定することになっておりますので、会議規則第32条の規定に基づく選挙結果の報告のうち、当選人の報告及び当選人への告知は行うことはできません。

お諮りいたします。

選挙結果の報告につきましては、会議規則第32条の規定に関わらず、有効投票のうち、候補者の得票数までを報告することにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進） ご異議なしと認めます。

よって、選挙結果の報告につきましては、会議規則第32条の規定にかかわらず、有効投票のうち、候補者の得票数までを報告することに決定いたしました。

選挙の方法は投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（新宮領進） ただいまの出席議員は20人であります。

候補者名簿を配布いたします。

〔候補者名簿配布〕

○議長（新宮領進） 候補者名簿の配布漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進） 配布漏れなしと認めます。

投票用紙を配布いたします。

〔投票用紙配布〕

○議長（新宮領進） 投票用紙の配布漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進） 配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

○議長（新宮領進） 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

職員が議席番号と氏名を呼び上げますので、投票用紙に記載の上、順番に投票願います。

〔点呼、投票〕

○議長（新宮領進） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔閉鎖解除〕

○議長（新宮領進） これより、開票を行います。

会議規則第31条2項の規定により、開票立会人に前之園正和議員、木原繁昭議員、新川床金春議員を指名いたします。

開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開票立会人開票席に着く〕

〔開票〕

○議長（新宮領進） 選挙結果を報告いたします。

投票総数20票。これは、先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち、有効投票20票、無効投票0票であります。

有効投票中、たてやま清隆議員6票、下迫田良信議員0票、竹田光一議員14票、以上のとおりであります。

△ 散 会

○議長（新宮領進） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

散会 午前10時35分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 新宮領 進

議 員 前 原 六 則

議 員 松 下 喜久雄

第1回指宿市議会定例会会議録

平成26年3月18日午前10時 開議

〜〜

1. 議事日程

○日程第1 会議録署名議員の指名

○日程第2 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

1. 出席議員

1 番議員	外 菌 幸 吉	2 番議員	臼 山 正 志
3 番議員	恒 吉 太 吾	4 番議員	井 元 伸 明
5 番議員	吉 村 重 則	6 番議員	西 森 三 義
7 番議員	浜 田 藤 幸	8 番議員	東 伸 行
9 番議員	高 田 チヨ子	10 番議員	森 時 徳
11 番議員	高 橋 三 樹	12 番議員	福 永 徳 郎
13 番議員	前 原 六 則	14 番議員	松 下 喜久雄
15 番議員	前之園 正 和	16 番議員	木 原 繁 昭
17 番議員	中 村 洋 幸	18 番議員	新川床 金 春
19 番議員	下川床 泉	21 番議員	新宮領 進

1. 欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

市 長	豊 留 悦 男	副 市 長	渡 瀬 貴 久
副 市 長	上 村 欣 久	教 育 長	池 田 昭 夫
総 務 部 長	邊 見 重 英	市民生活部長	谷 口 強 美
健康福祉部長	野 口 義 幸	産業振興部長	高 野 重 夫
建 設 部 長	三 窪 義 孝	教 育 部 長	濱 田 悟

山 川 支 所 長	森	健	一	開 聞 支 所 長	下	吉	耕	一
建 設 部 参 与	上	谷	修	総 務 課 長	廣	森	敏	幸
市 長 公 室 長	川	路	潔	危 機 管 理 課 長	森		和	美
財 政 課 長	中	村	孝	市 民 協 働 課 長	馬	場	久	生
税 務 課 長	浜	島	勝	長 寿 介 護 課 長	大	久 保	成	人
健 康 増 進 課 長	新	留	幸	商 工 水 産 課 長	中	村	俊	治
農 政 課 長	宮	崎	英	土 木 課 長	山	下	康	彦
建 築 課 長	大	久 保	覚					

1. 職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	福	山	一	幸	次 長 兼 議 事 係 長	岩	下	勝	美
主 幹 兼 調 査 管 理 係 長	鮎	川	富	男	議 事 係 主 査	濱	上	和	也

△ 開 議

午前10時00分

○議長（新宮領進） ただいまご出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

△ 会議録署名議員の指名

○議長（新宮領進） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は会議規則第88条の規定により、議長において、下川床泉議員及び外菌幸吉議員を指名いたします。

△ 一般質問

○議長（新宮領進） 次は、日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

まず、東伸行議員。

○8番議員（東伸行） おはようございます。8番、東伸行です。2月の改選後、初めての定例会において、一般質問の1番を引き当てることができ、光栄に思っております。長い議員生活の中でも、1番というのは初めてのことではないのかなという思いがしております。緊張と身の引き締まる思いであります。

まず、この3月末日をもって退職される職員の皆様には、旧市・町の時代より永きにわたり、市民・町民のためにご尽力をいただきましたことに対して、心より感謝申し上げます。ご苦勞様でございました。今後は、お体に十分留意し、それぞれの場で、また、再度ご活躍いただきたいと思います。

それでは、通告に従いまして、質問申し上げます。

まず、1番目として、農畜産業の振興について、三つの視点から伺います。

1. T P Pの交渉が始まっているが、当市の農業を守る観点からどのような対応をしてきたか。2. 土地の集約によるコスト削減と6次産業化を推進し、攻めの農業をしていく必要があると思うが、当市の実状はどうか。3. 有機農業の推進と有機肥料の臭いの問題をどう捉えているか。

次に、2番目、環境問題について。今回は開聞地域の畜産団地の悪臭問題について。なぜこのような地域に市営住宅、当時は開聞町時代、町営住宅であったと思いますが、建設したのか、その時期や経緯を伺います。

3番目に、償却資産税に関する民事訴訟について。降灰対策補助事業により建設されたハウスに対する償却資産税に関することではありますが、この件は合併後、幾度となく一般質問でも取り上げられている問題であります。今回の私の質問は、現在、訴訟中の件について、現在の状況と今後の見通しについて、市としてというより、市長としてどう認識しているか

伺いたい。

4番目に、山川地域に正式コースが取れるグラウンドゴルフ場を整備する考えはないかという件で、一策として、山川B & G総合運動場を再整備してはどうかという点について伺います。

以上、1回目の質問といたします。時間が限られております。答弁は完結をお願いいたします。

○市長（豊留悦男） T P P交渉参加に伴う対応等についてのご質問でございます。T P P交渉に関しましては、先月、シンガポールで閣僚級の会合が開催されました。ご承知のとおり、各国が目指していた大筋合意には至らず、閉幕したところでございます。交渉にあたっては、米・麦・牛肉・豚肉等の、いわゆる重要5項目に関し、担当大臣の譲歩を示唆する発言もあり、注視をしていたわけでありますが、結果的に米国が原則撤廃を主張したため、交渉が先送りとなったところであります。交渉内容が十分明らかにされない状況下におきましては、農家の不安を取り除くため、国において想定される影響については明確な対策を示していただくことが必要であろうかと思っております。本市では、将来に向かって、足腰の強い農業を築くため、これまで農業振興促進基金の造成による資金面での支援、降灰対策事業等補助事業の積極的な導入、平成25年度からは農畜産物の6次産業化を推進するためのがんばる農業者・起業支援事業の実施など、農業振興施策の推進に取り組んできたところであります。今後とも、これらの農業関連施策の充実・強化を図りつつ、T P Pに関しましては、本市の農業に重大な影響を及ぼすことがないように、関係機関等との連携をしながら対応してまいりたいと思います。

次に、償却資産税に関する民事訴訟に対しての質問でございます。訴訟中の降灰対策補助事業により、建設されたハウスの償却資産税に関する件について、現在の状況といたしましては、裁判の中で原告・被告がそれぞれの主張・反論を行い、請求に応じて提出された資料等に基づき、審理がなされているところでございます。今後についてでございますが、顧問弁護士と定期的に打ち合わせを行い、裁判の審理に必要な資料等を提出すると同時に、結審に至る経緯を見守ってまいりたいと考えております。

以下、いただきました質問等については、関係部長等に答弁をいたさせます。

○教育長（池田昭夫） 山川B & G総合運動場を再整備してはどうかというご質問ですが、近年、グラウンドゴルフ競技は、本市でも特に人気の高い競技で、多くの市民に親しまれております。その会場として主に利用されている市内の公共施設としては、指宿地域がフラワー公園、なのはな館、休暇村指宿、開聞地域がかいもん山麓ふれあい公園、川尻運動場、山川地域が山川老人福祉センター、ヘルシーランド、B & G山川海洋センター敷地内の山川運動場などがありますが、そのほか地域の公園等を含めると26の施設があるようです。山川運動場ではグラウンドゴルフを毎週2回定期的に利用されるグループがございますし、本年度か

らは山川グラウンドゴルフ協会による多くの大会等に利用されているところであります。現状におきましては、正式なコースを容易に二つは設置できるスペースがありますが、運動場を広くするためには周辺農地の買収や西側の法面の工事等が必要となってきます。大きな大会での開催につきましては、大会規模に応じて市内公共施設等の利用を検討していきたいと考えております。なお、山川運動場につきましては、これまで同様、グラウンドゴルフなどの多目的広場として多くの市民に活用していただけるよう、芝の管理や周辺環境整備に努めてまいりたいと思っております。

○農政課長（宮崎英世） 土地の集約化によるコスト削減と6次産業化の推進について質問をいただいております。農地の集約を進め、規模拡大を行うことにより、農業機械の大型化や作業が効率化され、コスト低減が図られることから、本市におきましても積極的に認定農業者等への農地集約を進めており、今後も関係機関等と連携して取り組んでまいりたいと考えております。また、6次産業化の推進につきましては、その取り組みの一環として、今年度からがんばる農業者・起業支援事業を実施しているところでございます。この事業の目的は農業を1次産業として終わらせるのではなく、2次産業としての加工活動や3次産業としての販売活動まで、農業者自らが取り組む活動でありますとか、商工業や観光業と連携した取り組みを推進することによりまして、農家所得の向上と雇用機会の拡大を図ろうとするものであります。現在までの取り組み状況についてでございますが、啓発活動といたしまして、昨年8月に6次産業化に取り組もうとする意欲のある方々を対象に、6次産業化講演会を開催したほか、昨年9月には葉っぱビジネスの仕掛け人として全国的に有名な、徳島県上勝町の横石知二氏をお招きし、講演会を開催いたしました。これらを契機として、2月には意欲のあるいぶすき農協観葉植物部会、指宿花き振興会、指宿熱帯果樹研究会の皆様方を対象に、セミナーとワークショップを開催し6次産業化への支援を行っているところでございます。

有機農業の推進と有機肥料の臭いの問題についてご質問をいただきました。現在、有機農業に取り組んでいる農家戸数は鹿児島県内で339戸、このうち指宿市内では4戸が登録され、エコファーマーは鹿児島県内で4,661戸、指宿市内は94戸が登録されております。また、ほ場に散布した有機肥料の臭いについてですが、作物の栽培において有機肥料は欠かせないものである反面、完熟していない堆肥を散布することにより、臭いが問題になってまいります。その対策として、堆肥の供給元に対しては、完熟した堆肥を提供するよう指導を行い、利用する耕種農家においては供給元と連携し、散布終了後ただちに耕起することで周辺住民の方々に迷惑がかからないような指導を行っているところでございます。

○建設部長（三窪義孝） 川尻3号団地の建設時期、経緯についてのご質問ですが、当時の住宅建築用地に係る土地売買契約関係書類等に基づいて説明いたします。開闢地域の公営住宅管理戸数は、昭和59年度時点ですべて50戸でありましたが、住宅困窮者や都市部からのUターン者も多い中、居住水準の低い住宅の割合も高く、民間の借家や公営住宅も不足していたため、入

居希望者もやむを得ず町外に居住せざるを得ない状況にありました。その対策といたしまして、国・県の住宅建設計画と歩調を合わせて住宅政策を推進するため、民間会社が所有する用地を県町村土地開発公社に先行取得を依頼し、昭和60年3月に土地売買契約を締結しております。なお、公営住宅建設につきましては、昭和61年度から平成12年度までに9棟23戸を建設し、現在に至っております。以上です。

○8番議員（東伸行） それでは、順次質問をしてみたいです。

T P Pにつきましては、答弁にあったとおり、交渉が難航しているようです。しかし、世の中の流れと言いますか、やはり、自由化に向かっていくことは致し方ないことであろうというふうに思われます。そうなったときに、我が市の農業としてどう対応していくか、今からしっかりと考え実践していく必要があると思います。当市の農業を守るということは、こちらから与えるものではなく、農家自身が自立する力をつけることだと思います。その観点から伺いますが、当市の専業農家と兼業農家の割合はどのような状態になっているのか。T P Pにより海外から安い農産物が入ってくれば、兼業農家は廃業する人も出てくるのではないかと考えられますが、その辺のところを伺いたします。

○農政課長（宮崎英世） 平成22年度の農林業センサスによりますと、専業農家は1,034戸、第一種兼業農家は195戸、第二種兼業農家が235戸となっており、兼業農家合わせまして430戸となっております。これを割合で申し上げますと、専業農家が約7割、兼業農家が約3割となっております。これを割合で申し上げますと、専業農家が約7割、兼業農家が約3割となっております。また、T P Pが導入された場合の影響につきましては、現時点では不透明な部分も多く、それぞれの農業経営にどのような影響を及ぼすかということに関しましては、現時点では予測や分析が難しいところでございます。

○8番議員（東伸行） 今、専業農家が1,034戸、第一種兼業農家が195戸、第二種兼業農家が235戸ということですが、一応、兼業農家としては約3割を占めているという答弁でしたが、T P Pが導入された場合の影響については、不透明な部分が多く予測や分析が難しい状況であると、今、答弁でありましたけれども、今までの農業振興策と言いますと、補助金ありきの政策という感じがしております。ただ単に補助金で助成するというだけではなく、先ほども申し上げましたように、農家の自立という観点に立った政策を採っていただくと、そのように思っております。そこで、もう一つお聞きしますが、当地で生産される農産物のうち、前からいろんなところで叫ばれております地産地消の割合はどの程度か、それが農家の生産量、あるいは収入にどの程度効果があるか伺います。

○農政課長（宮崎英世） 本市で生産される農産物の地産地消に関してでございますが、学校給食やホテル等で指宿産の農産物等がどの程度消費されているかということにつきましては、把握は非常に困難な状況でございますが、市内のホテルや飲食店等におきまして、地産地消に積極的に取り組んでいる事業者につきましては、県が鹿児島地産地消推進店として登録し、目印である緑色の提灯を掲げ、おいしい地元食材を提供していただき、地元住民や観光

客の皆様に喜ばれているようでございます。本市におきましては、これまで26店舗が登録されているところですが、今後とも更に推進店の普及に努め、地産地消の取り組みを推進してまいりたいと思っております。以上です。

○8番議員（東伸行） できるだけ市内の学校給食、ホテル、飲食店での消費拡大に取り組んでいってもらいたいと思います。把握が非常に難しいということではありますが、この問題についても大分、この一般質問等でも、以前にも取り上げられ、とにかくその地産地消を進めていった方がいいという意見も出ていたと思います。その意味においても、もっと市としても地産地消に取り組んでいってもらいたいと、そのように思うところであります。

次に、土地の集約化と6次産業化についてであります。当市の6次産業化の現状はどうか、取り組んでいる業者はどれぐらいあるのか伺います。

○農政課長（宮崎英世） 本市の6次産業に取り組んでいる事業者でございますが、市で把握している方は、農畜産物の加工を行っている事業者が15戸、観光農園に取り組んでいらっしゃる方が7戸、飲食物を提供している方が6事業者となっているところでございます。

○8番議員（東伸行） 今、畜産関係の加工を行っているところが15戸、それから観光農園に取り組んでいるところが7戸、飲食物を提供しているところが6事業者ということ、今、お聞きしましたが、6次産業化においては、飲食物を提供している方は、来たお客様にということでありましょうが、農畜産物の加工を行うということに関しましては、販売先が、やはり重要であろうと思うのであります。ですから、その辺のところの指導なり、市としての考えというのはどうなっているのか伺いいたします。

○農政課長（宮崎英世） 本市の6次産業化に取り組んでいる事業者の方の販売方法は、詳細に把握しているわけではございませんが、彩花菜館や活お海道等の市内の直売場やスーパーでありますとか、市内外の自前の店舗、インターネット販売等が主な販売先となっているところでございます。今後の販売先の確保対策につきましては、平成25年度から実施しておりますがんばる農業者・起業支援事業を拡充し、平成26年度は農業の6次産業化を進めるための6次産業創業塾を開設する予定であり、この塾活動の中で加工技術の研修やパッケージデザインに関する検討、マーケティングに関することなどを勉強していただき、各種物産展や商談会に参加しながら、販路開拓を支援していく計画としていっているところでございます。

○8番議員（東伸行） いろいろ、今、計画を述べていただきました。その辺のところについては、是非、今、おっしゃったことを確実に推進していただきたいと、そういうふうと思うところでございます。6次産業に取り組んでいる業者の皆さんと密に連絡を取り、積極的に取り組んでいってもらうことを要望いたします。

次に、有機農業について伺います。農水省が平成18年12月に法律第112号で有機農業の推進に関する法律が公布されたわけですが、当市では、先ほどの答弁によりますと、4戸だけであるという答弁でございましたが、市として農家に対して、積極的にこの有機農業の推進

をした経緯があるのかどうか、伺います。

○農政課長（宮崎英世） 有機肥料の推進についてでございますが、県におきましても有機農業振興計画は策定され、取り組まれているところでございます。具体的には、消費者の有機農業への理解や関心の増進を図ること、有機農業に関する技術体系を確立することなどに取り組んでおります。本市におきましても、有機農業や減農薬栽培を推進するため、県や農協など関係機関団体と連携し、化学肥料や農薬の使用を低減した農業生産に取り組むエコファーマーの育成確保に努めるなど、今後とも環境に優しい農業の推進に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○8番議員（東伸行） なかなか、現在、指宿市内では4戸の農家と、登録者がですね。これは少ないだろうなというふうに私は思います。もっとですね、いろんな意味で有機農業を推進していただきたいと、そのように思うところであります。ただ、この有機農業を推進するにあたって、先ほど申し上げましたように、有機肥料と臭いの問題というのが避けられないと、そのように思っております。その中で、今まで臭い軽減についてどのような取り組みを行ってきたか、伺います。

○農政課長（宮崎英世） 有機肥料の臭い軽減につきましては、現在、普及に取り組んでいるL O V Eいぶすきを活用することで、堆肥の発酵が促進され完熟することにより臭いが軽減されるため、市内の畜産農家の方々へ利用を進めているところでございます。今後も、L O V Eいぶすきの普及を図り、臭いの軽減を図ってまいりたいと考えております。

○8番議員（東伸行） この臭いについては、この後の環境問題とも関連がありますので、そのときまとめて答弁を求めたいと思います。

次に、その開聞地域の畜産団地の件ですが、この臭いの問題は過去の一般質問等でも何回か取り上げられ、警察まで絡んだ件もあったということも出ていたようです。この臭いについては、臭い指数の導入も検討されていると聞きますが、その状況はどのような状況か。それと、指宿市環境保全審議会の答申が出ております。ここにいただいておりますが、この答申に対してどのような対応をしてきたのか。また、この審議会の構成メンバーとその内容を伺います。

○市民生活部長（谷口強美） 臭気指数導入をどのように検討しているかということでございますが、現在、本市ではアンモニアや硫化水素など、特定悪臭物質と言われる法律に定められた22の物質濃度を規制する方法を用いていますが、この方法ではいろいろな臭いが混ざった複合臭や規制対象外の悪臭物質の臭いに対応が困難という状況であります。そのため、住民からの苦情に対応しやすい臭気指数の導入を検討するに至ったものであります。それから、審議会の審議委員の方々でございますが、指宿市環境保全審議会条例第3条に基づき、学識経験を有する者、地域住民の代表者、関係行政機関の職員、それから、事業者の代表者をそれぞれ選考しました。今回は学識経験者1名、事業所の代表7名、地域住民の代表5名、行政

機関関係者3名にご参加をいただいております。以上です。

○8番議員（東伸行） 今、この審議会のメンバーを伺いましたけれども、お聞きしますが、このメンバーでその臭気、臭いということに関して、十分な審議・検討ができると思いますか。その辺を伺います。

○市民生活部長（谷口強美） 学識経験者、あるいは事業所の代表等々が識見者として入っておりますので、十分可能だと考えております。

○8番議員（東伸行） なかなか、この臭いの問題については、それぞれの個人差が出る問題だろうと思います。先ほど発表いただいたこの委員の方々が、やはり、どういう立場でその審議をされるかということに関して、ちょっと疑問な部分もあるんですが、公正にやられているということを信じて、きちっとした答申を出していただければなと、そのように思うところでございます。先ほどの市営住宅については、建設の経過等を聞きますと、建物の方が後から建設されたというような経緯でございますが、畜産農家の皆さんにしてみれば、後からきていろいろ文句を言われるというような思いも、あの周辺、あの畜産農家の方があるようでございます。その辺のところも含めて、当時ですから、大分前のことになりますけれども、ほかの建設場所の検討はされなかったのか、それとも、それと、苦情が来たときの対処の仕方と畜産農家への対応もお伺いいたします。

○建設部長（三窪義孝） 川尻3号団地の建設当時ですけれども、先ほど申しましたようにその住宅政策を優先したということであります。建設を始めた昭和61年の段階では、畜舎等が既にあったようであります。しかしながら、開闢地域ではこの住宅不足のために公営住宅建設が優先されて、完成時の入居者の応募倍率も高かったと聞いております。

○8番議員（東伸行） 畜産農家への対応。

○農政課長（宮崎英世） 畜産農家への対応ということでございますが、悪臭の発生の要因としては、畜舎内に起因するものと、ほ場散布時に発生するものなどが考えられております。当農場におきましては、畜舎内の悪臭の発生による原因が考えられておりますので、畜産農家の皆様方には施設の清掃をすることが大事であるということをお話ししまして、その上で、LOVEいぶすきを使った悪臭防止対策に努めていただいているところでございます。

○8番議員（東伸行） 今、その対策をお伺いしましたけれども、畜産農家にはこの浄化槽の設置やLOVEいぶすきにしても、常時、これを使っていくとなると、大きな負担となってくるとは思います。これらについて、何らかの補助事業的な支援策など考えているか伺います。

○農政課長（宮崎英世） 先ほど申しましたように、畜舎内の清掃、これに励行していただくということでございますが、それ以外の悪臭対策に対する補助事業、これもリース事業とかございますので、それぞれの農家経営の中で取り組んでいくべきものとは考えておりますが、

要望がございましたらその辺も情報提供なりしていきたいと考えております。

○8番議員（東伸行） この点については、ちょっと最後に伺いますが、できれば市長に伺います。有機農業における堆肥・肥料の臭い、それから畜産農家の畜舎から出る臭い、それと、豚尿等の畑地還元の問題について、これら有機農業、あるいは畜産業を推進していく以上、避けられない点であると思われます。今まで住民とのトラブルもありますが、当市の基幹産業であります観光との関わりも非常に重要な問題となっていると思います。最終的にはどちらかが譲歩しなければならない問題であると思います。それと、究極としては、どちらかがその場所を移転するというのも、最終的には、きっちりと解決するためには、そういうことも考えなければならないと思いますが、市として、その方向性を示す問題として、市長に答弁を願います。

○市長（豊留悦男） いろいろな観点から、特に臭気、悪臭についてのご質問をいただいております。畜産農家を守る、いわゆる指宿は農業・畜産業・水産業を含めて、第1次産業が基幹産業でもあります。そういう意味では、議員ご指摘のとおり、やはり、経営に関しては市が何らかの支援をしていく必要はあろうと思います。ただ、質問の過程を鑑みたとき、畜産団地の周りに後から住宅ができた。それで臭気に対していろいろな問題が起きたときにどうするのか、その判断を求めているような気がいたしますけど、やはり、指宿は観光地であり、そして、住んでいる人たちが臭気によるいろいろな害があるとすれば、その対策は練らなければならないだろうと思います。お互いに譲り合って、やはり、そこに住む方々の声、そして、畜産農家の声を大切にしながら、究極はこの畜産農家からの臭い対策、臭いが出ないような施策を打ち、お互い協力をしてもらえるようにすることが大切だろうと思います。そういう意味から、現在、市が取り組んでおりますLOVEいぶすきが悪臭の低減に効果があることから、悪臭低減のための実証試験を3か所の農場で実施しているところでもあります。引き続き実証実験等を行いながら、悪臭低減のための効果的な手法を検証してまいりたいと思っております。

○8番議員（東伸行） 明確かどうか、定かでないような答弁のような気もいたしますが、そのLOVEいぶすきについても、確か委員会等でも話が出ましたけれども、早く、きちっとした使用方法なりですね、使用の仕方を明確に出すべきであるということも出ました。この問題については、今後も、また、見ていきたいと思えます。

時間ありませんので、次にいきます。次に、償却資産税について、先ほど答弁があったわけですが、まず、伺いますが、この裁判に関する訴状及び答弁書等を、お互いにそれは代理人の弁護士の方々がそれぞれ行っている分もあると思うんですが、その都度、その訴状、答弁書をきちっと検証しているかどうかを、まず、伺います。

○市民生活部長（谷口強美） 先ほども答弁いたしました。定期的に打ち合わせを行い、裁判の審理に必要な資料等の提出につきましては、顧問弁護士と精査しながら対応をしていると

ころでございます。

○8番議員（東伸行） その都度対応しているということではありますが、再度、明確に伺います。本当にその都度やっていますか。

○市民生活部長（谷口強美） そのとおりでございます。結審に向けて、準備は着々と進んでいるものと考えております。

○8番議員（東伸行） この問題は、先ほど申し上げましたように、これまでの議会等でも幾度となく取り上げられた問題でございます。いろんな立場があって、それぞれが主張をしているということもあると思いますが、市として、しっかりと把握をしているというふうに、今、答弁をされ、伺いました。弁護士に任せてあるからそれでいいだろうということではないというふうに受け取りましたが、これだけ一般質問等でも取り上げている重要な問題でありますので、その辺のところはしっかりと検討をしていていただきたいと、そういうふうに思います。その中で、訴状と答弁書のやり取りの中で、原告側が説明と証拠提出を求めています。一つは合併協議の中で、償却資産税を課税すると決めたことに対する議事録等の提出。もう一つは納税義務者を組合から個人にした経緯の説明。合併協議の議事録については、被告側の反論として、被告側っていうのは市側ですね、弁護代理人の方のここに訴状が全部ありますが、意味がちょっとよく分からないんですが、その議事録等の提出については、本件とは無関係であって提出をする必要はないというふうに答えております。それから納税義務者を個人にしたことに関しては、るる述べられておりますが、結論としては、開聞マンゴー生産組合が設立当初から組合としての実態がなく、硬質プラスチックハウスに係る償却資産税を組合から組合員個人に切り替えたとしております。原告側はハウスはあくまで組合の所有物件であると主張しております。ここで、私としては疑問に思うことがあります。この補助事業は組合に対するものであって、個人に対するものではないはずであります。そのことについては一切触れられておりませんが、その点をどう考えるのか。それから、先の議事録の提出を拒否している件も併せて答弁願います。この議事録に関しては、平成24年3月の定例会での一般質問の答弁で、議事録はないというような発言がされております。よろしくお願いします。

○市民生活部長（谷口強美） そのようには認識しておりませんが、裁判の論点になっておりますので、詳細につきましては、答弁を控えさせていただきます。

○8番議員（東伸行） 先ほど申し上げましたようにね、平成24年3月の定例会での一般質問の答弁で、議事録はないというふうに、発言、記録が残っておりますが、その辺、その点についてもう1回、答弁願います。

○市民生活部長（谷口強美） 先ほども申し上げましたが、裁判の論点部分でございますので、詳細につきましては控えさせていただきます。

○8番議員（東伸行） この点についてはどうどう巡りをしそうですので止めますが、訴状先、

先ほど、私が最初に聞きましたように、しっかり読んでいるかというふうにお聞きしましたが、今までの、もうちょっと今回ありますけれども、これだけの資料がございます。これを本当に検証していたのかどうか、ちょっと、まだ、私としては疑問に思うところがありますが、やはり、きっちりとした回答なり答弁書というものを、きちっと作って出す必要があるだろうと、そのように思います。原告としてはですね、被告側は、市側ですね、狙い打ち的に、原告だけに、その財産に対し、銀行預金や生命保険の差し押さえをし、その後、徴収までしていると。ほかに同じようなケースがあるにも関わらず、と訴えております。この訴訟は民事訴訟であります。裁判所が訴状を受理してから2年が経過しております。今後、市としてはこの件に対し、どう対処し、どう終息させるつもりなのか。この事業を使って農業に取り組んでいきたいと思っている農家の皆さんのためにも、早期解決が望まれます。先ほど話がありましたように、現に係争中であるので答えられないということも出ましたけれども、原告側の弁護士の話を聞いたところ、一応、予定としては3月に結審する予定であったけれども、裁判所側の裁判官の異動等のために、4月以降に延びましたと。ただ、今までずっとやってきたので、4月、5月、その辺のところでは結審まで持っていきたいというようなことでありますが、今後、この点について、どういうふうに取り組んでいくのか、再度伺いしますが、これは市長にお伺いいたします。

○市民生活部長（谷口強美） 滞納の関係につきまして話がありましたので答弁をいたしますが、滞納処分につきましては、時効中断の関係から、原告だけではなく、償却資産を含めた様々な税目の中で、ほかの方々も同様に、滞納処分を実施しているところでもあります。また、詳細の部分につきましては、裁判の審理に必要な資料等の提出につきまして、顧問弁護士と精査しながら対応をしまいたいと考えているところでございます。

○8番議員（東伸行） 私は市長にも答弁お願いしたんですが、今後の取り組みについて、再度、市長、答弁願います。

○市長（豊留悦男） 私が就任した当時、この償却資産税の問題、これは大きな行政課題となっておりました。そこで、私はマンゴー農家の研修会のときに、償却資産税の在り方、そして、これまでの合併における協議の経緯を踏まえて、是非、この償却資産税についてはご理解をいただき、税を納めていただきたいと。しかし、その税の額が多額になっていた関係から、税の趣旨を考え、納められる可能な限り、つまり、すべてとは言いませんけれども、この償却資産については納められる範囲内で納めてほしいという、この研修会の中で話をし、お願いもしました。それから、今、議員がご指摘の、その個人の農家のところにも直接行って、2時間以上、私はこの償却資産税について理解を求めてまいりました。しかし、なかなか、この償却資産税のことについては、行政の抱える様々な処理の中でも極めて難しいという判断をいたし、法の判断に委ねることにしたところでございます。先ほども関係部長等が答弁いたしましたけれども、裁判の審理に必要な資料等について、要請があれば提出につい

て、顧問弁護士と相談をしながら対応もしております。したがって、結審に向けて準備、行政としての、被告としての、その準備はしているところでもございます。是非、この償却資産税、降灰対策事業による、この事業につきましては、これまでも、合併当時から何回となく、この一般質問の中でも論議がされ、回答されてきたところでございます。その流れは変わっているわけではございませんので、是非、議員にもご理解をいただきたいと思っております。

○8番議員（東伸行） 取らなきゃいけないもんだから取るんだと、それを理解してほしいということは、今までの一般質問の最終的回答が全てそれで行っていました。先ほどから、今回は、この、私は裁判のことについて、今回そこに主眼をおいて質問をしたわけですが、今、市長は出せる資料はすべて要望があれば出していくという回答をいただきましたが、訴状を私も何回も読み返してみました。お互いですね、原告側・被告側の訴状・回答書を読まさせていただきましたけれども、そのやり取りを見ていると、どうも、市側がいろんな資料についての提出を、あるのかなのか、その辺はよく分かりませんが、出すのを避けていると、そのようにしか思えない状況があるように思います。ですから、そういう中で、市長はしっかりと対応していくというふうに、今、答えをいただきましたけれども、しっかりと向き合って解決に向かっていってほしいと、そのように思うところでありますが、その辺のところを、今一度、市側の考えとして伺いたいと思います。

○市民生活部長（谷口強美） 先ほど市長からも答弁がありましたが、答弁のとおりでございます。努力してまいりたいと思います。以上です。

○8番議員（東伸行） 先ほど答弁があったとおりというのは、どの答弁がよく分かりませんが、今、裁判中である、係争中であるということだろうと思いますが、今後、その辺のところについては、私も注視しながら見させていただきたいと、そのように思っております。是非、これは勝った負けたということではなくてですね、お互いに市民、これは市の基幹産業である農業の問題であります。ですから、勝ったからいい、負けは駄目だと、そういうような、普通の裁判の観点の中でやっていく問題ではないだろうと思います。ただ、しっかりと向き合っていてほしいと、解決に向かっていてほしいと、そのように思うところであります。

時間がありませんので、次に移ります。グラウンドゴルフ場の件であります。山川B&G総合運動場については、旧山川町時代、平成12年度において増設工事がなされ、平成14年度においてトイレ建設がなされ、現在の状態が整えられております。市長の施政方針の中でも、健幸のまちづくりを第一に挙げ、市民一人ひとりが健康で生きがいを持ち、安心・安全で豊かな生活を営むことができることをまちづくりの中心に位置付けるとしております。そのためのスポーツ施設の充実も図ると明記されております。先ほどグラウンドゴルフ場の、どこに何箇所という話も伺いました。ただ、山川地域の場合ですね、正式のコースが取れる

グラウンドがそんなにないという協会の皆さんの考えでございます。ですから、正式な大会等をするときには、やはり指宿地域・開聞地域に出かけていって、しなきゃならないというような状況があるということでもあります。ですから、山川地域のグラウンドゴルフの人口もですね、ご存知のように年々増え続けております。健康づくりのためには欠かせないものであるというふうに位置付けられてきております。指宿地域・開聞地域と均衡を図るためにもですね、山川地域に整備をと願うものであります。今一度、その辺のところを答弁いただきたいと思います。

○教育部長（濱田悟） 議員ご指摘のとおり、山川運動場に関しましては、2面のコースが取れるような形になっております。確かに、大きな大会になりますと、なかなか狭いということも聞いてはおりますが、グラウンドゴルフの愛好家が日常的に競技で使用しておるのがカントリーボールとか、ジョギングとか、ウォーキングなども利用されているようでございます。グラウンドゴルフの施設の設定ということになりますと、他の利用者の関係とか、そういうのがありますので、支障が出る可能性があります。それで、大きな大会におきましてはヘルシーランドとか、その辺の大きな大会に合った会場を利用していただきたいと思えます。それから、山川の運動場につきましては、これまでも同様にグラウンドゴルフなど、多目的の広場として多くの市民に活用していただけるよう周辺の環境整備に努めてまいりたいと思っているところでございます。

○8番議員（東伸行） 山川のB&Gの総合運動場に関しましては、合併前に決定していたわけではありませんが、随時ここをそういった施設にしていければなというような、その当時の町がですね、話もあつたように伺っております。正式に決定したわけでもありませんので、決まったことはどうだっていうことではないですが、その辺のところもですね、山川の地域の皆さんは、地域的にも場所的にも、ここがそういうふうになってくれればなというような考えをですね、皆さん、お持ちのようであります。ですから、先ほど教育部長の答弁にもありましたように、土地の買収やらですね、いろんな工事の関係で費用がかかるということでもございましたけども、私がこの質問を出してからでも結構ですし、その前でも結構ですが、あそこをですね、ある程度の施設にするためにどれぐらいの費用がかかるかというようなことは、検討されたことはございますか。伺います。

○教育部長（濱田悟） 議員が言われますように、施設のそういう費用的なものは、検討はまだしてありませんが、運動場を全体的に広くしていくには、用地の買収、西側の法面工事等の大きな費用がかかるとは思っております。このようなことから、既存施設の植栽等を上手く整理しながら、少しでも広くできないかというのは検討してまいりたいと考えておるところでございます。

○8番議員（東伸行） そのようなところもですね、先ほど申し上げましたように、ゲートボールとかいろんなのがありますが、もう今、ほとんどがグラウンドゴルフです。どこの地域も

そうですね、皆さんもご存知だと思いますが、そのための施設ということに関して、特に山川のグラウンドゴルフ協会の皆さんもそれを切に望んでいるところでございます。ですから、これを機にですね、その辺のところも加味していただいて、いい方向に向かうことを期待して、私の一般質問を終わります。

○議長（新宮領進） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時04分

○議長（新宮領進） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、前之園正和議員。

○15番議員（前之園正和） おはようございます。私は、日本共産党の議員の一人として、市民の命と暮らしを守り、平和と民主主義を愛する立場から、通告に基づいて一般質問を行います。今回の定例会は、市長も議会も選挙を経て、今期最初の定例会であります。特に市長選挙の方は、現職と新人との一騎打ちの選挙となり、しかも、立候補表明が揃い、選挙になることがはっきりしたのは、告示日の約2週間前でありました。結果は豊留市長の勝利となったところですが、その獲得した得票数を見れば、3,000票の差は接戦だったと言えるのではないのでしょうか。本番を含めて3週間しかない下で、お互いの政策を市民に判断していただくという時間は不十分だったと言えると思います。つまり、新人の票が後3,000票まで迫ったということは、現職に対する批判票の表れだったと思います。このことをどのように考えるか伺います。

徳洲会問題では、徳田毅氏の親族が逮捕・起訴され、公職選挙法違反として有罪判決が確定するなどしています。裁判の経過の中で、検察側は地元の県議や市議に議員対策費が渡ったとの調書も提出したとのことです。指宿市議会においては、前期の任期中でありましたが、当時の議員の全員が賛成して、政治倫理に関する決議を行いました。決議の内容は、1. 議員は市民の信頼に値するより高い倫理義務に徹し、政治不信を招く公私混同を絶ち、常に清廉を持し、すべての言動が市民の注視の下にあることを認識して行動しなければならない。2. 議員は市民の代表として、広くかつ高い見識を養い品位を保ち、本来の使命と任務の達成のため積極的に活動しなければならない。3. 議員は政治倫理に反する事実があると疑惑を持たれたときは、自らが誠実な態度を持って疑惑の解明にあたり、その責任を明確にしなければならないとしています。決議は議会としての意思として行ったわけですが、市長としても、当然ながらその趣旨には賛同するものと思います。いかがでしょうか、伺います。また、徳洲会との関連で、市長として身を正すべきことはないかどうか、伺います。

住宅リフォーム助成制度についてであります。住宅リフォーム助成制度は昨年7月から制度スタートし、市民の皆さんや建築関係業者の皆さん、商工業者の皆さんも含めてですが、大変喜ばれております。事業費に対する事業効果も高く、さらに、経済効果は大きなも

のがあります。ただ一つ気になるのは、ほかの自治体と比べて利用者数の推移が鈍いということではないでしょうか。そこで伺います。2年目の事業内容や予算などについてはどうなっているのか。また、改善・充実された部分があるのかどうか、伺います。

市営住宅問題について伺います。現在、市営住宅を新しく建設する予定はありません。一方で住宅の供給が足りているかと言えばそうではなく、多くの待機者がいるようです。そこで、早速伺いますが、公営住宅法の基本理念について、どのように考えているか伺います。

次に、現在待機者がどのぐらいいるのか、個別の数字はいりません。

次に、市営住宅を退去する際に、しなければならないことについてです。家賃を完納することと併せて、ふすま、障子など、その他について原状回復しなければならないものがあると思います。当然、中には経年変化によるもので、家主である市の費用で行うべきものもあると思います。伺います。退去時の原状回復義務の範囲はどのようになっているのか。また、政策空き家になるところも同じなのか伺います。

防災無線について伺います。防災無線については、旧指宿地域については今年度中に整備が終わり、来年度に旧開聞地域、再来年度旧山川地域と整備を終えるという計画ですが、進捗に狂いはないかどうか伺います。工事が完了したところについては運用も既に始まっています。災害時などの緊急連絡網として、これで安心だという声がある一方で、数箇所からの声が時間差で重なって分かりにくいという声もあります。その解決法として、すべての拡声器を一斉に作動させるのではなく、方面を変えて何回かに分けて放送するとか、文節を長く取らずに話すなど努力もしてることは分かります。しかし、一刻を争う緊急時にそれでいいのかという問題もあります。何か根本的な解決が必要なのではないのでしょうか。そこで、反響など聞こえにくいところへの対応についてはどのように考えているか伺います。

なのはな館問題についてです。なのはな館は閉館をして3年になります。部分的にはグラウンドゴルフ場として利用されていますが、植木の管理を含めて正に見苦しい状況となっており、多くの市民がどうなってるんだと言っております。そもそも、あの土地は市の土地ですが、当時一括で払うだけの財源もなく、3分の1は一般会計、3分の1は基金繰入、残りの3分の1は県から市が金を借りて土地購入を行い、その土地をなのはな館用地として県に無償貸与したものです。県にお金を借りて土地を買い、買った土地は県にただで貸すという最初から変な関係でした。なのはな館利用希望業者を公募しましたが実現せず、その後の目途も立たないことから、第2回目の公募そのものが行われずにいます。この間、私はなのはな館問題で何回か質問をし、現状を伺うと同時に幾つかの確認と提案を行ってきました。一つには、契約上、土地を貸している指宿市は、県に対して返還を求める権利があるということ。二つ目には、その際、契約上も民法上も原状回復義務、即ち建物の解体をして改修を要求できる立場にあること。三つ目には、借地借家法は適用されないので、県側に関係する権利は何もないということです。これからの方向性についてですが、建物自体が建築当初から雨漏

りを含めて不具合が多いと言われ、現に通常の建物では考えられないほどの修繕費、維持費がかかっています。闇雲に建物をもらうと、いざ解体する際に8億円程度かかることから、市としてもそのようなリスクは簡単に負えないということだったのではないのでしょうか。まず、以上のようなことをこれまでの経緯として確認していいかどうか伺います。今後、どのように展開していくかについて、私は一つの提案を行っております。第2次公募の目途も立たず、膠着した状態に至っている今、一刻も早く市としての腹を固め、県に対して土地の返還を求め、民法に基づく原状回復の要求をする。即ち、建物を解体して土地を返せということを明確にすることです。この主張は契約上も民法上も全く正当なものです。その上で、後の土地をどうするかについては、民間も含めた組織を作り考えるべきだということです。一般的に考えられる跡地利用としては、グラウンドゴルフを含めた各種運動施設とし、同時に大雨のときなどの貯留機能も持たせることなどが考えられます。しかし、市長は私の行った市民の立場から見た跡地利用のための組織の必要性は否定しました。今度の予算の中には、なのはな館の今後の利用を考えるための予算があるようです。私の提案は建物の解体と土地の返還を求めるのが前提ですが、市長の考えは市が建物をもらう、つまり解体費用8億円のリスクを前提とした組織ではないのでしょうか。その辺りのことを含めて、今後の方向性をどう考えているのか伺って、1回目といたします。

○市長（豊留悦男） 市長選挙の結果等について、ご質問をいただきました。今回の結果について、市民の皆さん一人ひとりが指宿の将来を見据えて投票いただいた結果であると思っております。選挙が行われることがはっきりいたしましたのは、今年に入ってからでございます。市民の皆さんが候補者の政策等を見極める期間が短かったのではないかと考えております。しかしながら、市民の皆様には選挙公報や新聞による報道、1月22日に行われた市長選挙公開討論会等を通じ、候補者のこれまでの、そして、今後の政策に対する市民のご判断が行われたものと考えているところであります。市民の皆さん一人ひとりの大切な1票でありますので、私自身、その結果は真摯に受け止めてはならないと思っております。

政治倫理についてであります。政治倫理は、私を含め、政治に携わるものとして、大きな規範であると考えております。当然のことながら、私自身も市長として、常に清廉を持し健全な市政の運営に努めなければならないと考えております。市長として身を正すべきではないかというようなご指摘もいただきました。やはり、今回、様々な報道がなされております。この身を正すべきという根拠、それらを私流に考えますと、テレビで報道された万歳の場面を持って言っているのではないかと思います。しかし、国直轄で行われる国道・港湾事業等への要望や様々な陳情など、市政を推進するためには、国や県との連携・協力、これは不可欠であります。市の様々な課題を解決するためにも、事業を推進するためにも、一層この連携は求められることから、私はあのテレビにありますように、祝いに駆けつけたものであります。

次に、なのはな館問題についてでございます。なのはな館のこれまでの経緯についてでございますけれども、平成22年3月になのはな館の市又は民間への譲渡に関する方針が県から示されたことから、市としましてはワーキンググループ等を立ち上げ、市が直接運営した場合を中心に、スポーツ・健康関連施設、観光関連施設として利用した場合を中心に検討してまいりました。既存の施設のまま譲渡を受けた場合、市の財政負担に対する懸念があったことから、市での直接的な運営は困難ではないかと判断したところであります。しかしながら、多くの市民の方々が利用している現状、周辺地域が観光振興や市政発展にとって極めて重要な場所であることなどから、貸付事業者を広く募集し、施設を有効に活用していただける事業者が決定した場合は、市が県から施設の譲渡を受け、その事業者へ貸し付けることとし、平成23年2月に第1回の公募を実施したところでございます。残念ながら、1回目の公募におきましては応募者がなく、不調に終わったところでございます。その後、2回目の公募実施に際して、県としましては応募いただける事業者がいるかどうか見極めた上で、公募に踏み切ることが必要と考えたことから、1回目の公募後、市は県と協力し2回目の公募に向けて、県内外の事業者等から意見を伺ったり、施設の案内も併せて行ったりしてきたところではございますけれども、なのはな館の休館から3年が経過しようとする中、2回目の公募の見通しは立っていないところでございます。今後についてでございます。なのはな館は県や市が多額の財源を投じてきた施設であると同時に、菜の花マラソンや菜の花マーチなど、市の重要なイベントで活用されるなど、市政発展に大きく寄与してきた施設でもあります。こうしたことから、この施設を最大限に有効活用するため、市の公共施設として活用する方法も含め、これまで検討を重ねてまいりました。しかしながら、休館からやがて3か年が経過しようとしております。有効な利用はなされないまま、観光都市指宿のイメージ低下も懸念されております。施策の方針でも申し述べたところでございますけれども、今後は文化・芸術、更には健康づくり、地域経済の発展など、総合的な交流の拠点として市で活用する方向で県と協議を進めてまいりたいと思っております。

以下、いただきました質問等については、担当部課長等に答弁をいたさせます。

○産業振興部長（高野重夫） 住宅リフォーム助成制度の2年目の事業内容や予算についてございますが、住宅リフォーム助成事業は昨年度、地域経済の活性化を図るため、市内の建設業者を利用して住宅の増改築の工事を行う場合、市が工事に要する費用の一部を助成する事業であります。平成26年度の事業の内容につきましては、平成25年度と同様に20万円以上の住宅リフォーム工事費に対しまして、補助率10%、補助金の上限額を10万円とし、菜の花商工会及び指宿商工会議所が発行する商品券により交付いたします。補助金の予算額につきましては、平成25年度の実績を基に、1,500万円を計上しております。

次に、住宅リフォーム助成制度の改善・充実等についてでございますが、申請において書類が煩雑であるとの意見もございました。申請の手続きにつきましては、他市町で実施して

いるものを参考に様式等は作成してあります。どの申請書類についても、補助金を支給する上で、公平・公正を保つためには必要なものであると判断し、実施しております。しかし、対象住宅の所有権等の確認や納税証明など、庁内で改善できると思われるところもあり、現在、要綱の改正を進めているところでございます。また、高齢者等にとっては、申請手続きそのものがハードルが高いと感じるところもあるようでございますので、市民や施工業者等への説明・指導を徹底し、難しい手続きではないということも周知してまいりたいと考えているところでございます。

○建設部長（三窪義孝） まず、公営住宅法の基本理念についてのご質問ですが、公営住宅法第1条によりますと、国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して、低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを基本理念としております。

次に、市営住宅全体の待機者はどれぐらいかというご質問ですが、市営住宅に入居を希望している方は、平成26年2月末日現在において、市営住宅全体で368名おられます。

次に、退去時の原状回復範囲の在り方について、現状はどうなっているかというご質問ですが、退去時の原状回復の範囲につきましては、指宿市営住宅管理条例において、市営住宅に入居する際に必要とされる誓約書の中で、指宿市営住宅管理条例施行規則別紙に、退去時における入居者が行うべき修繕等の内容基準に示されております。この基準に基づき、退去時に退去者立ち会いの下、検査を行い、基本的には入居者が住宅使用上の不注意により損傷又は汚染したものや、畳の表替えとふすま等の張り替えについて、入居者に負担していただいております。

次に、政策空き家についても同様かというご質問ですが、政策空き家につきましても、災害時や市営住宅の建て替えの際の仮入居先などとして、緊急に対応する必要がありますので、同様に扱っております。以上です。

○総務部長（邊見重英） 防災無線にご質問いただきました。まず、進捗状況についてでございますけれども、本市のデジタル防災行政無線につきましては、平成23年度に基本調査を実施いたしまして、基本構想を策定いたしました。この構想を基に平成24年度に実施・設計をし、平成24年度から平成27年度までの4か年間の計画で、現在、設置工事を進めております。屋外拡声子局の設置工事につきましては、平成24年度が指宿地域の池田、今和泉校区と今和泉、山川、児ヶ水、川尻漁港及び市営川尻団地に計28基を設置し、平成25年度は指宿校区、魚見校区、柳田校区、丹波校区に計59基の設置工事を予定どおり進めているところでございます。現在、アナログ方式で放送しております開聞地域を平成26年度に、山川地域を平成27年度にデジタル化する計画で、これにより市内全域でデジタル方式による防災行政無線の施設の整備が完了することになります。

次に、反響など聞こえにくいところへの対応について、ご質問でございました。合併以前から、防災行政無線の運営をいたしておりました、山川・開聞地域におきましては、随時、これまで改善をしてきておりますので、聞こえづらいとの苦情は少ないところです。現在は防災行政無線の設置工事が進捗しております指宿地域において、防災行政無線が聞こえなかったり、反響して放送内容が分かりづらいといったご意見等が寄せられております。このようなことから、現在、公民館長の皆さんに防災行政無線の取り扱いの説明をいたしました際に、難聴地域の存在など、地域の状況を提供していただくようお願いしております。また、市の職員に対しましても、居住地の周辺の状況の報告を要請するなど、情報の収集を進めているところでございます。今後、これらの情報を基に、屋外拡声子局の音量であったり、拡声器の方向の調整、また、緊急時以外における放送の時差放送を行うなどの改善に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○15番議員（前之園正和） 市長自身、市長としてのですね、政治倫理のことでいろいろ言われる、その背景というか、根底には、テレビで一緒に万歳したことが映ったが、それがあるんじゃないかというように認識はあるようです。以前、この問題を含めて質問したときに、市長は地元選出の国会議員とどのような関係を持ってきたかということでは、国との連携の必要性ということから取り組んでくるわけですし、候補者の段階ではどの方とも同じようにと言いましょか、対応してきたということのような答弁だったかと思うんです。しかしですね、あの選挙のときに、普通、当選おめでとうでございますという儀礼的なものであるならば、後々あったときにですね、おめでとうと言って、せめて握手でもするとかいうことはあっても、当選のその場で万歳ということは儀礼の範囲を超えて、自らの喜びとして表現したのではないかというふうに思うのが普通じゃないかと思うんですが、どうでしょうか。

○市長（豊留悦男） 県内に19市、従いまして19人の市長がいるわけでございます。そのほか、町を含めてそれぞれの首長さん方がいらっしゃる。その中で選挙区で当選をした場合に、お祝いに駆けつけて、今後、基礎自治体の振興のために連携を深めながらよろしくお願いしますというのは、議員がおっしゃるとおり、確かに大切なことでもあります。しかし、その場で、例えばあのテレビに映し出されているような光景、これは、ただ私、指宿市だけではありません。それは議員もご存知のことと思います。選挙区で当選したところに駆けつけて、おめでとうの意味で万歳をするというのは、これまでもあったことでありますし、そのことが政治倫理、つまり議員のおっしゃることは、今回の徳洲会事件に絡みお金をもらっているのではないかと、率直に言えばそういうことに繋がっていると。何を持ってそう言っているのか。やはり、お金をもらっているのではないかということが、いつしかもらった、そして金額まで言うという、これは明らかに名誉毀損であり人権侵害でもあろうと私は思っております。そういう意味で、政治倫理の確立というのは極めて大切であります。そして、身を正すべきというのは、これを他山の石として、自らの政治の潔白性、清潔感を持った市政の

運営に努めるというのも、これは極めて大切であります。そういう意味で、私は、先ほど答えたとおりでありますけれども、今後も、やはり、政治というもの、首長としてのあるべき姿というものについては、自らを省みながら、疑義を持たれないような、そういう運営をしてまいりたいし、そういう市長でありたいと思っていますところであります。

○15番議員（前之園正和） 私は通告そのものも、議会で決議がなされたことをどう思うかと、そして市長として身を正すべきことはないかというふうに通告してあります。市長、早く身を正せというような書き方は一切ないわけで、市長自身は自ら考えたときに、そのようなことはあると思っているのか、ないと思っているのかという問いをしているわけですので、名誉毀損という言葉を私に掲げたわけではないんですけど、一切それは当たらないということだけは申し上げておきたいと思います。それから、先ほど私は議会で決議された内容を少々読み上げたんですが、最後に、議員は政治倫理に反する事実があると疑惑を持たれたときは、自らが誠実な対応を持って疑惑の解明に当たり、その責任を明確にしなければならぬとあります。市長、先ほどこの決議については、同様の意味でそうだということでしたので、議員という言葉にはなっておりますけれども、言わんとするのは、市民から疑問というか、疑惑を持たれたら、自らことの次第をはっきりすることじゃないでしょうか、この文章というのは。それについて、自らに当てはめた場合、その必要性は全くないということになるんでしょうか。

○市長（豊留悦男） 市民からそのような疑いを見られること自体は、私自身反省をしているところでございます。やはり、今回、市長選挙の争点がいわゆるクリーンなというようなキャッチフレーズでやっておりましたけれども、その根底にあるのが、やはり、この今回の選挙においては、いわゆる金に絡む、そういう事実を前提にした報道と言いますか、そういうことが争点に今回の選挙がなされたこと。これは私にとっては心外でもありますし、本当に残念なことでもあり、また、憤りを覚えるような場面もあったのも事実でございます。また、一部ではこのことが事実かのように、ネット等で流される。それがあるとすれば、極めて残念なことでもあります。やはり、市長選挙等においては、政策論争でやるべきだと。また、そのような疑義があり事実があるとすれば、市長選挙、そういうものに立候補する前提、つまり資格がない。私はそれほど自らを厳しく判断し、今回の市長選に臨んだところでございます。

○15番議員（前之園正和） 鹿児島市の7人の議員が、現金授受があったとされる会合に出たということを認めております。ただ、現金は受け取っていないというふうにしていますが、市民はそうだったんですかと簡単には納得しないのが現状じゃないでしょうか。ますます怪しんでいるのが実際の姿だと思います。同じように、市長が徳田氏と一緒に万歳をしたことは、消すことのない事実でありますし、市民が徳田氏と市長との関係を、その辺からです、いろいろ考えるのも、これは、市民の想像が事実と100%合っているかどうかという

こととは別に、何かおかしいんじゃないかというふうに思う根拠の一つになっているんだと思うんですね。私は、市長に対してあらかじめどういうことだったのではないかとことを決めつけるわけではないんですが、市長の答弁を伺いますと、改めて確認をさせていただきますが、市長として身を正すべきことはですね、一切ないと、つまりやましいことは一切ないということによろしいのでしょうか。

○市長（豊留悦男） やましいことという、市民がどう考えるかと。市民にそう思うなということとは主観でありますし、ものの見方、考え方でありますので私の方からは言えません。ただ、やましいことがあるかどうか。そのことについては、きっぱりと、そういうことはありませんと、そう答弁をさせていただきます。

○15番議員（前之園正和） それから、もう一つ批判の中身ですが、これは豊留市長だけの責任ではないかと思うんですが、やはり、この合併をして8年経って、合併そのものは豊留市長がその道を開いたわけではないわけですが、地域間の差を見ますときに、特に山川地域、開聞地域が、やはり、疲弊をしてきているというのは事実だというふうに思うんですよ。そういった場合に、その合併による地方の疲弊ということからして、山川地域、開聞地域を中心に、言葉としては合併はよくなかったということではないかもしれませんが、この合併が現職への批判という形で現れたというのも一つの事実だと思うんですが、それはどうでしょうか。

○市長（豊留悦男） やはり今回の市長選挙の争点の中で、3地区の均衡ある発展、農業振興というのを掲げた、そういう、いわゆる相手もあります。これまで、そういうことについてどこまで踏み込んで、どのような政策、議会で論議をしたかというの、大切にありますが、私といたしましては、数的な、つまり予算の問題で、山川地区にどのような事業をやってきた、開聞地区にどのような事業をやってきたという、そういう事業のPRが足りなかったというのは、反省をしております。例えば、山川地区の均衡ある発展のためにどのような事業をやってきたのか。8億を超える生活インフラ、つまり水道施設の充実とか、その他、生活に関わる事業も4年間でやってきました。開聞につきましても、国民宿舎の問題は解決できませんでしたけれども、それなりに、4年間でできる最大の努力をしてきたつもりであります。それは議員の皆様が一番分かることであります。予算を見るとお分かりのとおりであります。農業振興についても、均衡ある発展についても、どうか、この過去4年間、私の1期目でございますけれども、事業を精査していただきたい。そのことで確かにやっていないとなったら、私は深く反省をし、2期目は頑張りたいと思います。ただ、少なくとも開聞地区、山川地区の人がそういう思いを強く抱いているとしたら、私の努力の至らなさでもあり、2期目への課題だと思っておりますので、そのことは深く考え、3地区の均衡ある発展については、より一層努力をしてまいりたいと思っております。

○15番議員（前之園正和） 次に住宅リフォームに入りますが、26年度は予算は1,500万だ

と。中身については、25年度と全く同じだということでした。聞いてみますと予算を絞ったという概念は全くないというふうに理解をしましたので、この事業を展開する中で、仮にこの制度が周知されて、ますます希望者が多く予算が足りなくなったということになれば、補正ということも当然含まれるんだなというふうに、私は理解したんですが、そういうときはそういうことでよろしいのでしょうか。

○産業振興部長（高野重夫） 平成25年度は当初、単年度の事業の予定であったことや、消費税増税による駆け込みの申請も多数あったと思います。そのような中で、平成25年度の申請額は1,639万円でしたので、この実績により判断して、補助金額を26年度は1,500万円計上いたしました。他の市町で実施されている、同様の事業では、予算の不足を生じた場合には、申請を打ち切るところや、補正により補助金を増額するところなど、対応は様々でございます。本市におきましても、申請の状況や需要の動向などを鑑みて、対応を検討する必要はあるかと思いますが、現在のところ、予算に達した時点で受付を終了する予定であります。

○15番議員（前之園正和） 1,500万で予算を組み、これで足りるだろうと見通しはいいんですけど、予算を打ち切るということは明確なんですか、そのとき考える、補正も含めてということにはならないんですか、市長。

○産業振興部長（高野重夫） 申請の状況や需要の動向などを鑑みて、対応を検討する必要があるということは考えておりますけれども、現時点では予算に到達した時点で受付を終了するというところでございます。

○15番議員（前之園正和） ですから、簡単でいいんですが、予算を組むわけですので、それで、予算はこれだけですよという意味ではそこでおしまいなんですよ。ただ、そういうことで、幾らプラスができるかともかくですよ、予算を組む段階ではそれがもう、枠なんですけど、必要性に応じては補正をとという考え、全くないということなんですか。

○産業振興部長（高野重夫） 先ほども答弁しましたように、申請の状況等を鑑みて、対応を検討することになるかと思いますが。

○15番議員（前之園正和） それからですね、この制度は大変喜ばれる制度ということでは間違いないし、そこの方の住宅状況が良くなるだけではなくて、経済的にもいいということになるわけですね。そこで、私は一つ提案をというふうに思うんですが、この、今、住宅リフォーム助成制度となっていますが、この制度の枠を広げるということになるのか、似たような制度を別にということになるのか、それはそれとしましてですね、いわゆる店舗にも広げたらどうかと。対象を店舗に広げるということになるのか、店舗リフォーム助成制度というのを作るのかはともかく。そうすれば、シャッター通りと言われるようなところですね、一つのきっかけとしてですね、補助を受けながら自力でというようなことにもなっていくとすれば、それはそれでいいんじゃないかと思うんですが、検討には値しませんか。

○産業振興部長（高野重夫） 商店街の活性化の上では、考える必要はあろうかと思いますが

ども、現在のところは、まず、住んでいる住宅の長寿命化、品質向上という形で、まずは住まいを安全・安心にするということを目標にしておりますので、現在のところは住宅に限定しているところでございます。

○15番議員（前之園正和） ですから、発想を展開して、広げたらどうかということを行っているわけですよ。この住宅リフォームは各自の住宅環境が良くなるだけではなくて、仕事をする地元の建設業者の皆さんとかいうことも含めてですね、仕事が増えるということが一番なわけで、そういう立場からの拡大。そしてまた、今、言ったような住宅だけではなくて、店舗がそういうことでリフォームされ、あるいはそれを機に、また、シャッターでも開けようかということになればですね、それは住宅同様、別な意味では、更に大きな効果を生み出すんじゃないかと思うんですが、これは当然、突然できることではありませんので、今後の方として考えることは十分大事なことじゃないかと思うんですが、市長、どうでしょうか。市長の考えを伺います。

○市長（豊留悦男） 貴重なご意見をいただきました。地域の発展、中心市街地の活性化というのは、市の大きな行政課題であると同時に、やはり、市民協働の立場からも、これは進めていかなくてはなりません。この、店舗の、いわゆるシャッター通り、これに対する取り組みというのは、ほかの事業もあるのかもしれませんが。そういう事業等を考えながら、今後、この、いわゆるシャッター通り、閉鎖されている店舗についての対策というのは、いろいろな視点から取り組まなければならないと思っております。

○15番議員（前之園正和） 取り組まなければならないと思っているということですが、今後の検討に値するのかもしれないのかという点がちょっと不明確なんですが、どうでしょうか。

○産業振興部長（高野重夫） 今、住宅リフォーム助成制度につきましては、指宿市の補助金等の適正化に関する条例等に基づいて、平成25年度から住宅リフォーム助成事業としてスタートしたばかりでございます。平成26年度等の様子を見ながら、改善、検討等については、今後、検討していくことになろうかと思います。

○15番議員（前之園正和） 検討するかどうかを、今後、検討するって、わけが分からないんですよ。市長、ちょっと明確にしていただけませんか。いつからしろを私は言っているわけではなくて、今後の検討に値するかどうかを明確にしてくれということを行っているわけですよ。市長をお願いします。

○産業振興部長（高野重夫） 先ほども答弁しましたように、この事業は今、始まって2年目でございますので、その26年度の状況等を見ながら検討することになろうかと思います。

○15番議員（前之園正和） 私は検討しないというふうに聞こえるんですが、市長、そういうことでよろしいんですか。それとも明確な、私に理解できるような答弁があれば、市長、お願いします。

○市長（豊留悦男） やはり、こういう補助事業については、市民を含め、議員の皆さんに納得

し、そして賛同していただいた上で事業として取り組まなくてはなりません。先ほど私が申し上げましたように、特に、中心市街地の活性化を含め、空き店舗をどうするかというものについては、経産省等とのいろいろな事業もあるやに聞いております。ですから私は、ほかの事業等との関連で、この中心市街地、空き店舗をどうするのかいうものを考えていきたいと申したわけでございます。それと、補助金等につきましては、妥当性・公平性、そういうものを勘案しながら、議員の皆さんの意見、賛同をいただいたなら、様々な形で、この中心市街地を含めた活性化というのは図っていきたいと思っております。

○15番議員（前之園正和） 次に、防災無線のことにいきます。現在、公民館長などを通じてもですね、実状を把握しているということなのですが、これは、分かる範囲で分かればいいということではないので、聞くというよりも、積極的な、能動的に働きかけるということがどうしても大事だろうということだけ申し上げておきたいと思いますが、それから、反響問題は解決しなければならないわけですが、屋外のトランペットに対して屋内、部屋の中での対応はどうするのかということもあります。個別受信機になるわけですが、個別受信機はある意味で、外に対するものに対して中のものという側面と、もう一つはその聞こえにくいところに対する対応ということも言えるわけです。設備の問題として伺いますが、個別受信機、アンテナも含めて1セットあればですね、特にその他の機材は追加することなく、今の電波を受信できるということによろしいんですかね。個別受信機を持ってくれば、特に、新たな設備を追加するというふうなことは必要ないということによろしいんですか。

○総務部長（邊見重英） 難聴地域等につきましては、個別受信機ということ、私どもの計画の中でも考えておりますので、個別受信機を設置すれば、防災行政無線が受信できるというふうに理解をしております。

○15番議員（前之園正和） ということはですよ、個人として個別受信機を希望するところには、一定の市の補助制度を是非作ってほしいと思うんですが、防災無線体制の強化を図るという意味でも、個人として個別受信機を希望するところには、設置を可能にするということではできませんよね。後は補助をするかどうかという問題はありますけども。それはそういうことによろしいですか。

○総務部長（邊見重英） 私どもの現段階の方針といたしましては、この個別受信機の対応ということにつきましては、現在のこの拡声子局によります整備というのが進めておりますけれども、平成27年度で全体の設置工事が終了する予定であります。したがって、今後、設置工事が終了し難聴地域が発生した場合には、個別受信機の設置か、新たに屋外拡声子局を設置した方が効果があるのかというようなことなどをですね、総合的に判断しながら、よりよい防災無線の運用に努めていこうと考えているところでございます。それから、難聴地域の対策ということにつきましては、先ほども申し上げましたとおりですけども、今の議員のご質問の中では、ちょっとご質問の趣旨が少し私分からないところがあったんですが、要す

るに、個人で、拡声子局は聞こえるけれども、自分の家に個別受信機を設置したいという人があったらどうするのかということでもよろしいのでしょうか。そういうことで申し上げますと、現段階では、そのそれぞれに、そういう方に対しては、ご希望があれば当然、個別受信機は個人でも購入できるものと考えております。それが可能でございます。大体経費といたしましては、設置業者からの聞き取りによりますと、1個当たり8万円ということで聞いております。なお、それに対して補助はできないのかということのご質問もあったと思います。が、現段階ではその、その個別受信機に対して補助をするということは考えておりません。

○15番議員（前之園正和） 例えば、外の声は聞こえるけれども、夜など戸を閉め切ったときの中の対応として、是非、個別受信機もほしいという方も結構いるんですよね。今の答弁というのは、個人負担であるならば、希望すればそれは購入できると、8万前後だということでもよろしいわけですよね。ただ、私が今、言った補助ができないのかということについては、現段階ではできないが、個人取得ということであれば可能だというふうに確認だけさせていただきたいと思います。

それからなのはな館についてですが、建物については県は閉館当初から市に無償譲渡を打診してきたところですが、市としては受け入れ後に解体費用の発生がするかもしれないリスクを回避するため、利用希望者を公募し、一定の目的が立ってからにするのが基本的な立場だと思うんです。そういうことだったわけですよね。確認をいたします。

○総務部長（邊見重英） これまでの経過はそういうことでございます。

○15番議員（前之園正和） それから、先ほどの答弁ですと、今度の予算にも関係しますが、建物を市が受け入れて、文化・芸術、健康づくりなどのために、市として活用するというようなことを検討するかのようなことでしたが、これは、市が建物をもらうという前提ですか。

○総務部長（邊見重英） なのはな館につきましては、今回、平成26年度の当初予算に施設の保全調査費、それから、市民の方々を交えた利活用検討委員会の開催、それと、利活用案策定の経費を計上させていただいております。これらを市としては実施しながら、今後、市が県からなのはな館の譲渡を受け、市で活用したいということを県と協議は進めていきたいと考えているところでございます。なお、現在、この予算を計上しております利活用の方向性であったりとか、保全調査の結果というものについてはですね、一定の時期になりましたら、議会にもご報告をさせていただきたいと考えております。

○15番議員（前之園正和） ですから、建物は県の所有のままという考えなのか、市がもらうという前提に立つものかということなんです。

○総務部長（邊見重英） これまでの県のやり取りの中では、これまでもずっと県の方向性というのをお話ししておりますけれども、県としてはできれば市に無償譲渡をしたいということでございますので、私どももそれを前提にどうできるのかということ、今後、検討してい

きたいと思っているところです。

○15番議員（前之園正和） 最初に確認したじゃないですか。このまま受け入れたら解体費用のリスクがあるからそれは避けたいということで、もらわないというのが最初、考えだったと。何の事情が変わって、その受け入れるという方向に変わるんですか。

○総務部長（邊見重英） その解体費の問題であつたり、施設維持費の問題であつたりということとは、現段階でも具体的に解決しているということではございません。今後、それを県と協議していくということでございます。

○15番議員（前之園正和） 協議と言えば格好はいいんですが、もらわないという立場ではなくなったということなんですよ。リスクを抱えること、道を選んだということです。解体費用のリスクを市が負うことを事実上認めると、方向も含めて検討するということなんです。違いますか、市長。

○市長（豊留悦男） なのはな館につきましては、これまで議員の皆様から幾多の質問もいただきました。これまでの経緯をるる述べましたけれども、一般公募をした段階でも何もなかったというわけではなかったわけであります。幾つかまいりました。例えば、あそこにビジネスホテルを造りたい、140室ぐらいのを造りたい。じゃあそうなったときに、じゃあいいですよ。是非、地域振興のためにお願いしますと判断できませんでした、私は。それは、厳しいホテル業界の状況もありました。国民休暇村の問題もありました。そういう意味で深く判断をし、決断をしなければならないという状況でありました。やはり、指宿市としてあの場所をどうするのか。このままではいけないというのは、私を含め議員の皆様も市民もそうだろうと思います。そうなった場合に、市の様々な公共施設の在り方等を含めて、あのなのはな館が活用できないかと。そのためのプロジェクトチームを立ち上げ、今後、県とどのような交渉をし、リスクを伴わない、つまり財政的な負担を最小限にするためにはどのような方法があるかという意味で、今回予算計上させていただきました。私どもとしましては、あのままではいけないというのは市民も、私どもも、議員の皆様も同じ思い。そうした場合に、有効活用し、できるだけ県に解体費用を含め、補修を含め、運営費を含め、市の思いを分かっただけ努力をしなければならない、そういう思いで今回、予算計上もしたわけでございます。

○15番議員（前之園正和） 1回目の公募がやったけども、実現せず、2回目は目途も立たなかったという中で、市がこういう検討をするということではすよ、事実上、市が公募に応じたということになるんじゃないんですか、事実上は。そしてまた、最初の経緯からずっと見てみてもですね、正に、市としての主観、主体性はなく、県の言いなりだと言えらると思うんです。市は、土地は指宿市のものですから。そしてまた、法律上も元に戻してくれということ言えらる立場だということは、市自身が認めているわけですからね。その上で、あと利用を考えればいいわけですよ。全く主体性がない。県の言いなりということ言えらるん

じゃないですか。簡単に教えてください。

○総務部長（邊見重英） 市が譲渡を受ける場合は、後年度に大きな財政負担があってはならないという考え方は変わっておりません。今後は、市で活用することを前提に、県と協議をしていくつもりでございます。県の方からは、今後のスケジュールを含めた明確な利活用プランの提示と、財政的な支援を求める場合は、県が支援する根拠の提示を求められておりますことから、検討委員会でまとめられた利活用プランとその収支計画などを基に、県に対して必要な財政支援を求めていると考えているところです。また、市へなのはな館を譲渡する際に、県において実施いたします施設の大規模改修につきましても、県が想定している箇所だけで十分なのかどうかということを確認する必要もございますので、当初予算に計上させていただいた施設の保全調査を実施した上で、必要な箇所についてはしっかりと県に対処していただきたいと考えているところです。また一方で、どうすれば施設の維持管理費等を抑えながら運営できるのか。例えば、不要な施設は使用しないとか、利用者にも維持管理のご協力をいただくとか、そういった方法についても検討委員会の中で委員の方々から広くいろんなご意見やお知恵を出していただきながら、検討してまいりたいと考えているところです。

○15番議員（前之園正和） 何回も言いますように、経緯を見たときにですね、土地は指宿のもの、ただで貸している、そしてなのはな館誘致として貸しているわけですよ。建物が県のもの。これが当初目的では使われなくなっているわけですのでね。指宿市がやるべきは土地を返してくれと、現状に復して返してくれと、これが市のやるべきことなんですよ。建物の跡地の利用を検討するとしたら、それは県が本来やるべきことなんですよ。だから、市は本来やるべきことをやらず、県がやるべき跡地の、跡の建物利用も含めてですね、何で県がなくて、相談をすると言いますけれども、やるべきことをやらずに、県が本来やるべきことをやるんですか。全くですね、県の言いなりとしか言いようがないような状態です。それから、繰り返しになりますが、通常の建物の維持費の枠に留まらず、建設当初から異常と言うべき費用がかかってきたなのはな館の維持費です。その建物を市が受け入れて解体費用のリスクを負い、その日が不幸にして近い将来に來たとすれば、行政や議会の責任が問われることはもちろんですが、仮に、豊留市長が市長職を既に勇退された後であっても、解体費用が約8億円ということからすれば、民間からの追求で当時の市長として、豊留悦男個人の責任も問題にされかねません。それにも耐えうるだけの決意を持っての考えなのか、最後に伺います。

○市長（豊留悦男） なのはな館建設の経緯、これについては私が申し上げるべきでもありません。指宿の地域振興のためにあの場所をどうするかということで、県が市と一緒にあって、市が特に誘致をお願いした経緯もあります。そのおかげであの地区が大きく変わり、ご覧のとおりであります。県は12・3年しか経っていない、しかも60億ぐらいかけた施設を壊すこ

とはできない、それが前提であると。県民感情、県民の目がうるさい。60億かけてすぐ壊すのか。そういうことはできないというのが前提であります。となればどうしていくのか。いや、これは市の土地だから壊してくれと。え、あなたそれは違うだろうと。この施設というのは市の熱烈な誘致と言いますか、そのおかげで県も市と一緒にやってやったんだと。だから、使用方法、利用・活用の方策について県とともに話し合おうという、それが結論だったわけでありまして。それを無下に、いや壊してくれと。我々はあの土地を貸しているだけだと、それが果たして言えるのかどうか。私には言えませんでした。ですから有効活用の方策を探るという、そういう政策、施策を打って出たわけでありまして。必ず、市民に満足いただけるように、取り壊しの費用はそんだけかかるのであったら、県とこれから協議をしながら、財政負担が少なくなるように努力をするのが私の仕事だと、努めだと判断をしているから、今回も予算に計上させていただいたところでございます。

○15番議員（前之園正和） ですから、将来、民間からですね、豊留悦男個人の責任も問題にされかねない。それにも耐えうるだけの決意を持ってのことかどうかということについては答弁がありません。

○市長（豊留悦男） やはり、大きな負担を抱え、今後、市民生活に影響あるかもしれない、こういう判断というのは、判断は厳しいけれども、私としても、責任を逃れるつもりは全くありません。

○議長（新宮領進） 暫時休憩いたします。

休憩	午後	0時04分
再開	午後	0時59分

（15番前之園正和議員途中退席）

○議長（新宮領進） 休憩前に引き続き、会議を開き一般質問を続行いたします。

次は、井元伸明議員。

○4番議員（井元伸明） 4番、井元伸明です。通告してあります3点について、順次質問をさせていただきます。

まず、なのはな館についてお尋ねいたします。休館してから間もなく3月末で3年間となります。これまで多くの議員が一般質問の中で、これまでに約16回ほど質問をされてきている状況でありますので、少しこれまでの経緯を整理させていただきたいと思っております。まず、平成6年9月に県議会において建設方針が示されて、指宿市の土地開発公社により、なのはな館用地については先行取得し造成などまでを行っております。このときの費用が用地費・工事費等、その他の経費を含め約14億円で土地開発公社から市が購入いたしております。後に、平成10年7月1日に県との間で土地使用貸借契約を締結いたしております。県は同地に施設整備に69億円で建設をし、平成10年9月にオープンをしたのがなのはな館でございます。このとき、指宿市としては、周辺整備として新田地区内の公営住宅、それと、迫五郎ヶ岡

線、北町通り線の整備に約18億円と、なのはな館を含めた整備費用は、合計で約101億円を上回っております。ここには巨額な税金を投入している場所でもございます。今日までの利用者の延べ人員数は約340万4千人で、閉館前の21年度の利用者の数が、プール利用で約6万人、研修施設利用者が14万人でありましたが、これまでの県の維持管理費が約2億3,000万円程度かかっていることから、県議会の行財政特別委員会で指摘を受けて休館になっているのが、今のなのはな館の実状でございます。これまでに、23年2月に実施した第1回目の公募については、応募者がなく不調に終わっております。2回目の公募についても県との間で協議を進めてまいりましたが、見通しが立たない状況の中で、市は22年5月下旬には、なのはな館利用検討委員会を設立し、作業部会であるワーキンググループを設置し、利活用について市が直接運営した場合を中心に、幅広く検討をしてまいりました。その結果、この施設を現状のままで市が直接運営することは市の財政状況の悪化が懸念されることから、困難であると断念した経緯もございます。また、25年9月議会の答弁の中では、市の公共施設の在り方に関する内部検討委員会を立ち上げ、市の公共施設の整備・改修等にかかる検討を進めていこうとしているとございました。また、なのはな館は毎年2億円を超える管理・運営費を必要としていることから、市として運営した場合の試算を行ったところ、多くの財政負担を生じることが懸念されることから、市での直接的な運営は難しいと判断したが、後年度に財政的な負担が残らないような形での施設の有効利用が図れるよう、今後とも検討・努力するとうございました。このような状況を踏まえ、本市では本議会になのはな館の保全調査利活用案策定事務委託料として541万8千円を計上されておられますが、建物は県の所有となっている関係上、市の予算を使つての調査を行うことに対して、指宿市の現在おかれている厳しい財政状況の中で市民の理解が得られると思つているのか、お尋ねをいたします。

次に、健幸のまちづくりについてお尋ねいたします。これについては、今後、少子高齢化が進んでいく中で、医療費の増大が懸念される中で、これらを抑制・削減するために、市民が健康に対して興味を持ち、健康づくりに積極的に取り組んでいくことが極めて重要であることから、指宿版SWC構想を立ち上げ、全庁的に策定メンバーを構成し、当初は19名でプロジェクトチームをスタートさせ、24年4月から35名体制となり、様々な協議を重ね、基本構想として健康寿命を延ばし、医療費の削減に繋げたい。目標は日本一健康なまち、指宿づくりを実現することでした。平成25年度に健幸のまちづくり推進事業が本格的にスタートし、市民が健康で長生きすることを目的に始めた事業も、本年度も3,700万計上されていますが、現段階での費用対効果をどのように理解されているのか、お尋ねをいたします。

次に、定住促進についてお尋ねをいたします。少子高齢化が進んでいく中で、今後の市民の人口減少を少しでも食い止めるためにということで、事業をしていただいておりますが、思うように進んでいないのが現状のようであります。この定住促進事業についてであります。現在、実施いたしております定住促進事業は、地域の限定がございます。これらも一つ

の阻害要因になっているのかと思いますが、例えば、山川地区、開聞地区、今和泉校区、池田校区と実施をされておりますが、これまでの実績と、利用しにくい最大の問題点があればお示しをいただきたいと思います。

以上で、1回目の質問を終わります。

○市長（豊留悦男） 健幸のまちづくりについてのご質問をいただきました。この事業は私の根幹に関わる今後の行政の指針となるものでありますので、若干長くなりますけれども、詳しく答弁をさせていただきたいと思います。

市では今年度から本格的に健幸のまちづくりに関する事業を開始することにしております。現段階での費用対効果についてのお尋ねですけれども、市民の健康寿命を延ばし、医療費の適正化を図ることを目的として、いろいろな事業に取り組んでおりますけれども、まだ1年経過していないこともございまして、現時点では市民の健康度に対する費用対効果についてお示しすることは難しい状況でもございます。しかしながら、多くの取り組みを行っておりますので、この際、幾つかご紹介をさせていただき、ご理解を賜りたいと思います。昨年、4月29日、最初の取り組みといたしまして、アロハ健幸ウォークを実施いたしました。爽やかな青空が広がる中、600人の市民の皆さんに参加していただき、アロハ宣言セレモニーと健幸ウォークを行っております。議員の中でもたくさんこのウォークに参加をさせていただきました。また、この日から健幸マイレージ制度も開始いたしました。運動したり、地域の行事に参加したりするとポイントが貯まり、抽選で賞品が当たるという制度でございます。これまで、2回抽選をして、260名の方が当選されており、健康になった上に抽選にも当たり、良かったなどと喜びの声もいただいているところでもあります。翌月の5月29日、初めてチャレンジデーにも参加いたしております。急な取り組みではございましたけれども、1万2千人を超す市民の皆さんに、地域や職場などでウォーキングやラジオ体操に取り組んでいただきました。このチャレンジデーをきっかけとして、家庭で毎朝ラジオ体操するようになった。ウォーキングもするようになった。さらには、地域全体で毎週ラジオ体操するようになったという声もお聞きしております。庁舎においても、先ほどラジオ体操第1がかかりましたけれども、職員も昼休みにラジオ体操をするようになりました。また、地域での自主的な健康づくりを応援するための取り組みといたしまして、地区や区が自主的に運動場やウォーキングロードを整備する際、市が助成をする地域環境整備事業補助も開始をいたしました。この事業には宮之前地区・十石地区・小田地区・東開聞地区・大山区など12の地区や区が取り組んでいております。例えば、ご紹介申し上げますと石嶺地区では地区の広場を整備・除草をして、グラウンドゴルフコースを整備し、照明も設置しております。同じく片野田地区でも公民館の敷地内にグラウンドゴルフコースを整備するとともに、集落内の道路を歩きやすいよう舗装したところでもあります。また、岡児ヶ水区では長年放置され荒廃していた集落内の空き地を、この事業を活用して整備し、2千㎡もの広さに芝を張って活用してお

ります。すっかり見違えるようになった広場は海岸側にあった藪も取り払われて、見晴らしが良くなり、東屋やベンチも設置されて、住民の皆さんの健康づくりと憩いの場に生まれ変わろうとしております。これらの地区では整備に際しまして、住民の皆さんがボランティアで、生コン舗装や芝張り、草刈りなどに取り組んでいております。このようなこともございまして、この事業は運動による健康づくりはもとより、コミュニティの活性化にも非常に貢献していると思っております。また、地域環境整備事業補助は、健幸運動教室とのセットで取り組んでいただいております。市では、今年度インストラクターを雇用し、健幸運動教室に取り組む地区や区に毎週派遣して、健康づくりのお手伝いをさせていただいております。この教室では月に1回、体組成計で体脂肪率・筋肉量・BMI・体内年齢なども測定し、その推移を調査しているところでもあります。健幸運動教室は現在、15会場で実施しております。2月現在で延べ4千人もの市民の皆さんに参加いただいております。開始してから半年程度ということもございますので、数値的には、まだ、めざましい成果は現れておりませんが、参加されている方からは、肩こりがなくなったとか、湿布薬がいなくなった、気持ちが明るくなったなどと喜ばれておりますので、着実に成果は現れて来ているのではないかと思います。整備に対する補助と運動教室をパッケージにしたこのような事業は、全国的にもなかなか見当たらず、先駆的な取り組みを本市が行っているのではないかと、そのように考えております。

以下、いただきました質問等につきましては、関係部課長等に答弁をいたさせます。

○総務部長（邊見重英） なのはな館についてご質問をいただきました。施政方針の方でも申し上げておりますけれども、なのはな館を市で利活用したいと考え、平成26年度当初予算で関連する541万8千円を計上させていただいておりますけれども、その内容は大きく分けて次の二つでございます。まず、施設の保全調査費用でございます。なのはな館は完成から15年余りが経過しており、通常の経年劣化と建物の特異な形状に起因する劣化というのが進行しているようです。市で使うといたしましても、その前に大規模な補修が必要な状態でございます。県は市に引き渡し前に雨漏り箇所の補修や機器の点検・交換などを行う予定としておりますが、県から引き渡しを受けた後も数十年は使うということになるかと思っておりますので、引き渡しを受けた後に市が大規模な補修等を行うことにならないよう、専門家による調査を市の費用で依頼し、県が想定している箇所だけで十分なのかどうか市でも確認し、その結果、新たに改修が必要な箇所が分かった場合は県にしっかりと対応していただきたいと考えております。

次に、利活用案策定経費でございます。市で考えている利活用案を検討していただくための、利活用検討委員会の開催経費と利活用検討委員会での議論や取りまとめられた意見、方向性を踏まえて、敷地等まで含めたなのはな館全体を、有効に活用できるプラン作成を委託するための費用でございます。市での利活用について、県と協議を行った際、県からは今後

のスケジュールを含めた明確な利活用プランの提示と、財政的な支援を求める場合は県が支援する根拠の提示を求められております。このため、市で考えている利活用の素案について、市を代表する団体や市民の代表者で構成する委員会を設置いたしまして、そこで検討を行っていただき、よりよい利活用プランとして取りまとめたいと考えているところでございます。検討委員会で取りまとめられた利活用プランを基に、具体的な、例えば部屋の配置であるとか、そのようなイメージ図の作成、必要な改修箇所の検討、敷地等まで含めた利活用案の策定などについて、委託をしてみたいと考えております。また、検討委員会で取りまとめられた利活用プランに基づきまして、運営費、維持管理費などを試算した上で、県に対し財政的な支援を求めてまいりたいと考えているところです。このように譲渡を受けた後の市の負担が多額にならないようにするために、必要な予算でありますことをご理解いただきたいと思っております。

次に、定住促進についてでございます。現在、実施しております定住促進事業につきましては、本市の住民基本台帳に一度も記載されたことのない世帯が旧山川町・旧開聞町・池田校区・今和泉校区に転入し、床面積50㎡以上の住宅を新築、又は購入することに対して助成金を交付することで、人口の増加を図るとともに、豊かで活力のあるふるさとづくりに寄与することを目的としているところでございます。これまでの実績につきましては、合併後から平成20年度までは助成実績がございましたが、平成20年度に対象年齢等の要件を緩和いたしましたところ、平成21年度に1件50万円、平成23年度に2件で計75万円、平成24年度に2件で35万円の実績があるところでございます。なお、平成25年度につきましては、今のところ実績はないところでございます。また、実績が少ないのはどういうふうに考えているかということでございましたけれども、先ほども申し上げましたけれども、定住促進、本市の制度の条件といたしまして、住民基本台帳に一度も記載されたことのない世帯が旧山川町・旧開聞町・池田校区・今和泉校区等に特定の地域に転入した場合に助成をするというような条件でございますので、これらの条件がどうなのかということもあろうかと思います。したがって、このようなことを含めまして、他市の状況等も含めですね、今後、調査・研究し検討していかなければならないと認識はしているところでございます。

○4番議員（井元伸明） まず、なのはな館についてお尋ねをさせていただきます。施設調査費用としてですね、今年度予算に組んでおりますが、それと専門家による調査を市の費用で依頼するということですが、現在は、この建物自体が県の所有となっておりますので、県の方でしっかり検査をし、補修するなり、県の方でするべきじゃないかと思うんですよ。こういうのはですね。幾ら市が譲渡を受けるというのを前提にしての調査かも分かりませんが、県にお願いをして、県が調査した上で、市も一緒に協議をしながら、ここをこういうふうに直していきますよという形での内容なら分かるんですけれども、もう、最初から市がこういう予算を、541万8千円というのを組んでですね、県の建物を市が市の予算でこの調査を

するというのは、非常に、どうかな、疑問に思います。私も直接なのはな館に行ってちょっと見させていただきましたが、特にドームがあります中央広場ですかね、この上の鉄骨のアームの部分なんですけど、とにかく錆がひどいとかですね、こういう状況の中で、これを市の費用で、なぜ調査をしなければいけないのかですね。それと、もう一点は利活用策定経費なんですけど、各種団体の代表者らで構成する、約15人ぐらいの方をお願いをするということなんですけど、ここはお願いをするにしても、いいとか悪いとかじゃなくて、市の方でも当初からいろんなこと、利活用については検討委員会とか、あるいは市の公共事業に関するあの改修とか、いろんな形で検討重ねて、何回か、もう3年ほどやってきているわけですので、今更何を検討するのかなという気がいたします、この検討委員会を作ってくださいね。先ほどの同僚議員の質問の中でも、県の方からそういうのを求められているということではありましたけれどもですね、求められているにしても、あくまでもこれ全体費用で101億円ぐらい投資した、場所的にはすばらしいふうに甦ってきているんですけども、事業を中止した経緯がですね、あまりにもこの維持管理費がかかりすぎるということを、県議会の方で指摘を受けて中止になったわけですので、この、市が改めて譲渡を受けてですね、市が利活用することは大いに結構だろうと思うんですけど、その利活用する前の、引き渡しの前にですね、調査をする費用が541万8千円ということですが、とてもじゃないけど、こういうのは、これこそ県の方に事前をお願いして、県の方で調査・検討を進めて、それを聞いた上で市が納得すればそれでやってほしいということで、するべきじゃないかと思うんですが、委員会について、2点ほど、一つ、改めてお尋ねいたします。

○総務部長（邊見重英） まず、検討は県の責任で行うべきではないかということでございました。県は、先ほど議員の方からも過去の経緯の中でございましたけれども、平成22年3月の行財政改革特別委員会で、引き続き県で設置する必要性は低いという結論を出しておりますことから、県が施設の利活用について検討することはないのではないかと考えております。なのはな館は長年の懸案だった新田地区の開発・発展、ひいては市政発展にも大きく寄与した施設でございます。現在、一部開放がされておりますが、芝生広場、体育館は休館前と変わらず毎日多くの市民の方々が利用されておりますし、施設内には立派な生涯学習施設が設置されており、施設を利用したいという市民の方々の声もあるところでございます。したがって、なのはな館につきましては、これまで幾つかのプランを検討してまいりましたが、使い方を工夫すれば、市民の方々に喜んでいただける施設として生まれ変わる可能性も秘めているのではないかと考えていることから、市にとって、そうして、市の方々に必要な施設として、利活用については市で検討してまいりたいと考えているところでございます。それから、今更何を検討するのかというようなご意見でございました。1回目の公募が不調に終わってから、平成23年4月に休館となった後も、市は公募の実施による譲渡先選定を第一に考えまして、興味を持つ事業者の案内や問い合わせにも対応してまいりました。

が、仮に譲渡先が見つからなかった場合の、市での活用についても並行して検討を行ってまいりました。例えば、平成24年度において検討したプランは三つで、一つ目は健康・福祉を核にした活用プランとして、市の健康福祉施設や子育てのための施設を集約し、子供から高齢者までが集う市の総合的な健康・福祉施設として活用するプラン。二つ目はスポーツを核にした活用プランとして、体育館や陸上競技場や野球場などが周辺にあることから、一帯を総合運動公園と位置付け、同公園内の一部、一施設として活用するプラン。三つ目は市と民間とのシェアによる活用プランとして、既存用途での利用を基本とし、市で運営しながら施設運営費削減のために、一部施設を民間事業者に貸し付けるプランなどを検討したことがございました。県には市がもし直接活用する場合は、今、申し上げたような利活用プランのいずれかで活用したいと考えていると伝え、その際の財政的な支援をお願いしたところでございました。それから、25年度になり、休館からやがて3年になろうとする中、2回目の公募が行われる見通しはもうないと判断いたしまして、これまで、市内部で検討してきていた利活用のプランを基本としまして、できれば市で活用したいと考えたところでございます。

○4 番議員（井元伸明） 今、素晴らしいプランも、三つほどですか、あるということでありまして、すけれども、その際にですね、県に対してはいろんなプランを提示して、県に対して財政的な支援をお願いしたいということですが、この財政的な支援という中身というのは、今まで解体費についてもですね、約8億円とか、今朝ほども出ておりましたけれど、そこを含めての財政支援ということで考えてよろしいんですか、これは。

○総務部長（邊見重英） 今回、予算で計上させていただいております、この施設の調査費、それから、利活用の案を作る委託料、検討委員会の経費、これらを踏まえまして、私どもの方では、どのような形で利用していくかということを検討していきたいと考えております。また、併せまして、その施設については収支計画というものも検討していかなければなりません。そのようなことを、そのような資料を整えた上で、県ともこれからの施設維持費、あるいは大規模の修繕費・解体費、これらのことについて協議をしていこうと考えているところでございます。

○4 番議員（井元伸明） これらをですね、なのはな館は一応県の施設ということでもありますので、去年のですね、9月25日の新聞によりますと、県議会の中で地元選出の県議員の一般質問の中でですね、今まで修繕費が幾らかかったということで、新聞にもあるように1億2,100万ほどかかったということで、明らかにされておりますけれども、市はですね、中間に入った地元選出の県議ということですから、当然、いろいろな相談もされたり、あるいはまた、いろいろなですね、アドバイス等をいただいているんじゃないかと思うんですが、地元選出の県議員の方にですね、どのような相談をしたり、また、どういうアドバイスを受けられたのかですね。もしあれば、一つ、お示しをいただきたいと思います。

○総務部長（邊見重英） 県議の方に具体的な相談はということでございますけれども、先ほど

も申しましたとおり、今回の委託料等を含めた市での検討をですね、踏まえた上で、県と協議してまいりますけれども、その場合に必要であれば県議にも、是非、ご協力いただきたいと思っていますところ。現段階で言えば具体的なことがまだ決まっておりませんことから、個々、具体にご相談をしている状態ではございません。

○4 番議員（井元伸明） それとですね、もう、本格的に市が利活用したいということでありますので、今朝ほどの答弁の中でですね、不要な施設は使用しないとありましたけれども、私も見た段階でですね、使用するとかしらないじゃなくて、雨漏りがひどいというか、経年劣化だろうか、非常にですね、中央のドーム型の鉄骨のところ、もう、取り付けの土台の部分のですね、ボルトなんか、非常に錆び付いて危険な状態だろうと思います。これを見るとですね、こういうのを含めて、今後、調査をして補修なり、いろんなことをやっていくんでしょうけれども、こう、不要な施設は使用しないというのは、大体、どこを指されて言われたのか、一つ、お尋ねいたします。

○総務部長（邊見重英） 県が想定しています施設補修や機器の交換の主な箇所というのは、屋内ゲートボール場であったり、体育館、中央ホール、健康増進施設などの雨漏り箇所の補修と、各施設に設置されております機械設備の補修・交換というふうに聞いております。その予算を1億2,000万円程度、県は確保していると聞いております。しかし、私どもの担当、それから建築の担当等で現場を見ましたときに、県が予定している補修箇所よりも更にあるのではないかなというようなことが非常に懸念されました。そういうことから、今回、施設調査を行おうと考えているところでございます。それで、具体的に不要なところがどこなのかということでございますけれども、それにつきましても、先ほど申し上げました現在の施設調査を踏まえ、また、利活用案の検討を踏まえた上でなければ、現段階でここが不要であるというようなことは申し上げられないところでございます。

○4 番議員（井元伸明） それと、この施設の保全調査なんです、これが大まかな540万のうちの予算とは聞いておりますけれども、大体、どういう方をお願いをしてですね、主にどういうのを調査をする予定なのか、一つお願いをいたします。

○総務部長（邊見重英） 予算の額につきましても、委託料としては500万円組んでございます。その中で、これは概算でございますけれども、保全調査については180万円程度、それから、利活用の検討の委託分につきましては、320万円程度を見込んでおります。また、これらを併せてできる業者というものをですね、検討させていただいて、委託を行っていただくというふうに考えております。

○4 番議員（井元伸明） この利活用の検討委員会ということですが、これは15名ほど聞いておりますけど、今の指宿市にはそれぞれの各種団体と言われる組織がありますけど、そこを予定されているのかですね。それと、これから何回ほどこの検討委員会というのを開いて、具体的にはどういうふうにお考えなのか、一つ、お示しいただきたいと思います。

○総務部長（邊見重英） 検討委員会についてでございますけれども、先ほど施政方針でも申し上げましたとおり、現在、市で持っておりますのはな館の活用の方向性であります、文化・芸術・健康づくり・地域経済の発展など、総合的な交流拠点施設として考えているということから、それらの利活用策を検討していただくために、この検討委員会を立ち上げるわけですが、人員につきましては15人程度で、市を代表する団体等の代表者に参加していただきたいと考えております。具体的には、委員としては、これはあくまでも予定でございますけれども、学識経験者として例えば大学の教授クラスの方々、それから、市の社会福祉協議会、地域女性団体連絡協議会、老人クラブ、公民館連絡協議会、指宿市商工会議所、菜の花商工会、青年会議所、観光協会等の団体から代表者の方をお願いできればと考えております。

○4番議員（井元伸明） もう、相当な形でですね、意気込みは分かります。やっぱし、私も今までですね、建物を壊して更地にして、返してほしいということは言うておりませんけれども、いい利活用の方法を進めていただきたいという気持ちから、いろいろと質問させてもらっておりますが、これまで市の内部で検討をされてきて、利活用プランというか基本をしながら、市ではいろんな、今、先ほど示していただきましたけど、この施設をですね、もし利用される場合の具体的な検討というか、それをされて、いろんな形で前向きに、もう、三つのプランもあるような話、さっき説明いただきましたけど、具体的なこの内容というのは、どういう内容なのか。もし、お示しができればですね、一つ、示していただきたいんですが、いかがでしょうか。

○総務部長（邊見重英） 先ほど申し上げました三つのプランというのは、平成24年度にですね、一応検討したプランでございまして、それらを踏まえまして、現段階の素案と言いますか、そういうものについて少しお話しをさせていただきます。

先ほど申し上げました三つのプランにつきましてですね、平成25年度に再度検討を加えまして、本市の行政課題の課題解決の場として、市で利用できること、それから新しい機能を付加して市で利用すること、それから、今後控えております国民文化祭の会場として、市で利用できないかということなどを考えているところでございます。もう少し具体的に申し上げますと、中央公民館を例えば移設しまして社会教育施設の機能を持たせる。市民団体・ボランティア団体・NPO法人等の拠点施設とするため、現在、市役所の敷地内にございます共生・協働支援センターを移設し、のはな館を同センターとして位置付けるということ。それから、老人福祉センターを移設して、高齢者の生きがいづくりの場や健康づくりの場とするということ。それから、若手起業家の育成などを目的としまして、地元民間団体への貸し付けなど、民間と共同で活用するというようなこと。それから、国民文化祭がございまして、シルバー美術展会場として国民文化祭でも活用するというようなことなど、多様な機能を持った総合的な交流拠点施設として活用することが、利活用についての現段階での素案

と言いますか、というようなことであります。

○4番議員（井元伸明） このなのはな館については、今、いろんな説明いただきましたけれども、そういう形でですね、早急な解決は図るべきだろうと思います、これはですね。いろんな意味でですね。そういうことで、最後になのはな館については、重ねてちょっと確認したいんですが、この541万8千円についてはですね、あくまでも市が予算を作って計上しておりますんで、使用して、後年度というか、後でこうして調査も指宿が、地元がやりましたので、後で県として財政的な処置というか、支援をしたいということで、されるということで理解してよろしいんですか。

○総務部長（邊見重英） 今、議員の方からございましたように、これらの委託調査を終え、終えた後と言いますか、それにつきましても一定の段階で終えさせていただいて、それを基に県と協議をしていきたいと。そういうことを踏まえた上で、どのようにその後展開していくかということになるろうかと思います。

○4番議員（井元伸明） なのはな館についてはですね、いろんな思いもみんなあろうかと思いますが、早急な展開をしていただきながら、市民のためになるような施設としてですね、早急な対応を、一つ、よろしくをお願いをしたいと思います。

時間の関係で次にまいりますが、健幸のまちづくりについてお尋ねいたします。先ほどもですね、運動場の整備とか健幸教室を15会場でというのがありましたけど、こういうのを、今、一生懸命やっけてはいただいているんですが、指宿市全体の中で12地区というのはまだまだ数も足りないような状況だろうと思うんですが、それと、健幸教室についても15会場で延べ4千人ということで、これは毎週やっているところが非常に多いと思いますけれども、4千人というのは延べ人数ですので、地域的には限定をされておりますのでですね、なかなかと思います。健幸マイレージポイント制度についてもですね、2回ほど抽選で260名ほどでしたかね、商品が当たったとかということでありましたけども。いろんな事業を展開している中でですね、この事業についての参加率というか、市民全体から見てですね、この健幸教室、あるいは運動整備についての市民の理解度というのもですね、あまりまだ浸透していないのかなというふうに、この数字から見れば伺えるんですけどですね、その辺りは、いろんな広報紙等を通じてですね、公民館長さん方にいろいろお知らせはしておられると思うんですが、市民の参加率という形で見ればですね、どれぐらい、地域的にですね、指宿地域・山川地域・開聞地域に分けていろいろ、大まかに分けてですね、どれぐらいのこの利用率、参加率というものはあるのか、一つ、お尋ねをいたします。

○総務部長（邊見重英） 参加率というのはですね、大変申し訳ございません、今、それについては調べておりませんが、先ほどご質問のありました理解度、あるいは参加の状況というのについて、少し説明をさせていただきたいと思います。

市民の皆様に対する健幸のまちづくりの普及、浸透策につきましては、講演会などの場に

おきましては、市政事務嘱託員委嘱状交付式、ふるさとを興す二大学習大会、民生委員・児童委員講演会、J Aいぶすき講演会など様々な場で時間をいただきまして、参加者の方々に説明をさせていただいているところです。また、地区や区を対象としまして、迫北地区・摺ヶ浜北地区・町区・上野区などでも説明をさせていただいております。さらに、市民体育祭や菜の花マーチなどのイベントでも特設ブースを設けまして、来場された皆さん方にマイレージ制度をPRしたところがございます。これに加え、広報紙等の紙媒体では、昨年4月健幸マイレージ制度やチャレンジデー、地域環境整備事業補助、アロハ健幸ウオークを市民の皆さんにお知らせするため、A3版両面刷りのチラシを各世帯にお届けさせていただきました。また、広報いぶすきでは、今年度は健幸のまちづくりに関する記事を4回、掲載しておりますけれども、中でも10月号ではエンジョイ・The・健幸と題しまして12ページにわたって特集を組ませていただきました。地区や区での運動場の整備や健幸運動教室の状況を区長さんや公民館長さん、参加されている方々の声と併せましてご紹介するとともに、マイレージ制度の抽選結果やインターバル速歩、ストレッチなどについて掲載をさせていただいたところがございます。また、明日19日になりますけれども、今年度地域環境整備事業に取り組んだ地域に協力をいただきまして、宮ヶ浜地区・温湯地区・片野田地区・岡児ヶ水区を視察する機会を設け、公民館長さんや区長の皆さんをご案内することにいたしております。市ではこのように引き続き、このような取り組みを進めて、健幸のまちづくりに対する市民の皆さんの理解度を高めてまいりたいと思っております。それから、市民の皆さんの参加率についてでございますが、先ほど申しましたように…

（「そういうことじゃなくて」と呼ぶ者あり）

○総務部長（邊見重英） ……すいません。市民の皆さんの参加率についてでございますけれども、率ということじゃなくて、先ほどと重複するかもしれませんが、参加者数で申し上げますと、アロハ宣言セレモニーとアロハ健幸ウオークに600人が、チャレンジデーに1万2千人を超す方が参加されております。また、12の地区や区の15会場では毎週取り組まれている健幸運動教室に延べ4千人を超える方が参加いただいております。このように多くの方々が様々な形で参加されておりますことから、着実に、そして確実に健康づくりに取り組む市民の皆さんが増えていると考えているところでございます。

○4番議員（井元伸明） いろいろ、これからというところなんでしょうけれどもですね、本年度も事業の中でいろいろとやっておられるようでございます。新たな取り組みとしてですね、マイレージカードの商品代として460万ありますが、これは今までにですね、何枚ほど発行されてですね、どれぐらいの方がいろんな形で参加されているのか。もし分かればお願いいたします。

それと、併せてですね、ウオーキングロードの整備、750万とかいろいろありますけど、具体的に本年度の取組としてはですね、どのように取り組もうとしているのか。そしてま

た、これらの効果をですね、どのように期待をされて本事業にですね、取り組んでいるのか、一つ、お尋ねいたします。

○総務部長（邊見重英） まず、マイレージ制度の参加者ということでございますけれども、これは現在1回目、2回目の抽選をしているところでございますが、抽選に応募いただいた方の数ということで申し上げたいと思います。1回目の応募口数としまして4,869口ございました。重複して、いっぱい運動されて応募されている方もいらっしゃると思いますが、延べ4,869人。このときに当選本数が111本出しております。それから、2回目の応募口数ということで1万3,472人いただきまして、150本の当選ということ、出しております。応募いただいた方がこの数でございますので、現実的には応募が満たっていないという方も含めるとこれ以上の方々が取り組んでいただいているというふうに理解しております。それから26年度の事業についてでございます。26年度のどのような取り組みをしていく予定かということでございますけれども、健幸のまちづくりにつきましては、地域を対象としまして、健幸運動教室と運動場やウォーキングロードの整備に助成する地域環境整備事業補助を実施しておりますが、これらの事業につきましては、引き続き積極的に取り組んでまいります。健幸運動教室につきましては、平成26年度は対象を広げ、グループや事業所の皆さんにも声かけをしていきたいと考えているところでもございます。また、健幸マイレージ制度につきましても、引き続き実施することにしておりますが、今年度は小学生以上という年齢制限を設けておりましたけれども、その制限を撤廃し、すべての年代の方に参加していただける制度として継続していきたいと考えております。このほか、新たな取り組みといたしましては、市内でウォーキングなどに活用できるコースを現地調査し、マップ化して各世帯や観光客に配布する取り組みや、健幸のまちづくり講演会の開催、ラジオ体操の新たな普及策などにも取り組んでまいります。また、今年度と同様に5月28日にはチャレンジデーにも指宿市として参加し、市民の方々にも協力していただいて、取り組んでいこうと考えております。さらには、今年度12の地区や区が健幸運動教室に取り組んでおりますけれども、その取組を引き続き応援していくために、フォローアップ教室を開催していくことにしております。市では市民の皆さんに健康で幸せな暮らしを送っていただくことを願い、今年度以上により幅広く、より積極的な取り組みを進めていきたいと考えているところでございます。

○4番議員（井元伸明） 今、説明がありました、こういう新たなウォーキングロードをあちこちに作ったり現地調査したり、という、それとそれを地図に落として全世帯に配布するというものでした。それともう一つ、観光客に配布するとありましたけど、観光客に配布してどういう効果があるのか、お尋ねをいたします。

○総務部長（邊見重英） 私どもの方としましては、市内にそのようなウォーキングロード等があるということですね、また、おいでになった観光客の方々も散策していただく、歩いていただけるという意味で考えております。それは直接的には市民の健康増進ということでは

ございませんけれども、そういう健康に取り組んでいる市だということをですね、是非、観光客の方々にもアピールしていきたいと考えているところでございます。

○4番議員（井元伸明） この問題については、ちょっと最後に、新しいことを一つ提案というか、お聞きしたいんですが、今後ですね、この高齢化はどんどん高くなっていくと思います、高齢化率はですね。別の角度から申し上げますとですね、健幸のまちづくりを考えて行く中で、高齢者の生きがいつくりの組織っていうのは、老人クラブがでございます。この老人クラブの組織についてちょっとお尋ねをいたしますが、現在、組織がですね、市内に75団体ほどあるようでございますけど、この組織がですね、年々変動しております。変動しているのを聞きますと、定員が、定数というか、連合会に入るためには30名という定員があるようでもありますけど、それを高齢化率というか、もう限界集落があつたりしてですね、段々少なくなってきました、30人を切るとこの団体に加入できないという条例もあるようですので、今後ですね、やっぱり生きがいつくりというのは高齢者の方が入っていただかないとなかなか前に進まない事業でもありますんで、老人クラブに入ってますね、いろんな形で活動される方が多いと思うんですが、全部で3千、約4千名ぐらいこの会員という形であるようでもありますけども。これをですね、30名という定数を見直しというか、20名にするとかですね。こういうことはできないのかですね、一つお尋ねをしたいと思います。

○健康福祉部長（野口義幸） 高齢期の健康づくりににつきましては、健康寿命を延ばす取り組みとして非常に大切なことだろうと思っております。現在、高齢者クラブは健康づくりのためにグラウンドゴルフなどの運動に取り組んでおります。また、老人福祉センターを活用した体操や軽いストレッチなどを行っている運動教室に、インストラクターが出向いて指導も行っております。26年度は新たに指宿の言葉で行うラジオ体操の普及にも取り組んで、健康づくりを推進したいと思っております。このため、高齢者クラブの年間活動計画に健康づくりのための健康体操などに積極的に取り組むようお願いをし、推進していきたいと思っております。また、今出ました補助金の関係でございますが、厚生労働省の交付基準であります老人クラブ等事業運営要綱の中で、会員の規模として30名以上と示されているところでございます。30名以上の基準はあくまでも補助金の交付基準でありまして、高齢者クラブの活動条件として人数を制限するものではありません。地域によりましては30名に満たないなどから、複数の地区が合併して高齢者クラブを作っているところもございます。ただし、地理的な条件や先ほど出ました限界集落などのこともありますので、このような地区につきましては、人数の基準の見直しなどできないものか、市の老人クラブ連合会とも協議しながら、機会を捉えて県等へ要望してまいりたいと考えております。

○4番議員（井元伸明） この健康づくりについてはですね、やっぱり高齢者の方がどんどんこれからは比率的にも高くなってまいりますので、早急な対応をできるように、迅速な判断をお願いをしたいと思います。

時間の関係で、次、最後にいきますけども、定住促進についてはですね、先ほど、いままでの経緯というか、そこをお聞きしましたけれども、非常に利用率が悪いようであります。こういう中ですね、21年が1件、23年度が2件、24年度が2件ということでありましたけれども、今後ですね、これをIターンじゃなくて、Uターンの方も含めた方が、いろんな形でまだ進んでいくんじゃないかと思うんですが、この、Uターンとかいろんな形、もともと指宿に住んで育ったけれども、遠くに働きに行って、よし、ふるさとに帰ろうかというときに、そういう方々にもこういう制度を当てはめるべきじゃないかと思うんですが、その点についてはいかがでしょう。

○総務部長（邊見重英） これまでも委員会等も含め、定住促進につきましては議員の皆様からいろいろご助言・ご指摘をいただいております。先ほども申し上げましたように、この現在の制度というのが、私どもとしましてはこの制度で、今、やっているんですけれども、他市と比較してどうなのか。議員がおっしゃいましたように利用者が少ないということは、事実でございますので、制度の在り方についてですね、先ほど議員の方からもございました、IターンだけではなくてUターン、そういうのも含めましてどうするのかということですね、本年度、十分に他市の状況等も調査・研究した上で検討して、できれば来年度、条例等の改正に取り組んでいきたいと考えているところでございます。

○4番議員（井元伸明） もう、これなんかもですね、早急な、もう検討とか対策とかじゃなくて、すぐやるべき課題だろうと思います、取り組んでですね。こういう中で、一つ、また、提案申し上げたいんですが、指宿市はですね、開発公社を含めていろんな市有地というのを、市内にたくさん所有いたしておりますが、こういう土地の中でですね、大きくない、さほど大きくないところで、住宅を建てるには何とかできるんじゃないのかという場所も結構あるように見受けられますんで、一つ提案したいのは、そういう場所をですね、今ほど部長の方からの答弁でも、他市の状況というのがありましたけれども、これは全国的に見てもですね、土地をただで提供しますので、どうぞ私なんかの市に村に町に住んでくださいっていうのを、インターネットを通じていろんなところで、新聞紙上を含めてですね、紹介をされているのもよく見る、最近ではありますけれども、こういう制度に、指宿市も一つ手を挙げてですね、例えば、若い方に限って住んでいただく、10年間住んでいただければ土地は無償で提供しましょうとかですね、そういうのはできるような状況にはないのか、一つ、お尋ねをしたいと思います。

○総務部長（邊見重英） 県内の幾つかの市町では、土地を有償又は無償で貸し付けまして、10年、又は20年住んでいただいた場合に土地を無償で譲渡するというような事業を行っているところもございます。それと、開発公社の土地のお話が出ましたけれども、もし本市が土地開発公社の所有する土地を活用して、そのような事業を実施するとした場合は、まず、市が土地開発公社から土地を購入する必要もございます。現在、市では住宅を新築、又は購入し

た方に対して助成金を交付するというところでやっておりますけれども、先ほど来申し上げておりますように、実績などを見ますと十分な数値ではございませんし、住民基本台帳に過去に一度も掲載されたことがない世帯を対象にしているというような、一定要件が厳しい条件で活用しにくいといった声もあるのも現実でございますので、先ほど来申し上げておりますけれども、他市の制度とも調査・研究しながら、今後、効果的かつ柔軟性のある制度をですね、検討・設計していきたいと考えているところでございます。

○4番議員（井元伸明） 是非ですね、そのような前向きにお願いしたいんですが、例えばですね、土地を無償で提供してもですね、10年、あるいは20年住んでいただければ、後々の償却資産税とかいろんな固定資産税含めてですね、指宿にとっては土地を売るよりかですね、いろんな形で指宿に貢献してくれるんじゃないかと思えますんで、一つ前向きにですね、早急な対応をお願いしたいんですが、最後の確認だけお願いいたします。

○総務部長（邊見重英） 条例改正等につきましては、来年度からできればやりたいというふうに思っております。それで、先ほども申し上げましたけれども、他市の状況であるとか、どういう在り方がいいのかということをごですね、市としましてもこれからもうちょっと時間をかけまして、調査・研究・検討をさせていただきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（新宮領進） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時58分

再開 午後 2時08分

○議長（新宮領進） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、新川床金春議員。

○18番議員（新川床金春） こんにちは。18番新川床。今年度末をもって退職される職員の皆様方には、永年指宿市発展のためにご尽力いただきまして、誠にありがとうございます。退職後はお体に十分気をつけていきながら、指宿市政発展のためにご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願い致します。

それでは、通告してありますので、一般質問させていただきます。

1番目のなのはな館問題は、私で3人目になりますので、重複するところがあり、皆さんの聞き苦しいところがあると思いますが、通告してありますので少しだけさせていただきます。

解体費について、鹿児島県高齢者交流センター施設整備は県が事業計画し、指宿市、旧開聞町など多くの自治体が誘致に名乗りを挙げ、誘致先として指宿市が決定し、建設予定地は指宿市が土地を提供している契約です。平成10年になのはな館がオープンし、鹿児島県はその間、同じ維持管理費を出していたと思います。私もなのはな館とはオープン当初から仕事で付き合いがありましたので、何ら変わっていないと思います。ただ、県の方が財政が厳し

いということで、財政改革する中で2億はもったいないということじゃなかったのかなと思います。13年後の平成23年3月末に閉館していますけれども、3年前に開催された議員懇談会で、なのはな館閉館の説明を受けた後、多くの議員から出された意見は、なのはな館の活用方法や解体費8億についてでした。そのとき、解体費8億を県が基金として積み立てるべきじゃないかと指摘しました。平成23年6月定例会の一般質問で、県からは将来施設解体、撤去の必要が生じた場合は、その経費の負担については別途協議すると聞いている。議員懇談会での意見を踏まえ、協議を続けるところですと答弁していますが、その間2年9か月、解体費について何ら議会に報告はなかったんですけども、どうなっているのか伺います。

2番目の活用法について。これまで公募で譲渡先を模索してきたと思いますが、指宿市で活用する方向に転換した時期はいつなのか伺います。

少子高齢化問題について伺います。1番目の産科問題について。平成25年8月、国立病院機構指宿医療センターから指宿の支援がないので、平成26年3月末に産科の廃止をすると通告を受け、慌てて議会に報告しています。産科医問題については、平成24年9月定例会で、私が指宿市内の産科医は平成23年6月末で民間医療機関が産科を廃止したため、1医療機関、医師1名体制で運営しているので、大変だということを報告しております。そのとき、医師は激務で疲労困憊しているとも指摘しました。国立病院機構指宿医療センターから指宿市に産科医の支援策があった日時を伺います。

若者定住化について。県内で定住促進条例がある自治体は19市町村あります。今日の同僚議員の答弁でもありましたが、Iターンの事業しかないのは指宿だけです。これは昨年9月議会でも質問しております。なぜ、鹿児島にいる指宿の方が帰ってきて家造ることをですね、すすめないのかなと、残念でなりません。3月議会の総務水道委員会で、4万人を切るのはいつかなと聞きましたら、32年に4万人を切るということでした。3万台になるという答弁をもらっております。やっぱり、そういうことが分かってるんだったら、私が質問して半年経ちますが、定住促進策を協議しているのかなと思ってますけど、されたのかどうか伺います。

高齢者問題について。指宿の65歳以上の高齢者、1万4千人の8割以上が介護保険を受けていません。ふれあい事業などの事業に参加しております。ふれあい事業の中でアンケートを取っておりますけれども、高齢者の方々の要望を取り入れた新しい健康事業はどんなものがあるのか伺います。

以上で、1回目を終わります。

○市長（豊留悦男） 議員お尋ねのなのはな館の解体費についての、県での基金造成については、ご指摘のとおり、平成23年1月の議員懇談会で説明したとおりであります。県は基金積立の形で支援は考えていない、解体・撤去の必要性が生じた際に協議・検討すると言っているところであります。

次に、産科医療の件でございます。平成25年8月に指宿医療センター委員長から市に対し、産婦人科医師確保に関する支援依頼があったところでございます。

以下、いただきました質問等につきましては、担当部長等が答弁いたします。

○総務部長（邊見重英） なのはな館の活用方法についてご質問をいただきました。また、市での活用というのをいつ頃判断したのかというようなご質問でございました。なのはな館の活用方法につきましては、なのはな館について文化・芸術、更には健康づくり、地域経済の発展など総合的な交流拠点施設として市で活用する方向で県と協議を進めてまいりたいと考えております。現在、提案させていただいております予算が承認されましたならば、平成26年度に市を代表する団体等の代表者等からなる利活用検討委員会において、市でもっている利活用に関する素案について委員から出されたご意見等を集約し、利活用案を策定してまいりたいと考えております。この利活用案ということにつきましては、平成24年度に市としても利活用について検討し、健康・福祉を核とした活用プランであったり、スポーツを核とした活用プラン、市と民間でのシェアによる活用プランで検討したことがございます。この三つのプランを基にですね、25年度になりましてから、再度なのはな館の必要性について検討し、本市の行政の課題解決の場として市で利用する、新しい機能を付加して市で利用する、国民文化祭の会場として市で利用するというようなことを検討いたしました。具体的には中央公民館を移設した社会教育施設の機能を持たせるとか、市民団体・ボランティア団体のNPO法人等の拠点施設とするために共生・協働支援センターを移設して、同センターとして位置付ける。あるいは、老人福祉センターを移設して、高齢者の生きがいづくりの場や健康づくりの場とする。さらには、可能であれば若手起業家の育成などを目的として、地元民間団体への貸付けなど民間と共同で活用する。そして、シルバー美術展会場としても、国民文化祭で活用するなどの、多様な機能を持った総合的な交流拠点施設として活用したらどうかということで考えているところでございます。また、この考え方につきましては、市で、これまで公募をということで検討もやってきておりましたけれども、2回目の公募になっておりません。そのことから、県の方にはですね、平成25年の12月に市としてもこのようなことを検討してみたいということでお話しをし、支援等の協力をお願いしたところでございますけれども、県の方からは市の方を支援するにあたってはそれなりの県としての根拠が必要であるとか、そのようなことがございましたものですから、先ほど申し上げました本年度の保全調査の委託費であったり、活用案の策定をするための委託であったり、検討委員会の報償であったりとかをですね、予算計上いたしまして、更に、市が持っています、今、申し上げました素案をですね、市民の代表の方々にも検討していただき、一定の案として策定した上で、これから県と解体費であるとか、維持費であるとか、大規模な修繕費用であるとか、そのようなことについて協議していきたいと考えているところでございます。

それから、定住促進のご質問をいただきました。定住促進につきましては、全国的に言え

ることではございますけれども、本市におきましても年々人口が減少してきており、少子高齢化・人口減少により、地域活力が失われていくことが大変心配されているところではございます。また、豊かで活力あるふるさと指宿を創造していくために、本市の将来を担っていく多くの若い方々に本市に定住していただく必要があると考えております。現在の本市の定住促進条例は、平成27年3月31日までに転入し、世帯の全員が本市の住民基本台帳に一度も記載されたことがないことなどが条件になっております。合併後、これまでの間に市外・県外から転入された5世帯に対して助成金を交付したところです。これらの方々はそれぞれ地域に入り、地域活力の一翼を担っていただいていると聞いております。しかしながら、今後の人口減少を食い止め、地域の活性化を図っていくためには、更なる定住促進を図っていく必要があると考えておりますことから、他市の助成要件等を参考にしながら、制度について検討していきたい、必要な見直しを行っていきたいということで、課内でも協議しているところです。

○健康福祉部長（野口義幸） ふれあいデイのアンケート結果を反映した事業がどんなものがあるかというようなご質問でございました。ふれあいデイのアンケート結果では、8割の方がふれあいデイに参加したことで生活に変化があったと回答されており、その内容は健康づくりに役だった、楽しみが増えた、友人・知人が増えた、趣味が増えた、外出回数が増えたなどの意見をいただいております。この結果は閉じこもりを防ぎ、高齢者の健康づくり、生きがいづくりの推進を図ってきた成果の現れでもあらうかと思っております。ふれあいデイでは体を動かす運動や趣味活動に多くの方が参加し、楽しみながら健康づくりに取り組んでいただいております。26年度はこのアンケート結果を基に、頭の脳を使った認知症予防と閉じこもりを防ぐ取り組みを始めたいと、脳をトレーニングする脳トレ教室を新たに実施する予定でございます。これは、高齢者でもトレーニングすると筋力が向上するように、脳を使うことによってこの働きを活性化しようとするものです。脳トレ教室は週1回、1時間から1時間30分程度で、期間は6か月を予定いたしております。内容はテキストを使った計算の読み書きのトレーニングを行い、参加者2人に対し1人の学習サポーターが指導をいたします。また、認知症の予防には運動や仲間との交流も大事な要素ですので、教室でラジオ体操や交流会も取り入れたいと考えております。今後も、高齢者がいつまでも元気で生きがいを持ち、楽しく暮らせるように事業を展開してまいりたいと考えております。

○18番議員（新川床金春） 今朝の一般質問でもですね、同僚議員が言っていました。なののはな館問題は県の事業の見誤りだと私も思います。県が県内の自治体に、どっか手を挙げませんかという誘致活動をして、指宿に決まったんですよ。県が13年で撤退したんですよ。県の責任がなく、指宿市がそれを無償譲渡でやるということがですね、私は腑に落ちません。県は当初計画で30年、50年という計画で、このなののはな館整備に取り組んだと私は思っております。だって、建物が60年以上もつわけですよ。それだけの計画があって県が実施した計画

であります。それなのに、なぜ、指宿市が一生懸命県の言うことを聞いて動かなければいけないんですか。私は、鹿児島県が維持できなかった広大な施設を4万3千人の指宿市が無償譲渡して維持管理した場合にですね、財政はますます厳しくなっていくと思います。県が基金として8億円を積み立てることができなければですね、もし、解体・撤去のあったときにはですね、その費用は県が担保するというようなですね、取り決めはできないものか伺います。

○総務部長（邊見重英） 解体費を担保できないかということであろうかと思います。私どもにとりましても、なのはな館について多大の経費がかかる、市民がその負担を受けるということは望んでおりません。したがって、今回、提案させていただいております委託料等を使って、施設の保全調査であったり利活用案の作成であったりということを、今後、進めた上で、解体費や大規模の修繕、それから、維持補修に関する県の支援というものについてですね、協議していきたいと考えているところです。

○18番議員（新川床金春） なのはな館の整備に県が69億円、指宿市も土地と周辺整備で32億円出しているんですよ。県が計画した事業であります。解体費ぐらい、県がですね、責任持つというのが私は当たり前なのかなと思います。先ほども言いましたけれども、開館以来、維持管理費は変わってはいません。私は、利用者の保険をかけてましたので、利用状況も分かっております。そんなに利用者も減ってません。それなのに、財政が厳しいという県の状況からですね、なのはな館が指摘されて閉館になったと私は思っていますので、この問題はですね、解体について担保がなければ指宿市民は納得しないと思いますよ。だって、あそこをするために、先ほどの答弁では新田開発ができたということですけど、裏に32億円出しているということもあるということを分かってますでしょうか。

○総務部長（邊見重英） まず、県の方は議員もご存知のことと思いますけれども、平成22年の3月の行財政改革特別委員会で、引き続き県で設置する必要性が低いという結論を出されております。そのようなことから、県が施設の利活用について検討するという事はないのではないかと考えております。また、議員ご指摘のように、解体費は市にとって非常に大きな負担となるところです。このことにつきまして、平成23年9月の県議会においても、施設譲渡契約時に負担割合は別途協議して定める旨を市と確認したいと考えているというような答弁がなされております。また、市への何らかの支援につきましては、平成25年9月の県議会において、指宿市に無理な財政的負担が生じないようにするのは当然であるので、今後の体制、仕組みづくりを考えていきたいと、そのような知事の答弁もなされているところでございます。議員ご指摘のように、私どもとしましても、当然、解体費等について心配しておりますので、そのようなご意見を踏まえた上で、議会の皆様のご意見も踏まえた上で、今後、県と協議していきたいと考えているところでございます。

○18番議員（新川床金春） 実際ですね、私は地元ですので、あの施設が市民にどれだけ使わ

れているか、よく知っております。あそこをどうかしてくれって方はいっぱいいます。ただ、県事業のあおりを受けて指宿市が大変なことになっているということに間違いはないと思います。ですから、今後、検討するということではなく、覚え書きか何かをですね、するように申し添えておきます。先ほども部長が言いましたけど、なのはな館については議会の議決事項ということで答弁もらってますけど、それについて問題、間違いはないかお伺いします。

○総務部長（邊見重英） 以前、公募等をしてやっていきますというような議会の答弁をさせていただいたときに、なのはな館を県から無償譲渡を受けるような場合には、そのことについて議会の議決を得たいということで申し上げておりますので、そういう時期が来ましたら、また、皆様方にお諮りしたいと思っております。

○18番議員（新川床金春） 次に、少子化問題について質問します。産科問題についてですが、先ほど市長は25年8月に国立病院から連絡があったということです。私は全国で産科医が不足し、妊婦さんのたらい回し事件が多発していたので、指宿も指宿の民間医療機関が産科だけ辞めたので大変だなと思って、24年、国立病院機構指宿病院の産科の状況を調べてみました。平成22年度の分娩は192件、23年は267件と、1年間で79件増加しています。先ほども言いましたけれども、医師は激務で休みも取れないということを伺いましたので、これは大変だということで医療関係の勉強をしないといけないということで、私は平成24年8月、全国市町村国際文化研究所で開催された地域を支える医療というのに参加し、奈良県や和歌山県の議員たちと意見交換してきました。どこも少子化で産科が減っていると。かかりつけは鹿児島だけど、急病のときは地元に行きたいけど、どうもできなくて、たらい回しされたんですよということでした。産科医は地元に必要なんだなということで、昨年24年9月定例会の一般質問で質問させていただきました。そのときの答弁で、現在も行っていますが、南薩地域医療支援方策協定協議会において、今後も要望してまいりたいと考えておりますと答弁しておりますが、平成24年9月から25年8月まで産科医問題について、南薩地域医療支援方策協定協議会でどのようなことを協議されたのか伺います。

○市長（豊留悦男） 産科医の問題につきましては、市民の大きな懸案事項でもあり、行政としての地域医療をどうするのかという観点からも必要だろうと感じております。そういう意味で、南薩地域振興局を中心にした地域の話し合いの中で、市長、4人の市長、そして担当部局の中でも、この産科医の確保というのは大きな問題でもございました。地域医療をどうするかという観点で、保健所を含め、医師会を含め協議してまいりました。しかし、現実的に、産科、現在の国立病院の産科の先生が来年3月で辞めたいという、そういう申し出があったのが昨年度の8月でございます。そのときに院長が相談に来られましたので、それでは大変だということで、すぐ、大学その他と協議を行いながら、今回、医師を確保したわけがあります。8月、その表明をなさるということは9月から外来を受け付けないということにな

ります。それは、10か月間にわたる、いわゆるお産をされる方々の診療を責任を持つてするためには、そのときに表明をしないと責任が持てないという表示でもございました。そういう意味で私どもとしては、医師会、そして大学、県と協議を重ねながら、また、近隣市との協議を重ねながら、早急な対応をし今回に至ったところでございます。そういう意味からも、南薩地区、このエリアの産科医療をどうするかということについては、その時々に応じて協議はしてきたところでございます。

○18番議員（新川床金春） 一応、確認させてください。今、市長がですよ、4市長と言ったのは枕崎市・南さつま市・南九州市・指宿市でよろしいのでしょうか。

○市長（豊留悦男） 当然でございます。

○議長（新宮領進） もう1回答弁してください、市長。

○市長（豊留悦男） 南薩地区のそういう協議会が年何回かありますので、地域医療についての協議はなさっております。南薩ですので、4市でございます。

○18番議員（新川床金春） 昨年の9月の説明のときには、指宿市・枕崎市・南九州市に産科がないということをお願いしますという、私たちは話を聞いてました。よく調べたら、枕崎市と南さつま市には産科医がいるんですね。部長、いますよね。確認させてください。

○健康増進課長（新留幸一） 確かに、議員ご指摘のとおり、南さつま市・枕崎市、産科医があります。

○18番議員（新川床金春） はい、ありがとうございます。私が24年9月に一般質問する前に、指宿市に指宿病院の先生が相談に来てしていると、私は担当者から聞いたことがあるんですけど、市長、25年8月までに来ていないのか伺います。

○市長（豊留悦男） 25年8月でございます。

○18番議員（新川床金春） 私と聞き取りの中で、産科の問題来てますよといった職員の話は何だったのか、私はメモを取っておりますけど、なかったということでよろしいですね。

○市長（豊留悦男） 私に対する質問でございましょうから、私には8月でございました。

○18番議員（新川床金春） それでは私の勘違いでしたので、どうも申し訳ございません。指宿市はですね、子供を産み育てやすい環境を作らなければですね、大変な問題起きるのかなと私は思っております。県内で鹿児島市の次にドクターヘリを使っている指宿市であります。もし、妊婦さんに重大な病気が発生したときに、どうなるのかなと。やっぱり、市長の努力で今年の4月から産科医が2名来ます。本当に良かったかなと思うんですけど、産科は指宿に1件しかありません。この施設のですね、ベッド数など、十分足りているのかどうか、伺います。

○健康増進課長（新留幸一） 医療センターのベッド数につきましては、6床1部屋、2床1部屋と、2部屋でございます。

○18番議員（新川床金春） はい、ありがとうございます。6床というのは、通常分娩の子供

さんが入るところであり、2床は未熟児が入るところだと思いますけれども、それで足りているのかということで、足りているか足りていないかを伺います。

○健康増進課長（新留幸一）　そこ、医療センターの方には確認しておりませんが、足りないということであれば、本市の方にも依頼があると思います。以上です。

○18番議員（新川床金春）　国立病院機構指宿医療センターの建て替え計画があるやに聞いていますが、把握してますでしょうか伺います。

○健康福祉部長（野口義幸）　指宿医療センターの方に確認をいたしております。医療センターの建て替えに関しましては、指宿医療センターが平成23年12月に国立病院機構本部の方に建て替えに関するプレゼンテーションを行っているようでございます。その後、平成25年5月、国立病院機構本部に全面建て替えのための整備計画書を提出したというようなことで聞いております。

○18番議員（新川床金春）　部長、いつまでに建て替えるとか、そういう情報ありませんでしょうか。

○健康福祉部長（野口義幸）　今、言いましたけれども、整備計画を提出した状態です。そのまま進めば平成29年が完成予定というふうに聞いております。

○18番議員（新川床金春）　私も、平成29年に完成予定というのを聞いてましたので、部長さんが聞いているのかなとちょっと確認させていただきました。市長の施政方針の中で、医療・福祉・教育の分野で地域医療と子育て教育環境を充実していきたいと。地域で産み育てやすい産科医の確保とありました。一人の先生は来ることになりました。ただ、施設の建て替え計画があります。産科施設のベッド数の充実や救急体制の整備、診療科目の充実など、指宿市として国立病院機構指宿病院に財政支援することはできないのか伺います。

○健康福祉部長（野口義幸）　先ほど、国の国立病院機構本部の方に整備計画を、指宿病院医療センターとしたら提出してあるというお話しは聞いておりますけれども、また、その後指宿病院の方にも確認いたしておりますが、ただ、提出した状態で、まだ、本部から何らの指示もないし、何らのお話もなされていないということで、その、いつまでにどういう形でできるかということにつきましては、指宿医療センターの方も全く把握をしていないし、市の方にもその話は届いていないということです。

○18番議員（新川床金春）　はい、分かりました。私の情報が職員から聞いた情報ですので、間違いかもしれません。ただ、そういうこともあるということで、頭の隅に置いていただきたいと思います。全国ではですね、国立病院機構に負担金を出して、地域医療の充実を図っている自治体がたくさんあります。指宿市は市民病院がありません。すべてを網羅した総合病院がありません。ドクターヘリは日の出から日没までしか運行しないと、指宿南九州消防本部に確認したらそういうことでした。日没後から朝方までの市民の命を守るためにですね、私は国立病院機構指宿病院から建て替えの話があった場合に、財政支援できないのか、

市長、伺います。

○健康福祉部長（野口義幸） 何らの、先ほども申し上げましたけど、どういう形で整備をするのかというようなことも全く届いておりませんので、それに対して補助する、支援するしないということは、現段階では申し上げることはできません。

○18番議員（新川床金春） これまで、いろいろ言ってきましたけれども、市民の命を守るために医療の充実が必要だと私は思い、いろんなところで研修してまいりました。市長も人の命は大切ですということをいろんなところで言ってますよね。やっぱり、指宿市が産業道路がきれいになったとしても、大学病院・市立病院・医師会病院に行くのに1時間から1時間半かかりますよ。子供から高齢者の命を守るためにですね、もし、国立病院から支援策がありましたら、検討していただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○市長（豊留悦男） ただいま、部長が答弁したとおりでございます。現在のところ、どういう形での建て替えになるのか、どういう規模の病院になるのか、そういうこと等を見定めてから、支援の方法というのは考えるべきであろうと思っております。地域医療、特に、命というものを大切にする。これは行政の大きな使命でもございます。こういうことに関していろんなところで勉強なさっている議員に敬服いたしますけれども、今後、この地域医療については医師会との関連もございまして、様々な場で協議する必要があるかと思えます。

○18番議員（新川床金春） 地域医療の充実のために、私が研修で聞いた話では、群馬県の渋川市はその地域全体ですね、医師会も含めて、市民の命を守るために取り組んでいるということでした。医師会がと言うんじゃなくて、医師会が中心になって国立病院機構と一緒にですね、市民の命を守っていただきたいと思えます。これはお願いであります。

次に入ります。定住促進条例について伺いますが、先ほども人口減少が激しくて山川・開聞地区が疲弊しているというような話がありました。山川・開聞地区の活性化、若者定住化、就農支援など指宿が抱えている問題はたくさんありますが、今回、定住促進についてだけ伺います。県内で定住促進条例を取り入れている市町村が、先ほども19自治体あると言いましたが、指宿の条例がベストであると捉えているのか、部長、伺います。

○総務部長（邊見重英） 先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、私どもの市の条例につきましては、もちろん、定住を促進するために作って定めているわけでございますけれども、現在の要件が本市に平成24年4月1日から平成27年3月31日までに転入し、世帯の全員が本市の住民基本台帳に一度も記載されたことがないことなどが条件となっております。したがって、合併後、これまでの間に市外、あるいは県外から転入された方というのが、実績として5世帯であり、その方々には助成金を交付いたしております。しかしながら、議員からのご指摘にもございますように、人口の減少を食い止める、あるいは地域の活性化を図っていくためには、更なる定住促進を図っていく必要があると考えておりますことから、他市の助成要件等を参考にしながら制度の在り方について再検討し、必要な見直しを行っていきたい

と考えております。したがって、ご質問にございました、本市の制度がベストなのかと、おっしゃることに関しましては、十分検討する余地があるというふうに捉えております。

○18番議員（新川床金春） 私はベストですかと聞いておりますので、時間の関係で完結にして、今後はしていただきたいと思います。

次に入りますけど、現在の定住促進条例は50歳以下の人が新築の家を造った場合、最大で100万円助成する制度であります。1,000万の家を造った場合、10年間の固定資産税と変わらないと伺っております。市長、これに間違いはないのか伺います。

○総務部長（邊見重英） 1,000万の家を造った場合に税が幾らになるかというのは、少し手持ちの資料を持っておりませんので、答弁することができません。申し訳ございません。

○議長（新宮領進） 先ほど、健康増進課長の答弁の中で誤りがあるために、訂正の発言を許可してもらいたいということでございますけれども、発言を許可いたします。

○健康増進課長（新留幸一） 先ほど、指宿医療センターの産科医に関する病床は6床と2床ということで答弁させていただきましたが、6床を4床に訂正させていただきたいと思います。申し訳ありませんでした。

○18番議員（新川床金春） すいません、今、4床ということでしたので確認を取ります。2年前は何床あったんですか。私は6床だと思って、間違いはないなと思っていたんですけど、減ったということでしょうか。

○健康増進課長（新留幸一） 全部で6床なんですけど、2年前の病床については確認しておりません。

○18番議員（新川床金春） 24年9月のときは6床で、未熟児対応が3床ということでした。議事録を見れば分かると思いますけど。子供を産み育てやすい環境が低下しているということになりますけど、市長、このところは改善していただきたいと思います。

次に入ります。昨年9月の聞き取りの中で、1,000万の家を造った場合はどのぐらいか聞いたときに、10年間でおおむね100万という回答をもらってますので、それを確認しただけですので、よろしくお願いします。

3月14日に国道226号線の平川道路が2車線化になりました。朝の渋滞緩和ができて良かったなと思っております。鹿児島市内にですね、高校を卒業したり、大学を卒業した子供が毎年どのぐらいいるのか、分かっていたら答弁をお願いします。

○総務部長（邊見重英） 市内の高校生のうち、卒業後何人が県内に就職しているのかというようなことであろうかと思えます。市外から指宿市内に通学している生徒というのもおります。そして、指宿市内から市外の高校へ通学している生徒もおりますことから、正確な数字というのは分からない部分もありますから、市内にあります3つの高校で申し上げますと、平成24年度は卒業生が合計で354人で、そのうち就職が約130人、県内に就職したものが約

110人というような数字になっているようでございます。

○18番議員（新川床金春） 110人も県内に就職しているということです。鹿児島市で一戸建ての住宅を購入すると3,500万かかるということです。指宿で一戸建ての土地付きで購入した場合、2,000万から2,500万かなと思います。1,000万から違うんですね。ですから、鹿児島に住んでいる指宿出身の子供たちがですね、平川道路が良くなりました、通勤しようかなというようなことを考えたときに、鹿児島市で家を造ってもらって財政負担をするよりも、指宿に帰ってきて家を造って楽な生活をしながら子育てをしてくれればですね、指宿の町に活気が戻ると思いますけども、市長、27年3月までは改正しないようですけども、人口減少を抑制するためにですね、改正はできないものなのか伺います。

○総務部長（邊見重英） 議員がおっしゃられるように、市外で永く生活した後、本市に戻ってきてから、市外で培ってきた発想や視点などを持って地域で活躍していただけるUターンの方もいらっしゃいます。また、高校を卒業して、鹿児島市で家を造るというよりか、指宿市に家を造りたいという方もたくさんいらっしゃると思います。そのようなことから、助成対象にUターン者を含めること、あるいは対象の地域の見直しにつきましては、どのような形が望ましいのか、今後、検討していきたいと考えております。また、すぐ改正ができないのかというお話しではございますけれども、制度として今の条例の中で、先ほども申し上げましたが、平成27年3月31日までのものを現在対象とするということにしておりますことから、年度途中で変えるということは、いろいろと周知等を含め不都合もあろうかと思っておりますので、26年度中に様々な視点から検討させていただいて、27年度から改正したいと考えているところです。

○18番議員（新川床金春） 部長、6年後にはですね、4万人を切るというのは、もう見えてるんですよ。見えている中で、何らかの対策を取ってほしいといって、27年3月まではできないって。それは人口減少を黙認していくということではよろしいんですか。

○総務部長（邊見重英） 私どもも人口が減少する、あるいは高齢化が進むということは心配しております。議員がおっしゃられたような意味ではなくて、私どもとしましては、これから、他市の状況等も十分調査・研究した上で、条例改正をやっていききたいということで申し上げたところでございます。

○18番議員（新川床金春） 子供が減少していく地域の発展はないと、よく言われます。指宿市のデータを見ますと、亡くなる方が24年度666人、そして、転入者が1,398人、転出者が1,549人。ここですね、800人ぐらい減るんですね。そして、生まれてくる子供さんが332名、500人減少するんですよ。それを、私たちは委員会でもらっているんですよ。それが分かっている、なぜ、前に前にと対策を打てないんですか。絶対にこの条例改正はできないものなのか、伺います。

○総務部長（邊見重英） 委員会の中でもいろいろとご質疑をいただいたりいたしました。私ど

もといたしても、制度の改正につきましては、何度も同じことになってしまいますけれども、26年度中に十分検討させていただいた上で、27年度から改正していきたいと考えているところでございます。ご理解賜りたいと思います。

○18番議員（新川床金春） 合併したのが平成18年1月1日ですよ。もう、1年前で2,785人減っているんです。8年間でこの動向は分かっているわけですよ。それで、これからは、また、減っていく率が高くなっていくという中で、どうかせんないかんと思われないんですか。同じことの答弁になりますので答弁はいりませんけれども、指宿の町が衰退していくのは人口減少があるからであり、子供が増えればですね、増えることで、増えるためには夫婦がいないといけないんですよ。だから、夫婦が子供を産みやすい環境を作らないと指宿の発展はないということを伝えておきます。

では、次に入ります。高齢者の問題について、先ほど認知症問題とか脳トレとかいろいろやっていただいているということですけど、本当にいいことだなと思います。ただ、以前です、各地区の公民館を使った事業がありましたけれども、これを市内全域に広げるとしたら何年かかるんでしょうか、伺います。

○健康福祉部長（野口義幸） 市内全域に広げるとしたら何年かかるかということでございますが、現在、モデル地区を選定しながら進めております。これらについて、市民の方々に広報しながら独自で取り組んでいく方法を取っていきたい。そのために、何年かかるということは現在のところ、まだ、試算はしてないところでございます。

○18番議員（新川床金春） 先ほども同僚議員が地域の老人クラブを活用したらどうかと。老人クラブが地域にあるわけですよ。その人たちにですね、こういう事業をやってくれということを、私は、そう使えるよということで回答がくると思いました。地域にせつかくある老人クラブ、先ほど30人以下の老人クラブにならなかったところもあるみたいですが、そういうところも声をかけてですね、地域でおはよう、こんにちはという声かけられてですね、健康づくり、生きがいがづくりができるようにですね、老人クラブの方に支援することはできないのか。集まればお茶菓子ぐらいがいりますので、そういう支援をすることですね、認知症も減り、いろんなことが改善されると思いますけど、市内全域にこういうことを取り入れられないものか伺います。

○健康福祉部長（野口義幸） これまで閉じこもりを防ぎ介護予防を推進するために、運動教室やサロン活動の支援を行ってきております。24年度は2地区を、25年度は3地区の公民館単位でモデル地区を選定して事業を展開をいたしております。市のモデル事業の終了後は自主的な参加を促すため、ふれあいデイの中でふれあいミニサロンとして、現在、実施し、これらの地区も引き続き支援をいたしているところでございます。現在、モデル地区につきましては高齢化率が高い、又は高齢者が多いなどを基準に、地域の協力が得られる地区を選定しており、参加者集めや会場準備などは公民館で対応をしていただいております。また、支援者

や参加者は高齢者元気度アップポイント事業の対象としております。これらの事業につきまして、高齢者クラブ、市老人クラブ連合会などにも内容を普及し、市内全域に広げていく活動を進めていきたいと考えております。

○18番議員（新川床金春） 本当に、進めていただきたいと思います。魚見校区にはカンタ公園というのがありまして、0の日、3の日、5の日にですね、高齢者が集まってパークゴルフ、5の日はグラウンドゴルフをしております。やっぱり、多いときは30人、少なくとも15人ぐらい集まってやっていますので、月3回ずつやっております。ですから、そういう施設がないところはですね、公民館を活用したそういう活動をですね、部長、どんどんやっていただきたいと思います。よろしくお願いします。

次に、高齢者のための地域公共交通は大切な交通手段であると思っております。今回、市内循環バスの利便性を向上させ、利用促進を図ってまいりますと施政方針の中でも述べておりますが、どのような対策が講じられたのか、最後に伺います。

○産業振興部長（高野重夫） 市内循環バスにつきましては、高齢者をはじめとする交通弱者への交通手段の確保及び路線バスなどが運行していない交通空白地の解消を主な目的として運行しており、平成23年度、24年度の市内循環バスの利用者数は年間約2万6千人で、25年度におきましても同程度の利用者数で推移しておりますので、循環バスは市民の交通手段の一つとして、また、中心市街地の活性化策として大きな役割をもっていると認識しております。そのような中で、今後、更に市内循環バスの利用促進と効率的な運行を図るため、現在、国土交通省の補助事業であります地域公共交通調査事業の申請も進めており、採択されましたらその事業なども上手く活用しながら、健幸のまちづくりを目標とした高齢者の生きがいづくりと健康づくりに、更に寄与する運行形態を検討する協議会を立ち上げ、その中でより利便性の高い地域公共交通にするための総合連携計画なども策定していけたらと考えております。

○18番議員（新川床金春） その事業が採択されることを期待しておりますけれども、今、市内循環バスはフリー乗車区間と、それじゃないところがあります。交通量が少ないところはフリー乗車区間を設けるようお願いして、私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（新宮領進） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時05分

再会 午後 3時14分

○議長（新宮領進） 休憩前に引き続き、会議を開き一般質問を続行いたします。

次は、高橋三樹議員。

○11番議員（高橋三樹） 皆さん、こんにちは。新芽が芽吹き春を感じる頃となりました。まず、この3月末日をもって退職されます職員の皆さん、永い間ご活躍され、ご尽力され、市

民の福祉の向上に寄与されました。特に合併したことにより、様々なご苦勞があったことと察しております。今後のご多幸をご祈念いたします。

2月2日投開票の市長選挙におきまして、見事当選されました豊留市長、おめでとうございます。当選させていただき、その責務を重さを感じているとあります。1期目は変えるをキーワードに、そして、豊留市長2期目は、新たに動くをキーワードに掲げています。そこで、1.施政方針について、動くをキーワードとしていますが、もっと詳しく示してもらいたいと存じます。

次は、ふれあいプラザなのはな館についてです。2月22日付けの地元紙に掲載されておりましたが、平成26年の当初予算案で、なのはな館の保全調査利活用案策定業務の委託料として500万円を計上しています。この委託料500万円の使い道はどのようなになっているかお示し願いたいと思います。

次は、2.岩本交差点及び国道・市道について。岩本交差点の進捗状況についてですが、国道226号岩本交差点改良工事に伴い、家屋の移転・新築などが進んでおります。現在は夜間も工事をして急ピッチのようですが、進捗率はどのぐらいで、完成予定はいつ頃になるのかお示し願いたいと思います。

これで1回目といたします。

○市長（豊留悦男） まず、ご質問のございました、動くをキーワードにしたその思い等について回答させていただきます。私は4年前の選挙において、変える・変わるという言葉のスローガンに掲げ、1期目の4年間の施策を進めてまいりました。私自身を含め、市民一人ひとりが変わることで、指宿市が新たな安らぎに満ちた豊かな地域社会に生まれ変わるであろうと。また、信頼される市役所として変わることで、私たちのふるさと指宿がますます魅力的なものになるであろうとの思いがあったからでございます。この1期4年間、いわば畑を耕し種を撒き、そういう育てる思いで様々な取り組みをしてきたつもりでございます。そして、2期目の4年間におきましては、いよいよそうして大切な思いを育ててきた芽が花開くときでありましょう。時期を同じくして、鹿児島県においては、平成27年度の国民文化祭や32年度の国民体育大会、国においては平成32年度の東京オリンピック・パラリンピック等が開催される時期となりますので、今こそ市民一人ひとりが主役となり、それぞれの能力を存分に発揮できる社会に動き出すことが、真に豊かで安らぎのある暮らしの実現に繋がるものであるとの思いから、動くという言葉キーワードに掲げさせていただきました。私が施政方針で重点項目として位置付けている項目をはじめ、様々な課題、事業に大胆かつ果敢に取り組んでまいりたい、そういう思いも動くに込められているわけでございます。

国道226号岩本交差点改良事業の進捗状況についてのご質問でございますが、当交差点の改良につきましては、国直轄事業として平成21年度から事業に着手していただいております。地元公民館はじめ沿線住民のご協力・ご理解により事業に必要な土地の取得が完了している

ところであります。現在、事業区間であります今和泉駅から三枝商店までの約330mの区間のうち、工事に支障となる建物等の移転が完了した改良可能な区間から随時工事を進めているところでございます。岩本交差点から北側約190mの区間につきましては、平成25年度末に工事完了予定でございます。南側約140mの区間につきましては、補償物件の移転に少々日数を要しておりましたけれども、現在のところ、本年6月末には完了できるよう事業を進めていると伺っているところでございます。

以下、いただきました質問等につきましては、関係部課長等が答弁をいたします。

○総務部長（邊見重英） ふれあいプラザなのはな館についてご質問をいただきました。委託料についてでございます。なのはな館につきましては、文化・芸術、健康づくり、地域経済の発展など、総合的な交流拠点施設として市で活用したいと考えておりまして、その方向で県と協議を進めてまいりたいと考えております。市に譲渡する以前に県が雨漏り箇所の施設補修や機器交換等を行うことになっておりますが、県が想定している箇所だけで十分なのかどうか、市で調査を行い実態を把握して、その上で補修・交換が必要とされる箇所が新たに見つかった場合には、県にしっかりとした対応をお願いしたいと考えております。委託料500万円の内訳につきましては、先ほど申し上げました施設保全のための調査委託費用と、利活用検討委員会に取りまとめられた意見を基にして、利用時の具体的なスペース等の配置やイメージ図の作成、敷地を含めまして、なのはな館全体の有効な活用策の策定のための費用を見込んでおります。また、この委託料500万円のほかに、利活用検討委員会の開催経費として、報償費・市外旅費など、41万8千円を予算に計上させていただいております。

○11番議員（高橋三樹） 豊留市長、4年間任せられたわけですので、確実にじっくりと施策を進めていただきたいと存じます。

なのはな館についてですが、使い道は分かりました。

次に、現時点で県がなのはな館を修理・修繕するとしたら、どのぐらいの費用がかかるのか伺います。

○総務部長（邊見重英） これは県の試算でございます。県が想定している施設補修や機器交換の主な箇所につきましては、屋内ゲートボール場、それから、体育館、中央ホール、健康増進施設、これはプールとか、温泉浴場のことでございます。それらの雨漏り箇所の補修と各施設に設置されております機械設備の補修・交換ということで、予算額が1億2,000万円程度と聞いているところでございます。

○11番議員（高橋三樹） 1億2,000万、かかるもんですね。

次に、休館からやがて3年が過ぎようとしています。この間、一部は開放されています。一部開放にあたり、施設を管理する人が何人いて、人件費を含めた維持管理経費が年間幾らかけられているのか伺います。

○総務部長（邊見重英） 県は平成23年4月の休館から現在まで、体育館・芝生広場・屋外ゲー

トボール場・遊歩道・ジョギングコースなどの施設の一部を開放しております。現在、施設の管理は県から委託を受けた民間事業者が行っておりますが、警備も警備会社に委託しているとのことでございます。利用できる時間帯というのは、9時から21時でございますけれども、その時間の前後30分を含めまして、午前8時半から午後9時30分までの13時間につきまして、常時2人体制となるように管理が行われているようでございます。また、施設の維持管理経費につきましては、利用受付・清掃・植栽管理の各業務委託費、光熱水費などで、年間4,000万円ほどになっているようでございます。

○11番議員（高橋三樹） 分かりました。その一部開放されている施設について、利用状況はどうなっていますか。また、その利用料金の収入はどのくらいあるのか伺います。

○総務部長（邊見重英） 一部開放されております施設のうち、体育館・芝生広場につきましては、事前の申し込みが必要とされておりますことから、利用状況が把握されております。その利用者数でございますが、体育館は平成23年度が約1万5,800人、平成24年度が約1万8千人、平成25年度が1月末で約1万8,200人となっております。芝生広場につきましては、平成23年度が約2万2,300人、平成24年度が約2万900人、平成25年度が1月末までで約1万8,500人となっております。また、一部開放施設のうち使用料が必要な有料施設は体育館のみでございます。休館後の使用料の収入でございますが、平成23年度が約41万1千円、平成24年度が約42万4千円、平成25年度が1月末までで約42万円となっているようでございます。

○11番議員（高橋三樹） 同僚議員も聞いておりましたけれども、先日の施政方針で市長は文化・芸術、健康づくり、地域経済の発展など総合的な交流拠点施設として、市で活用する方向で県と協議を進めていくと表明しましたが、具体的に、今、どのように考えているのか、重ねて伺います。

○総務部長（邊見重英） なのはな館の近くには陸上競技場・野球場・市民会館・総合体育館・鴻山公園などがあり、周辺一帯は正に指宿の文化・芸術・スポーツの中心とも言える場所でございます。現在、本市では健幸のまちづくりに重点的に取り組んでおりますが、なのはな館周辺は多くの市民が利用するウォーキングのコースにもなっております。すなわち市民の健康づくりの拠点というような地帯でもございます。また、県内では平成27年には国民文化祭が、平成32年には国民体育大会が開催され、この国体と同じ年には夏季オリンピック・パラリンピック東京大会も開催されますことから、市内でもこれらに関連する様々な催しが開かれるのではないかと考えております。このようなことから、なのはな館を文化・芸術、健康づくり、地域経済の発展など総合的な交流拠点施設として市で活用したいと申し上げたところでございます。市で考えております利活用についての素案につきましては、中央公民館を移設し社会教育施設の機能を持たせる。あるいは市民団体・ボランティア団体などの拠点となる共生・協働支援センターを移設する。老人福祉センターを移設し高齢者の生きがいづくりの場や健康づくりの場とする。更には若手起業家の育成などを目的として、市民、地元

民間団体への貸付など民間と共同で活用する、シルバー美術展会場として使用するなど、国民文化祭でも活用する。そのようなことなどを考えているところでございます。これらのことにつきましては、今後、設置いたしますのはな館利活用検討委員会において、市を代表いたします団体及び市民の代表者のご参加をいただき、その中でも十分検討していただく予定でございます。

○11番議員（高橋三樹） 仮に市で引き受けた場合、譲渡を受けた場合ですね、10年後、20年後の修理費用がかなりの額になると予想されますが、これについても県と協議をして、県の負担としてやってもらいたいですが、この点、どうでしょうか。

○総務部長（邊見重英） 市での活用を前提とするということで、平成26年度早々に専門家による施設保全調査を市の費用で依頼し、その結果、県が予定している施設補修や機器交換箇所のほかに補修・交換が必要と考えられる箇所等があった場合には、市が引き渡しを受ける前に県で補修・交換をしっかり行っていただき、後年度において市の負担が必要以上に大きくならないようにしていきたいと考えております。また、検討委員会に取りまとめられた利活用プランに基づいて、運営費・維持費、維持管理費などが試算されますけれども、その試算を基に県に対し財政的な支援についても求めてまいりたいと考えているところです。

○11番議員（高橋三樹） なのはな館についてですが、仮に市で引き受けた場合、譲渡を受けた場合ですね、維持管理費用についてはどのぐらいかかると試算をしていますか伺います。

○総務部長（邊見重英） なのはな館の施設は利用する施設・方法によって維持管理が異なってくるだろうというふうに考えております。現在申し上げております素案につきましては、その内容について、今後、検討させていただきますので、その後で財政的な運営の経費等については、一定出てくると思います。ですから、現段階でこれから先のことについては、まだ申し上げることはできませんけど、一応平成24年度に検討したプランというのがありまして、三つのプランがございました。そのときに費用の概算というのをいたしたことがあったのですが、その中では人件費を除いた施設運営費は年間1億円ほどになると見込んだことがございました。なお、今後収入の確保や業務委託の圧縮など、運営経費を最大限削減したいと考えております。また、この運営経費の削減策についても、26年度に設置する利活用検討委員会で検討したいと考えているところでございます。

○11番議員（高橋三樹） 相当の費用がかかりますので、削減できるように努力してほしいと存じます。

次は、岩本交差点及び国道・市道についてですが、先ほど答弁ありました、6月末という予定でしたけど、できるだけ早く実現できるように努力してほしいと存じます。

次は、国道226号の今和泉小学校近くにパイプ式ガードレール設置について。指宿小学校の通学路、国道226号の両サイドにパイプ式ガードレールの防護柵が設けられています。要望に基づき国道事務所が設置したと思われます。当然、土木課も何らかの関わりをもってい

と思いますが、ここ数年、車が歩道に乗り上げて児童・生徒を死傷させる事故が続きました。こういう事故を1件でも減らすために、防護柵を設けて、児童・生徒を守らなければなりません。岩本の国道は狭く、カーブもあります。改良工事となると時間がかかります。それまで待てませんので、パイプ式ガードレールの防護柵を国道事務所に要請すべきと思いますが、どうお考えですか伺います。

○建設部参与（上谷修） 平成24年度に全国で相次いだ登下校中の児童・生徒が巻き込まれる交通事故の発生を受けまして、全国一斉に通学路の緊急合同点検が行われました。本市でも学校から上げられた点検必要箇所を教育委員会、警察、国道・県道・市道の道路管理者・学校・保護者と一緒に現場を見て、対策案が話し合われました。指宿小学校周辺に昨年設置された防護柵はこの合同点検結果により、要対策箇所として抽出されたことから、その対策として鹿児島国道事務所により整備されたものでございます。議員からご指摘のございました今和泉小学校周辺の防護柵等の整備につきましては、今後も通学路の合同点検は随時開催されることとなっておりますので、関係者と一緒になって危険箇所の点検を実施し、児童・生徒の登下校における安全対策につきまして、関係機関と協議してまいりたいと考えております。

○11番議員（高橋三樹） できるだけ早く実現できるように努力してほしいと存じます。

次に、同じく国道226号の岩本トンネルの先、JR橋梁の先から薩摩焼までの区間は歩道がありません。途切れています。前も申し上げましたが、開発期成会などに引き続き要望できないか、その点を伺います。

○建設部参与（上谷修） 指宿市・南九州市・南さつま市・枕崎市の4市で構成します南薩地区総合開発期成会では、民間で組織する国道226号整備促進協議会と連携して、国道226号の早期整備促進について要望活動を毎年実施しているところであります。近年、全国で発生している交通事故において、子供や高齢者等が被害を受けている事例が多発しており、特に通学路に利用される歩道の整備を望む声も上がっていることから、高齢者や若年者等の安全・安心な通行のための歩道整備促進といった観点からも、要望活動を実施しているところでございます。これらの要望につきまして、鹿児島国道事務所等では、現在、整備が進められております岩本交差点や平成25年度新規事業として採択されました、秋元交差点から二反田川までの区間、北十町地区歩道整備事業など、国道226号の多くの場所で交差点改良と併せて歩道整備を行いながら、引き続きどこの箇所が交通安全等の支障があるのか等について調査しつつ、事業を実施していく流れであるとの回答をいただいております。議員からご質問のありました区間につきましても、以前から歩道設置について要望いただいている区間でもございますので、今後とも引き続き、鹿児島国道事務所等へ要望してまいりたいと考えております。

○11番議員（高橋三樹） よろしく申し上げます。

次は、岩本交差点から海岸へ通る市道岩本麓線などについて。平成25年3月議会の一般質問のとき、1年前のことですけれども、このときは用地交渉を進めているところです。平成25年度は引き続き用地交渉を進めて供用開始ができるよう計画を進めているところというものでした。そして、今、地権者の方々の同意が得られ、長年の懸案だった案件が実現できて、まだ、工事は終わってませんが、同意はもう終わってますので、実現できて喜ばしいと同時に、地権者の方々に感謝を申し上げます。岩本地区は狭い道路が多くて、密集しています。地震や火災、台風などの災害時、大型消防車や緊急車などの緊急車両や工作車など、国道から入れませんでした、通行できるようになりますと、迅速な対応ができるのに、本当に、今は喜ばしく思っているところでございます。ありがとうございます。そして、もう既に撤去、あるいは移転・移動などが進んでいますが、いつ頃着工して、いつ頃完成予定なのか、この点を伺います。

○建設部参与（上谷修） 市道岩本麓線につきましては、地元館長はじめ沿線住民のご理解・ご協力をいただきまして、おかげさまで事業に必要な土地の取得が完了し、誠に感謝しているところでございます。現在、工事に支障となる補償物件の移転につきましても、関係者のご理解・ご協力をいただき、平成25年度末には完了する見込みとなっているところでございます。平成26年度には埋蔵文化財調査を行い、調査完了後に工事着手し、平成26年度末には完了の予定であります。

○11番議員（高橋三樹） 市道岩本麓線などの整備が進んでいきますと、今後、交通量が増加していくものと思われます。岩本漁港前の漁港関連道がクラック状になっており、大型車両が通ると非常に危険な状態でもあります。局部改良について県へ要望するということでしたが、その後、状況はどうなっているのか伺います。

○建設部参与（上谷修） 岩本交差点改良に併せ、市道整備や漁港関連道の整備が進んでまいりますと、議員ご指摘のように交通量も増えてくることが予想されますことから、これまで、漁協前の局部改良の整備について県へ要望をしているところでございます。現在は、県におきまして、実施可能な事業について、検討していると聞いているところでございます。市としても、今後、早急に対策が図れるよう、県と連携し、事業の推進に努力してまいりたいと考えております。

○11番議員（高橋三樹） 漁港関連道の整備が具体化している中で、岩本交差点からの通行車両が増えるとなると、現状のままで通行するということとなり、歩行者等の危険が増大するものと思われます。また、道路より低い家がありまして、家の中に車が飛び込む危険性もあります。県による改修までの間、防護柵などの安全施設の整備はできないものなのか、こう、海岸地帯ですね。ちょっとたくさん増えますと危ないですので、その点は整備できないか伺います。

○建設部参与（上谷修） 防護柵等の交通安全施設の整備につきましても、漁港関連道の今後の

交通需要を見極めながら、管理者でございます県と連携してその必要性を検討してまいりたいと考えております。

○11番議員（高橋三樹） 次に、宮ヶ浜から岩本に通じる海岸線の急傾斜地の排水路整備及びコンクリート壁設置について。岩本宮ヶ浜吹越線は、市道岩本麓線が整備されますと、今後、車両の通行が多くなると予想されます。台風や梅雨時など、通行止めになることもあります。シラス台地で崩れやすく、排水路整備も必要です。もし、崩れた場合、コンクリート壁で塞がなければなりません。平成26年度予算で災害防止、災害防除予備設計が計上されているようですが、今後、どのようにする計画なのか伺います。

○建設部参与（上谷修） 市道岩本宮ヶ浜吹越線の急傾斜地の整備計画についてのご質問でございます。この路線は海岸線を通る風光明媚な路線であり、観光道路として、また、国道226号の渋滞を緩和するなど、バイパスとしての役割も果たす道路となっております。しかしながら、宮ヶ浜港から今和泉漁港関連道までの約1km区間に渡り、崖地が続いており、異常気象時に降雨量が多くなりますと法面崩壊が発生するなど、その状況については認識しているところでございます。現在のところ、大雨や台風など降雨量が多い場合は重点的にパトロールを実施し、また、通行止めなどの処置を行うなど、第三者災害防止に努めている状況でございます。市といたしましては、現在整備が進んでおります岩本交差点改良工事や市道岩本麓線道路改良舗装工事が完成いたしますと、ますます本路線の交通需要が高まることが予測されますので、早急な安全対策を講ずる必要があるとの考えから、平成26年に地形図、地質データ、現地踏査及び設計条件等に基づき目的構造物の比較案を作成し、概略の数量、工事費等を算出する災害防除予備設計の予算を計上させていただきました。この予備設計結果を基に、技術的・経済的な観点からの評価・検討をしてまいりたいと考えているところでございます。

○11番議員（高橋三樹） 早期に実現できればいいなと思っております。岩本宮ヶ浜吹越線は通行車両の速度が速すぎると感じています。また、センターラインが消えていたり、消えかかっているために、雨の日や夜間の確認がしづらく、対向車が中央線付近の走行も見られ、速度規制やセンターラインの整備の必要性を感じますが、早くできないでしょうか伺います。

○建設部参与（上谷修） 市道岩本宮ヶ浜吹越線につきましては、現在時速60kmの速度制限となっており、速度等の規制につきましては交通事故の抑止、交通の円滑化、道路交通に起因する障害の防止の観点から、鹿児島県公安委員会が検討し定めているものでございます。この路線の速度規制の見直しにつきましては、車両の通行状況や道路の構造、地域の要望等を考慮し、警察等関係機関と協議してまいりたいと考えております。また、市道の区画線等につきましても、交通量の多い箇所などでは摩耗が激しく、路面表示の不明瞭な箇所があることは認識しているところでございます。これら区画線等の交通安全施設の整備につきまして

は、各地区からの要望を踏まえ、箇所を点検の上、計画的に新設・更新の整備を実施しているところでございます。今後においても、道路の点検パトロールの充実を図り、危険な箇所や通学路など緊急性の高いものから計画的に実施してまいりたいと考えております。

○11番議員（高橋三樹） 最後になりますが、市道岩本宮ヶ浜吹越線についてですが、昔は磯浜でした。何もありませんでした、ここに道路を造りました。そして、今度岩本交差点に繋がるようになりました。便利になるわけですが、どのような経緯でこの道が整備されたのか、その原点を聞いてみたいと思うんですが、この点はどうか。

○建設部参与（上谷修） 市道岩本宮ヶ浜吹越線は国道226号岩本トンネル付近から宮ヶ浜港までの約1.5kmの海岸線を通る道路でございます。本市道は宮ヶ浜港の海辺利用に配慮した離岸堤・突堤・護岸等の整備を行う宮ヶ浜港海岸環境整備事業が鹿児島県施工により整備されることとなったことから、岩本方面から宮ヶ浜港を経由し、現在の宮ヶ浜吹越線へ接続する海岸線を通る観光道路として、また、国道226号の渋滞を緩和するバイパスとしての役割が期待できる道路として整備されたものでございます。なお、岩本宮ヶ浜吹越線は平成3年度、宮ヶ浜港側から整備に着手し、平成13年度に供用を開始しております。以上です。

○11番議員（高橋三樹） とっても大事な道路なんですね。国道が通れない場合、あるいは空港バスが通れない場合でも、この市道岩本宮ヶ浜吹越線を通して岩本交差点に出ますと、空港までいけるわけで、今後、改良工事も含めて県と協議をして、利用者の、あるいは地区民の安全を図って、生命・財産を守れるように、ご尽力いただきたいと存じます。よろしくお願いたします。

これで、一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

△ 延 会

○議長（新宮領進） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進） ご異議なしと認めます。

よって、本日は、これにて延会することに決定いたしました。

なお、残余の質問は明日に行いたいと思います。

本日は、これにて延会いたします。

延会 午後 3時53分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 新宮領 進

議 員 下川床 泉

議 員 外 蘭 幸 吉

第1回指宿市議会定例会会議録

平成26年3月19日午前10時 開議

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 一般質問
- 日程第3 議案第41号 平成25年度指宿市一般会計補正予算（第9号）について
- 日程第4 議案第42号 平成26年度指宿市一般会計補正予算（第1号）について
- 日程第5 指宿市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙
- 日程第6 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙結果

1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

1. 出席議員

1 番議員	外 菌 幸 吉	2 番議員	臼 山 正 志
3 番議員	恒 吉 太 吾	4 番議員	井 元 伸 明
5 番議員	吉 村 重 則	6 番議員	西 森 三 義
7 番議員	浜 田 藤 幸	8 番議員	東 伸 行
9 番議員	高 田 チヨ子	10 番議員	森 時 徳
11 番議員	高 橋 三 樹	12 番議員	福 永 徳 郎
13 番議員	前 原 六 則	14 番議員	松 下 喜久雄
16 番議員	木 原 繁 昭	17 番議員	中 村 洋 幸
18 番議員	新川床 金 春	19 番議員	下川床 泉
21 番議員	新宮領 進		

1. 欠席議員

- 15 番議員 前之園 正 和

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

市 長 豊 留 悦 男 副 市 長 渡 瀬 貴 久

副 市 長	上 村 欣 久	教 育 長	池 田 昭 夫
総 務 部 長	邊 見 重 英	市民生活部長	谷 口 強 美
健康福祉部長	野 口 義 幸	産業振興部長	高 野 重 夫
建 設 部 長	三 窪 義 孝	教 育 部 長	濱 田 悟
山 川 支 所 長	森 健 一	開 聞 支 所 長	下 吉 耕 一
建 設 部 参 与	上 谷 修	総 務 課 長	廣 森 敏 幸
市長公室長	川 路 潔	危機管理課長	森 和 美
市民協働課長	馬 場 久 生	環境政策課長	井 手 久 成
長寿介護課長	大久保 成 人	地域福祉課長	今柳田 浩 一
健康増進課長	新 留 幸 一	農 政 課 長	宮 崎 英 世
学校教育課長	瀬戸山 稔	社会教育課長	満 石 知
学校給食センター所長	下 吉 龍 一		

1. 職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	福 山 一 幸	次長兼議事係長	岩 下 勝 美
主幹兼調査管理係長	鮎 川 富 男	議 事 係 主 査	濱 上 和 也

△ 開 議

午前10時09分

○議長（新宮領進） ただいまご出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

△ 会議録署名議員の指名

○議長（新宮領進） まず日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において白山正志議員及び恒吉太吾議員を指名いたします。

△ 一般質問

○議長（新宮領進） 次は日程第2、一般質問を行います。

昨日に引き続き一般質問を続行いたします。

まず、外蘭幸吉議員。

○1番議員（外蘭幸吉） 1番外蘭幸吉でございます。皆さん、改めておはようございます。

私はこの度13年ぶりだと思うんですが、一般質問の機会を与えていただきました。市民の皆さんに感謝申し上げます。この1か月半、市議会の末席を汚させていただいておりますが、びっくりの連続であります。昨日も出ておりましたけど、何人かの方が質問されましたが、なのはな館の問題、それから国保会計、そして開発公社の問題、その他いろいろ、もうびっくりすることがたくさんあります。ある人が言われました。幸吉さん、浦島太郎の心境かと。どうなんですかねえ、合ってるような合ってないようなことなんですけど、本日は通告してありますように、鹿児島県立山川高校の存続についてお伺いしてみたいと思います。

まず、存続についてのその1として、指宿市としては平成25年度の取り組みについてどうなされたか。先ほどの市長の施政方針の中でも一部出ておりますけれども、この点。2番目に、山川高等学校支援活性化対策協議会の活動についてお伺いします。この25年度の両件に関して、26年度はどうか。そして4番目に、山川高校の存続のための私の提案いたしましたして、A、科目を野菜と花きに特化したらどうか。Bとして、生徒のための寮を建設する。県内、いや、全国から生徒を集める。こういう提案を私は20年ほど前、ある場所でしたら、誰も振り向いてくれませんでした。20年ぐらい前は、山川高校がなくなると、廃止になるとか、そういう発想はなかったんでしょうけれども、もう子供の数とか、ある程度見当はついてましたから、十分あり得たわけです。そしてまた、10年ほど前に、瀬戸町を含んだ合併協議会の場でも、10年後に、つまりあと1、2年ということですね。10年後に山川高校が存続していると思っている方は、まあいなかったような状況なんです。こういうことを考えますと、私の提案と言いますか、この質問自体も遅かったような気がするんですけど、お伺いしてみたいと思います。

そしてまた、これらの問題について指宿市の教育委員会、市としてはどうかということ。指宿商業高等学校は、指宿市の教育委員会の直接の対象でありますけれども、山川高校は県立であります。しかしながら、生徒の進路とか、その地域の教育とかいう意味では、地方教育行政法から見ても、関係ないとは言えないと思います。ただし、教育委員会は合議体でございますし、最終的な責任者は教育委員長であるとは思いますが、今回は教育長及び教育部長とご出席いただいておりますので、ご意見をお伺いしたいと思います。

そして6番目に、先ほどから申しておりますように、あくまでも県立高校であるので、市とか教育委員会が直接対応することはできないと思いますが、どういう形で支援、協力はできると考えられますか。

そしてまた、7番目として、山川高校があることが生徒のため、保護者のため、地場産業の振興、地域の振興、税収等、税収等と言いますのは、山川高校で働く人、それからいろいろな納入業者、関係する人たちがいらっしゃいますので、住民税とか所得税とか、そういうのを含めております。税収等指宿市の発展のために、私は山川高校が存続することが、是非必要であると思っておりますので、これらの点についてもお伺いいたしておきます。ちなみに、この山川高校の問題については、平成18年の9月に森議員が、そして平成22年の6月大保議員、平成24年12月の前原議員、それから平成25年3月、25年6月六反園議員が質問をなさっております。25年の9月も六反園議員は質問なさっております。指宿市議会の皆さんとしても非常に関心が高い問題でございます。よろしくお願いいたします。

○市長（豊留悦男） 山川高校につきましては、ここ数年募集定員に対する入学者の数が極めて少なかったことから、募集停止も検討されておりました。そこで入学者を増やすために市が事務局となっております山川高等学校支援活性化対策協議会が中心となり、地域の皆さんや関係団体等と連携して、活性化策を調べてまいりました。その結果、平成26年度も募集は継続されることとなり、先日発表された最終出願者数は、2学科の募集定員80名に対し51名で、倍率0.64倍と、昨年の30名、0.38倍を大きく上回ったところでございます。これは高校の努力はもとより、協議会メンバーや地域の皆様方が高校と一緒に、活性化のための御協力をいただいたお陰だと感謝をしております。ご質問をいただきました平成25年度の市の取り組みについてであります。4月に山川高校の校長、同窓会長、PTA会長、JAの関係者など、活性化対策協議会の主要メンバーで存続についての協議を行い、生徒たちと地域の農家や高齢者の方々とが一緒になって、高校の農産物販売所を運営し、地域課題でもある高齢者の生きがいづくりや健康づくりにつながるような事業を立ち上げたらどうかなど、具体的な活性化策が各団体で出されました。この協議を通して5月24日の支援活性化対策協議会で出された中から、特産品である鰹節と農産物を生かした料理を高校、PTA、山川水産加工協同組合が連携して開発するなど、地域を挙げての新たな活性化のための具体的な取り組みが動き出したところであります。そのような中で、5月30日に山川高校の募集停止検

討との報道がなされ、6月7日活性化対策協議会会長として県教育長に対し、進路希望状況調査結果だけで募集停止の結論を出すことはしないよう、地域の総意を反映した山川高校活性化策の効果を見守っていただくよう、要請書と活性化策の概要を提出し、存続についてをお願いをしてまいったところであります。その後も対策協議会を臨時開催をし、活性化策に市の補助事業として、山川高校の生徒を対象にした県外先進地研修、市内先進農家との連携、山高PRパンフレット作成等の具体的な存続のための策を示しながら、存続について県教委に理解を求め、協力をいただいたところでございます。市といたしましては、協議会メンバーである高校、同窓会、PTA、JAなどの関係団体のほか、地元生産者の方々と一緒になって、平成25年度に新たに策定した活性化策について、今後も取り組みを進めなくてはならないと考えているところであります。

以下、いただきました質問等については、関係部長等に答弁をいたさせます。

○教育長（池田昭夫） 教育委員会委員長から委任を受けましたので、答弁させていただきます。

山川高校存続について教育委員会として、これまでどんな取り組みをし、今後どのような取り組みをするのかとお尋ねでございますが、少子化が進み、中学校卒業者が減少していく中で、どのようにして定員を確保していくかは、どの高等学校においても大きな課題であります。生徒がどの高校を受験するかという進路選択は、あくまでも生徒本人の意志と責任で選択決定するものでありますので、教育委員会といたしましては、生徒が自分に相応しい進路を選択し、山川高校を選択肢の一つに入れて検討できるよう、山川高校に関する積極的な情報提供に努めてまいりました。具体的には、進路指導主任研修会におきまして、山川高校が行っている具体的な教育活動、本市の農業に果たす山川高校の役割の大きさ等について、山川高等学校の教頭が説明する機会を設けました。市校長研修会では、生徒自身による発表と山川高校の校長の説明を聞く場を設けました。このような取り組みにより、山川高校の教育活動や魅力などを管理職や担当職員が理解し、進路指導に生かすことができたところとっております。また、小中学校において、野菜の植え付けやスイカの苗植え・収穫などの農業体験、家庭教育学級でのフラワーアレンジメント教室など、山川高校生を講師とする出前授業を活用しておりますし、山川中学校では、2年生を対象に山川高校見学を実施いたしました。これらの活動を通して、今後高校受験を控える児童・生徒が、山川高校や山川高校生をより身近に感じたり、農業や園芸に興味を持ったりしたように思います。さらに、教職員についても、山川地区小中高連携推進会の中で、高校の授業参観を行ったり、共通実践事項を設定して取り組んだりするなど、一貫した取り組みがなされております。来年度においても、これらの取り組みを充実し、様々な場で情報提供をしたり、山川高校と小中学校の交流を推進したりするなど、支援活性化対策協議会と連携しながら、教育委員会としてできることに取り組んでまいりたいと考えております。山川高校の存続のための提案をいただいております。

りますが、農業を基幹産業とする本市にとりまして、山川高校の存在意義は大きなものがあると理解しております。また、履修させる各教科・科目の単位数とその内容については、学習指導要領に明記されておりますので、その範囲において地域との密着、地域への貢献という視点で、学校としての特色を生かした教育活動を行うことは、大変意義のあることだと考えております。また、そのような取り組みをすることで、生徒が高度な専門知識を身に付けることになり、資格取得や就職・進学など進路の実現につながっていくものと考えております。以上です。

○総務部長（邊見重英） 鹿児島県立山川高校の存続につきまして、七つの項目でご質問いただきました。私の方からは五つの項目について答弁をさせていただきます。少し時間が長くなるかもしれませんが、よろしくお願いします。

まず、山川高等学校活性化対策協議会の活動についてでございます。活性化対策協議会の設立経緯から申し上げますと、平成22年度に県によって、平成23年度から適用予定として、県立高校の廃止に関する新基準（案）が示され、募集定員の3分の2以下の状態が2年間続いた場合などの基準に、山川高校が該当することが見込まれました。結果的にこの新基準というのは廃案となり、適用されることはありませんでしたが、市ではこのような現状への対応や、山川高校の活性化と振興を図ることを目的に、山川高校や同窓会等に働き掛け、平成23年6月、活性化対策協議会を設立いたしました。設立年度の23年度から24年度にかけては、年3回程度の会議や地域活性化に関する講演会などを開催しながら、関係団体の皆様と課題意識の共有と活性化策の意見交換を続けてまいりました。また、市の取り組みの中でも申し上げましたとおり、平成25年5月には、高校と地域とが連携して、地域の高齢者の生きがいづくりや農業振興などを通して地域課題解決を図る、地域を挙げた新たな活性化策を策定し、7月には市の補助事業も追加した活性化策を県に示しております。この活性化策を推進することで、山川高校の魅力を増し、生徒増を目指すものでございました。また、活性化対策協議会の設立当初は、学校として主体的取り組みが必要不可欠であるため、当初高校が事務局を担っておりましたが、平成25年度に策定した新たな活性化策をより効果的に展開していくため、平成25年7月に事務局を市に移管しているところでございます。

次に、平成26年度の市として、あるいは協議会としての取り組みと言いますか、計画についてでございます。市といたしましては、本年度実施してまいりました先進地研修支援、市内先進農家との連携、山川高校のPRパンフレットの作成につきまして、平成26年度も引き続き実施してまいりたいと考えております。また、具体的には、今後高校とも協議をいたしまして、効果的な取り組みに努めてまいりたいと思います。活性化対策協議会につきましても、新たな活性化策に基づきまして、本年度から実施している実えんどう新品種共同実証事業をはじめ、山川高校が地域の課題を解決する拠点となり、ひいては地域振興につながるような取り組みについて、活性化対策協議会でも協議をしていただき、関係団体や地域の方々

と連携しながら、それらの取り組みを進めてまいりたいと考えております。

それから、山川高校の存続のための提案をいただきました。まず、科目を野菜と花きに特化してはどうかということでございました。現在山川高校の園芸工学・農業経済科におきましては、2年次から専門科目を選択することとなっており、主な選択科目といたしまして野菜、草花、植物バイオテクノロジーの3科目から1科目、それから食品製造、生物活用の2科目から1科目をそれぞれ選択する教育課程となっております。科目の設定につきましては、農業における基本的な知識や技術が学べるとともに、指宿の温暖な気候を利用した、季節ごとの野菜や草花の栽培学習、実社会への活用が期待されているバイオテクノロジー、それから豊富な食材を生かした食品加工などを選択できる学習内容となっていると考えております。また、高校独自の設定科目として生物工学があります。これは20年ほど前に、当時地域で課題となっていた、さつまいもの病気への問題解決に高校が応える形で、独自に設定されたものでございます。この科目の設定により、生徒たちが培養した病気に強いさつまいもバイオ苗を、地元生産者の方々に提供する取り組みが、現在まで21年間続いているところでございます。市としましては、これらの特色のある取り組みを、山川高校の魅力として広くアピールしてまいりたいと考えているところでございます。

次に二つ目として、生徒のための寮を建設したらどうかと。そして県内、全国から生徒を集めたらどうかというご提案でございました。山川高等学校だけではなくて、市立の高校も私どもの本市にはございます。したがって、山川高校の寮を建設する費用を支出するということは、現段階では非常に難しいと考えているところでございます。市内には市立を含め3高校があり、場合によりましては、それぞれが生徒を奪い合う形になるというようなことも考えられます。したがって、本年度から実施しております市外からの生徒確保に努めるため、山川高校のPRパンフレットなどの作成を通じて、市外の中学生や保護者の方々に山川高校の魅力を発信し、生徒の募集に努めていきたいというふうに考えているところでございます。

次に、あくまで県立高校であるので、直接対応はできないと思うけれども、支援、協力はできると思うということでございました。ご指摘のように、山川高校は県立の高校でございますので、教育課程等については県が決定していくものでございます。したがって、市では直接の対応はできないところでございますけれども、市といたしましても、これまで申し上げましたように、活性化対策協議会の事務局となり、同窓会・PTA・JAなど関係団体や地元の各団体の方々と一緒に活性化策を打ち出してきたところです。その内容は、高校と地域が協働しまして、地域の高齢者の生きがいづくりや、農業振興などを通じた地域課題解決を図ることにより、山川高校の魅力を増して生徒増を目指すものでございます。このために、関係団体や関係機関との協働による地域課題解決を図る人材の育成を行うこと、それから高齢者の生きがいづくりを担う役割を創出すること、農業振興・農業後継者育成の拠

点としての役割を強化することといった三つの方針に基づきまして、山川高校の強みを生かして、地域特性と密接な関係を持った活性化策を策定し、高校とともに取り組んでいるところでございます。このような支援の取り組みを今後も続けてまいりたいと考えているところでございます。

それから、山川高校があることが生徒のため、保護者のため、地域産業の振興、地域の振興、税収等指宿市の発展のためになると信じるがということでございました。私どもの指宿市、とりわけ南薩地区の特性という観点を考えてみますと、山川高校の役割と地域産業、これは特に農業に果たす役割というのは極めて大きいものがあるということは、誰しもが認めているところではないかと思っております。本市は豊かな資源が織りなす食と健康のまちを将来都市像としておりまして、現に南薩の食糧供給基地としての役割を担っております。山川高校の存続は、本市の基幹産業である農業の将来そのものにも大きくつながってくるものであると認識しているところでございます。そのようなことから、市といたしましては、今後も山川高等学校支援活性化対策協議会の活動などを通して、山川高校の魅力アップを図るとともに、山川高校が地域に大きく貢献している学校であることを各方面にアピールし、地域に欠かせない高校として、市民一丸となって山川高校を盛り立てていけるよう努力してまいりたいと考えております。以上でございます。

○1 番議員（外園幸吉） いろいろ詳しくご説明いただいたんですが、まず現状のですね、生徒の数を考えた場合に、現在の指宿市内の中学校3年生が367名ですかね、中2が343、中1は400超えてるんですが、407、それから小学校も6年が339、5年が353、4年が398、3年が352、2年に至っては324、1年が328。年によって差はありますけれども、少ない状況ですね、これは高校の段階ではちょっと移動はあると思いますけれども、先の教育長がおっしゃったように、進路選択は本人の自由ですから、これだけの人数がおるからというわけいきません。そしてまた、先ほどの南日本新聞の2014年度の公立高校入学学力検査出願状況というのを見ますと、この山川高校の場合は園芸工学・農業経済と生活情報ということですが、園芸工学・農業経済に関するような科目のあるところが県内で十ぐらいあるんですね。その中で鹿屋農業高校の農業機械、これが1.34倍、そして国分中央高校の園芸工学1.05倍、これを除いてはですね、みんな1を割ってるんです。極端なところは申し上げませんが、こういう状況で限られたパイを奪い合うということなんですね。ですから、よっぽどの特色を出さないことには、山川高校は生き残れないと。失礼かもしれませんが、私はそう思います。県内の高校がある意味減っていくのは当然なんですね、こういう状況を見ましてね、寮の問題について総務部長の方から、ほかの高校もあるのに山川高校だけというお話も出ましたが、平成18年の9月の森議員の一般質問の中でもですね、活性化していくために県内外から呼ぶために寮を造ったらというのが出ております。それに対する市長のお言葉は、高校生の3年間ぐらいは下宿して、他人のご飯を食べるのもいいじゃないかというような当時の市長のお話

が出ております。こういう寮というのは、当時の市長のお話は下宿ということでしたが、下宿はなお難しいと思います。例えば、皆さんご承知かと思いますが、ラサール中高校生の場合でも、ラサール高校の1年生は寮に入ります。2, 3年生は下宿に入ります、おおむねですね。それほどあの小松原と言いますが、あの辺の場合は下宿という体系が長い間にできてるわけですね。それをここに求めるのは無理だから、私は寮という発想を申し上げたわけですが、3月5日のですね、毎日新聞の記事によれば、中高一貫全寮制15年春開校、楠隼中高の寄宿舎着工というのが出ていますね。高山高校のところを改良してやると。この場合はさっき言いましたラサール高校と違って全寮制となっておりますけれども、こういうことですね、中高の一期生計120人が生活する寮2棟、食堂、浴室棟を今秋までに整備すると。校舎改修を含め総事業費は約48億円。昨日なのはな館の関係で、地元指宿市が環境整備をした金額は出ておりましたけれども、これを寮を私は全部指宿市でやれということじゃないんですね。こういう楠隼中高の寄宿舎という事実もあるということを申し上げたいわけなんです。よっぽどですね、特徴を出さないことには、再度繰り返しますけれども、こんだけの高校があつて生き残れないですよ。山川高校もいろんなことを努力されておるようですが、ここに山トピ学校便りとして号外第4号というのが来ております。これにも平成26年度の入学志願者数として園芸工学・農業経済科22名、生活情報科29名、合計51名とあります。先の新聞の記事と一緒になんです、この最後のところにですね、いろいろな活性化対策をされてるんですが、最後のところに、平成27年度については、7月に行われる中学生の進路希望調査の結果次第では、再び学校の存続が危ぶまれます。1年1年の積み重ねが、長期の学校の存続につながります。皆様のご理解とご支援をよろしくお願いします。確かにいろんな努力をされて1年は延びました。何度も繰り返しますけれども、抜本的な方策をしないとですね、生き残れないと思います。繰り返しますが、パイは限られてるんです。例えば離島の方から山川高校に入ろうとすると、寮を造らないと入れないと思います。だから、あくまでも県立高校でありますけれども、いろんな形でですね、寮を造っていくという点に踏み込まないとですね、今のままではいけないと思いますけども、市長、どうですか、市長のお考えは。

○市長（豊留悦男） いろいろと山川高校に対する思いをお話をいただきました。やはり県内には農業高校を抱えた幾つかの地域がございます。この農業経営者、そして農業の基盤を整備し、足腰の強い農業を育てるために、地域になくってはならない農業高校として、それぞれの高校が努力をしております。仮に寮を造った場合に、そこに生徒が入って、山川高校に入学してくれるのか。そしてそこで勉強してくれるのかということも一つの論点にはなりましようけれども、ほとんどの農業高校が定員に達していない状況もあります。これは本県だけではありません。しかし、農業を基幹産業とする鹿児島県指宿、特に指宿においては、やはり農業高校の存在意義というものは大切にしなければならないし、そのような観点からこれまでも、県教委等に私が直接出向いてお願いをしているところでございます。寮の建設、確か

に肝付高山には中高一貫校としての普通高校でありますけれども、寮を造り、そこに学生を募集するという計画もあるようですけれども、県立、市立いろいろ違いもありましょうけれども、山川高校の場合につきまして、寮を建設した場合に、もちろん県立ですので、県との協議にもなりますけれども、果たしてそこに集まるのかという、そういうことも踏まえて、この問題については慎重に考えなくてはならないのではないかと、そう考えているところであります。

○1 番議員（外園幸吉） 先ほどから聞いていてですね、教育長、総務部長、市長、おっしゃることは私も考え方として変わらないと思うんですよ。何とかせないかと。だけど、何とかするというは何をやるかなんですね、具体的に。たまたまですね、昨日の夕方でしたけれども、伊佐農林高校で100トン、100トンという意味がですね、ちょっと笑ってしまったんですが、伊佐農林高校は100周年なんだそうです。トンは豚なんですね。豚の形をしたピザの窯を生徒がプロの皆さんからも協力をいただいて作ったと。そしてそのピザの材料は、各学科で栽培したもの。野菜とかいろいろですね、やっていました。これも山川高校の方でいろいろアピールされているように、伊佐農林高校もやってるんだなあと、そう思ったわけですが、同じようにですね、いろんな努力をされている中で、残せる方法はないのかというのが、一つの形として市長も言われるように、それは寮を造ったから入るか、それは神様のみぞ知るかどうか断定はできませんよね。でも、何かやらなければいけないということなんです。他にあればですね、寮に限らずでもですよ、何かあれば出していただきたい。いろいろな協議会もあっていろいろ考えの人がいるわけですが、あまりにさっきからバイオの苗とか、あれは最初の頃は山川町で今の多目的研修館で始めたんですけれども、結構な生徒の活動だと思っております。いろんなことをやる中でですね、何かないのかなと。先も申し上げましたから遅いような気もするんですが、ここで悪あがきと言っちゃなんですけれども、何かやらんことにはですね。このまま尻すぼみは目前に見えてるんじゃないかと思うんです。私よりですね、皆さんの方がいろいろ研究されているわけですけどね。

それからちょっと話題を変えますが、教育長にお伺いしたいと思います。一般論で結構です。学校で学校要覧というのを作りますよね。これはどういう目的で作るものなんですか。

○教育長（池田昭夫） 学校要覧は、各学校に作るのは任してあるんですが、今議員がお持ちの冊子みたいなものもあれば、ワンペーパーに収めたものもあります。特にその中には学校教育目標、そして経営方針、そしていろんな校務分掌の組織等が書かれて基本的にはおります。

目的ですが、目的がそれぞれ職員、又はPTA役員等が情報を共有して、うちの学校はこういう学校ですよということを示す内容でその作成はいたします。

○1 番議員（外園幸吉） 今のお話からいくとですね。この学校要覧というのは、一般論として秘密性があるものなんですか、個人情報とか。

○教育長（池田昭夫） 学校要覧には職員の名前があったりします。そのために、できるだけこう配ということはありませんけども、基本的に渡す相手がはっきりしとけば、そこは渡しても構わないんじゃないかなと思います。ただし、学校の基本的なことでするので、最終的には校長が判断をして、それをどう配るかということは考えていくんじゃないかなと思っています。

○1番議員（外園幸吉） 私は一般質問の通告の日、2月27日でしたかね。一般質問を出してから山川高校に寄ってみました。山川高校は私は10年ぐらい前はですね、入学式、卒業式、運動会、呼んでいただきまして、5、6回は参加していました。いろんな意味で状況が分かります。ところが、今そういう呼んでいただけないし、山川高校の現状を知るにはですね、私は学校要覧だと思ったんです。それで事務所に行ってですね、私は指宿市議会議員の外園幸吉ですと言って名刺を出しました。そして、山川高校を存続させるために、今度の市議会一般質問をしたいと思うんで、ここに持っている学校要覧は人から借りたもんだけど、ちょっと古いんで、現状が分かるような新しいのをいただけませんかと言いました。受付の女性が奥の男性に話をされて、私の名刺を持っていらっしゃいました。個人情報ですので、お出しすることはできませんと言われました。先の教育長がおっしゃった、相手がはっきりしていれば、名乗って目的も言って、名刺も渡してしたのに、個人情報ですから出せませんと言われました。私は、そうですか、じゃあ、このことは公表しますと言いました。どうぞということでしたので、今こういう場で申し上げるんですが。よかれと思ってですね、世の中は小さな親切、余計なお世話ということがあります。私はそこで思いました。私は余計なことをしてるのかなあ。山川高校を何とか残さないかんという気持ちが折られた感じがしました。そして私は市役所の担当の方に、実はこうこうでね、たまがったと電話をしました。午後に私のところに山川高校ですがという女性の方から電話が来ました。私は電話で話をしたくないと言いました。私は直接行って不愉快な思いをしたんです。先ほどですね、事務局が市の方に移ったというお話をされて、ああ、そうなんですかと聞いたんですが、会議録等によればですね、平成25年の6月、質問の中でですね、事務局が山川高校にあるためと言いますか、その事務局長から市長に連絡は来ていないと、県とのやり取りの方がですね。市長は明確に連絡がなかったかという議員の質問に対して、ございませんでしたと明確に否定された。それで先ほどお話を聞いて、ああ、やっぱりなあ。7月に事務局を変えた。うん、賢明なことだなあと思ったわけです。だからこういうようなことをしてもですね、その事務局を市長部局に置かれたのは正解だったと思います。残念ながらですね。この平成25年の6月に市長に連絡がなかった件についてもですね、事務局を市長部局に置くべきだという議員の発言があるわけですが、一番頑張ってもらわなきゃならない山川高校がですね、こういうことでいいのかと私は思うんです。市長、どうですか。

○市長（豊留悦男） 高校の対応につきましては、やはりその時の判断というものがどうしても

のであったか、私も今議員のお話を聞いて、高校のために存続のためにという目的がはっきりしていたら、その時の対応というのはいかなものかという気もしております。ただ、首長部局に移ったことに関しましては、私は県教委には山川高校の置かれた立場、教育内容は、普通高校と違うのだと。普通高校については、やはり定員、いわゆる入学者数、その内容、実態に応じて、この統廃合については判断してもいいけれども、農業高校は本県の基幹産業を支える高校であると。教育委員会サイドの判断だけではないと。県の農政を含めて、やはり大きな範疇の中で農業高校をどうするかという判断が必要であろうと。そういう意味で、私は県教委にも、やはり教育委員会サイドではなくて、鹿児島県の農業をどうするかという大局的な見地から判断すべきであると。そのために、本市においても、この協議会を首長部局に置き、指宿の思いを、そして議員の皆様方の思いを、地域の思いを伝えるためには、協議会は市の中に、いわゆるこの山川高校存続、今は市長公室の中にありますけれども、そういうところが適当であると判断をし、高校と協議をし、そしてメンバーとも協議をし、この事務局は移ったところでございます。ただ、これまでの高校のこの再編の在り方については、あくまでも教育委員会というその範疇の中でいろいろ行われていたのも事実でございます。しかし、この高校の存続に関する問題が大きくなってから、市長をはじめ各市長、結局存在している高校の首長をはじめ、この対策が練られるようになった経緯もございましたので、この事務局というのはいわゆる行政、市役所の中に置いたという経緯もございます。

○1 番議員（外園幸吉） それからですね、今の話は了解いたしますが、会議録等によればですね、山川高校の卒業生の進路がですね、地元の特に農業の方向に向いているのかということですね。パーセントがですね、各年出ているんですが、10%を切る状況、これは統計的な出し方にもあってですね、全て農業関係じゃない場合も科によってあると思うんで、農業大学校等、それからいわゆる自営、それから農協職員を含めてですね、就職先と言いますか、進路がですね、年によっては10%を切ってるんです。これはあくまでも職業選択の自由ですから、とやかく言えないし、また、例えば自衛隊とかほかの職業に就いて大型免許を取ってから農業をやる方も知ってます。だからそれはそれでいいと思うんですが、あまりですね、その学科の編成と言いますか、魅力があるのかなあと。農業につながる魅力があるのかなあと思うんです。さっきから言っておりますように、県立高校ですから、とやかく言えないかもしれないかもしれませんけれども、このままではですね、地元の農業、昔山川町の頃に反当たりの収益が県内で一番いいのが何年か続いたことがあります。九州でも3、4番でした。そういう地元の今の指宿市ですがね。それと鹿児島県の農業という点から言えばですね、さっきから市長も言われておりますように、基幹になる学校としていかに山川高校を残すかですね、そういう点でいかなければいけないと思うんですが。最後にお伺いします。教育長、教育委員会は合議制ですけども、教育委員会の会議の中で山川高校の存続について現実に話は出ているん

ですか。

○教育長（池田昭夫） 定例の教育委員会におきましては、特に山川高校についての話はいたしておりませんが、その後のまた教育としていろいろと話をしていく中で、山川高校の存続については、いろいろと話題にしたり、意見を聞いたりしているところでございます。

○1番議員（外園幸吉） やっぱ一丸となってますね、やらないと、あんな言ってたが、なくなったじゃないかと言われないうにですね、皆さんの中でも議員の中でも、執行部ももちろんですし、傍聴席の皆さんもですね、何かいい考えがあったら、やれることがあったら、一丸となって取り組まなければいけないと思います。以上で終わります。

○議長（新宮領進） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時10分

○議長（新宮領進） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は高田チヨ子議員。

○9番議員（高田チヨ子） 皆様、こんにちは。公明党の高田チヨ子でございます。2月に選挙を終え、新体制での議会がスタートいたしました。早いもので東日本大震災から3年が経ちました。私たちにも何かできることはないかと思い、去年は金魚草を、今年は菜の花をボランティアグループで送りました。仙台市と福島に送っていますが、どちらもとても喜んでくださり、お返事をいただきました。遠い鹿児島県より応援していただき、被災地を思う心がありたく勇氣と元氣をいただきます。このところ寒い日が続く、体調がすぐれない方も増えてきまして、集会場で元氣の出る催しをして楽しく元氣で過ごすことを心がけています。ただ、心に残るのは、まだ近所の人たちに行方不明者がいることです。早く帰って来ることを願っています。震災前の土地は危険地帯に指定され、住むことができません。高台移転地が平成27年の4月に造成地が完成する予定で、それから住宅の着工になりますが、現在も建築価格が上がり、これからオリンピックと重なり、資材不足、人手不足、価格の高騰が予想され、再建が遅れるのではと懸念されています。仙台市では自宅の再建が資金事情等により叶わず、被災者の35%が再建困難と発表しました。復興まで長い月日がかかり、難しさを感じますが、前向きの心で復興が早く進むことを願っていますというようにお手紙が届きました。本当に私たちは遠く離れてはいるけれども、しっかりと支援をしていきたいな、そういう思いでいっぱいです。また、3月末日をもちまして退職されます職員の皆様に、長い間市政発展のためにご尽力を賜り、改めてそのご苦勞とご功績に深甚なる敬意を表します。今後は健康に十分留意され、その豊富な経験と知識を郷土指宿の発展のためにご活躍してくださいようお願い申し上げます。本当にご苦勞さまでございました。

それでは、通告にしたがいまして一般質問を行います。

まず初めに、安心・安全な生活のために、AEDの設置状況について伺います。現在公共

施設等に何箇所設置されているのか、現状についてお伺いいたします。

2点目に、火葬場のトイレなど施設の利用状況はどうなっているか、お伺いいたします。

3点目に、ＣＯＣＣＯはしむれについてお伺いいたします。知人のところへ県外から来られた友人が見学に行きたいんだけどどこかないだろうかと聞かれ、それではとＣＯＣＣＯはしむれに案内したそうです。すると、その友人が、とっても素晴らしいと感激され、こんなすばらしい施設はどこにもないよ。もっともっとＰＲすればいいのに。もったいないと感想を述べていたとのことでした。そこでお尋ねいたします。過去5年間の入館状況について、県内、県外の区分も含めてお伺いいたします。

4点目に、ペットを飼っている方が今、とても増えているのではないかと思います。この問題は昨年同僚議員も一般質問をされていました。今回は私も質問をさせていただきます。このペットを飼う、そういう行動は癒しにもなるし、動物愛護の上からもすばらしいことだと思います。問題は飼っている方のマナーが悪いんだと思います。飼い主が責任を持っていれば問題はないのだと思いますが、フンとか嘔吐物とかそういう公害への対応はどうなっているのか、お伺いいたします。

以上で、1回目の質問を終わります。

○市長（豊留悦男） ＡＥＤの設置状況についてご質問をいただきました。ＡＥＤはもうご案内のとおり、突然心臓が正常に拍動できなかった心停止状態の心臓に対し、電気ショックを与えることで正常なリズムに戻すための医療機器であり、平成16年7月からは医師などの医療従事者だけでなく、一般の方にも使用が認められたこともあり、救命救急活動の現場におきましては、大変有効な機器だと認識をしております。本市におけるＡＥＤの設置状況につきましては、指宿南九州消防組合の平成26年1月末の調査によりますと、設置台数は104台であり、主な設置場所は、体育館等スポーツ施設、老人保健施設、学校・教育機関、医療機関、宿泊施設等に設置しているようでございます。

以下いただきました質問等については、部長等に答弁をいたさせます。

○教育長（池田昭夫） ＣＯＣＣＯはしむれの入館状況はどうなっているかというご質問でございしますが、過去5年間の総利用者数を見ますと、平成21年度が3万1,502名、平成22年度が2万3,204名、平成23年度が3万519名、平成24年度が2万3,524名、平成25年度が2月末現在で1万6,721名でございます。平成21年度は篤姫効果もありＣＯＣＣＯはしむれの来館者も前年度に比べ増加しましたが、平成22年度は、口蹄疫の影響もあり減少いたしました。平成23年度は再び3万人を超えましたが、これは、小惑星探査機はやぶさ帰還カプセル展の開催で来館者が増加したことによるものです。来館者の年齢層は約6割が大人、約3割が小・中学生、残り1割が高校・大学生及び未就学児童でございます。遠足・修学旅行等の学校利用状況は、23年度が26校1,412名、24年度が39校2,041名、25年度が2月末現在で38校2,041名と増加傾向にあります。なお、来館者の県内・県外の区別ですが、21年度から25年度までの来館者に対

するアンケート調査では、有効回答が少ないこともあり、参考ではありますが、県内からの来館者が43%、県外からの来館者が57%となっているところでございます。以上です。

○市民生活部長（谷口強美） 火葬場のトイレ等の施設利用の状況についてであります。指宿火葬場の管理業務につきましては、個人に委託しておりますが、その業務委託仕様書の中で従事者を原則、常勤者2名としていることから、受託者が1名を雇用し、男性2名で管理運営がなされています。火葬場での業務は、人間の一生の最後の儀式に立ち会うことから、遺族の方々の心情を察するとともに、火葬業務を執行する者としての心得を深く理解し、謙虚な気持ちで職務を遂行する必要があります。このため、服装、態度、言動には細心の注意を払うのはもちろんのこと、待合室やトイレをはじめとした施設内外の各設備の清掃及び衛生の保持に努め、利用者にとって快適な環境の下で利用できるよう、市としても随時現場に立ち会い、指導を行っているところであります。議員ご指摘のとおり、施設の環境整備・衛生保持につきましては、気配りの利いたサービスの提供が大変重要であると思いますので、より一層、受託者への指導を徹底するとともに、これまで以上に市職員も定期的に現場に出向いて、清掃状況等をチェックするなど適正な維持管理に努めてまいりたいと考えております。

それからもう1件、フン等の公害への対応についてでございます。猫のフン害等に関する苦情があった場合には、現地を確認し、飼い主が特定できるケースについては、飼い主に対して適切な飼育管理を行うよう指導を行っているところでございます。類似した公害として、犬のフン害がありますが、この防止方法については、指宿市空き缶ポイ捨て等防止条例の中で、飼い主の責務や遵守事項等について定めるとともに、飼い主に対するチラシの配布や広報紙等により、啓発や指導を行っております。これに対して猫の場合は、捕獲、登録等の法的規制がないこと、飼い主のいない、いわゆる野良猫も多いことなどから、フン害等の防止については効果的、適切な対処が難しいのが現状であるところであります。以上でございます。

○9番議員（高田チヨ子） それではAEDについてから、再度ご質問させていただきます。私はこのAEDについては、議員になって一番最初に質問をさせていただきました。今までに何回も質問をしてきました。最初質問をした時には、指宿の総合体育館と開聞の体育館と2か所だけ公共施設にはありますという答弁でございました。それから何回か質問をしていくうちに、こんなに増えてきたということが分かり、とっても嬉しく思っているところでございます。市民の皆様や観光客の方々が安心して市内を散策できるようになったのではないかと、そういうふうに思っております。今年の菜の花マラソンでも、ランナーが具合が悪くなり、AEDを利用したということをお聞きしました。自転車でAEDを運び、そこで対応したということでしたが、菜の花マラソンや菜の花マーチのコース上に、民間の方の協力ももらって、AEDの設置ができないか。例えば池田湖とか開聞の辺りとか、そういうところにも設置をしてもらうことはできないのだろうか、そういうふうに思っておりますが、このこ

とについてはどうお考えでしょうか。

○産業振興部長（高野重夫） 菜の花マラソンでは、これまでも競技中の心肺停止などの緊急時に対応するため、救護車両にAEDを設置するなど、早くから安全対策に取り組んでまいりました。また、今年1月の大会では、前回大会で課題となった荒天時の対策を検討し、緊急時にいち早く救護体制が取れるよう、大会会場の救護本部とは別に、コース中心部の山川高校に救護センターを設置いたしました。この中で、救護体制の一元化、救護車両の大型化と拡充、緊急避難所の開設及び暖房器具の拡充、救護経路の設定などの見直しを行ってまいりましたが、AEDの設置につきましても、より安全な体制を目指し、器具の拡充と迅速な対応がなされる体制づくりを行いました。具体的には、AEDの設置台数をこれまでより15台増やし、27台での体制としております。これはマラソンの距離であります42.195kmを単純に27台で割りますと、1.5kmに1台配置できるということになります。また、混雑したコース内で効率的に現場に到着するため、AEDを携帯した競技自転車15台によるコース内AED自転車急送部を新設し、併せて、GPSによりAEDの位置情報をリアルタイムで把握し、現場への的確な指示を行う管理体制を構築いたしました。このような中、今回、AEDを使用した方も、発見通報からの5分以内でのAEDの措置、そして、10分以内でのドクターカー到着と迅速な救護を実施することができました。また、救護者本人からも、実行委員会宛てに、一命を取り留めたことへの感謝の手紙も届いております。また、先日改めて本人が直接マラソン事務局にお見えになってお礼を申し述べられております。安全対策に完全ということはありませんので、今後とも様々な意見をいただきながら、実行委員会と協議をしながら、安心・安全な実施体制を目指してまいりたいと考えております。マーチにつきましても、救護車両にAEDを設置して迅速な対応が取れるように図っております。

○9番議員（高田チヨ子） それでは講習について伺いたいと思いますが、私は今までに3回のAEDの講習を受けました。でも、現実的に言って、その3回の講習で、じゃあその場に立った時に迅速にできるかという心配で、思うようにはできないのではないかと、そういうふうに思っております。AEDがたくさん備えつけられたことはとっても素晴らしいことなんですけれども、そのAEDを現場で使える人が増えることが大事ではないかと思います。そこでお伺いいたします。市役所の職員並びにいろんな施設の方たちが、講習をどれくらい受けているのか、お伺いいたします。

○総務部長（邊見重英） AEDの取扱いの講習会への実施状況についてでございます。まず、AEDは音声案内の指示に従って操作を行い、初めての方でも簡単に使えるよう設計されているところではございます。しかしながら、更に安全で効果的に使用するために、指宿南九州消防組合では救命講習会を実施しており、心肺蘇生法による人工呼吸や心臓マッサージ、それからAEDの取扱方法等の講習を行っております。講習会の受講状況につきましては、消防組合で随時受け付けておりまして、平成25年度につきましては、講習会を57回実施し、

1,753名の方が受講されているようでございます。今後も救命率の向上ということが非常に重要でございます。大きな成果が期待できます救命講習会等につきましては、消防組合、医師会など関係機関と連携を図りながら、実施してまいりたいと考えているところです。

○9番議員（高田チヨ子） はい、よろしくお願いいたします。

それでは健康カード、ヘルプカードの普及促進について伺います。実は先日、友人のところに行きました。そこで言われたことは、私は狭心症を持っている。家にいる時はいいんだけど、外に外出した時に、もし発作が起きたらどうするんだろうと。もちろんいつもニトロは持参しているけれども、具合が悪くなったら、それを自分で飲むことができなくなってしまう。そういう心配がいつもあるんです。だから、何とかこの健康カードなり、ヘルプカードなり、指宿でも作っていただけないでしょうかという相談を受けました。私はこの健康カードについては、以前にも質問をさせていただきました。その後、この健康カードについてはどういうふうになっているのか、伺います。

○健康福祉部長（野口義幸） 議員から以前もご質問いただいております。健康カードにつきましては、救急用や災害用など緊急時において、早急な応急処置ができるための情報確保の手段として大切であると認識しているところであります。どのような方法でこれを整備していくかということにつきましては、現在検討中でございます。なお、現在、本市におきましては、救急時に援護が必要な高齢者や障害者などの方で、万が一に備えたい方のために、かかりつけ医や服薬内容、治療中の病名などを記載した救急医療情報キットや耳や言葉が不自由な方のために電話お願い手帳などの配布を行っております。また、災害時の対応につきましては、避難行動要支援者に対する避難支援等の基礎となる名簿の作成にも取り組むことにいたしているところでございます。

○9番議員（高田チヨ子） 今医療キットとか、目の不自由な方とか、そういう方のためにいろいろ作られているということではありますが、外出した時は持ち歩かないとどうすることもできません。そこで前回も提案をさせていただいたことなんですけれども、こういう持ち歩きできるようなものを作る、それが大事ではないかと思うのです。このことについてはどうでしょうか。

○健康福祉部長（野口義幸） 緊急時の情報確保といたしましては、先ほど申し上げました救急医療情報キットなどのように家に置くものと、議員が今おっしゃっておられる健康カード、ヘルプカードなどの携帯用のものの2種類があります。家に置くものにつきましては、もう整備をされておりますので、携帯用が現在まだ整備をされていない状況にあります。例えば後期高齢者医療被保険者証の交付や説明会の時に配布して、保険証と一緒に携帯していただくなど、今後、先進地の取り組み状況等を参考にしながら、関係部署と協議を進めてまいりたいと思っております。

○9番議員（高田チヨ子） 東京都の方では、平成24年10月末、障害や難病を抱えた方のために

作成のポイントとか、支援者に必要な配慮をまとめた市区町村向けのガイドラインを作成して、普及促進に努めているということが載っていました。このような取り組みについてどう考えるか、お伺いいたします。

○健康福祉部長（野口義幸） 以前も議員の方からもお話がありましたが、東京都が進めているヘルプカードの取り組みにつきましては、外出時の不慮の事故、交通事故に遭ったり、また、病気で倒れたりするような時において、命を守るという上からも大切な取り組みであると認識いたしております。そこで本市といたしましても、県や近隣の市町村と連携を取りながら普及推進を図っていく必要があるかと考えているところでございます。

○9番議員（高田チヨ子） これは始良のものです。始良市が作成している始良安心携帯カードという健康カードです。これを皆首から下げて持ち歩いている。そしてこれを作ったことによって、みんなすごく安心して外出ができるようになった。そういうふう聞いております。また、ヘルプカードの普及状況としては、平成24年の6月の時点で、福島県、和歌山県、埼玉市、静岡市、そして京都市、広島市など、そしてこの鹿児島県の始良市、そういうところで作成されております。何とかこれを早く作っていただきたいんですが、そのことに対してはどうでしょうか。

○健康福祉部長（野口義幸） 現在その件につきましては、推進していくという考えを持っておりますので、時間をいただければと思っております。

○9番議員（高田チヨ子） それでは次にいきたいと思います。指宿駅に障害者用のトイレを造ってほしいということで質問をさせていただいてるところですが、この指宿駅のトイレ、今はとってもきれいな洋式トイレができております。大変ありがたいなあと思っているところでもあります。しかし、残念なことに障害者用トイレはありません。駅は健常者だけが利用するところではありませんので、是非この障害者用トイレを、駅に設置していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○総務部長（邊見重英） 私の方からは障害者用トイレにつきまして、これまで鉄道事業者でありますＪＲの方にも要請をしておりますので、そのことについて少しお話をさせていただきたいと思います。市では指宿枕崎線輸送強化促進期成会というのがございまして、その活動を通じまして、ＪＲ九州の本社並びに鹿児島支社に対しまして、毎年度、様々な要望を行っております。要望の内容につきましては、観光特急列車いぶたまの魅力拡充、ダイヤ編成などの輸送力強化、既存駅の駅員の確保と維持管理、それから鉄道利用環境の整備などがございます。いぶたまにつきましては、ＪＲ九州のご理解と関係団体の熱意もございまして、2月4日に指宿駅と枕崎駅間で臨時便が運行され、記念すべき第一歩をしるすことができたところでございます。また、鉄道利用環境の整備の一環といたしまして、トイレの整備についてお願いをしておりましたけれども、昨年度は指宿駅に洋式のトイレを、早速、造っていただきました。それから議員のご質問いただきました障害者用のトイレについてですけれど

も、この障害者や高齢者、それから子育て世代の方々に優しいバリアフリー型のトイレの整備につきましては、バリアフリー法というのがございまして、それによる設置基準で、1日3千人以上の乗降客のある駅につきましては、鉄道事業者による改修義務があるとされているようでございます。指宿駅につきましては、1日当たり乗降客が約1,700人ということでございますことから、現時点ではJ R九州による整備は難しいと聞いているところでございます。

○9番議員（高田チヨ子） 今、1日3千人以上のところはバリアフリー法で付けられるということをお伺いいたしましたが、指宿駅は1,700人、あと1,300人足りないわけではあります。ですが、駅は本当に皆さんが利用される場所ですので、今後、県とかJ Rとかどんどん要望して、一日も早くこの障害者用トイレを造っていただくようお願いをしたいと思います。もう一度お願いいたします。

○産業振興部長（高野重夫） 先ほど総務部長から答弁がありましたけれども、J R九州に対しまして、指宿駅に障害者トイレを含めて整備を要望する中で、昨年度は議員からもお話がありましたように、ウォッシュレット機能の付いた洋式トイレを男性用1基、女性用3基の計4基設置していただいたところであります。大変ありがたいことだと受け止めているところでございます。しかしながら、駅の利用者の状況等から見て、これ以上J R九州が整備改修するのは、現段階では非常に難しいようでございます。一方、J R指宿駅は、指宿市の玄関口であり、観光客も多く訪れますし、その中で車いすのお客様が気軽に利用できるような多目的なトイレを整備することは喫緊の重要な課題の一つであるというふうに認識しております。したがって、早急な多目的トイレの整備が図られますように、鹿児島県とも協議をしながら、整備できるように検討してまいりたいと思っております。

○議長（新宮領進） 市長、よろしいですか、ご答弁。

○市長（豊留悦男） やはり障害者が駅を利用する、または観光客にとって不便な場所だとすれば、これは早急に設置すべきであろうと思っております。私も陳情に、J R九州等に毎年行かせていただいておりますけれども、その度をお願いをしております。ただ、数的な問題でいろいろと難しいということがあれば、市と県と協議をし、この身障者用のトイレにつきましては、可能な限り早く設置をする方向で、私も努力をしたいと思います。

○9番議員（高田チヨ子） どうぞよろしくお願いいたします。

それでは火葬場についてお伺いいたします。現在、火葬場は二人体制ということでお伺いいたしました。なぜ私がこのようなことを質問するのかと言いますと、実は葬儀に行った時、火葬場に行ったらトイレに入れなかったという方が何人かいらっしゃったんです。我慢をして家まで帰ったって。えー、どうしてと言ったんですけど、いや、入れなかったのよねえって言われたんです。葬儀に行ってトイレをしないで我慢をして家に帰る。こんな残念なことはないんじゃないかなと。そういう思いから、今回、質問をさせていただきました。ト

イレの清掃，また，台所や待合室やロビーや庭やいろんなところが火葬場には，施設は整備されているわけですが，そこを皆が気持ちよく先ほど部長がおっしゃったように，ここに来られた方が気持ちよく行けるような，そういう火葬場でなくてはならない，そういうふうに思っているところです。そこで提案なんですけれども，男性二人だと，どうしても気が付かないところもあるのではないかと，そういう思いがいたします。そこで女性もパートでもいいですので，忙しい時にパートの女性の方を雇う，そういうことは考えられないでしょうか，お伺いいたします。

○市民生活部長（谷口強美） 現在は火葬場の管理委託業務ということで，委託料で支払いをしております。パートを雇うとなりますと，現在の支出額ではちょっと厳しいところがあるかと思います。また，火葬場内あるいは火葬場内の草払い等，清掃作業がありますので，火葬場の中の女性的な心遣いと言うか，その辺の整理整頓もあろうかと思いますが，現在のところでは2名体制でいきたいと考えておまして，その点気を付けて整理整頓，あるいは心遣いをしてほしいということで，指導してまいりたいと考えております。

○9番議員（高田チヨ子） 本当にいろいろと資金面とかいろいろ大変だとは思いますが，是非女性も入れていく，そういう方向で考えていただきたいと思いますので，よろしくお願いします。

それではC O C C Oはしむれについてお伺いいたします。C O C C OはしむれをPRするために，チラシとかパンフレットとか，これは市内外に配布しているのでしょうか。もちろんあるとは思いますが，お聞きしたいと思います。また，どのような取り組みをしているのか。PR活動の状況はどうなっているのか，お伺いいたします。

○教育部長（濱田悟） 答弁が少し長くなるかもしれませんが，お答えさせていただきたいと思います。C O C C Oはしむれでは，4月末から子供を対象としたゴールデンウィークイベント，7，8月は貝殻標本展示会やシルバー美術展，9月は市内児童・生徒の図画作品展や理科作品展，10月から11月までと12月から翌年2月までは，2回の企画展など，ほぼ年間を通じてイベントを開催しております。また，星空観察会や体験学習等も年間10回程度開催し，イベント毎に広報紙やマスコミ取材を通してPRするほか，チラシやポスターを市内ホテル等の宿泊施設をはじめ，学校，幼稚園・保育園，店舗や公共施設，県内の博物館等，約200か所に配布するなどPRに努めております。なお，市内ホテル等の宿泊施設や公共施設，観光関連施設には，常時，パンフレットを置いていただき，PRの協力をいただいているところでございます。また，開館以来，県内17社の旅行代理店と観光券契約を結び，集客に努めております。平成23年度からは観光課・観光協会と連携し，指宿大好き体験協議会のプログラムの中に，勾玉作り，オリビン万華鏡作りを入れてもらい，遠足・修学旅行誘致に向け，旅行代理店や学校に対しPRし，遠足，修学旅行の利用につながっております。平成24年度からは，商工会議所が主催する食べ歩きまち歩きのチケットに勾玉作り，古代編み物体

験を加えていただきました。今年度は、JTBが企画する7月から9月の家族割引企画に勾玉作り等を加えてもらい、137人の県外からの来館者がありました。また、観光協会が観光庁の補助を受け企画した旅行商品、いぶすき海洋浴きら旅のプログラムの中に、オリビン万華鏡作りを加えてもらったほか、観光協会が主催する指宿モニターツアーのガイドとして、学芸員が協力し、はしむれのPRをするなど、関係各所と連携を図っているところでございます。さらに、るるぶ、マップル、JTBが刊行する旅行雑誌等に割引クーポンの掲載をしているほか、観光・旅行雑誌等にCOCOはしむれの紹介記事を掲載していただいております。1月に開催されました菜の花マラソン、菜の花マーチでは、指宿ロータリークラブの協力を得ながら、参加者や応援で訪れた方々にPRのチラシの配布を行いました。

また、指宿まるごと博物館の取り組みの中でも、講演や講座、イベントの開催を通じて、随時、COCOはしむれのPRを行っているところでございます。昨年は、KKBふるさとCM大賞で、川尻海岸のオリビンをテーマにした作品がグランプリを受賞したほか、全国放送のバラエティ番組でも取り上げられております。COCOはしむれで行っているオリビン万華鏡作りも、予約が増えてきている現状でございます。今後も、関係機関と連携を図りながら、指宿まるごと博物館の取り組みを推進する中で、COCOはしむれのPR活動を継続してまいりたいと考えているところでございます。

○9番議員（高田チヨ子） たくさんのイベント、そしてPRをしていることがよく分かりました。実は私の友人もそのロータリークラブの一員で、菜の花マラソンの時にチラシを配ったよってというお話を聞きました。本当にPRをするということが、いかに大事かということを改めて知らされた思いがしたところでございます。ホームページやフェイスブックなどインターネットでのPR状況はどうなっているのか。そしてそのインターネットはどのくらい見てもらっているのか。そして効果はどうなっているのか、お伺いいたします。

○教育部長（濱田悟） COCOはしむれでは、現在、ホームページ、ブログ、フェイスブックの三つの媒体を使って、インターネット上でのPRを行っております。ホームページは開館した平成8年度から開設、ブログは平成20年に開設をいたしました。ブログでは、イベント情報をはじめ、博物館の業務内容や埋蔵文化財に関する情報を分かりやすく紹介しており、開設以来12万5千件を超えるアクセスをいただいております。また、フェイスブックでは、COCOはしむれのイベント情報を、フェイスブック参加者がリアルタイムで閲覧し、その情報を共有してくれるなど、ネット上の口コミとも言うべき宣伝効果を上げております。さらに、今年度は指宿まるごと博物館のホームページをリニューアルし、日本語版に加え、英語、韓国語、中国語の3種類の外国語ページを制作中でございます。指宿まるごと博物館のホームページは、指宿の自然、歴史、文化をはじめ、様々な地域資源を紹介する内容となっており、既存の指宿市観光総合サイトとリンクすることで、海外の皆様にも指宿の魅力を発信できる内容となっております。また、COCOはしむれでは、英語、韓国語、

中国語の3種類の外国語で、展示内容を解説した動画を制作しております。これによって海外からの来館者も、館内にある貸出用のiPadやご自分のスマートフォンで、展示解説を見ることができるようになりましたので、今後、海外からの観光客の集客に向けても取り組んでまいりたいと思っていますところでございます。

○9番議員（高田チヨ子） 一番最初にお聞きした時に、県内が43%、県外が57%というアンケート調査の結果がありましたが、それでは指宿市民がどれくらい来館しているのか。何と言っても、この指宿市民の口コミが集客につながると思うんですが、今後、この指宿市民にどうアピールして来館してもらうか、これが大事なことはないかと思いますので、このことについて伺いたします。

○教育部長（濱田悟） 平成24年度、25年度に開催しました、そげんじゃったなあー指宿の写真展では、延べ3千人を超える市民の皆様に見学をしていただいております。開催期間中は社会福祉協議会が実施する、ふれあいデイの中に、写真展見学を取り入れてもらうなどの協力をいただいたところでございます。また、未就学児童から小学校低学年も楽しめる貝殻細工や珠雛の絵付け体験などを開催し、保護者とともに参加できる企画とするなど、工夫に努めているところでございます。今年度COCOはしむれで、指宿まるごと博物館をテーマにした市民講座を実施し、受講された方々からは、また参加したいと好評を得ているところでございます。学校への出前授業や地域への出前講座も年間20回程度を開催しておりますが、今後も積極的に学校、地域に出向き、情報発信に努めると同時に、地元のニーズを汲み取りながら、より多くの市民の皆様に参加していただけるイベントを企画してまいりたいと考えております。また、指宿まるごと博物館の取り組みにつきましては、篤姫観光ボランティアガイドをはじめ、市内各地域の観光ガイドの研修、情報提供、育成支援を行ってまいっております。そのほかの事業につきましても、観光協会、指宿商工会議所、指宿ムービープロジェクト、指宿青年会議所、COCOはしむれ友の会、NPO法人等、多くの市民の皆様と連携し、いぶすき検定の開催やいぶすきジュニア検定の開催に向けた小中学生用のガイドブックの作成、指宿の自然や瀨崎太平次をテーマにした映画制作と上映会の開催などに取り組んでおります。今後も関係機関との連携を更に深めていくことで、市民の皆様にもより多くの情報を発信でき、COCOはしむれの来館にもつながっていくものと考えているところでございます。

○9番議員（高田チヨ子） よろしく伺いたします。

それでは猫の飼育指導について伺いたします。私は一昨年、奄美に行ってみいました。そこには猫がたくさんいました。でも、どの猫を見ても、みんな首輪がしてありました。野良猫は1匹も見当たりませんでした。不思議に思い、友人に聞いてみると、奄美は猫条例があるんだよって言われました。びっくりしました。猫条例、初めて聞いた言葉でした。私が8年前にこの議員になった時に、一番先に電話がかかってきて、相談を受けたの

が、この猫のことでした。実は市の住宅は、市営住宅は動物は飼っちゃいけないとなっておりますよね。でも、好きな方がいるんです。どうしても猫に餌をやる方がいる。それでその方が餌をやるために、行ってみると20匹ぐらいそこの周りにたむろしていました。何とその猫の大好きな方の家の隣は、猫の大嫌いな方でした。もう本当にですね、猫を見ると寒気がするっていうぐらい嫌いな方と、猫の大好きな方が隣同士に住んでいたんです。それで悩んで電話が来ました。私はそれから1週間猫の番をしました。まだ何も議会がない時でしたので、1週間ずうっと座って猫退治に行きました。猫をつかまえて、その時はもう加世田の方に保健所が移ってましたので、加世田まで猫を連れて行きました。5月の間はそれで良かったんですけど、6月になったら、1匹500円要りますって言われました。猫1匹連れて行くと500円取られる。ええっ、もうそんなことだったらもう連れて行けないよねって言って、もうその猫の大好きな方に、もうこれからは餌はやらないでくださいねえって市役所の方からも何回も言われてます。だけど、見るとかわいそうでやってしまうんですっていう声が返ってきたんですけど、でも、みんなが困ってるので、市営住宅だし、猫は飼わないでくださいっていうお話をして、その猫を捕まえるその作業は終わりにになりました。でも、それから8年経った今、そこのところは猫が大分少なくなって、お隣の方も今安心して生活をしている、そういうお話もありました。奄美の条例の中に、奄美の条例をここにもらってありますが、見ると、この奄美の条例は、アマミノクロウサギ、その他の野生生物への被害を防止するということが目的になっているようでございます。この猫条例の中には、いろいろ飼い主とか、飼い主とは、飼い猫とは、また、そしてその猫がみんな首輪をしたのは、マイクロチップを埋め込んである。そういう状況でした。そして繁殖制限、そういうことも書いてあります。そして飼い主の責務、それから登録及び飼い猫の明示、そして登録手数料、そして鑑札の再交付。放し飼いの制限、餌やりの禁止、遺棄の禁止、飼い猫の譲渡など、るるにわたって書かれてありました。これだけ徹底していると、野良猫はいなくなるなあって思ったんですけども、この指宿でも猫に対して悩んでいらっしゃる方は、その住宅の方ではなくて、ほかにもたくさんいらっしゃると思います。もちろん大好きな方もいらっしゃいます。けれども、大嫌いな方もいらっしゃるんです。だから、そういうところを考えて、指宿でもこの猫条例を、是非作ってほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○健康福祉部長（野口義幸） 今、議員の方からもお話がありました、猫対策の条例を設置できないかとのご質問でございました。平成24年4月現在の環境省の資料によりますと、全国で23の自治体で条例が制定されているようです。鹿児島県内におきましては、先ほどお話がありました奄美大島の方で、特別天然記念物のアマミノクロウサギやその他の野生動物への被害防止のための条例を制定をいたしております。全国では長崎県対馬市が、絶滅の恐れがあるツシマヤマネコの保護を目的に条例制定をいたしております。また、東京都小笠原村では世界自然遺産に登録されている自然環境保護を目的に条例を定めております。なお、都道府

県では動物の愛護及び管理に関する法律により、動物の愛護及び管理に関する施策を推進するための、動物愛護管理計画を定めなければならないとなっており、この法律に基づき、鹿児島県におきましても計画を策定しており、この中で所有者不明の猫の実態調査を行い、適正管理の在り方を検討し、それについてルールづくりを行うとしておりますので、今後とも県と連携して、動物愛護の普及に努めてまいりたいと考えております。お話のありました猫対策の条例の制定につきましては、自然環境保護などの目的が主になっているようでありますので、本市といたしましては、現段階では条例制定については考えていないところではありますが、広報紙等を通じて、犬や猫の適正な飼い方について呼びかけてまいりたいと思っております。

○9番議員（高田チヨ子） 条例を作るのは難しいということではありますが、自然保護だけではなくて、人間も大事だと思うのです。ですから、本当に大好きな方は猫をいっぱいかわいがればいいし、嫌いな方が猫のためにノイローゼになるようなことがないように、犬や猫のフンのことで悩まなくていいように、そういう条例を作っていただきたいなあ、できたらなあと思うのですが、前向きに検討していただくことは無理なんでしょうか、もう一度お願いいたします。

○健康福祉部長（野口義幸） 今も申し上げましたが、ペットの飼養につきましては、飼い主の責務ですので、まずはこの点を呼びかけてまいりたいと思っております。

○9番議員（高田チヨ子） それでは猫はどんどんどんどん増えていきます。8か月になると妊娠をします。もう8か月で親になっちゃうんです。そして猫は、1回に3匹から6匹赤ちゃんを産みます。そして生まれたと思ったらすぐまた妊娠して、お腹が大きくなってますよね。よく観察していると、1年に3回から4回出産をします。その関係で、どんどん猫は増えていってしまいます。そうすると、飼い主の方でも手をこまねいてしまって、思うように飼えない、そういうのが現状ではないか、そういうふうに思っております。私の家も猫を1匹飼っています。8か月で去勢をしました。もう妊娠してました、その時点で。本当に8か月、この大事な時に避妊手術をさせるということが大事だと思います。ですが、この避妊手術、1回すると3万円ほどかかります。皆さん、この避妊手術の代金が高いために、手術を受けさせたいけど、お金が高いからねという声もよく聞きます。そこで何とかこの避妊手術に対する助成はできないものだろうか、そういうふうに思いますが、市としてのご見解はどうでしょうか。

○健康福祉部長（野口義幸） 今、猫に対する避妊手術のお話いただきました。それで市内の獣医の先生方にその辺りにつきまして確認いたしましたところ、不妊手術については平均すると、約1万5千円ほど、それから雄猫の去勢手術については、約1万円ほどかかるというお話でございました。それで県内におきましては、先ほど申し上げましたが、アマミノクロウサギなどの稀少動物が、犬や猫に捕食される実態があるというようなことから、その保護対策

といたしまして、犬や猫の不妊、去勢手術に対して、徳之島町では猫について、1匹当たり3千円を補助しているようでございます。現在のところ、本市においては飼い主の責務として実施するようお願いをいたしているところでございます。

○9番議員（高田チヨ子） 最後に、私たちは指宿市民のため、そして市政発展のためという思いで皆さんここに座っていると思っております。皆が異体同心の気持ちで、このすばらしい指宿市発展のために頑張っていかななくてはならない、そういうふうに思っておりますので、どうかよろしくお願いいたします。以上で終わります。

○議長（新宮領進） 暫時休憩いたします。

休憩	午後	0時10分
再開	午後	1時07分

○議長（新宮領進） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は吉村重則議員。

○5番議員（吉村重則） こんにちは。私は日本共産党の議員の一人として、市民の命と暮らし、平和を守る立場から一般質問を行います。

T P P問題について質問いたします。昨日も同僚議員が行いましたが、T P P交渉が2月の閣僚会議で大筋合意に至らず、次回も予定も決められませんでした。その理由は、アメリカが米国企業に対する一切の不利益と差別を排除することを至上命令として、各国の制度の廃止や改変を迫っているからです。こういう例えば国有企業の存在を事実上認めない。特許を強化して安価な医療費や医薬品を製造させない。禁煙を抑制しようとする広告には、賠償をさせる等々といった要求を一方的に押し付けており、各国の根強い反発は、国民の命や健康や暮らしに関わる重大問題に根差しているからです。農林水産分野の重要5品目も守れない状態にあります。国会決議はそれが確保できないと判断した場合には、脱退も辞さないものとするとしております。農家や消費者の不安をごまかせず、一日も早くT P P交渉を中止すべきです。そこでお聞きいたしますが、T P P交渉が締結されれば、どのぐらいの影響があるのか。また、市長はどう捉えているのか、質問いたします。

次に、子育て支援について質問いたします。若者の労働環境は非常に厳しく、非正規雇用は二人に一人までに広がり、深刻な事態です。その上、来月から消費税も上がり、収入は目減りをし、子育てにはますます厳しくなります。私は市民アンケートをいたしました。アンケートに寄せられた声では、子供の熱が高いが、病院に行けないとか、お金がかかるから子供の熱があっても、病院を控える時もある等々、深刻な声も寄せられております。乳幼児医療費無料化は、昨年6月から小学校3年まで完全無料化にしておりますが、中学卒業まで完全無料化にする考えはないのか。2番目に、子供のインフルエンザ予防接種は、2回受けなければなりません。今は1回分しか補助をしていませんが、2回目にも補助する考えはないか。3番目に、学校給食の食材に補助する考えはないか。4番目に、保育事業において、待機児童

の解消の考えはないか。

これで1回目の質問といたします。

○市長（豊留悦男） T P P 交渉参加の本市への影響についてのご質問でございますけれども、我が国がT P Pに参加した場合、国が公表している試算では、国全体で農林水産物の生産に与える影響額が3兆円程度、また、県におきましては、昨年3月の試算で、県全体で約1,372億円とされているところであります。これらの国や県の試算を鑑みます時、本市における農林水産物全体への影響としまして、約3割程度の生産額の落ち込みが想定されており、農林水産物を基幹産業とする本市の経済、財政に与える影響は大きなものがあると思っております。特に、肉用牛や豚肉の生産に与える影響が最も大きく、仮にT P P参加により関税が撤廃されますと、生産額において、約5割の減少となる可能性も危惧されているところでございます。また、中には澱粉用さつまいものように、ほぼ全量が輸入に置き換わってしまう恐れがあるものも出てくるのではないかと考えているところでもあります。

次に、T P P問題について市長はどう捉えているかのご質問でございます。T P P問題についての捉え方についてでございますが、本市の基幹産業であります農業や関連産業を守っていくことが、市民の安心・安全な食を守り、地域経済の浮揚につながるものと思っております。このことから、昨年度の九州市長会において、T P P交渉参加に伴う国益の堅持に関する決議をいたし、T P P交渉の過程において、農林漁業等の分野について、政府が国益を十分踏まえ守り抜いていくことや、交渉過程における情報や対応策の提供等についても要請したところでございます。伊藤知事も施政方針の中で述べておられますが、関係国との協議内容について、国民に十分な情報提供と明確な説明を行うこと、また、米やさとうきび、澱粉用さつまいも、牛肉、豚肉などの農畜産物については、従来どおり関税撤廃の除外品目として取扱い、政府調達や医療制度を含む金融サービス等についても、わが国の主張を十分に反映させることを要請されております。安倍総理は、2月の衆議院予算委員会においても、T P P交渉については重要5品目については、衆参の農水委員会の決議をしっかりと受け止めて、国益を守るための交渉を続けると発言されておりますが、今後の交渉においても、農業や関連産業を守る方向性を堅持していただきたいと考えております。

以下、いただきました質問等につきましては、部課長等に答弁をいたさせます。

○健康福祉部長（野口義幸） 子育て支援につきまして4点ほどご質問いただきました。まず、乳幼児医療費無料の拡充についてでございます。乳幼児医療費助成制度につきましては、次世代を担う子供たちを、安心して産み育てていくための環境を整備する中で、乳幼児等の子育て世代に対する経済的な支援をすることにより、乳幼児等の疾病の早期発見・治療を促進し、健康保持と健やかな育成を図る上で、欠かせない施策の一つであると認識しているところでございます。このことから、昨年6月診療分から市町村民税課税世帯に対する負担額を廃止し、小学校3年生までを完全無料化したところでございます。したがって、本

市におきましては、制度の拡充後、まだ1年を経過していないため、年間を通して乳幼児医療費助成制度の実績額が、どの程度に落ち着くのかを見定めることも必要かと思っております。また、県内他市の状況も把握してまいりたいと考えておりますので、当面は現在の制度での運用にご理解を賜りたいと思います。

次に、子供のインフルエンザ予防接種の補助の拡充についてでございました。子供に対するインフルエンザの予防接種については、予防接種法の改正により、平成6年より任意接種となっております。また、65歳以上の高齢者に対しましては、平成13年より同法に基づく定期接種と規定されており、全国の市町村で助成を行っております。なお、平成22年度は前年発生いたしました新型インフルエンザに対するワクチン接種に、臨時的な措置として、中学生以下及び65歳以上の高齢者に対し、一部助成を行いました。平成23年度からは、全市民を対象に一律の助成を行い、現在に至っているところでございます。県内の一部市町村においては、13歳未満、もしくは未就学児に対して2回の助成を実施しているところもありますが、全住民を助成対象とはなっていないようでございます。また、接種料金につきまして、南九州市の医療機関におきましては、3千円から3,600円程度、南さつま市の医療機関におきましては、2,500円から3,500円程度、枕崎市では2,500円から3,500円程度となっておりますが、本市医師会におきましては、2,500円で接種料金を設定いただいているところでございます。このようなことから、現在のところ2回の接種に対する助成は考えていないところでございます。

次に、保育事業において待機児童の解消の考えはないのかというお話でございました。保育事業において、本市の保育所の設置状況につきましてでございますが、公立保育所1か所、私立保育所が13か所の認可保育所と、幼稚園を母体とする認定子ども園が1か所あり、合計で15か所の認可保育所などがございます。また、事業者等が運営する無認可の保育所が7か所ございます。保育所への入所要件といたしましては、児童が保護者の就労等で保育に欠けていることとなっておりますが、平成26年4月現在の認可保育所の入所希望状況は、待機児童解消策によりまして、定員を超えて118%までは入所可能としていることから、定員965人に対し1,126人までは入所できるようになっております。この入所可能枠1,126人に対し、現在入所希望者は1,118名ですので、数値上は全員が入所できるところであり、いわゆる待機児童はおりません。しかし、実際は保護者の居住地や勤務先の都合により、特定の保育所を希望されているため、希望の保育所に空きができた場合のみ入りたいという、入所の空き待ち児童が51名おられますので、これらにつきましての解消を図っていくことも必要かと思っているところでございます。

○教育部長（濱田悟） 学校給食の食材に補助をする考えはないかとお尋ねでございます。学校給食法では、学校給食の実施に必要な施設や設備に要する費用、調理員等の人件費、消耗品等の購入に係る経費、光熱水費などは市の負担としております。それ以外の学校給食に要

する経費は保護者の負担とされているところでございます。この規定により、食材費分を給食費として保護者に負担していただいておりますが、経済的理由により児童・生徒を就学させることが困難な保護者に対しては、就学援助制度により給食費の援助がなされているところでございます。

○5 番議員（吉村重則） まず、T P Pの問題についてお尋ねします。農業関係だけでなくして、医療とか保険、共済とか、多くの分野に及んできると。それで九州の市長会の中でも、政府に対して決議とか陳情なんかもされているという答弁でした。今年の国の予算の中では、この対策として農業予算に6次産業化とか、日本型支援型として、いろんな制度、予算が組まれているようなんですけど、指宿市においても、この青年就農資金をもらっている方が、去年で30何名だと思います。また、今年度も数名あると思うんですが、どのぐらいの方が予定されておりますか。

○農政課長（宮崎英世） 青年就農給付金のことについてのお尋ねでございます。青年就農給付金をご承知のとおり、平成24年度から新規就農をされる方に、年間150万円支給するというところで取り組まれている事業でございます。指宿市におきましても、平成24年度に22名の方、25年度に15名の方、そして26年度、これは当初予算で計上させていただいておりますが、合計47名の方、これは1年目、2年目、3年目の方々を合わせてでございますが、合計47名の方を想定をして、予算を組ませていただいているところでございます。

○5 番議員（吉村重則） 青年就農資金、もう本当に初めて新規就農、農業を始めるということ、この3年間で47名の方が青年就農資金を申請しているということなんです。5年間の間に、sonだけで農業の技術を修得できるかどうかというのは、もう本人の意思一つだと思うんですが、例えば指宿市において、降灰対策でオクラのハウスなんかをやったとした場合に、指宿市に若い農業青年を増やすために、そういう償却資産に対して、例えば3年ぐらい補助を出すとか、そういう支援、T P Pの関係がどうなるか分からないんだけど、少子高齢化という面においても、若者が増えてくるという面からすれば、指宿においても、指宿そのものが活性化されるわけです。そういう意味でも、そういう新規就農で、ハウスなんか申請した場合に、3年ぐらい助成するとか、そういう考えはないかどうか。

○農政課長（宮崎英世） 降灰対策事業で施設を導入されていらっしゃる方々、これは組合を作らせていただいておりますが、指宿市全体におきましては、合併の前から平成2年から百数十組合導入をして、施設園芸に取り組んでいらっしゃるところでございます。この中で、質問の中でも、償却資産税の件に関しましては、今の段階でできないということでお答えをしております。これは今後も今の段階で変わることはございません。

○5 番議員（吉村重則） 指宿が気象条件に恵まれてるということで、若い人たちが指宿に来て農業を始めるとあるわけですよ。ですから、今後やっぱりそういう面言えば、やっぱりそういう支援も必要じゃないのかということを一応提案しておきます。あとこのT P P

の問題で、本当、市においてもかなりの影響は出ると、市長は答弁されたわけですけど、J A いぶすきも断固反対ということで看板も掲げてあります。医師会の方でも、皆保険制度が解体されるようであれば、T P P には反対ということが表明されてるわけですよ。どの産業についても、本当にこの問題については深刻な状況になるという面からすれば、市長が音頭を取って、そういうT P P の問題についてまだ分からない方もおられると思います。そういう面では、市の方で音頭を取って、そういう講演会とか、学習会、また、いろんな集会なんかも開いていく考えはないかどうか。

○総務部長（邊見重英） 先ほど議員の方からも、九州市長会の決議等についても触れていただきましたけれども、本市におきましても、農林漁業をはじめ、国民皆保険制度や投資に関する分野の紛争解決の手段に関するI S D 条項など、懸案となっている分野について、国益を十分踏まえた上でそれを守り抜いていただきたいと考えております。したがって、国会における議論や交渉の状況など、国の動向を十分注視してまいりたいと考えているところで、市の方で反対の集会なり、勉強会を開催できないのかというご意見でございましたけれども、先ほども申しましたように、市としましては、九州市長会の決議を通じて国の方にも要請をいたしております。また、現在は国が交渉中でもございます。更に情報等につきましても、新聞報道等以外の詳細な情報というのは、なかなか伝わってこない状況もございます。そのようなことから、先ほど申し上げましたように、今後とも国会における議論や交渉の状況と、それから国の動向というのを十分注視していく必要があると考えているところでございます。

○5番議員（吉村重則） 交渉の情報、これは締結して何年でしたっけ。5年ぐらいは公開しないというのがT P P の交渉の内容になっているわけですよ。市長も答弁したんですけど、指宿市においてもかなりの影響は出ると。本当に締結されれば、地方の方は崩壊してしまうというような状況になるわけですよ。今でさえも少子高齢化の中で、もう子供はどんどん減っていく中で、経済が壊されてしまえば、本当地方の方は大変な状況になります。そういう意味では、市民の方々も本当にT P P の中身について、まだ知らないことは多いと思うんです。ですから、そういう講演会なんかを開いたりして、本当にT P P そのものがどういうものなのか知らせるためにも、取り組むべきだと思うんですが、市長、どうですか。

○市長（豊留悦男） 先ほど申し上げましたように、私ども市長会の要望事項といたしまして、交渉の過程において得られた情報や対応策は、国民に分かりやすく提供してほしいという、それをお願いの一項に加えてございます。こういうことを含めて、今後この交渉に伴う様々な情報に基づく市民への情報、又はこの交渉の経過については、広く周知するように努めてまいりたいと思っております。

○5番議員（吉村重則） 交渉の内容そのものが、ほとんど公開されないわけですから、なお交渉が締結されたら、それからではもう遅いんですよ。例えば市の方で出す公共事業の見積

り、これについても、外国も入ってこられるようになるわけですよ。そうした場合に、今度はその資料なんかを作るにしても、職員はそれは大変ですよ。これまで国内だけで地元がほとんどだと思うんですけど、そういうことがなされたことが締結されたら、外国企業もどんどん入ってこれるということになれば、大変な状況なんですよ。ですから、そういう面から考えれば、やっぱり本当にＴＰＰとはどういうものなのか。例えば韓国とアメリカはＦＴＡを結んでいます。この中でＦＴＡの条項が、条約の取り決めが、韓国の法では条約の方が優先されると。アメリカの場合はアメリカ法、国内法が優先されて、韓国の方は大変な状況になっているという状況もあるんですよ。ですから、やっぱりＴＰＰの中身について、本当に知らしていかなければ、これが締結されたら大変なことになる。そういう面でもう1回市長、そういう講演会とか、そういうのを取り組む意思はないのかどうか。

○市長（豊留悦男） やはり私どもは、奇しくも今テレビ中継をされておりますけれども、参議院予算委員会の中で、このＴＰＰの問題がたった今放送されておりました。私も昼そのテレビを見ながら、やはりこのＴＰＰ問題については、国会における議論や交渉の状況など、国の動向を十分注視する必要があるかと思っております。それを基に、県議会や県選出の国会議員、関係団体の方々と深く連携をしながら、県として、または市長会として必要な働きかけは必要だろうと思っているところでございます。

○5番議員（吉村重則） 市長会とか、もうそれは大事なことです。それと同時に、やっぱり市民の方々が本当にＴＰＰの中身を知ることによって、どんな害悪を受けるのか、やっぱりその辺では非常に大事なことだと思います。そういう面では、是非そういう講演会とか、そういうのを要望としてお願いしておきます。

次に、子育て支援についてなんですけど、今中学卒業まで無料化しているのは、県内でどのぐらいあるか、分かっていたらお願いします。

○地域福祉課長（今柳田浩一） まだ26年度がスタートしていないんですが、26年度中に中学校まで拡充をしたいというのは、調査の中で11市あるところでございます。

○5番議員（吉村重則） 鹿児島県内の中でも、11市が中学卒業まで無料にしているんですよ。大隅町の場合は、高校卒業まで無料化に取り組んでおります。なんでこういう状況なのかと。やっぱり若者が子育てをしやすいという地域を、自治体を作ることが、若者は増えてくるし、地域の活性化につながるわけですね。本当に小学校3年生までというのは、もう時代遅れと。もう県内の中でも支援の在り方が、もう本当に遅れてる状態だと。市長、本当にほかの自治体では中学3年生までが17市ですか、の中の11市が取り組んでるわけですけど、市長はどう捉えますか。

○市長（豊留悦男） 確かにこの乳幼児医療費の助成事業につきましては、市長選挙並びにその他の公約としてこれは掲げて、この事業というのは取り組んでいる市がほとんどでございします。やはり子供を産み育てる環境づくりというのは、極めて大切であるということは、私も

深く認識をしているところでございます。先ほど担当課が述べましたように、小学3年生までの医療費の拡充を昨年度図ってまいりました。その経緯を見守りながら、今後どうしていくかということについては検討を加えるべきであろうと、そう考えております。

○5番議員（吉村重則） 次世代育成支援地域行動計画の中で、市長がこの中でも景気低迷や雇用不安の影響で子育てにかかる費用は、子供を持つ保護者への経済的な負担をますます大きくしている状況がうかがえますという、本当に今若いお父さん、お母さん方の年収が減って、少ないわけですよ。こういう中で、4月から消費税が増税されてくれば、目減りをするわけですよ。こういう中で、1回目の質問でも話をしたように、アンケートに返ってきた中で、病院に連れて行きたいんだけど、病院に連れて行けないと、お金がないために。そういうアンケートが結構返ってきているんですよ。だから本当に今の状況からすれば、早期発見のためにインフルエンザについても支援をしているんだというさっき答弁があったんですよ。こういう実態。この間若いお父さん、お母さんとも、この一般質問をするということまで懇談をいたしました。そういう中で、鹿児島県内でも高校卒業までも、また、ほとんどが中学校卒業までの医療費が無料になってるんですよと教えたら、なんでこんなに格差があるんですかと言われるんですよ。市長、本当に早期発見とか、お金の経済的な問題で病院に行けないというような状況を本当に作っていいのかどうか、市長はどのように考えますか。

○健康福祉部長（野口義幸） 病気の早期発見、早期治療ということは非常に大切なことだろうと思っております。そのために本年度6月から小学校3年生までを完全無料化いたしましたところでございます。それから、先ほどの中学校卒業までのお話がありましたが、追加して申し上げておきますと、平成26年度中に拡充予定のものも含めまして、先ほど議員の方からもお話がありましたが、高校卒業までというのは大隅町ではなくて、合併いたしましたので曾於市になっております。曾於市とその隣にあります志布志市が高校卒業まで、それから、中学校卒業までが11市ということでございます。

○5番議員（吉村重則） ありがとうございます。高校卒業までということで曾於市、志布志市は今年度からされるわけですけど、本当に市長、今の実態、部長は答えたので、今度は市長をお願いします。

○市長（豊留悦男） やはりこの乳幼児医療費の助成事業とともに、就学援助費等によっても医療助成、いわゆる医療券の給付があったり、必要な治療の場合には医療券を出したりしている実態もでございます。本市においては、また、産科医の確保等を通して、子育てをしやすい環境づくりにも努めているところでございます。何回も繰り返すようではすけれども、昨年度小学校3年までの医療費を完全無料化いたしましたので、その医療制度の実績がどの程度になるのか。つまり、どれくらいの額になるのかということ、見定める必要もあるかと思っております。そういう意味から、当面は現在の制度で運用をしてまいりたいと答えているところでございます。

○5番議員（吉村重則） 昨年の6月に小学校3年までが無料にしたんだと。それが年間でどのぐらいかかるかということがはっきりしさえすれば、例えば今年の6月で1年になるわけですよ。その金額さえはっきりしさえすれば、来年からでもやるという捉え方でよろしいんですか。

○健康福祉部長（野口義幸） 先ほども市長の方からもございましたけれども、子育ての環境整備という点につきますと、乳幼児医療だけではなくて、産み育てるための産科に対する充実などもございます。それから、今お話がありました、額が幾らか分かればいいのかということにつきましては、額が幾らということになりますと、ここまではできるね。ここまではできないねとかいうような検討もなされるということになるわけです。

○5番議員（吉村重則） 次に進んでいきます。このインフルエンザの予防接種について、2回まで受けるのは、何歳ぐらいまでが対象になっているんですか。

○健康増進課長（新留幸一） 2回までのご質問でございますが、13歳までが対象になってるところでございます。

○5番議員（吉村重則） 13歳までを2回受けさせた場合に、今2回目まで補助金を出すとすれば、どのぐらいの予算がかかりますか。

○健康増進課長（新留幸一） 予算につきましては、平成25年度で試算いたしますと、小学校6年生までの対象者が、4,629名おります。それに対しまして1千円助成いたしますと、462万9千円が必要となっております。また、未就学児につきましては、2,479人おりますので、合計で1千円負担をいたしますと、247万9千円が必要となるところでございます。

○5番議員（吉村重則） 指宿市の場合は、市民全員に一応1回目の補助を出すということで、他の自治体からすれば、この面は優れているということなんですが、さっきからずっと言ってますように、若者の給料そのものが非正規も多かったり、給料が安いということで、共働きをしなければならぬわけですね。子供が3人、4人いる場合は、同時に例えば4人が一緒にインフルエンザにかかってもらえれば、例えば1週間以内で済むわけですよ。しかし、次から次かかった場合には、共働きをしなければならない。それでなければ、今度は経済的に大変な状態になるということで、3人いても4人いても、2回受けなければならないんですよ。ですから、経済的に言っても相当な負担になるわけですね。本当に子育て支援という面から考えれば、市長、どうですか。700万ぐらいあれば、2回目までできるんですが。どうですか、市長。

○健康福祉部長（野口義幸） 先ほども答弁させていただきましたけれども、現在全市民を対象に、指宿市の場合は助成を行っております。他市の場合には、13歳までの方々に限って2回目の助成をします。その取り組みの方法が少し違っている。それから、本市におきましては、医師会によりまして接種料金を安く設定をいただいていると。このようなこともありまして、現在のところ1回のみ助成を行っているという状況でございます、今のところ2回

目の接種に対しての助成は考えていないということでございます。

○5番議員（吉村重則） 今朝の質問の中で同僚議員が、子供が減ってきていると。子供を本当に増やしていくためには、そういう経済的な支援が必要だと思うんですよね。やっぱり子供が多ければ、集落内でも本当数人しかいないというような状況ですよ。これがやっぱり子供が多ければ、その地域も活性化するわけですよね。ですから、本当に子供を育てやすいそういう環境を作るためには、やっぱりそういう経済的な支援が必要なんですけど、市長、どうですか。

○総務部長（邊見重英） 少し本市の財政状況について、見通し等についてご説明をさせていただきます。本市の財政状況は、行財政改革大綱や集中改革プラン、それから平成25年4月に策定いたしました行財政改革行動計画に基づきまして、歳入に見合った歳出構造への転換に努めると。それと効率的かつ効果的な行政運営を目指して、これまでも行財政改革に取り組んできておりますし、今後も同じようにですね、取り組んでいきたいと考えております。議員がおっしゃられますように、私どもも子育てであるとか、定住促進であるとか、いろんな分野でできれば市民の方々に手厚くですね、財政的な支援をすることができれば、それに越したことはないのでございますけれども、この財政状況を考えますと、今後も少子高齢化、それから社会保障関係費や老朽化した公共施設等の耐震化であるとか、維持補修等が増大する一方で、国の制度でございます合併算定替え終了に伴い、普通交付税も段階的に減額されていくというようなことでございます。したがって、財源不足が生じる、今後ですね、財政運営はやはり厳しい状況が続くというふうに判断しております。したがって、どのような分野にこの市の限られた財源を使っていくかということは、私ども執行部といたしましても、総合的に検討調整した上で、また、議員の皆様方に提案させていただいた上で、今後その財源をですね、有効に使っていかなければならないと考えておりますことから、ただいま市長以下この問題について答弁させていただいておりますように、現段階では、現状のままでいきたいということになっているところでございます。

○5番議員（吉村重則） 財政的に厳しいという答弁がされたわけですけど、そしたら中学卒業まで、高校卒業までしている自治体が本当に財政的に恵まれてるのかどうか。この辺では一緒だと思うんですよ。どこの自治体にしても、国の方は交付税を減らしてきてるわけですから。そういう面では本当に子育てをしやすい、若者が定住できる指宿市を作れば、活性化していくわけですよ。ですから、どこの自治体にしても財政は苦しい中で、若者を支援して定住させることが、その自治体の活性化につながるということで、全国的にもどんどん中学卒業、高校卒業までの医療費無料化に取り組んできているわけです。そういう面では、是非前向きな方向で検討をしていただきますよう、よろしくお願いいたします。

あと学校給食への食材への補助については、いろいろ調べてみますと、地産・地消という観点から、牛肉を学校給食に使った場合に、その差額分は食材として補助を出していると思

いますが、これは本当に補助を出しているかどうか。

○農政課長（宮崎英世） 学校給食に対するこの食材の補助についてでございます。これは現在この食育、地産・地消推進の観点から、学校給食において地元産の農産物を活用した取組を推進しているというところでございます。その一環といたしまして、本年度は、昨年10月の29日と11月の29日に指宿産の黒豚肉や黒毛和牛肉を、市内の小中学校の児童・生徒に味わっていただいたところでございます。この取り組みは、食育や地産・地消の観点から、地元産以外の食材に換えて地元産の食材を提供させていただいて、その差額分を負担をしているところでございます。負担額といたしましては、20万8千円負担をさせていただいております。

○5番議員（吉村重則） 今農業政策の中で6次産業化ということが今年から取り組んでいくんだと。これまでも取り組んでいるわけですけど、地元の野菜、今牛肉、豚肉だと思うんですけど、地元の野菜を学校給食に取り組んでいく、食育の観点からしても必要だと思うんですけど、そういう面での今後検討などは、なされてないのとかどうか。

○学校給食センター所長（下吉龍一） 平成24年度の地元産の野菜の使用率をご紹介します。野菜の使用率は、指宿給食センターが22%、山川学校給食センターが19%でございます。ただ、これは重量に対する使用率でありますので、地元産を使用しているにも関わらず、使用率が低くなる場合がございます。例えば、給食にはジャガイモ、にんじん、タマネギなどをよく使用いたします。これらの食材は、通年を通して使いますので、地元産が採れない時期は北海道産とか、地元産以外の食材を使う機会が多くなることから、地元産以外の総重量が大きくなるため、どうしても地元産の使用率が低いという結果が出てしまうところでございます。もちろん、地元産が出回る時期は地元産を購入するように努めているところでございます。また、品目別で地元産の使用率を見ますと、指宿給食センターが47%、山川給食センターが62%でございます。そらまめ、オクラ、実えんどう、スナップエンドウ等は、100%地元産を使用しております。このほか、かぼちゃについても指宿産が採れる時期は、優先して使用するようにしておりますし、かぼちゃやにんじん、そらまめなどはペーストに加工して、野菜ペーストというのをシチューや食パンとしても提供しているところでございます。

○5番議員（吉村重則） 今、農政としての政策としても、6次産業化、地元地産・地消という方向で掲げてるわけですので、こういう面からも、やっぱり地元産を政策とこう一致させていく面でも必要だと思います。そういう面でも、補助的なもの、そういう地元産を使った場合への農業振興の立場から見ても、補助が少しでもできればまたいいと思うんですけど、その辺ではどのように考えているのか。

○農政課長（宮崎英世） この給食費の食材に対する負担ということで、先ほどもご説明申し上げました。農政サイドにおきましては、先ほどもお話いたしましたように、この指宿市の地

元産の食材、これを地元で消費していただくという観点からも、あと食育の観点からも、この給食費への負担をさせていただいているところでございます。今後におきましても、この地元産の安全なおいしい食材を子供たちに食べていただくような取組をですね、この食育、地産・地消推進の観点から進めていきたいと考えております。

○5番議員（吉村重則） 次に進みます。保育事業について、待機児童は希望する仕事の都合とか、いろんな条件の中で51名が空き待ちと。空いたら保育園に入れたいというような状況ですけど、この辺、その希望するところでの対応の仕方、例えば指宿市全体で考えれば、件数に対してまだ空き家がありますよということなんですけど、やっぱり中心部がかなり多いという面では、51名が外れているわけですね。希望する保育園に入れられないと。空きがあったら入れられるということだと思えるんですけど、これは例えば保育園の中で、これでも18%、118%まで定員を増やしていると思うんですけど、これ以上の定員を上げるとか、そういう対応の仕方はできないもんなんですか。

○健康福祉部長（野口義幸） 先ほどの答弁の中で今言われたように、入所枠が1,126ありまして、入所希望が1,118人ですので、待機児童はいませんよと。ただ、勤務場所、それから住んでいる場所などによりまして、近くの保育園がいいとか、勤務の途中にあるところがいいとかというようなことで、空き待ちということが発生をいたしているわけです。

そのようなことから、この空き待ち児童の解消に向けても、市内の保育所と連携を図りながら、今協議をしているところでもございます。これまでも平成23年度に、毎年空き待ち児童がおられる乗船寺保育園、ひばり保育園、魚見保育園、慈光保育園の4園に対して10名ずつ、合計40名の定員増に取り組んでいただきました。また、平成25年度からは、保育所の定員の弾力化を図り、入所可能枠を115%から118%に拡大をいたしました。更に平成26年4月、今年の4月からでございますが、保育所の改修工事等に伴いまして、光明禅寺保育園と槌橋保育園において10名ずつ、合計20名の定員増をお願いしたところでございます。このように、定員増につきましては、年次的に増やしているわけですが、共働き家庭や母子・父子家庭などの増加もありますので、今後も引き続き保育所に定員増をお願いしながら、適正な入所措置を講じてまいりたいということで、今進めているところでございます。

○5番議員（吉村重則） あと申込みをして、審査委員会ですか、保育園に預けたいんだけど、ケース以上あった場合に、審査委員会があって、そこで審査する中で、例えばお兄ちゃんの方が保育園に入ってて、あとの子が両方とも申し込んだとなった場合に、後の方が外されてしまって、結局お兄ちゃんの方もその保育園からもう外れて、ほかの保育園に預けると。それは行政としてはそれでいいのかもしれないんだけど、子供の条件からすれば、だれだれちゃんが来てないよと。友達になったのを環境を完全に割いてしまうわけですね。その辺はどのように考えているんですか。

○地域福祉課長（今柳田浩一） 子供が安心して保育所で生活できるように、また、親もそれを

安心できるようにしていきたいというふうに思っているところです。その中で、毎月1回定期的に判定会を行います。その判定会の中身につきましては、各点数を付けていきながら、先ほど言いましたように、お兄ちゃん、お姉ちゃんがとある保育園にいまして、今度またその弟、妹が入るという場合は別々になるべくならないように工夫する。あるいは、ひとり親家庭のところで、至急どうしても入所が必要だという場合も、そういうところも工夫しまして、なるべくいい状態になるような方向で進めているところでございます。以上です。

○5番議員（吉村重則） はみ出しにしても、定数が一人とか、二人ぐらいの保育園については、何らかの対処をして、本当にそういう今友達になっただけなのに、それを子供の環境、そういう環境を割いていくような判定じゃなくして、やっぱり本当に友達になってるわけだから、その環境を大事にしてもらいたいということで、一般質問を終わります。

○議長（新宮領進） これにて、一般質問を終結いたします。

△ 議案第41号及び議案第42号一括上程

○議長（新宮領進） 次は日程第3、議案第41号、平成25年度指宿市一般会計補正予算（第9号）について、及び日程第4、議案第42号、平成26年度指宿市一般会計補正予算（第1号）について、の2議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

△ 提案理由説明

○市長（豊留悦男） 今回追加して提出いたしました案件は、補正予算に関する案件2件であります。

それでは、ご説明を申し上げます。議案第41号、平成25年度指宿市一般会計補正予算（第9号）について、であります。

本案は、歳入・歳出にそれぞれ99万3千円を追加し、予算の総額を204億4,413万8千円にしようとするものであります。

次に、議案第42号、平成26年度指宿市一般会計補正予算（第1号）について、であります。

本案は、歳入・歳出にそれぞれ2億7,651万9千円を追加し、予算の総額を211億9,351万9千円にしようとするものであります。

なお、2議案の詳細につきましては、総務部長に説明をさせますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○総務部長（邊見重英） それでは、命によりまして、総務部所管の議案について、ご説明申し上げます。

追加提出議案の1ページをお開きください。議案第41号、平成25年度指宿市一般会計補正

予算（第9号）について、であります。補正予算書の1ページをお開きください。補正の内容は、第1条で歳入・歳出予算の総額に歳入・歳出それぞれ99万3千円を追加し、予算の総額を204億4,413万8千円にしようとするものであります。

それでは、説明の都合上、歳出の方からご説明いたしますので、10ページをお開きください。款2総務費、項4選挙費、目6衆議院議員補欠選挙費、節3職員手当等から節12役務費までの合計99万3千円の補正につきましては、平成26年4月27日に執行されます衆議院鹿児島県第2区選出議員補欠選挙に伴う経費として、選挙及び啓発等の事務用品や投票所入場券の印刷製本費等の平成26年3月31日までに必要な選挙準備経費を計上するものでございます。

次に、歳入についてご説明いたしますので、9ページをお開きください。款15県支出金99万3千円の補正につきましては、節区分及び説明欄にお示しのとおり、選挙費委託金であります。

次に、追加提出議案の2ページをお開きください。議案第42号、平成26年度指宿市一般会計補正予算（第1号）について、であります。補正予算書の1ページをお開きください。補正の内容は、第1条で歳入・歳出予算の総額に歳入・歳出それぞれ2億7,651万9千円を追加し、歳入・歳出予算の総額を211億9,351万9千円にしようとするものであります。今回の補正の主な内容は、平成26年4月27日に執行されます衆議院鹿児島県第2区選出議員補欠選挙に伴う選挙費と、臨時福祉給付金事業及び子育て世帯臨時特例給付金事業に係る国の平成25年度一般会計補正予算（第1号）が、平成26年2月6日に成立し、平成26年2月12日付で給付手続きに係る事務費補助金交付要綱の通知が、国から県を通じてあり、事務費積算の詳細が明確となったことから、臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金の事務費と、事業費の予算を追加計上するものであります。

それでは、説明の都合上、歳出の方から説明させていただきます。10ページをお開きください。款2総務費、項4選挙費、目4衆議院議員補欠選挙費、節1報酬から節14使用料及び賃借料までの合計1,531万円の補正につきましては、平成26年4月27日に執行されます衆議院鹿児島県第2区選出議員補欠選挙に伴う経費として、投開票に係る管理者や立会人等の報酬や従事職員の時間外勤務手当及び賃金、入場券の郵送料、公営ポスター掲示板の設置及び撤去の委託料等を計上するものであります。款3民生費、項1社会福祉費、目9臨時福祉給付金事業費、節3職員手当等から次のページの節14使用料及び賃借料までの1,552万5千円の補正につきましては、消費税率の引き上げに際し、低所得者に与える負担の影響に鑑み、暫定的・臨時的な措置として給付する、臨時福祉給付金に係る事務費を計上するもので、その内訳は、申請書出力及び発送作業、受付、給付確認事務等に係る時間外勤務手当及び臨時職員の筆耕賃金、県説明会等に係る市外旅費、用紙代や周知チラシ等の需用費、郵送料や口座振込手数料等の役務費、電算システム改修等に係る委託料、コピー機使用等に係る使用料及び賃借料等であります。節19負担金補助及び交付金1億9,500万円の補正につきましては、臨時福祉給

付金の給付対象者数を1万5千人と見込み、一人につき1万円を給付するための所要額1億5千万円と、給付対象者のうち、老齢基礎年金、児童扶養手当等の一定の年金・手当等の受給者は5千円が加算されることから、対象者を9千人と見込み、加算分の所要額4,500万円との合計額1億9,500万円を計上するものであります。なお、給付対象者は、平成26年1月1日の基準日において、本市の住民基本台帳に記録されている者で、平成26年度分市町村民税の均等割が課税されていない者等となります。項2児童福祉費、目5子育て世帯臨時特例給付金事業費、節3職員手当等から節14使用料及び賃借料までの合計568万4千円の補正につきましては、消費税率の引上げに際し、子育て世帯への影響を緩和するとともに、子育て世帯の消費の下支えを図る観点から、臨時的な給付措置として給付する、子育て世帯臨時特例給付金に係る事務費を計上するもので、その内訳は、申請書の発送作業、受付、給付確認事務等に係る時間外勤務手当及び臨時職員の筆耕賃金、消耗品や周知広報等の需用費、郵送料や口座振込手数料等の役務費、コピー機使用等に係る使用料及び賃借料等であります。節19負担金補助及び交付金4,500万円の補正につきましては、子育て世帯臨時特例給付金の給付対象児童数を4,500人と見込み、児童一人当たり1万円を給付するため、その所要額を計上するものであります。なお、給付対象者は、平成26年1月分の児童手当、これは特例給付を含みますけれども、その受給者であって、その平成25年分の所得が児童手当の所得制限額に満たない者となります。

次に歳入についてご説明いたしますので、9ページをお開きください。款14国庫支出金2億6,119万円の補正につきましては、節区分及び説明欄にお示しのとおり、臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金の給付に係る事務費と、事業費に対する国庫補助金であります。款15県支出金1,530万9千円の補正につきましては、節区分及び説明欄にお示しのとおり、衆議院鹿児島県第2区選出議員補欠選挙費委託金等であります。款20諸収入2万円の補正につきましては、衆議院鹿児島県第2区選出議員補欠選挙事務に係る事務筆耕と、臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金の給付の事務筆耕の雇用に係る雇用保険料被保険者負担金であります。

以上で、追加説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（新宮領進） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時19分

再開 午後 2時35分

○議長（新宮領進） 休憩前に引き続き会議を開きます。

△ 議案第41号（質疑、委員会付託省略、討論、表決）

○議長（新宮領進） これより、質疑に入ります。

まず、議案第41号について質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第41号は、委員会付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進） ご異議なしと認めます。

よって、議案第41号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第41号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進） ご異議なしと認めます。

よって、議案第41号は、原案のとおり可決されました。

△ 議案第42号（質疑、委員会付託省略）

○議長（新宮領進） 次に、議案第42号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

まず、吉村重則議員。

○5番議員（吉村重則） 議案第42号、平成26年度指宿市一般会計補正予算（第1号）について質疑をいたします。

消費税の引き上げに際し、低所得者に与える負担の影響を鑑み、暫定的、臨時的な措置として給付する臨時福祉給付金について、26年度非課税について1万5千円と、一人当たり。5千円の方もあったわけですけど、はっきりと聞き取れませんでしたので、この点にもう1回お願いします。それと消費税については、4月から8%に上がったら、もうずっと8%になるわけですけど、この給付金については、今年だけのものなのか、それとも、ずっと8%があるわけですので、ずっとあるものなのか、質疑いたします。

○地域福祉課長（今柳田浩一） 臨時福祉給付金の質疑がありました。給付対象者ですが、平成26年度、これは平成25年分の市町村民税のうち、均等割が課税されない方が対象でありま

す。ただし、ご自身を扶養してる方が課税される場合、それから生活保護制度の被保護者となっている場合などは対象外となります。おおむね、この人数を1万5千人と予定をしているところでございます。そして一人当たりにつき1万円が給付されます。それから、この給付対象の中で、更に老齢基礎年金、障害年金、遺族年金受給者等が給付されている方、支給されている方は5千円の加算対象があるところです。それから、この事業は今年度だけかということに対しての質疑に対しては、臨時的ということでありますので、今年度、26年度のみということになります。以上です。

○議長（新宮領進） 次に、恒吉太吾議員。

○3番議員（恒吉太吾） 3番恒吉太吾です。議案第42号、平成26年度指宿市一般会計補正予算（第1号）の中で、子育て世帯の臨時特例給付金の給付対象児童数が4,500人となっておりますが、この4,500人の対象となっている対象年齢、何歳から何歳までになりますでしょうか。

○地域福祉課長（今柳田浩一） 子育て世帯臨時特例給付金の方の、給付対象者のこの児童の年齢でございますが、0歳から中学校3年生までとなっておりますが、この中学校3年生は、平成26年1月1日現在の3年生でありますので、今年もう卒業されて、4月からは高校へ進学、あるいは就職される方ということになります。以上です。

○3番議員（恒吉太吾） もう1点ですが、申請書の発送作業もこちら内訳の中に入っておりますが、申請書が届いた後、その家庭なり親が一度申請に来ないといけないということになるのでしょうか。

○地域福祉課長（今柳田浩一） なるべく利便性を考えまして、こちらの方である程度対象が把握できますので、その方々に対しまして郵送で、返信用封筒も含めまして、申請書を送付する予定でございます。ですので、その届いた申請書に書いて返信をしていただければ、自動的に手続き完了というような、簡素な対応をしていきたいと思っております。以上です。

○議長（新宮領進） 以上で、通告による質疑は終了いたしました。
ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進） 別にありませんので、質疑を終結いたします。
お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第42号は、委員会付託を省略いたしたいと思います。
これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進） ご異議なしと認めます。

よって、議案第42号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。
なお、議案第42号に対する討論等は、3月26日に行います。

△ 指宿市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙

○議長（新宮領進） 次は日程第5、指宿市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進） ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

ご指名申し上げます。

選挙管理委員会委員には當房昭雄氏、濱田辰巳氏、東中川満志氏、井元俊文氏、以上の方を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました方を、選挙管理委員会委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました當房昭雄氏、濱田辰巳氏、東中川満志氏、井元俊文氏、以上の方が選挙管理委員会委員に当選されました。

次に、補充員には次の方を指名いたします。

第1順位、今村了氏、第2順位、荊原逸朗氏、第3順位、大道武雄氏、第4順位、坂本須賀子氏、以上の方を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました方を、補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました第1順位、今村了氏、第2順位、荊原逸朗氏、第3順位、大道武雄氏、第4順位、坂本須賀子氏、以上の方が順序のとおり、補充員に当選されました。

△ 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙結果報告

○議長（新宮領進） 次は日程第6、鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙結果を報告いたします。

鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙長より、同広域連合議会の議員の選挙に関する規則第15条の規定により報告がありましたので、お知らせいたします。投票総数427票。投票中、有効投票424票、無効投票3票、有効投票中、竹田光一議員179票、下迫田良信議員169票、たてやま清隆議員76票、以上のとおりであります。

なお、鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙の当選人につきましては、お手元に配布の鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙当選人名簿のとおりでありますので、ご了承願います。

お諮りいたします。

3月20日は本会議の日でありましたが、一般質問の終結により休会といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進） ご異議なしと認めます。

よって、3月20日は、休会とすることに決定いたしました。

△ 散 会

○議長（新宮領進） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

散 会 午後 2時46分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 新宮領 進

議 員 臼 山 正 志

議 員 恒 吉 太 吾

第1回指宿市議会定例会会議録

平成26年3月26日午前10時 開議

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第12号 指宿市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第3 議案第13号 指宿市行政財産の目的外使用の使用料徴収条例の一部改正について
- 日程第4 議案第14号 指宿市水道給水条例の一部改正について
- 日程第5 議案第15号 指宿市税条例及び指宿市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第6 議案第16号 指宿市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第17号 指宿市老人福祉センター条例の一部改正について
- 日程第8 議案第18号 指宿市立市民会館条例等の一部改正について
- 日程第9 議案第19号 指宿市立指宿商業高等学校授業料等徴収条例の一部改正について
- 日程第10 議案第20号 指宿市開聞営農研修センター条例の一部改正について
- 日程第11 議案第21号 指宿市開聞農村環境改善センター条例等の一部改正について
- 日程第12 議案第22号 指宿市漁港管理条例の一部改正について
- 日程第13 議案第23号 指宿市コミュニティセンター愉徒里館条例等の一部改正について
- 日程第14 議案第24号 指宿市かいもん山麓ふれあい公園条例の一部改正について
- 日程第15 議案第25号 指宿市道路占用料徴収条例の一部改正について
- 日程第16 議案第26号 指宿市都市公園条例の一部改正について
- 日程第17 議案第27号 指宿市下水道条例の一部改正について
- 日程第18 議案第28号 市道の認定について
- 日程第19 議案第29号 平成26年度指宿市一般会計予算について
- 日程第20 議案第36号 平成26年度指宿市水道事業会計予算について
- 日程第21 議案第30号 平成26年度指宿市国民健康保険特別会計予算について
- 日程第22 議案第31号 平成26年度指宿市後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第23 議案第32号 平成26年度指宿市介護保険特別会計予算について
- 日程第24 議案第33号 平成26年度指宿市温泉配給事業特別会計予算について
- 日程第25 議案第34号 平成26年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計予算について

- 日程第26 議案第35号 平成26年度指宿市公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第27 議案第42号 平成26年度指宿市一般会計補正予算（第1号）について
- 日程第28 議案第43号 副市長の選任について
- 日程第29 議案第44号 指宿市特別職の職員の給与に関する条例及び指宿市教育長の給与等に関する条例の一部改正について
- 日程第30 閉会中の継続調査について

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

1. 出席議員

1 番議員	外 菌 幸 吉	2 番議員	臼 山 正 志
3 番議員	恒 吉 太 吾	4 番議員	井 元 伸 明
5 番議員	吉 村 重 則	6 番議員	西 森 三 義
7 番議員	浜 田 藤 幸	8 番議員	東 伸 行
9 番議員	高 田 チヨ子	10 番議員	森 時 徳
11 番議員	高 橋 三 樹	12 番議員	福 永 徳 郎
13 番議員	前 原 六 則	14 番議員	松 下 喜久雄
15 番議員	前之園 正 和	16 番議員	木 原 繁 昭
17 番議員	中 村 洋 幸	18 番議員	新川床 金 春
19 番議員	下川床 泉	21 番議員	新宮領 進

1. 欠席議員

な し

1. 地方自治法第 121 条の規定による出席者

市 長	豊 留 悦 男	副 市 長	渡 瀬 貴 久
副 市 長	上 村 欣 久	教 育 長	池 田 昭 夫
総 務 部 長	邊 見 重 英	市民生活部長	谷 口 強 美
健康福祉部長	野 口 義 幸	産業振興部長	高 野 重 夫
建 設 部 長	三 窪 義 孝	教 育 部 長	濱 田 悟
山川支所長	森 健 一	開 聞 支 所 長	下 吉 耕 一
建 設 部 参 与	上 谷 修	総 務 課 長	廣 森 敏 幸
市民協働課長	馬 場 久 生	長寿介護課長	大久保 成 人

商工水産課長	中村俊治	農政課長	宮崎英世
水道課長	永吉道博		

1. 職務のため出席した事務局職員

事務局長	福山一幸	次長兼議事係長	岩下勝美
主幹兼調査管理係長	鮎川富男		

△ 開 議

午前10時10分

○議長（新宮領進） ただいまご出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

△ 会議録署名議員の指名

○議長（新宮領進） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は会議規則第88条の規定により、議長において、井元伸明議員及び吉村重則議員を指名いたします。

△ 議案第12号～議案第14号（委員長報告、質疑、討論、表決）

○議長（新宮領進） 次は、日程第2、議案第12号、指宿市職員の給与に関する条例の一部改正について、から、日程第4、議案第14号、指宿市水道給水条例の一部改正について、までの3議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

3議案は、総務水道委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、総務水道委員長の報告を求めます。

○総務水道委員長（木原繁昭） おはようございます。総務水道委員会へ付託されました議案第12号、指宿市職員の給与に関する条例の一部改正について、から、議案第14号、指宿市水道給水条例の一部改正について、までの3議案の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので省略させていただきます。

本委員会は、去る3月4日、5日の両日、全委員出席の下、関係課職員の出席を求めて審査いたしました結果、議案第12号については、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しましたが、議案第13号については、反対討論として消費税が5%から8%に上げられることによって、指宿市内の中小・零細企業・農業・水産業にかなりの影響がある。また、年金生活者にとっては年金が減らされながら生活が非常に苦しいという面から、消費税増税に反対する立場もありますので、この条例には反対いたしますというものがあり、また、議案第14号についても、反対討論として、議案第13号と同じ理由で反対いたしますというものがあり、起立採決の結果、起立多数により2議案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました、主な質疑、意見について申し上げます。

まず、議案第12号について。単身赴任手当ての対象になりそうな職員が現在いるのかという質疑に対し、現在はいません、今後、国との人事交流や国に対しての派遣研修を命じた場合に、国家公務員と同様な取り扱いをするために、この条例の改正をしようとするものですとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議案第13号について。提案理由の中に、社会保障の安定財源の確保を図る税制の抜

本的改革とあるが、社会保障の安定とはどのようなものですかとの質疑に対し、今回の消費税率引き上げによる増収分はすべて社会保障の充実・安定化の財源となります。子ども子育て支援・医療・介護・年金等の各分野の充実に充てることになっています。これにより、子や孫といった後世代への負担の付け回しを減らすことになるので、そういう関係で社会保障の安定化に繋がるということですとの答弁でした。

水道関係については、消費税を納めなければならないが、一般会計の場合は消費税を納めなくてもいいということで、悪く言えば便乗値上げではないのか、消費税を納めなくてもいいわけだから、逆に言えば上げなくてもいいのではないかと思いますとの質疑に対し、消費税の改正については、最終的には消費者に負担を求めることを予定しているため、消費税の増税分を料金額に適正に転嫁しない場合、本来のサービス等の利用者等に転嫁すべき消費税を住民全体に転嫁することになり、結果的には住民間に不公平が生じてしまうことに繋がります。このため、消費税の課税対象とする公共サービス等の料金額等については、消費税を適正に転嫁した金額となるよう見直しが必要となっています。また、国の方からもそのような指導がありますとの答弁でした。

意見として。社会保障のためにと言われていますが、市内の中小・零細企業もこの消費税増税によって廃業しなければならない面も出てきます。消費税も納めなくてもいいという面から、やはり、上げなくてもいいのではないかというものがありました。

なお、議案第14号については、質疑、意見ともにありませんでした。

以上で、報告を終わります。

○議長（新宮領進） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

吉村重則議員。

○5番議員（吉村重則） 議案第13号及び議案第14号に反対する立場から討論いたします。本議案は4月からの消費税増税の議案で、提案理由に社会保障の安定財源の確保とあります。実態はどうでしょうか。70歳から74歳までの医療費患者負担を1割を2割に上げ、年金支給額も削減、介護保険では要支援向けの訪問介護・通所介護を保険給付から外すなど、社会保障を利用できなくして国民が不安に陥っているのが実態で、社会保障の安定財源の確保でないことは明らかです。また、議案第42号で消費税率の引き上げの際に低所得者に与える負担の影響を鑑み、暫定的、臨時的な措置として、臨時福祉給付金を給付すること自体、非常に影響があることを認めることであり、給付が1回切りであり2年目からは我慢しろということではないでしょうか。

議案第14号については、消費税増税は中止すべき立場から、消費税増税分が含まれていることから反対いたします。

議案第13号については、審査の中で明らかになったことは、一般会計にかかる使用料や手

数料に増税分を転嫁するのは義務でなく任意だということでありました。ですから、県内でも転嫁しない自治体があることも明らかになりましたし、また、消費税増税を市民・利用者から取っても、国・税務署に納めないということも明らかになりました。そもそも、消費税を今の時期に上げれば、景気は冷え込み、市民生活はますます大変だという根本問題に加え、便乗値上げと言われても仕方のない内容です。よって、本議案に反対いたします。

○議長（新宮領進） 以上で、通告による討論は終了いたしました。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

まず、議案第12号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進） ご異議なしと求めます。

よって、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号、指宿市行政財産の目的外使用の使用料徴収条例の一部改正について、を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長報告にご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（新宮領進） 起立多数であります。

よって、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号、指宿市水道給水条例の一部改正について、を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長報告にご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（新宮領進） 起立多数であります。

よって、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

△ 議案第15号～議案第19号（委員長報告、質疑、討論、表決）

○議長（新宮領進） 次は、日程第5、議案第15号、指宿市税条例及び指宿市国民健康保険税条例の一部改正について、から、日程第9、議案第19号、指宿市立指宿商業高等学校授業料等徴収条例の一部改正について、までの5議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

5議案は、文教厚生委員会に審査をお願いしてありましたので、文教厚生委員長の報告を

求めます。

○文教厚生委員長（高田チヨ子） 文教厚生委員会へ付託されました議案第15号、指宿市税条例及び指宿市国民健康保険税条例の一部改正について、から、議案第19号、指宿市立指宿商業高等学校授業料等徴収条例の一部改正について、までの5議案の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る3月6日、7日の両日、全委員出席の下、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、議案第15号については全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しましたが、議案第16号については、反対討論として、4月から消費税が5%から8%に上がる予定のことからの議案です。審査の中で明らかになったのは、一般会計にかかる使用料や手数料に増税分を転嫁するのは義務ではなく任意だということでした。消費税分を市民、業者から取っても、国には納めないということも明らかになりました。そもそも、消費税を今の時期に上げれば、市民生活はますます大変、景気は冷え込むというその根本問題に加えて、任意にあるにも関わらず転嫁をするということは便乗値上げと言われても仕方のない内容であります。よって、本議案に反対いたしますというものがあり、議案第17号及び議案第18号については、反対討論として、先ほど討論しました議案第16号と同様の理由にて反対いたしますというものがあり、議案第19号については反対討論として、高校の授業料に関して授業料を徴収しないものから授業料を徴収するに改める内容です。これまでの無料措置は親に対する政策ではなく、子供本人に対する措置です。親の所得によって子供に与えられた無償政策を左右するのは道理に合わないと思います。高校の授業料は文字どおりの無償を続けるべきという立場から、本議案に反対いたしますというものがあり、起立採決の結果、起立多数で4議案は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、議案第16号について。消費税が5%から8%になることに伴っての改正だということでしたが、必ずしもやらなきゃいけないのかということについて言えば、消費税がきっかけではあるけれども、任意の範疇であるという答弁が本会議でもされましたが、これは間違いないですかとの質疑に対し、そのとおりですとの答弁でした。

別表1関係が、500円が510円に、1千円が1,020円にということになっているのですが、別表2関係はどのようにになっているのですかとこの質疑に対し、行政手数料等は非課税であるということから、別表2の一般廃棄物処理業許可手数料の2千円については、現行のとおりとする予定ですとの答弁でした。

消費税は最終的には末端の消費者が納めるべきものということですが、その消費者が納めたものは国に納めるということとセットになるべきだと思うのですが、これは税務署には納めないのではないのですかとこの質疑に対し、税務署に納めるということにはなりませんとの答弁でした。

消費者が負担すべきものというのは、国に納めるということとセットにして考えると、ごみを搬入した人から消費税は取って、それも国に納めないで市が予算の中に入れるというこ

とですかという質疑に対し、手数料をいただいて、清掃センターを運営するにあたり、当然4月から消費税が転嫁された部分について、例えば燃料費や消石灰、委託料の輸送コスト、そういったものまで考えていきますと、結果的に市民に対して負担を強いることになると考えておりますとの答弁でした。

別表1と2の違いですが、別表1の方は処理の手数料で、別表2は許可等の手数料と当然ものが違うから、同じ消費税をかけたら話が通らないと理解しますが、処理と許可で分かれるという理解で合っていますかとの質疑に対し、そのとおりですとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議案第17号について。本会議でも質疑しましたが、消費税が4月から8%になることに伴って、ということでしたが、本議案についても改定は義務的なものでなくて、任意であるということは確認してよろしいですかとの質疑に対し、任意ではあるわけですが、行政改革推進室や国からの指導に基づき実施するということで提案させていただきましたとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議案第18号について。消費税が4月から8%になることが予定されているということに起因してのということですかとの質疑に対し、基本的にはそういう算出方法ですとの答弁でした。

消費税に関する部分だけということでしたが、義務的なものかどうかということについては、任意だということで間違いはないかとの質疑に対し、はい、そのとおりですとの答弁でした。

3%上がることによって、全体としてどれぐらいの収入増ということになるかとの質疑に対し、社会教育課所管の部分だけを説明させていただきますと、23万1,600円ほどの増になるとの答弁でした。

消費税のアップに伴う改正だということですが、端数は基本的には10円未満を切り捨てるのですかとの質疑に対し、端数処理は10円未満を切り捨てさせていただいたとの答弁でした。消費税は利用者が負担をして、お預かりをして、国に納めるというのが基本です。今、言われたように、利用者からはお預かりをするけれども、国には納めないということになれば、任意ということですので、言うならば便乗と言われても仕方がないのではないですかとの質疑に対し、消費税の増税分を料金額に適正に転嫁しない場合、本来サービス等の利用者に転嫁すべき消費税を住民全体に転嫁することになります。結果的に住民間に不公平が生じてしまうことに繋がりますとの答弁でした。その課税対象にならない金額以下の部分で、コート1時間、2時間使って課税対象の金額になった場合には徴収するのですかとの質疑に対し、1時間単位がかからない料金が上がった場合には、消費税は増額しませんとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議案第19号について。授業料の徴収は新入生からということですが、何人ほど見込めるのかとの質疑に対し、授業料を徴収する世帯を16.7%想定し、33名程度ですとの答弁でした。

市民税の所得割が30万4,220円以上の世帯とは、夫婦共働きの場合は合算して910万円以上の世帯になるのかという質疑に対し、生徒の保護者・両親がいる場合には、両親の前年の収入額で判断いたしますので、共働きの場合は合算する形になりますとの答弁でした。

ある程度周知期間をして施行をするという発想はないのかとの質疑に対し、成立日が平成25年11月27日、公布日が平成25年12月4日となっております。施行日が平成26年4月1日となっておりますが、県・国の方ではこの就学支援金に変わったというチラシを県教委を通じて各中学校に配布して周知をしているところですよとの答弁でした。

今までは公立高校は不徴収制度でされていたのを、私立高等学校でされていた就学支援金制度に一本化するというのですかとの質疑に対し、今回の該当は1年生からで、現在の1・2年生についてはこれまでの不徴収交付金制度が適応される形になりますとの答弁でした。

これまで公立については無料ということで、私立については支援金ということだったわけですが、これは本人が一旦払って、返ってくる支援という形ということだったのですかとの質疑に対し、今度の入学生ですが、4月に申請書と課税証明書を添付していただいて、認定申請をしていただく形になります。その認定がおりた段階で授業料は発生いたしませんので、認定されなかった世帯、保護者の生徒のところに授業料の納付書が出る形になりますとの答弁でした。

所得は910万円もないのだけど、申請が遅れたということについては、該当しませんので納めてもらうということになるのですかとの質疑に対し、申請主義になりますので、申請していただかないと就学支援金の対象者になるかどうかという認定はされないもので、4月に入った段階で生徒を通じて保護者へは指導して、できるだけ期間内に申請をしていただくようにしていきたいとの答弁でした。

意見はありませんでした。

なお、議案第15号については、質疑、意見ともにありませんでした。

以上で、報告を終わります。

○議長（新宮領進） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進） 吉村重則議員。

○5番議員（吉村重則） 議案19号について、質疑いたします。授業料を徴収しないものから授業料を徴収するというものになっているわけですけど、授業料を無償にしたことによって、所得税の控除額の減額がされてるんですよね。その部分について、徴収しないものから徴収するとなっているわけですので、所得税の控除額についてはどうなってるんですか。

○文教厚生委員長（高田チヨ子） そのことについては質疑はありませんでした。

○議長（新宮領進） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

吉村重則議員。

○5番議員（吉村重則） 議案第16号から議案第19号に反対する立場から討論いたします。

議案第16号から18号については、議案第13号と同じ理由で反対いたします。

議案19号については、高校の授業料に対して、授業料を徴収しないものから授業料を徴収するに改める内容です。親の所得が一定以下の者については、支援金という形で支給し、事実上無料になるとはいえ、徴収しないを徴収に変えることは重大です。高校の授業料を無料にすることによって、所得税の控除額も減額されており、これが元に戻らないということは、所得税を増税することになります。これまでの無償措置は親に対する政策ではなく、子供本人に対する措置です。子供本人に対する措置、言葉を変えるならば子供に与えられた権利を親の事情によって、つまり親の所得によって振り分けるのは道理に合いません。また、基本的に徴収するとなれば、支援金で対処される基準も随時変えられ、比較的所得が少なくても支援金が支給されない方向に改悪されるであろうことは容易に想定できます。よって、高校の授業料は文字どおりの無償を続けるべきという立場から、本議案に反対いたします。

○議長（新宮領進） 以上で、通告による討論は終了いたしました。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

まず、議案第15号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進） ご異議なしと認めます。

よって、議案第15号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号、指宿市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について、を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長報告にご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（新宮領進） 起立多数であります。

よって、議案第16号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号、指宿市老人福祉センター条例の一部改正について、を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長報告にご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（新宮領進） 起立多数であります。

よって、議案第17号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号、指宿市立市民会館条例等の一部改正について、を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長報告にご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（新宮領進） 起立多数であります。

よって、議案第18号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号、指宿市立指宿商業高等学校授業料等徴収条例の一部改正について、を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長報告にご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（新宮領進） 起立多数であります。

よって、議案第19号は、原案のとおり可決されました。

△ 議案第20号～議案第28号（委員長報告、質疑、討論、表決）

○議長（新宮領進） 次は、日程第10、議案第20号、指宿市開聞営農研修センター条例の一部改正について、から、日程第18、議案第28号、市道の認定について、までの9議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

9議案は、産業建設委員会に審査をお願いしてありましたので、産業建設委員長の報告を求めます。

○産業建設委員長（西森三義） おはようございます。産業建設委員会へ付託されました議案第20号、指宿市開聞営農研修センター条例の一部改正について、から、議案第28号、市道の認定について、までの9議案の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので省略させていただきます。

本委員会は、去る3月10日、11日に全委員出席の下、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、9議案は全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、議案第23号について。今回の100分の8に上がった分は、10円未満は切り捨てという説明でありましたが、切り上げは全くなかったのですかとこの質疑に対し、指定管理施設につきましては、利用料金制度を取っておりますので、四捨五入でやらせていただきましたけれども、10円未満の切り上げは考えておりませんでした。すべて10未満切り捨てで整理させていただきますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議案第24号について。パークゴルフ場の条例も含んでいますが、場所やオープン日程の市民利用者へのPRはどう考えているのかとの質議に対し、この条例及び予算を議決いただいた場合には、直ちにコースの準備、それと、ホームページ、ふれあい公園、館内施設へのパークゴルフ場を4月からオープンしますという表示、料金的なものを設置させていただいて、広報に努めてまいりたいと思っておりますとの答弁でした。

料金設定の中学生以上510円、小学生以下300円というのは、高いのか安いのかも分からないのですが、コース図面はできていないのかとの質疑に対し、フリーキャンプ場の方に設置を考えております。コースについては市民スポーツクラブにパークゴルフをされる方がいらっしゃいましたので、その方の意見を聞きながら、コースを設定し図面を作っております。また、料金設定につきましては、鹿児島県内の5か所のパークゴルフの利用料金が終日という料金設定がされておりましたので、中学生以上が大人、小学生以下が子供という形の中で、料金設定をさせていただいたところですよとの答弁でした。

カンタ公園の中にあるパークゴルフの使用料金はどのようになっていますかとの質疑に対し、カンタ公園の利用料につきましては、農村公園という位置付けで、利用料は徴収していないのではないかと思います。ただ、ふれあい公園につきましては、観光施設で、収益施設と捉えておりますので、ほかのパークゴルフのコースの料金等を参考に規定をさせていただいたところですよとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議案第25号について。道路占用料で一番多い金額は幾らぐらいなのか。また、少ないところではどの程度の占用料になっているのか。併せて、端数が出た場合にはどうするのかとの質疑に対し、多いところは九電柱約325万円、電話柱約180万円、給湯管が約550万円となっています。また、占用料の一番少ない額については、最低が200円になります。円未満の端数は切り捨てるものとなっていますので、1円単位になるところですよとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議案第26号について。電柱と電話柱の金額が違うのですが、それぞれの会社との交渉でこういう金額で妥結したのですか、それとも、電柱のサイズが違うという要素があるのかとの質疑に対し、サイズの問題ではなく、それぞれの会社との話の中で、電柱・電話柱の金額を定めてありますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

なお、議案第20号、議案第21号、議案第22号、議案第27号及び議案第28号については、質疑、意見ともにありませんでした。

以上で、報告を終わります。

○議長（新宮領進） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

吉村重則議員。

○5番議員（吉村重則） 議案第20号から議案第27号に反対の立場から討論いたします。

議案第20号から議案第26号については、議案第13号と同じ理由で反対いたします。

議案第27号については、議案第14号と同じ理由で反対いたします。

○議長（新宮領進） 以上で、通告による討論は終了いたしました。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

まず、議案第28号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進） ご異議なしと認めます。

よって、議案第28号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号、指宿市開聞営農研修センター条例の一部改正について、を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長報告にご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（新宮領進） 起立多数であります。

よって、議案第20号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号、指宿市開聞農村環境改善センター条例等の一部改正について、を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長報告にご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（新宮領進） 起立多数であります。

よって、議案第21号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号、指宿市漁港管理条例の一部改正について、を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長報告にご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（新宮領進） 起立多数であります。

よって、議案第22号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号、指宿市コミュニティセンター愉徒里館条例等の一部改正について、を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長報告にご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（新宮領進） 起立多数であります。

よって、議案第23号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号、指宿市かいもん山麓ふれあい公園条例の一部改正について、を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長報告にご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（新宮領進） 起立多数であります。

よって、議案第24号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号、指宿市道路占用料徴収条例の一部改正について、を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長報告にご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（新宮領進） 起立多数であります。

よって、議案第25号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号、指宿市都市公園条例の一部改正について、を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長報告にご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（新宮領進） 起立多数であります。

よって、議案第26号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号、指宿市下水道条例の一部改正について、を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長報告にご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（新宮領進） 起立多数であります。

よって、議案第27号は、原案のとおり可決されました。

△ 議案第29号（委員長報告、質疑、討論、表決）

○議長（新宮領進） 次は、日程第19、議案第29号、平成26年度指宿市一般会計予算について、を議題といたします。

本案は、各常任委員会に分割付託して審査をお願いしてありましたので、まず、総務水道委員長の報告を求めます。

○総務水道委員長（木原繁昭） 総務水道委員会へ分割付託されました議案第29号、平成26年度指宿市一般会計予算について、審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る3月4日、5日の両日、全委員出席の下、関係課職員の出席を求めて審査いたしました結果、反対討論として、なのはな館利活用検討事業について、この件は無償で土地を提供し、県がなのはな館を建設しており、休館して3年になる。開館しているときも年間維持管理が2億円もかかっているということから、あくまでも県が利活用を検討すべきで、解体して指宿市に還ってきて、広場の利活用という面では賛成できますが、なのはな館そのものの利活用検討事業については、あくまでも県ですべきという立場で反対いたします、というものがあり、起立採決の結果、可否同数となりましたので、委員長裁決により可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、選挙管理委員会事務局所管分について。県議会議員選挙の役務費はどのようなものを何戸数送るのかとの質疑に対し、投票場入場券の郵送料が3万8千通で175万8,640円、事務連絡用の郵送料等が3万3,900円、そのほか、計数機等の点検手数料や選挙啓発用の法被のクリーニング等を予算計上して、役務費は全部で192万3千円になっていますとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、総務課所管分について。再任用の場合は課長級以上などという区分があるのかとの質疑に対し、再任用をする場合、職制によっては区分はしていませんが、正規職員のみを対象にしています。部長であったものが再任用職員となった場合は、全て同じように主査職で再任用を行っていますとの答弁でした。

一般職員の場合は七つの手当があると聞いていますが、月額職員に報酬として与えていない手当はの中で幾つあるのかとの質疑に対し、出していない手当は扶養手当・特殊勤務手当・住居手当・管理職手当ですとの答弁でした。

四つの手当が一般職員に比べて支給されていませんが、一般職員と比べて月額職員の年俸はどれくらい違うのかとの質疑に対し、基本的には月額臨時職員についても、技能職の職場で働いていますので、正規職員と同じ給料表を使っており、給料そのものについては差はない。従って、扶養する配偶者がいた場合で、年間概ね20万円ぐらいの差が出てくると考えられますとの答弁でした。

27年度以降、指定管理の公募はどのようなものがあるのかとの質疑に対し、27年度に五つ

の施設の更新を予定しています。指宿図書館・山川図書館・山川港特産市場活お海道・レイクグリーンパーク・砂むし温泉砂楽ですが、26年度中にその準備をしなければならないため、今回も予算計上していますとの答弁でした。

サービス面について、施設の利用者や働いている職員の意見を聴取しているのか、生かされているのかと疑問に思うのですが、そのような話が今まで指定管理者の公募の選定の中で出たことはないのですかととの質疑に対し、24年度の選定委員会には施設の管理担当者も出席しており、今までのモニタリング等も報告され、それも選定の項目として協議をし、比較していますとの答弁でした。

顧問弁護士の委託料は年間幾らですかとの質疑に対し、43万2千円で、相談業務は基本はこの金額で受けますが、個別の裁判が起きた場合には、個別に弁護士料が必要になりますとの答弁でした。

定年退職者が17名、新規採用者が10名ということで、7名減になるわけですが、山川・開聞の職員はかなり減らされ、合併当初からしてもどんどん職員は減らされてきているのですが、この7名の分についてはどうなのですかとの質疑に対し、基本的に組織が大きいところで調整しようと考えていますが、職員をどうしても削らなければならない場合には、組織の小さいところにはフロントオフィス職員等を配置するなどして、極力業務に支障がないような形で配置を行っていきたいと考えていますとの答弁でした。

職員が減っていくという面では、住民にとってはサービス面もかなり不利益になる可能性があると思うがとの質疑に対し、これまで合併して職員の人件費を削減し、効率的な組織を作ってきたことによって、浮いた財源を市民サービスの様々な分野につぎ込んでいるという考えで行政運営をしていますので、その辺でバランスを取りながら今後も組織を見ていきたいと考えていますとの答弁でした。

意見として。職員の健康診断受診率が98%ということですが、100%にいくように取り組んでいただきたいというものがありました。

次に、市長公室所管分について。なのはな館は雨漏りしている場所や危険な状態である場所など、様々な角度から調査をしているということでした。なぜ、今になって委員会を設置し、施設の保全状況を調査するのですか。これは県の建物なので、県にお金を支出してもらうのが建前ではないのですかととの質疑に対し、これまで1回目の公募が不調に終わり、休館から3年が経過しようとしています。2回目の公募も最終的に至っておらず、今後の見通しも立っていません。このままでは観光指宿のイメージ低下も懸念されることから、市として何か活用できないかと、今、検討を重ねているところです。県の施設になぜ市が費用を出して調査するのかということについては、県は修繕費を1億2,000万程度予算計上していますが、足りるのかどうかという不安もあります。そして、所有権が市に移転したときに、多額の後年度負担があってはならないということから、譲渡前に必要な修繕箇所をしっかりと把握しておき、それに基づき県と協議し、しっかり修繕していただくという思いで、保全費を計上したところですよとの答弁でした。

これは、もう、完全に利活用するという前提の中で動いていると見てよろしいのですかととの質疑に対し、利活用したいということは申し上げていますが、施設を維持していくために

は補修もですが、一定の経費が必要になります。それは、将来的に考えると、解体費というものも含めてです。今回のこの委託料を含めて、調査、委託して、市民の方々の意見も聞きながら、市の考え方を整理し、更には県ともそれを踏まえて協議をし、どのような形で利活用していくという案を作り上げた上で、皆様方にもご説明をさせていただく機会を設けさせていただきたいと思っておりますとの答弁でした。

休館して3年になりますが、県としての利活用は全然検討せずに市に任せるというような方向ですかとの質疑に対し、3年前、県の話は市に譲渡して、是非、市で活用していただきたいというのが最初のスタートだったと思っております。県の考え方は今も変わっていないと思います。ただ、単純にそのまま引き継いで運営をしていくのは難しいので、県と一緒にあの施設を運営していただく事業者を募集しようということで、これまで取り組んできました。結果的にはそういう民間の事業者の方がいなかったという現状です。多額のお金を投資した施設をこのまま廃屋になるまで待っているようなことは許されないと思いますので、何とか上手く利活用できないか、できれば経費も少なく利活用できないかと真剣に考えていかなければならない。今までと違い、公募という形ではなく、県にも支援をいただきながら、市で上手く活用できないかということを考えていかなければならない時期だと判断しましたので、委託料等を計上させていただいて、更に検討を加えようとしているところですよとの答弁でした。

県が休館する前の維持管理費は1年間でどれぐらいかかっていたのかとの質疑に対し、県が管理している頃は2億円程度なので、そのお金を市で負担していくのは無理だと思います。市として利活用の中身を検討させていただき、運営もしていくことになった場合には、県にも応分の負担をしていただけないかということ、今後、協議していくということですよとの答弁でした。

定住促進対策事業は、現在、Iターン者だけに限定していますが、この定住促進事業に対して、Uターン・Jターンといった対象者も含めることはできないかとの質疑に対し、来年度からこの定住促進の条例の見直しの時期になっており、地区の見直し、Jターン・Uターンの方々の見直しという部分は26年度で検討する予定にしておりますとの答弁でした。

姉妹都市交流委員会の負担金に、職員の職場での交流も含まれているのですかとの質疑に対し、職員交流ではなく、千歳市が姉妹都市20周年ということで、その事業に関する部分が主です。20周年を記念して、大うなぎを千歳市に贈呈する事業、千歳市のよさこいソーラン祭りにフラの方々を派遣する事業、向こうからよさこいソーランの方が温泉祭りに来ていただく事業等がこの中に含まれておりますとの答弁でした。

山川高校の支援・活性化対策協議会はどのような活性化対策を取るのかとの質疑に対し、昨年と同額ですが、子供たちが先進的な農業を学ぶ先進地研修支援事業に49万2千円、市内の先進的農家の方々との連携事業に8万円、山川高校に通学可能な中学校に配布するPRパンフレット等の作成に14万円を考えているところですよとの答弁でした。

健幸のまちづくり推進事業について。これは市民の健康寿命を延ばし、医療費の適正化、削減を図ることを目的として始めた事業で、24年4月からは35名体制で本格的にこの事業をスタートさせていますが、現時点でこの費用対効果をどのように捉えているのかとの質疑に

対し、医療費がどの程度下がったかは把握しておりません。ただ、市民の健康に対する意識は非常に上がってきたのではないかと考えておりますとの答弁でした。

備品購入費81万5千円で、来客用椅子やパネルを購入するとのことだが、どのようなものかとの質疑に対し、渡瀬副市長室で使用している来客用椅子の使用回数が多く、劣化しているため、市長室の応接椅子を副市長室に移して、新たに市長室の来客用応接椅子を購入しようとするものです。記者会見や表彰式等に使用するバックパネルは、市民観光大使等をお願いするときなどに活用したいと思いますとの答弁でした。

砂むしの里管理事業は、砂楽にお願いするということでしたが、276万8千円の内容はとの質疑に対し、光熱水費が122万円、施設維持費・自然災害等で破損した際の修繕を含めて5万円、レジオネラ菌の検査手数料及び建物の損害共済費49万円、また、砂楽に対する管理・維持管理業務委託料として14万3千円の予算を組んでいるところですよとの答弁でした。

意見として。定住促進対策事業は中古住宅とか新築住宅だけですが、先進地では空き家バンクやホームページでの情報提供など、様々な方策を出していますので、大事な事業だという認識でしっかりとした対応をお願いしたいというものと、なのはな館利活用検討事業は県がこれまで維持管理がかなりかかっているということなので、利活用ではなく、やはり、県が解体し、今後、市の負担がない方向で検討してもらいたいというものがありました。

次に、会計課所管分について。公金横領の問題が発生しておりますが、指宿はそれなりの対策を取っているのですかととの質疑に対し、全国市長会の損害賠償保険に入っており、10万円の予算を計上していますが、災害・爆発・盗難・強盗・ひったくり・台風・洪水による損害、集金者等が集金した公金が詐欺に遭った場合の損害が発生した場合に、保険金額の限度内において実際に発生した損害額により支払われるような保険ですよとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、議会事務局所管分について。所管事務調査費が3万円増額になっていますが、いつ、どういう形で決定されたのですかととの質疑に対し、昨年の議会活性化等調査特別委員会の中で、予算の関係で行く場所が限定されており、本来、真に行きたいところへいけない、厳しい財政状況は一定の理解ができるが、行政を取り巻く環境が大きく変化する中で、多岐に渡る調査の実施は市政発展と市民福祉の向上に繋がるものであることから、改選後の議会において、より効果のある所管事務調査の実施について検討を行うなどの提言がありました。そういった背景から、今回増額して計上したところですよとの答弁でした。

意見として。政務活動費は一部法改正がされ、いろんな政務活動に使える部分があります。調査するために、見識と良識を磨いて、市に政策提案をし、それだけの費用対効果を考えたときに、いろんな考え方がありますが、金額を上げていいと思っていますというものがありました。

次に、財政課所管分について。ふるさと納税を前年度より100万円増やした根拠はとの質疑に対し、平成24年度実績は687万3千円、平成25年度は2月末現在ですが762万6,800円で、その実績等勘案して100万円増額していますとの答弁でした。指宿の場合、いろいろな特産品がありますが、ふるさと納税の一部を農産品の購入に充てることによる地域の活性化を検討していただきたいのですが、そのような考えはないのですかととの質疑に対し、特産品の振

興についても、見本市に対する市の補助等も予算に計上してしまして、ふるさと納税についても、今後、必要があれば一緒になって特産品の振興に努めていきたいと考えておりますとの答弁でした。

入札結果で76%ぐらいで失格というのがたくさんあります。最低制限価格があつて失格だと思うのですが、指宿の入札の基準はどうなっているのか、また、95%以上の入札もありますが、失格が何%ぐらいあつて、95%以上の入札の件数がどれぐらいあるかとの質疑に対し、競争激化等の影響により、入札参加が増加になり、隣接市と比べて低い状況にありましたので、平成25年10月に、最低制限価格の設定に関する見直しを行い、現場管理費相当額を45%から80%に引き上げました。これに伴う予定価格の設定範囲を、これまで85%としてきた上限を90%まで拡大して、南さつま市・枕崎市と合わせたところですよ。落札立95%以上の件数は、工事51件、業務委託1件、設計2件、物品3件、修繕1件の合計58件です。全ての件数が181件ですので、32%が落札率95%以上の件数ということになりますとの答弁でした。

交付金が28年度から減額になるということですが、どのぐらい減額されていくものなのかとの質疑に対し、現在普通交付税の上乗せ部分が12億円ほどありますが、臨時財政対策債の上乗せ分も含めると13億4,300万円ということで、28年度から32年度までの5年間かけて、段階的に減額されるということで、5年間の削減累計額は約33億5,700万円になりますとの答弁でした。

地域元気交付金の財源組み替えをして、基金で積み立て、この基金を26年度で取り崩すという説明がありましたが、どういったところに使っていくのかとの質疑に対し、地域の元気臨時交付金は2億5,000万円ほど積立をしていましたが、平成26年度事業で環境政策課のごみ収集車を指宿と開聞に1台ずつで1,600万円、ヘルシーランドの遊具施設を全面的に建て替えた方がいいということで、1,000万円充当します。また、河川等改修事業の年次的にやっていた部分を前倒しする形で9,000万円、指宿商業高校のグラウンド整備事業に3,816万7千円、道路新設改良事業に9,608万円、この基金は全て起債事業、公共事業、地方で実施する単独事業の起債事業に充当する予定ですよとの答弁でした。

意見として。売却予定地が25件あるということなので、財政が厳しい中活用できるよう、早急に取り組んでいただきたいというものがありました。

次に、危機管理課所管分について。交通安全対策費の区画線塗り替えは要望が1,530万円もあるのに、300万円しか予算措置しなかったのはなぜですかとの質疑に対し、全額をお願いしたのですが、予算査定の中で、年次的に通学路など緊急性の高いところから塗り替えをしていこうということで、この金額を計上させていただいたところですよとの答弁でした。

消防団員に若い人が少なくなっている中で、今後、隊員の確保は厳しいと思うが、どのように考えているのかとの質疑に対し、団員が不足するというのもですが、参集した団員が直接の実働となるので、いち早く参集できる体制を整えるのも重要だと思います。山川方面の消防団OBによる水先案内人とか、開聞方面の消防団OBによるご協力もいただいているところです。日中の火災に限定して対応する機能別消防団員制という制度や、地域の自主防災組織などが初期消火活動に協力する消防団応援隊という制度もありますので、これらの導入ができないものか調査、研究をしてみたいと考えておりますとの答弁でした。

災害対策費でデジタル防災行政無線の整備が進められておりますが、苦情などは来てませんかという質疑に対し、指宿地域もほぼ設置が完了して、地域の方々から聞こえにくい、あるいは共鳴して何を言っているか分からない、というようなことがございました。市の職員、または、公民館長さん方に、自分の住んでいる地域でそういったことはないか、現在アンケートを取っているところですよとの答弁でした。

意見はありませんでした。

なお、監査委員事務局所管分については、質疑、意見ともにありませんでした。

以上で、報告を終わります。

○議長（新宮領進） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進） 東伸行議員。

○8番議員（東伸行） 1点だけ、委員長に伺いたいします。予算案の中に給与費等として、長等で3というふうに入ってます。これは副市長2人を当初から決めた中での予算計上だろうと、そういうふうに思っております。そのことについては、2年前の副市長2人制にしたときの、かなりの議論がされたということも聞いておりますし、また、現市長も退職の予定であるというような話も聞いておりました。後もってまた、でてきますけど、もう1人、副市長選任の案が追加議案で、昨日ですか、出たわけですけども、その件について、当初から2人ということで上げていたことについての、執行部からの説明、及び委員会の中での質疑等は行われなかったのかどうか、その点をお聞きいたします。

○総務水道委員長（木原繁昭） 委員会の中での質疑はございませんでしたが、執行部の説明としてはですね、特別職の給与費、市長等3名の給与費等合計4,474万6千円という説明がございました。

○議長（新宮領進） ほかにありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進） 下川床泉議員。

○19番議員（下川床泉） 19番。姉妹都市交流の中で、千歳のお話しはいただきましたけれども、胶南市との交流については質疑とかは出てなかったでしょうか。

○総務水道委員長（木原繁昭） 質疑はございました。

（「内容」と呼ぶ者あり）

○総務水道委員長（木原繁昭） 質疑はですね、ちょっと待ってください。ちょっと待ってくださいね。胶南市とちょっと待ってくださいね。ちょっとすいませんね。ちょっと待ってくださいね。企画費の姉妹都市交流事業588万9千円ほど事業がついていますが、この中に中国の胶南市の交流費用は含まれていますか、という質疑がございました。答弁としては胶南市が向こうから訪問したとき、こちらからお迎えに行く旅費と歓迎レセプション経費等が15万円ほど計上されております、との答えでした。

○議長（新宮領進） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

次に、文教厚生委員長の報告を求めます。

○文教厚生委員長（高田チヨ子） 文教厚生委員会へ分割付託されました議案第29号、平成26年度指宿市一般会計予算について、審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る3月6日、7日の両日、全委員出席の下、関係課職員の出席を求めて審査いたしました結果、反対討論として、先ほど討論しました消費税に関する内容を前提とした予算です。また、高校授業料の問題も前提とした予算です。そのほか、安全灯設置補助の削減、生ごみ処理機器補助の削減等を含んでおりますので、市民の暮らしを守る立場から反対をいたしますというものがあり、起立採決の結果、起立多数により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました、主な質疑、意見について申し上げます。

まず、教育委員会所管分について。大成小の校舎の耐震大規模改修計画はどのようになっているのかとの質疑に対し、大成小学校の耐震補強工事については、鉄筋の筋交いの2か所の設置を行います。大規模改修工事については、外壁の落下防止工事、窓の防水処理、照明、扇風機落下防止工事、階段への手すり設置、縦樋、床下換気口の改修、校舎前側溝の整備等を行っていききたいとの答弁でした。

同様に、北指宿中学校の校舎耐震補強大規模改造も計画されているようですが、これはどのような工事になりますかとの質疑に対し、北指宿中学校の耐震補強工事について、対象は校舎の東側の管理棟1号棟です。耐震補強につきましては、鉄板内蔵コンクリート筋交い4か所設置と大規模改修工事については、大成小と同じように、外壁の落下防止工事、窓の防水処理、照明、扇風機落下防止工事、廊下への手すりの設置、それから、床下・天井の換気口の改修、玄関、職員室の建具等の改修を行う予定ですとの答弁でした。

丹波小学校の体育館についてはとの質疑に対し、今回の26年度予算には反映されていませんが、次年度以降について、体育館の改修等を行っていききたいと考えているところでの答弁でした。

体育館全体の強度には直接関係ないということで、通行できないようにしていることでよしということであるならば、永遠に、あるいは大規模改修、建て替えという大掛かりなときまでは手をつけないのか、と思わざるを得ないのですがとの質疑に対し、確かに丹波小学校のプールと体育館との間は、今、通行止めをしていますけれども、相対的な耐震をしたI S値では丹波小学校は高かったところですが、それにしても今の外側については危険なところが見えていますので、早い機会に改修をしていききたいと考えているところでの答弁でした。

大規模改修に伴う空調整備の補助金はないのかとの質疑に対し、大規模改修に伴う分については補助金があり、今回、北指宿中学校については職員室について、クーラーを設置しようと計画しているところでの答弁でした。

クーラー設置について、大規模改修と一緒にやれば3分の1の補助が付くと、一緒にでなけれ

ば補助はないということです。この大規模改修を行う普通教室を含むところは、財政上も一緒にやった方がいいのではないのですかととの質疑に対し、一緒にすれば、確かに少しは経費的には安くなると思いますけれども、ほかの一般財源等の支出等を勘案しますと、なかなか普通教室等までクーラーを設置ということは厳しいところですよとの答弁でした。

全小・中学校における普通教室全部と一緒にということになれば、一定の金がかかるでしょうけど、この大規模改修に伴う2校については補助金を使った方がいいと思うのですが、この際、クーラー設置も併せてやるということのほうが、財政上もいいのではないかと、思うのですがとの質疑に対し、今、学校施設におきましては耐震補強を優先として、平成27年に終わるように計画をしてやっております。今回のクーラーの関係は教職員室等にクーラーを付けようということで計画をしており、北中に関しては大規模改造の補助金の中でできるという形であったものですから、大規模改造に併せてやるわけです。ほかの普通教室等も確かにクーラー設置というのも必要ではあるとは思いますが、4・5年前に扇風機を全部設置をして、今、やっているところですので、普通教室に指宿市全体の学校の中で、クーラーを付けていこうという検討まで、現実としていっておりません。これから、いろんな施設を改修してから、そして、今年度の場合は非構造部材ということで、体育館に天井がある部分の学校が3校ほどありますので、その設計を先にやって、それを平成27年度までに終わらせなさい、という国からの達しも来ておりますので、まず、それを優先してやっているところです。普通教室のクーラー設置につきましては、小学校・中学校もありますので、全体を考えた計画の中で検討をしていかなければいけないと思っておりますとの答弁でした。

就学援助金の申請と認定の関係ですが、申請がなされたら大体認定されていくのか、はねられるものがあるとすればどういったケースなのかとの質疑に対し、平成25年度は612名が申請し、609名が認定され、3名が非該当になっています。3名とも収入が超過したものによるもので、経済的に困窮していないだろうと判断されました。そのうち1件は特別支援学級に通っているお子さんでしたので、特別支援教育就学奨励費の方で支払をしていますとの答弁でした。

就学援助の認定に至る基準は、これまでも収入基準を明らかにした方がいいのではないかと、言ってきましたが、具体的な収入基準はなく、市民税の非課税だとかいう形で対応してきたと思いますが、何か基準があったのですかととの質疑に対し、申請の中で経済的に困窮している、という記載ができます。そういう場合は市としてどれぐらいの収入があるのか、というのを出しているのです、それを基に、この家族構成であれば経済的に困窮しているかどうか、という一般的な判断として収入を参考にしているところですよとの答弁でした。

千歳との青少年相互交流事業について、千歳市との姉妹都市交流が20周年だということで、ほかの課で300万円の事業負担金が出ていますが、学校教育課所管の千歳との青少年相互交流事業でそういう記念的な計画等がありますかととの質疑に対し、特に記念イベント的なことではなく、これまでどおりの交流をする予定ですよとの答弁でした。

商業高校の外国との交流、外国語の授業などについては、2名の外国語講師をお願いしているということで、予算がありますが、ホームステイ事業などの交流事業等、効果のある運用を何か考えていますかととの質疑に対し、中国語と韓国語の授業については、今、商業科の

中で1学年週1時間授業を受けている状態です。また、交流については永化観光経営高等学校の方と従前から交流をしており、本年度も継続して交流していくところです。中国語については、まだ、対学校という交流は今のところ計画されてはいませんが、授業の中で習得して、簡単な日常会話、自己紹介ができて、就職や進学の際に生かせればと考えていますとの答弁でした。

いじめ、体罰、パワハラ、不登校の現状と傾向、対応等についてはどのようになっていますかとの質疑に対し、いじめの状況は小学校2件、中学校9件で、その11件について、全て解決をしているところです。内容としては悪口、嫌がらせ、無視といったような内容です。重大事案は発生していませんが、危機感を持って学校と一緒に早期対応しているところです。不登校は小学校で17名、中学校で24名ですとの答弁でした。

給食センターの件で、調理と配達の民間委託の方向に梶を切るようですが、26年度の予算には関わっていないのですかとの質疑に対し、民営化については今回の予算には計上していません。今後、各学校や保護者等に説明した上で、本年度中に業者選定委員会を立ち上げる予算を補正等で計上していく予定です。あくまでも保護者等への説明が一番と考えているところですとの答弁でした。

まると博物館とジオパーク等を並行して進めていたと思いますが、ジオパーク等とまると博物館との関連と進み具合はとの質疑に対し、ジオパークもまると博物館の一部であると認識しています。まると博物館は指宿市の自然・文化・歴史・文化財・産業を全体的に知ってもらおうということで進めてきました。ジオパークはこれまで学術情報を積極的に提供しており、今後もそういう努力をしていきます。また、ジオパークへの加盟となると学術情報の提供の範囲外となり、教育委員会の範疇を超えますが、今後もジオパークといろいろと連携を取りながら、情報を提供してまいりたいと思っていますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、市民協働課所管分について。公民館建設と広報用の放送施設補助の120万のうち、60万円は広報用の設備補助でしたけれども、防災行政無線の設置が大体終わったと思うのですがとの質疑に対し、地域によりましてはエリアトークという無線放送施設を整備するところがあります。この補助金は国・県の補助金があれば、それは控除されます。また、エリアトークは市の防災行政無線と連動するといったようなことで、話は伺っておりますとの答弁でした。

地区加入の促進は、現に指宿市内に住んでいらっしゃる、転居とか、そういうことを承知の上で、なかなか入っていないところをどう促進するかという質疑に対し、現在、自治会加入対策のマニュアルを作成し、全自治会の会長さんはじめ、その役員の方々にも受け入れ側としての心得といったものの意識醸成をしようという取組をしようとしています。転入者だけの対策、対応ではなく、転居に対しても同様に対応をしていますとの答弁でした。

市民活動支援のための物品、公用自動車貸出事業ですが、ボランティア活動、正に協働活動を推進するにあたって、非常にいい誘導政策だと思うのですがとの質疑に対し、公用車貸出事業は本年度から開始しております。あくまでも試行というような形で、現在のところこ

れまでに約21件の貸出実績です。この21件のうち、広報車両については2件きておりますとの答弁でした。

意見として。市民活動支援のための物品、公用自動車等の貸出事業について、今後、需要等をよく精査して、充実が図れないか検討していただきたいというものがありました。

次に、環境政策課所管分について。指定ごみ袋について、過去、値上げの意向が示されて、議会の方でそれは良くない、ということで、その後の対応として、その問題を含めて予算を取られてきたのですが、今年度の予算はどのようになっていますかとの質疑に対し、消費税に転嫁分の3%を上乗せした形での予算組としておりますとの答弁でした。

持ち込みごみについては指定ごみ袋に入れないと駄目という部分について、もう少し緩やかな対応ができるのではないですかとの質疑に対し、価格改定をする際に燃えるごみ・燃えないごみの料金を高く設定して、資源ごみについては安く設定するというような趣旨の中で、そういうことが可能になれば清掃センター、ごみ処理施設に直接持ち込む場合には分別ができていれば必ずしも指定ごみ袋に入れる必要はない、というような意見も出されておりますので、今後、検討していかなければならないと思っていますとの答弁でした。

浄化槽設置整備事業で10万円の切り替え補助金の上乗せがありますけれども、目的についてはどのように考えていますかとの質疑に対し、水質の浄化を推進することから、10万円の上乗せをすることで合併浄化槽の推進を図る、ということが大きな理由ですとの答弁でした。

悪臭防止や水質浄化に向けたLOVEいぶすきの普及促進を図るということで、こう事業費を組んでいるのですかとの質疑に対し、予算につきましてはLOVEいぶすきを作るための講習会の予算を計上しておりますとの答弁でした。

それを活用して、例えば、豚舎や牛舎でやっているところは効果が見られているのですかとの質疑に対し、農業、特に畜産等については、農政課の畜産係でLOVEいぶすきを作って販売しております。また、一部の豚舎や牛舎においては試験をやりながら、LOVEいぶすきの効果を、今、実証実験をしていると聞いておりますとの答弁でした。

実証実験を始めて長い時間が経つわけですが、それについての評価はまだ出ていないのですかとの質疑に対し、結果として、まだ、出たというふうには聞いておりませんとの答弁でした。

資源ごみの分別がスプレー缶、蛍光灯、小さな家電と三つほど増えるということでしたけど、スプレー缶については地域の収集所に持っていく、後は常設の場になっていたと思うのですが、これを地域でもできる、あるいは常設に限るというふうに分けた理由はどの質疑に対し、スプレー缶、カセットボンベなどを4月から集めるわけですけれども、スプレー缶、カセットボンベについては月1回の地区の立ち会い収集及び3か所の常設収集所で回収することにしております。また、小型家電については、常設収集所で回収することです。また、蛍光灯、乾電池については、常設収集所で収集、運搬の許可業者に対しての委託料の関係で、そこまで仕様書の中になかったものですから、まずは常設収集所で回収して、職員が清掃センターまで持っていく計画をしていますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、税務課所管分について。入湯税が減になっていますが、これはどういったことからですかとの質疑に対し、入湯税100万円の減額については、25年度の決算額において、24年度と比較して200万円程度の減額が予想されています。それを見込み、まだ、それよりも100万ほどは減額となるのではないかと、ということで、100万円の減額としていますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、長寿介護課所管分について。はり・きゅう等の施術料の助成事業、それから砂むし利用の利用券、この発行数と利用者数はとの質疑に対し、はり・きゅうにつきましては、平成24年度では1,920名でした。23年度が1,940名でした。枚数につきましては23年度2万1,785枚、24年度が2万996枚でした。また、砂むし温泉は24年度の利用実績ですけれども、6,772名の方にご利用いただきまして、回数的には1万6,582回の利用ですとの答弁でした。

訪問給食は1食675円が685円になり、本人負担については450円が455円、400円のところが405円ということでしたが、算出方法はどのようになっていますかととの質疑に対し、厚生労働省の地域資源実施要項では、食材費と調理費担当相当部分の経費については利用者が負担することとされております。各事業所の24年度決算を基に、1食当たりの給食の材料費と光熱水費を増税分に併せて試算しましたら、7円60銭から8円70銭程度の増が見込まれ、そのことから利用者負担を5円、後、見守りに掛かる燃料費・車両維持費等の経費負担が1円から1円80銭程度の増が見込まれまして、合計9円から9円80銭の増ということでしたので、利用者負担を5円、公費を5円引き上げて、10円ということをお願いをしたいと思っておりますとの答弁でした。

特別養護老人ホーム、軽費グループホーム、医療型の療養、住宅型、いろいろあります。こういった施設がどこにどの程度あって、その入所状況、待機者数はどの程度把握がされているのですかととの質疑に対し、市内の高齢者施設の状況につきまして、特別養護老人ホームは3か所ございます。介護老人保健施設も3か所ございます。介護保険施設、並びに有料老人ホーム、賃貸住宅、軽費老人ホーム等施設については把握しております。待機者につきましては、介護保険3施設とグループホームについて、昨年のある時期、5月とかの待機者数というのは調査してありますとの答弁でした。

介護保険施設やグループホームの入所費はどれぐらいなのですかとの質疑に対し、24年度で訪問介護ヘルパーが1月当たり4万3,792円、訪問入浴が5万5,633円、訪問看護4万5,703円、訪問リハビリ3万5,483円で、施設入所費は老人福祉施設で24万7,124円、老人保健施設で26万6,890円、療養型医療施設で28万485円となっていますとの答弁でした。

自己負担はどうなっているのですかととの質疑に対し、自己負担は介護老人福祉施設の標準的な介護3の場合、従来型個室で2万1,570円、多床室で2万3,100円、老人保健施設で2万4,600円、多床室で2万6,910円、介護療養型施設で3万330円、多床室で3万3,600円となっていますとの答弁でした。

費用のことを考えなければ、施設でお世話になった方が安心して生活できるという意味でもいいかと思うのですが、居宅の多くは財政的に大変で、居宅にならざるを得ない、あるいは入ろうと思っても空きがなくて入れない。やはり、施設が足りないことが根本にあると思

います。施設を増やす方に視点を向けていかなければならないと思いますがとの質疑に対し、待機者は各施設に申し込みのあった分の累計ですので、実数とはかけ離れている部分もあるのですが、待機者がいることは現実です。本年度、老人保健施設の菜の花苑とやすらぎ園で20床増設し、現在、小規模の20床、29床ですけれども、特養施設を建設中です。介護保険の場合は給付金の21%を保険料でみるということになっていますので、どうしても被保険者の保険料に跳ね返る部分もあります。今後、第6期の計画作りに26年度は入るわけですが、保険料と待機者、それから、施設の在り方なども含めて、第6期計画を作っていきたいと思っていますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、健康増進課所管分について。老人保健対策費の老人対策事業（健康づくり事業）ですが、がん検診の予算を結構組んでありますが、受診率はどのようになっていますかとの質疑に対し、平成25年度につきましては、2月末現在の見込みですけれども、胃がんが5.5%、大腸がんが9.6%、子宮がんが15.1%、乳がんが24.5%、肺がんが39.9%となっておりますとの答弁でした。

今後、いろんながん検診の受診率をもっと上げるために、どういう努力をするお考えですかとの質疑に対し、肺がんにおきましては、以前、冬の時期に実施したところ、寒いという方がおり、夏の時期に切り替え、本年、今年受診率が上がったところです。また、子宮がんにつきましては、夜間検診を行い、2日間でしたが非常に受診率が高く、今後も働く世代の方々に対する配慮として、夜間検診を実施していく方向ですとの答弁でした。

予防費の関係ですが、今、風疹の抗体検査を若い女性が結婚する前にしておいた方がいいんじゃないかと、良く聞くのですけれども、風疹の抗体検査の呼び掛けについてはどう考えますかとの質疑に対し、結婚する方に対しては本当に必要なワクチンだと知っております。ただ、今のところ周知等についてはしていないところですよとの答弁でした。

働いていれば平日はなかなかだということで、受診率を高めるために、休日も含めて対応すれば更に上がるのではないかと思いますのですけれども、土日を含めた曜日を設けているのですかとの質疑に対し、それぞれの検診項目に応じて、開聞地区・山川地区・指宿地区、1日は必ず土曜日・日曜日を入れておりますとの答弁でした。

子宮頸がんワクチンの予防接種も入っていますが、今は積極的な推進をしているのか、どういう経緯になっていますかとの質疑に対し、子宮頸がんワクチンにつきましては、今、国の審議会で検討していますが、未だに回答としては、積極的な推進はしない、ということで聞いておりますとの答弁でした。

25年度公民館等で健幸運動教室を開催していると思うのですが、26年度は何集落ぐらいを考えていますかとの質疑に対し、25年度におきましては、12地区15会場で開催しております。327名の方々が参加いたしまして、2月末現在で延べ4,000人ぐらいの方が運動教室を実施しているところです。26年度につきましては、現段階で正式な申し込みではありませんが、手を挙げていただいた地区が5地区と聞いておりますとの答弁でした。

子育て支援事業の中に、各種の乳幼児の検診、その他ありますが、母子健康手帳の交付も載っています。病院の先生が付いて対応するもの、先生は必ずしも付かないで保健師対応や

事務対応、事務方対応というのがあるのですかととの質疑に対し、乳幼児検診の3ないし4か月検診、6ないし8か月検診、1歳6か月検診、2歳児検診、3歳児検診は医師が付いています。あと、1歳半と2歳、3歳については、歯科医師も診察がありますとの答弁でした。

いろんな診察をするわけですが、中でも発達に関わる、言葉だとか、例えばアスペルガーとかADHDとかいうのになると、なかなか判定も難しい部分を含むと思います。通常の場合でも、1回の診察ではなく、日を改めてもう1回診るとかいうことも必要になってくるんじゃないかと思うんですけど、この相談、あるいは審査に行って、仮に1回切りで言われて、それが固定的にずっとそういう対応を迫られるということになれば、大変な問題も含んでおり、慎重にされていると思うのですが、どのようにされていますかととの質疑に対し、発達の遅れがある子供さんに対しては、まず、検診、育児相談、いろんな場で気付いたときに保健師の方が観察しながら、ここに載っている発達相談会で心理相談の先生に診てもらったり、親子教室に参加してもらったり、経過を見ていく。後、ここには載っていないのですが、県の巡回相談がありますので、指宿市に来たときにはそちらを紹介したり、あるいは直接受診するところを紹介したりしているところですよとの答弁でした。

意見として。健幸のまちづくり推進事業の健康増進課の仕事としては、健幸運動教室は大きな意味を持っていると思います。食生活の問題、検診のPR、健康増進事業の啓発など、積極的な事業推進をしていただきたいというものがありました。

次に、地域福祉課所管分について。保育園での障害児保育、延長保育、病後児保育等、どのような事業をどこでやっているのか、また、待機者と言えいろいろあるようですが、現にそこに入りたいという希望の方で、入れない方が幾らいるのかという質疑に対し、公立保育所が1か所、私立保育所が13か所、合計14か所、幼稚園を母体とする認定子供園が1か所、合計15か所で保育に欠ける子供たちの保育事業を行っており、その中で特別保育事業も行っております。休日保育事業は山川保育園、延長保育事業は光明禅寺・ひばり保育園、魚見保育園以下9保育園、放課後児童健全育成事業は魚見保育園、槌橋保育園など8保育園、一時預かり事業は開聞保育園、保育所地域活動事業はひばり、新西方、池田の3保育所、子育て支援センターは乗船寺と開聞の2保育園、障害児保育事業はひばり・槌橋等で行っておりますが、これは26年の4月以降の内容なので、各保育所を再度調査して、障害児がいるところには障害児加算をする予定です。それから、待機児童についてですが、厚生労働省の方へ報告する待機児童としての数ではありませんが、ある特定の保育所を希望するために入れない、いわゆる空き待ち児童は、4月1日現在で51名を想定しているところですよとの答弁でした。

乳幼児医療については、県としては非常に遅れている段階ですので、県内の各市でも県にいろんな要望はなされていると思いますが、そのことについてはどうですかとの質疑に対し、乳幼児医療助成制度は子育ての支援の中では大事な事業と位置付けております。そのために、県が主導権を握って、県全体で取り組んでもらいたいという思いから、各市一緒になって県の方へいろいろな機会を捉えまして、要望しているところですよとの答弁でした。

乳幼児医療の助成制度ということから言えば、各自治体どんどん充実していますが、各自治体で政策や財政状況により、取り組める枠があります。現在の自動償還払いを現物方式にして欲しいという声は大きいですが、各自治体で実現するというのは困難だと思います。そ

ういった点で、自動償還払いから現物方式に切り替えるということについては、県の意向が大きく関わるので、市として要請されていると思いますがとの質疑に対し、現物給付方式を導入することも、同じように各市重要と思って、県の方へは要望しているところです。現物給付方式となると国保連合会や、各医療機関との調整が非常に難しいところがありますので、やはり、県を中心に実施してもらいたいというのが、各市の思いですとの答弁でした。

全国的に見ても、現物支給方式になっていない県は少数です。同じように、ひとり親の場合、重度の場合も現物方式であって欲しいと思いますが、ひとり親の場合、自動償還払いでもなく、いわゆる申請に基づく償還払いとなっておりますので、更にひどい状況だと思えます。ひとり親・重度も含めて、この乳幼児医療も含めて、現物支給方式への切り替えという点で要請していくことが必要ではないかと思いますが、どうですかとの質疑に対し、ひとり親と重心医療につきましても、大事なところですが、自動償還払いになっていないので、現物給付方式導入という、もう2段上の事業を入れるよりも、まず、自動償還払いにして欲しいということで、県へ要望しているところですよとの答弁でした。

意見はありませんでした。

以上で、報告を終わります。

○議長（新宮領進） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 1 時 5 8 分

再開 午後 1 時 0 0 分

○議長（新宮領進） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、産業建設委員長の報告を求めます。

○産業建設委員長（西森三義） 産業建設委員長へ分割付託されました議案第29号、平成26年度指宿市一般会計予算について、審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る3月10日、11日の両日、全委員出席の下、関係課職員の出席を求め、審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、建設監理課所管分について。地籍調査は31年度完了予定で、昨年の残が19%と言うようなことだったのですが、今年2.98km²済んだときに、後、残りはどの程度の%かとの質疑に対し、平成26年度は1.5km²予定しております。指宿地域においては、全体が67.29km²の予定で、26年度の調査が完了しますと、55.98km²終わることになりますので、その時点では83.2%という数字になります。市全体では91.3%という数字になりますとの答弁でした。

キャスター付きのリュック1個4万円ということに対して、妥当な値段なのですか、機能的にどういった類の、ハードな山道でも壊れないようなものかとの質疑に対し、高さ1mぐらい、50cm四方ぐらいの丈夫なもので、プラスチック杭が50本ぐらい、それからハンマード

リル・メジャーが入る、午前、午後の調査をするときに、一切合切の品物を入れて運搬できるような仕組みで、値段も高価なものになってますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、都市整備課所管分について。湊土地区画整備事業の完了には、相当時間がかかるような気がしますけれども、見通しというのは大体どの程度と思っているのですかととの質疑に対し、湊地区の区画整理事業は25年度末の事業費ベースで約90%近く終わっております。事業の認可期間が平成27年度までで、残事業で言うと、後6億程度残っております。27年度までの事業認可ではあるのですが、若干遅れるのではないかと考えていますとの答弁でした。

道路については、かどやからひろ田までの区間もまだ全然手をつけていないが、その辺りについてはどうですかとの質疑に対し、湊地区の道路の残事業ですけど、実際道路が残っているのは渡瀬通り線ですとの答弁でした。

第1期工事となっているわけですが、第2期というのは引き続き予定をしているのですかととの質疑に対し、第2期工事は木之下病院から指宿駅前広場までの区間ですが、市といたしましても、県へ再三要望はしていますが、県の回答は、現在、建物移転費用、補償等に多額の費用を要するものは難しいということで、いい返答をもらえていない状況ですとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、土木課所管分について。新設改良事業費で多くの改良がなされるようですが、優先順位はどのようにつけているのですかととの質疑に対し、優先順位につきましては、路面の損傷度や利用度、地域性など総合的に勘案して決めているところです。現在、市道は全部で940路線570kmほどあります。そのうち、現在、把握している路線は240路線で、全体事業費として60億から70億ぐらいを見込んでいます。それを、先ほどの優先順位を勘案しながら、年次的に整備していますとの答弁でした。

道路関連で、先ほど優先順位があり、利用率や交通量等を判断材料にしているということでした。開聞地区・山川地区、また、指宿地区でも、中心部を離れた地域は道路そのものが本当のライフラインです。緊急車両も高齢化に伴って頻繁に動くし、普段の生活も車両に頼らなければならない、すべて道路の整備がなければ生活は成り立たないという状況です。優先順位を付ける際、当然そこも重要視しなければならないと思いますが、どの程度考えているのですかととの質疑に対し、多くの地区から要望が上がっている中で、道路の安心・安全を図るために、整備に努めていかなければならない状況ですが、なかなか整備が行き届いていない状況です。地域性等も勘案しながら、なるべく偏らないよう計画を立てていますが、現在、指宿地域の道路状況が非常に悪いことから、指宿地域に偏っているところですよとの答弁でした。

橋梁の長寿命化箇所が11か所予定されているようですが、指宿市に橋梁は何箇所あり、すべての橋梁を確認したのですかととの質疑に対し、市内の管理橋梁は139橋です。その橋梁すべてを21年度に概略点検を行い、詳細に点検しなければならないものについて、22年度に詳細点検を行いました。そして、23年度に作成した橋梁長寿命化修繕計画に基づき、損傷度の激しい橋梁から逐次補修をかけていくことにしているところですよとの答弁でした。

瀬崎港の海岸高潮対策工事ですが、今後の事業の区間と単年度で終わるのかどうかとの質疑に対し、瀬崎港の海岸高潮対策事業は本年度の補正予算1,000万円で高潮対策事業の業務委託を発注します。その後、26年度予算で工事費3,000万円を要望しているところです。区間は1昨年度、護岸のかさ上げを行った区間から、鹿児島側へ213mを高潮対策事業という形で整備しようと考えており、高潮に対する予防と護岸の前にある消波ブロック等を置き直すことで、瀬崎地区に対する高潮対策を図っていきたいと思っております。現段階での予算規模として、約1億2,000万円を予定しており、大体3年計画で整備されていくものと考えておりますとの答弁でした。

意見として。道路予算関連の配分において、3地域間に余りにも大きな開きが見られるのではないかと感じます。今後、事業化の決定を下す際の優先順位については、地方にとって道路の重要性・ライフラインとしての重さを加味して、検証願いたいというものがありました。

次に、建築課所管分について。上井手方団地の浄化槽設置がありますが、ほかの市営団地でまだ汲み取りのままというのがあるのですか。順次水洗化になっていくのですかとの質疑に対し、本年度、岩本団地と堀切園団地を終わりますと、残り201棟が汲み取りとなります。財政的な面もあり、年次的にやっていきますが、大まかな目処としては31年度ぐらいまでを目処に進めて行きたいと考えておりますとの答弁でした。

大規模建物耐震診断補助金について、対象事業者数と棟数、また、診断にかかる費用についてはすべて補助金で事業者の負担は一切ないのですかとの質疑に対し、現在のところ対象となる予定が4施設の7棟です。この度、県と市が補助金を出した場合には、国も追加して補助金を出すという制度改定がなされました。国の交付金が3分の1あり、県と市で3分の1ですので、半分ずつ負担した場合に6分の1ずつ、国が直接補助として事業者に6分の1補助することによって、全体の6分の5は国及び県と市の補助金で賄えて、残り6分の1が事業者の負担になりますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、農政課所管分について。畜産のLOVEいぶすきの検証は、段階をステップアップするような形で検証を続けていくということですが、毎年毎年投じた金額を計算すれば、相当額に上がってくると思います。検証という言葉を使うのであれば、検証した結果が毎年我々にも示されるべきではないのですかとの質疑に対し、ここ数年、モデル的に散布してもらい、アンケートを採るということが続いております。25年度からそれを数値で表せばどの程度になるのか、ということに取り組んでおります。本年度も数値的なものが上がっておりますので、まとも次第、委員会の中でもお示しさせていただきたいとの答弁でした。

がんばる農業者・起業支援事業は、具体的にどういったことをやろうとしているのかとの質疑に対し、25年度から取り組んだ事業で、26年度で2年目になります。26年度の具体的な内容に関しては、創業塾を開いて、やる気のある方々に、グループでも個人でもいいですけど、来ていただいて、専門家のコーディネーターを講師として招き、成功事例などを含めて検討に入りますけど、自分に合う6次産業は何かというのを、具体的な計画を立てて成功していただくように取り組んでいきたいとの答弁でした。

創業塾の創設ということで、こういったものになるのか、具体的な説明を聞きたい、ということと、製品化の試作だとかパッケージ作成にかかる技術的な支援ということになれば、施設が必要になるが、そういう施設をどういうふうに設置していこうと考えているのかとの質疑に対し、6次産業創業塾の活動内容ですが、まず、1番目としまして、基礎的な研修、衛生面の研修とか、事業計画を立てていただくことを想定して、その中でプラン作りをしてもらい、市の認定を受けていただくということを考えています。加工研修に関しては、私どもでも、今、管理している加工施設が二つあり、それから、農業大学校の隣に県の加工施設がありますので、そういう施設を活用していただいて、自ら加工研修に取り組んでいただくとの答弁でした。

農業振興費の有害鳥獣の対策事業で、防鳥網とか箱罾についてはこの予算の中で取り組まれているのかとの質疑に対し、鳥獣被害の対策につきまして、25年度はカラス用の箱罾とか、小動物用の箱罾、それと、イノシシ用の防除用の電気柵を導入してきたところです。26年度に関しては、防鳥ネットについて、県の方といろいろ事業の内容の確定を進め、やる予定で26年度に予算を組んだところですよとの答弁でした。

青年就農給付金について、47名の中で3組の方だけが結婚して夫婦で農業しているのか、それとも、この47人の中にも結婚して夫婦で農業に取り組んでいる人がいるのか、その辺りの制度上の区切りについてはどういう状況になっていますかとの質疑に対し、制度上はご夫婦で取り組まれる方々も対象になるということですが、要は経営をそれぞれ自分の名義でやるという、様々な条件がありまして、それに合致する方が3組いるということですよとの答弁でした。

青年就農給付金で指宿は農業に従事する若い青年が増えております。これに対する営農指導的な体制は十分なされているのかとの質疑に対し、若い方々が農業に参入して、技術が未熟な方とか当然いらっしゃいます。そこら辺りのサポートを市・県、JA、農業委員会、農業委員、指導農業士の方々にも協力をいただいている状態ですよとの答弁でした。

意見として。青年就農給付金で農業に定着する若い人が増えております。それをサポートする指導者を採用されるように要請していただきたいというのがありました。

次に、耕地林務課所管分について。シラス対策事業は国・県の補助率が95%で非常にありがたい事業ですが、何年度事業というような区切られた期間が設定されているのですかとの質疑に対し、事業の期間は大体5年ぐらいですが、成川・福元地区のように、事業費が大きくなると10年という期間設定がなされますよとの答弁でした。

シラス事業に取り組む今後の見込みはとの質疑に対し、今後のシラス対策事業については、池田地区の排水路整備をできないか検討しております。今のところ、具体的な取組はしておらず、要望を精査している段階であり、何年度採択に向けてというような状況ではないですよとの答弁でした。

畑かん事業は事業を始めてから相当年数が経ち、地域によっては畑かん用水の中からヘドロが出るような状況が出ており、特に苗等の育苗等にはかけられないようなところがあると聞きます。状況を把握されていますかとの質疑に対し、配管の中の汚れ等は把握してはいますが、畑かん整備が終わってから何十年も経っています。現在、更新事業として南薩地区畑

地帯総合整備事業があり、県営事業で10年ぐらいかけて、畑かんの中の立ち上がり部分をすべて替える事業を行います。また、一部ほ場を走っている配管を道路に移設するという事で、総額58億円ほどで平成34年までの更新事業を計画しております。ほかに、国で敷設した本管についても、漏水があるということで、国が更新事業を実施する計画を作っているところですよとの答弁でした。

山川地域全域で松くい虫の被害が結構目立っています。予算では主要道路沿いとなっていますが、民間部分はどうにもできない、という状況ですかとの質疑に対し、平成18年のポジティブリスト制度により空散ができなくなり、市としても守りたいが守れない、守れないという状況が発生しました。そこで景勝松林や防風林はどうしても守りたいということで、樹幹注入しましたが、それ以外が松くいで茶色くなっております。県にも相談していますが、市として守れないとなると、後はもう、個人財産なので、個人でお願いするしかありませんとの答弁でした。

本年度、樹幹注入で景勝松等へ樹幹注入を行うということですが、場所はどの辺りになるのですかとの質疑に対し、樹幹注入の場所はフィリピンの慰霊碑脇の防風林、開聞から山川に行く途中の戸ヶ峰の防風林、潟山公園の体育館周辺の景観松の合計398本を計画していますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、農業委員会所管分について。ソーラーの転用申請について、国策としての事業だからというような圧力を感じて、ある程度やむを得ないというような流れになっているのか、いや、農地をきちっと守っていこうということで、国・県なりの指導の下、厳正な判断をされているのか、農業委員会全体の考え方はどういった状況になっているのですかとの質疑に対し、確かにいろんな事業主がおり、圧力ではないですが、職員に詰め寄る人も実際おりました。ただ、そこには農地法を守る立場から、できない部分はできないとお断りをするということで、事務局としても委員会としても毅然とした態度で臨んでいるつもりですよとの答弁でした。

農業者の老後生活の安定を図り、福祉の向上を図るために、農業者年金の加入推進が行われており、加入者が25年12月末で133名、受給者584名とあります。後継者対策で結婚祝い金という事業も取り組んでおり、配偶者も当然、農業者年金に加入できるようになっていますと思いますが、配偶者についてはどういう考え方で推進されるのかとの質疑に対し、夫婦で加入していただくのが一番理想ですが、最低月2万円という掛け金があります。国民年金まで入れると3万5・6千円になり、非常に負担が大きいということです。夫婦となれば更に2万円プラスになりますので、周知期間を設けてやっていますが、なかなか夫婦でというのは、経済的な問題もあり、難しい状況ですよとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、観光課所管分について。ふれあい公園管理事業費に4,010万6千円が計上されて、ふれあい公園及びその周辺の管理を行い、効率的な運営を図るということで、今回、パークゴルフ場が新設されるということは分かったのですが、そのほかの全体的な公園管理、果樹園等のところから菜の花迷路を造っていた畑などはどういう利用をする計画なのですかとの質

疑に対し、ふれあい公園の管理運営については、観光客の方、あるいは市民の方が気軽にふれあい公園を利用していただくためには、それなりの維持管理をしっかりとしていかなければならないと思っています。そのために、公園の中を清掃していただく方も2名雇用し、維持管理に努めております。また、ふれあい公園検討委員会を立ち上げて、今後のふれあい公園をどのような形で運営、あるいは、あるいは見直しをしていくかという協議をしていただきました。観光農園的なものにつきましても、今後、検討していきたいと考えているところですよとの答弁でした。

観光客誘致ですが、今後、海外からの観光客も増えると思うのですが、公共施設のW i F i の設置はとの質疑に対し、本市における観光施設への設置は、現在は、まだなされていませんとの答弁でした。

今後の設置予定はとの質疑に対し、指宿市は海外からの観光客が対前年比60数%伸びておりますので、こういう状況を考えますと、W i F i 設置は必要だと考えております。今後、県とも協議しながら設置に向けて努力をしていきたいと考えておりますとの答弁でした。

スポーツ合宿の予算が報償費で組まれていますけれども、1件当たりと、何件ぐらいを予定されているのかとの質疑に対し、平成25年度におきましては、サッカー、陸上、プロ、社会人を含め、12団体にご利用いただいているところです。額は合宿の人数によって異なります。10人から15人以上場合が3万円、16人から20人が4万円、21人から25人が5万円、26人から30人が6万円、31人から35人が7万円、36人から40人が8万円、41人から45人が9万円、46人以上が10万円で、指宿市内の宿泊所を5泊以上を利用した方で、市外の団体となっております。一方では、指宿市短期スポーツ等合宿商品券支給事業要綱を定め、25年4月から対応させていただいております。この商品券の支給対象となる団体につきましては、10人以上で、かつ3泊又は4泊、市内の宿泊施設を利用する市外の団体と規定させていただいておりますとの答弁でした。

砂むしの里交流の広場は、今後、こういった形で管理運営されていくのですかととの質疑に対し、砂むし会館砂楽の指定管理をしている一般財団法人指宿温泉まちづくり公社に管理委託を考えているところですよとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、商工水産課所管分について。海外巻き網船の水揚げ奨励金が出ていますが、25年度実績と26年度見込みをどの程度みて、この金額を出しているのですかととの質疑に対し、25年度予算が1,820万円でしたので、その予算内で、52隻分、1隻に35万円ということで支払っていますが、年度途中で予算到達したので、積み残して、26年度予算で支払っていくこととなりますが、山川漁港が無線検疫指定を受けましたので、海外巻き網船が入りやすくなってきて、巻き網船の誘致に努めているところですよとの答弁でした。

雇用促進で、漁協青年部が2月から事業を始めているということですが、どのような事業をどういう方がやっているのですかととの質疑に対し、12月議会で承認をいただいた事業で、緊急雇用対策事業の中に新たに企業支援型雇用創造事業というのが出てきたので、いち早く本市も申請したのですが、水産業・農業で6次産業を目指すところはないかということで、水産業は指宿漁協と山川町漁協の青年部に委託することで、あまり利用価値のない魚類を加

工し、販売に繋げていこうということでしたとの答弁でした。

山川フェリーの件で、800万ほどありますが、山川・指宿・開聞の子供たちが、フェリーを使って大隅半島へ行く機会、もしくは大隅の方から研修であったり、遠足で来るというような連携が取られているのですかととの質疑に対し、山川根占航路推進協議会に指宿800万円、南大隅町800万円、県800万円と出し合って、主に陸上業務、事務費的なものに使われています。そのほか、補助金で300万円が計上されていますが、それも指宿300万円、南大隅300万円、県の補助はありませんけれども、持ち寄って利用促進のための事業を行っています。その中で、地域間交流事業というものがあり、以前は指宿市と南大隅町に限っての事業でしたが、エリアを拡大し、少年団のスポーツ大会がフェリーを使ったときなど、指宿市と南大隅がフェリー料金の2分の1の上限3万円、それ以外の南薩・大隅のエリアの方々は3分の1の上限3万円という制限を設けて助成金を出しています。24年度は15団体、25年度は現在まで14団体の方々がこの事業で行き来をしているという実績もありますとの答弁でした。

住宅リフォームは工事費20万円以上を補助対象として、経費相当額の10%、10万円を上限で補助するという事で、商品券での補助だと思うのですが、市内の建築業者を利用した住宅リフォームとなっていますけど、和風トイレを洋風に変えとか、風呂桶を替えるとかのリフォームの場合には、設備業者でできる部分があると思うのですが、これは建築業者でないと駄目なのですかとの質疑に対し、トイレとか台所とか、電気屋が請け負ってやっている実績もありますので、そういうことではありませんとの答弁でした。

消費生活相談員は多様化する消費生活トラブルの解消ということで、最近、防災無線の中でも市の職員を装ってというものがあつたのですが、どのような相談が多いのですか。また、事件とはどういうものがあつたのですかととの質疑に対し、実際に起こった件としては、警察に被害者から連絡があつたということで、警察から危機管理課へ直接話があつたようです。消火器販売と、お金を還付するからということで、手続きの話があつたようで、消費生活センターに寄せられる相談については、2月末現在で354件の相談が寄せられており、最も多いのが、消火器などの訪問販売、健康食品などの訪問、あるいは電話での勧誘、消費者金融の過払い金、インターネットのアダルトサイトなどが相談の上位になっています。クーリングオフ制度で解決された事案も平成25年度は60件ほどあるようですとの答弁でした。

山川常設市場は地元もいろいろな商店街の方とか、いろんな物品販売をしている方々がいたと思います。野菜、水産物は本場に近いところであると思うのですが、地元の商店街の方々の出店ということに関しましてはどうですかとの質疑に対し、地元商店街の方々は出荷者協議会のほかに朝市協議会というブースを設けているコーナーもあり、地元商店街の方々が主にやってくださっていますが、採算面、年齢的なこともあり、今、4スペース空いている状況です。そこには芙蓉商事が人気のあるお菓子類を並べたり、姉妹都市である千歳市、十日町市から物産を仕入れて販売もさせていただいていますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

以上で、報告を終わります。

○議長（新宮領進） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

吉村重則議員。

○5番議員（吉村重則） 議案第29号に反対する立場から討論いたします。なのはな館保全調査及び利活用検討事業が含まれております。鹿児島県の施設であり、3年前に県は維持管理の赤字を理由に放棄した施設であり、市で検討することは活用を前提であること、市で維持管理について検討したら1億円以上もかかると推計されております。県は修繕をしたら無償で指宿市に提供し、今後については県と検討するとの説明ですが、不明であり、利活用するようになれば何らかの財政的負担があることは明らかなです。普通交付税の合併算定替えによる財政支援措置も終了等に伴い、厳しい財政状況になることが見込まれております。なのはな館の解体費は8億円もかかると言われており、県の責任で検討させるべきであります。また、安全灯設置補助の削減や生ごみ処理機器補助の削減も含まれていること、消費税増税については、議案第13号と同じ理由、高校の授業料関係も本予算に反映されており、議案第19号と同じ理由で反対いたします。

○議長（新宮領進） 以上で、通告による討論は終了いたしました。

ほかにありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進） 下川床泉議員。

○19番議員（下川床泉） 19番。議案第29号について反対の討論をいたします。議案第43号の追加の議案を見て、反対をしようと思いましたが、通告はしておりませんが、討論をいたします。議案第29号の予算案の中に、副市長2人分の給料が入っております。1人が3月末で帰っていかれるので、副市長1人になると思っておりました。2年前の副市長2人制の採決は賛否が拮抗していたというふうに思っております。市民の声も財政難の中、副市長2人制が必要かという意見が多数あります。副市長は1人で十分だと考えます。よって、議案第29号について反対の討論といたします。

○議長（新宮領進） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第29号、平成26年度指宿市一般会計予算について、を採決いたします。

本案に対する各委員長の報告はいずれも可決であります。

委員長報告にご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（新宮領進） 起立多数であります。

よって、議案第29号は、原案のとおり可決されました。

△ 議案第36号（委員長報告、質疑、討論、表決）

○議長（新宮領進） 次は日程第20、議案第36号、平成26年度指宿市水道事業会計予算について、を議題といたします。

本案は、総務水道委員会に審査をお願いしてありましたので、総務水道委員長の報告を求めます。

○総務水道委員長（木原繁昭） 総務水道委員会へ付託されました議案第36号、平成26年度指宿市水道事業会計予算について、審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る3月5日に全委員出席の下、関係課職員の出席を求めて審査いたしました結果、反対討論として、議案第13号と同じ理由で反対いたします、というものがあり、起立採決の結果、起立多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました、主な質疑、意見について申し上げます。

過年度分過誤納還付金が20万ほど出ており、説明で漏水により還付したということですが、還付の基準を教えてくださいとの質疑に対し、還付に関しては公道と民間の敷地内外で、個人が修理すべきところと区分をしてあります。一次側の漏水は水道事業で出費をすることになっており、量水器の二次側部分が還付対象で、双方の負担原則ということで、近々の2、3か月前の数字を見て、平均的な数字の半分ずつということで、概ね2分の1を還付対象としておりますとの答弁でした。

未納の方に対する回収の方法はとの質疑に対し、昨年来、未納というのに危機感を抱いており、上位100人に支払のお願いの文書を配り、昨年6月から13名全員で徴収して、その後、業務係の方で夜間徴収をほとんど毎日のように行っている状況です。不納欠損で落ちそうな金額が前年度、24年度の不納欠損額を下回るような勢いで、何とか未収金の回収には、全員で、今現在、努力をしている状況ですとの答弁でした。

滞納者の中にはお金があつて出さない悪質な方と、本当に困って、今日の飯も食えないというふうな状況の中で、そうやって徴収するのはどうかという考え方もあります。銭があつて、あればすぐ払うのだけど、できないような方に対して、減免をする考えがあるかとの質疑に対し、今後、そういう面についても課内で検討してまいりたいと思いますとの答弁でした。

施設整備で、小雁渡浄水場の整備がありますが、この整備が終わると山川地区の問題は解決するということですかとの質疑に対し、要望のありましたステンレス配水池の1,400 tを設置しました。26年度は急速濾過機からの逆洗水の沈殿池処理施設を整備し、鰻から取水している浄水施設については、ほぼ完了します。ただ、配水管は昭和42年当時入れたC I Pという赤錆の出る铸铁管があり、28年度に町・福元地区のC I Pの管更新については完了予定ですとの答弁でした。

意見はありませんでした。

以上で、報告を終わります。

○議長（新宮領進） ただいまの委員長報告に対する質疑にはいります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

吉村重則議員。

○5番議員（吉村重則） 議案第36号に反対する立場から、討論を行います。議案第14号と同じ理由で反対いたします。

○議長（新宮領進） 以上で、通告による討論は終了いたしました。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第36号、平成26年度指宿市水道事業会計予算について、を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

委員長報告にご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（新宮領進） 起立多数であります。

よって、議案第36号は、原案のとおり可決されました。

△ 議案第30号～議案第32号（委員長報告、質疑、討論、表決）

○議長（新宮領進） 次は日程第21、議案第30号、平成26年度指宿市国民健康保険特別会計予算について、から、日程第23、議案第32号、平成26年度指宿市介護保険特別会計予算について、までの3議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

3議案は、文教厚生委員会に審査をお願いしてありましたので、文教厚生委員長の報告を求めます。

○文教厚生委員長（高田チヨ子） 文教厚生委員会へ付託されました議案第30号、平成26年度指宿市国民健康保険特別会計予算について、から、議案第32号、平成26年度指宿市介護保険特別会計予算について、までの3議案の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る3月7日に全委員出席の下、関係課職員の出席を求め、審査いたしました結果、3議案は全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、議案第30号について。基金の状況で、国民健康保険特別会計財政調整基金61万2千円という金額にびっくりしているところですが、これからどうしますかとの質疑に対し、合

併した頃から、国の負担金の見直しによる減額と構造的な問題、県内も指宿市以上に厳しいところはたくさんあり、県単位で保険者をしていこうという考えがありますが、具体的に進んでいない状況です。税負担と支出、療養費の負担も考慮しながら、どうにか踏ん張っていかなければならない状況が後4・5年は続くのでは、と考えておりますとの答弁でした。

国保税額については、据え置きを前提に予算が組まれているということによろしいですかとの質疑に対し、はい、そのとおりですとの答弁でした。

収納率はどれぐらいみえていますかとの質疑に対し、92%を見込んでおりますとの答弁でした。

収納率の92%というのは、この間の経緯も含めて、あるいは他の自治体と比べてどういう位置にあるのですかとの質疑に対し、国保の収納率ですが、24年度の県内の状況の一覧表がありますが、指宿市は24年度・現年度分が92.2%、県の平均は90.71%で43市町村中27位、19市中12位となっております。それから、滞納繰越分ですが、指宿市が16.09%、県の平均は12.86%、43市町村中24位、19市中9位、合計の収納率が75.82%です。県の平均は68.46%、43市町村中47位、19市中5位という状況ですとの答弁でした。

収納率が92%ということは、8%は困難ではないか、ということになりますが、現在、その保険証の発行状況というのはどのようになっているのか。正規の分、短期の分、資格証の分あると思いますが、短期資格証がどれぐらいあるのですかとの質疑に対し、25年の1月末で、短期世帯数が延べで3,227世帯、被保険者数が延べ5,442名、資格では68世帯、被保険者数79名、そのうち、高校生以下が150世帯、273名となっておりますとの答弁でした。

滞納があっても納税相談に応じて誠意をもって対応すれば、少なくとも短期は交付される。資格証についてはそれ以降、それに応じない人たちだという理解でよろしいですかとの質疑に対し、はい、そのとおりですとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議案第32号について。一次予防事業の4地区はどこですかとの質疑に対し、運動教室の4地区は、今年度が摺ヶ浜と大牟礼地区ですが、来年度はこの二つに加えて湯之里地区と後1か所打診中ですとの答弁でした。

25年度2地区がこの活動をしたわけですが、効果をどのように捉えていますかとの質疑に対し、運動教室で運動機能のチェックもしていますが、6か月過ぎた頃に幾つかの項目で柔軟性が出たり、長い距離を歩けたり、という効果が出てきている人もいます。また、維持や交流ができているという効果が出ていると思いますとの答弁でした。

段階別の保険料と県内の比較がありますかという質疑に対し、第1段階が2万6,200円、第2段階が2万6,200円、第3段階が3万6,800円と、3万9,400円で、第4段階も4万7,000、4万7,300円と5万2,500円です。第5段階は6万5,700円、第6段階は7万3,800円です。県内の介護保険料は第5期で平成24年から26年度までの3か年の保険料です。第5期に県内19市のうち18市が引き上げたのですが、本市の場合、月額が4,381円となっております。県内の19市中最も高いのが、いちき串木野市の6,025円、本市より低い保険料は5市ありますが、最も低いのが枕崎市の3,900円です。全国平均が4,972円、県平均が4,946円ですとの答弁でした。

介護保険料の収納率はとの質疑に対し、予算計上の収納率は24年度決算の99%を見ていま

すとの答弁でした。

意見はありませんでした。

なお、議案第31号については、質疑、意見ともにありませんでした。

以上で、報告を終わります。

○議長（新宮領進） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第30号から議案第32号までの3議案を一括して採決いたします。

3議案に対する委員長の報告は可決であります。

3議案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進） ご異議なしと認めます。

よって、議案第30号から議案第32号までの3議案は、原案のとおり可決されました。

△ 議案第33号～議案第35号（委員長報告、質疑、討論、表決）

○議長（新宮領進） 次は、日程第24、議案第33号、平成26年度指宿市温泉配給事業特別会計予算について、から、日程第26、議案第35号、平成26年度指宿市公共下水道事業特別会計予算について、までの3議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

3議案は、産業建設委員会に審査をお願いしてありましたので、産業建設委員長の報告を求めます。

○産業建設委員長（西森三義） 産業建設委員会へ付託されました議案第33号、平成26年度指宿市温泉配給事業特別会計予算について、から、議案第35号、平成26年度指宿市公共下水道事業特別会計予算について、までの、3議案の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、去る3月10日、11日に全委員出席の下、関係課職員の出席を求めて審査いたしました結果、3議案は全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、議案第33号について。布設替工事が今回も計上されていますが、計画的に鋼管への交換はやっていかれるのですか。従来のアスベスト管は残っていないのですかと質疑に対し、アスベスト管を鋼管に替えるための布設替工事です。年次的に改修をして、1,571mのうち、921mを完了する予定で、全体的な布設替工事については、平成33年度までを予定しているところですよとの答弁でした。

民間の配湯業者が施設管理が大変だということで、配湯業務を辞めた業者もいます。また、これ以上増やせられないということで、新しく家が建ったときに配湯ができないという、市民からも苦情等を聞くわけですが、市の方にも配湯業務の要望が来ていると思います。どのような考え方をもっていますかとの質疑に対し、高齢になり配湯業務から撤退したいという方もいるということも耳にしています。市が温泉配給事業を拡げていくということになれば、財源の問題、あるいは使用料の値上げといったことにも繋がってくる要素もあります。現状として、温泉配給事業特別会計条例を設置して、運営を行っているところで、本管が通っているところで、温泉を引きたいということがあれば、使用いただいている状況ですとの答弁でした。

市が配湯しているのは何件で、民間の方々は何件ですかとの質疑に対し、25年3月31日現在で、民間業者が26業者で、配湯数は推計で約3,430世帯、市営の配湯数は717ですとの答弁でした。

料金的なものとかは、民間より安く設定してあるということですが、なぜ、そういうことをされるのですかとの質疑に対し、料金についてはここ最近据え置いている関係で、民間の方が燃油の高騰等もあり値上げをされて、今の形になっている状況です。市の温泉についても、いろいろ経費もかかってますし、湯量自体も増減があり、大分苦勞していますので、その状況を見ながら料金改定という形で考えていかなければならないと考えていますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議案第34号について。もくもく館のLED取替工事は水銀灯が付いているのをLEDに替えるとのことですが、取替事業費が376万円で、LEDに取り替えたらその後の電気料が安くなると思われるのですが、どれぐらいを想定していますかとの質疑に対し、年間28万円ほどです。電気料金の値下げ問題もあるのですが、夏場に瞬間的に電圧が下がった関係で停電になることがあって、水銀灯なので復旧するのに15分から20分ほど時間を要するということもありました。お客さんに迷惑をかけている部分もあったものですから、今回、LED化をしていこうということで、予算を計上させていただきましたとの答弁でした。

床張替工事をするということですが、期間は何日ぐらいでいつ頃されるのですかとの質疑に対し、600番台から800番台が最後なのですが、6月の梅雨時期に1か月ほどを予定してますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議案第35号について。雨水対策費の説明資料の中で、公共下水道事業管渠等施設計業務委託となっている事業の内容はとの質疑に対し、新潟口雨水ポンプ場の建設により、現在のポンプ施設がいらなくなるわけですが、不要となる現在のポンプ場の取り壊しを含めて、その後に水門の設置も必要となりますから、この水路の拡幅に関わる設計業務委託費を予定しておりますとの答弁でした。

二反田川の第9雨水幹線築造工事となっているのですが、前年度も1,000万円計上されているわけですが、その二反田川の雨水幹線築造工事というのは、どのような状況で推移をして事業しているのですかとの質疑に対し、二反田川第9雨水幹線というのは、十町土地

区画整理事業区域内で整備している雨水幹線の整備です。区画整理事業と並行しながら進めているため、今年度60mを1,000万円で工事予定をしていますとの答弁でした。

下水道整備事業補助事業の中で、長寿命化のための再構築工事という項目は二つほどでありますが、この工事内容はとの質疑に対し、既存の施設が耐用年数を過ぎているものがかなりございまして、国の補助事業に則ってやるために、長寿命化計画というものを策定して、平成24年3月29日に国の承認を受けております。長寿命化で行う工事ですが、26年度については、浄水苑が電気設備関係、汚泥の処理設備の電気関係と、それから管理棟にある中央監視室の電気関係、それと、脱水機設備一式を改築工事いたします。潟山雨水中継ポンプ場については、自家発電一式と建築電気、それから自家発電にかかる建築一式ということで、今、計画を予定しているところですよとの答弁でした。

下水道汚水管渠等再構築工事については、パイプの更新ということですかとの質疑に対し、汚水の管渠の計画も一緒にします。改築・更新する施設は口径が250mmから口径1,000mmの陶管やらヒューム管の改築・更新を約2,600m予定しておりますとの答弁でした。

意見として。新潟口雨水ポンプ場の供用開始まで、まだ、3年ほどかかるという説明ですが、浸水については指宿市のこの地域の住民は20年来の要望であります。これが完成するまでの間、水路、あるいは側溝などの管理を十分にさせていただいて、できるだけそういう被害が起こらないような安全予防策をとっていただきたいというものでありました。

以上で、報告を終わります。

○議長（新宮領進） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

吉村重則議員。

○5番議員（吉村重則） 議案第33号から議案第35号まで、反対する立場から討論を行います。

議案第14号と同じ理由で反対いたします。

○議長（新宮領進） 以上で、通告による討論は終了いたしました。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

まず、議案第33号、平成26年度指宿市温泉配給事業特別会計予算について、を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長報告にご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（新宮領進） 起立多数であります。

よって、議案第33号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第34号、平成26年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計予算について、を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長報告にご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（新宮領進） 起立多数であります。

よって、議案第34号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第35号、平成26年度指宿市公共下水道事業特別会計予算について、を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長報告にご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（新宮領進） 起立多数であります。

よって、議案第35号は、原案のとおり可決されました。

△ 議案第42号（討論、表決）

○議長（新宮領進） 次は、日程第27、議案第42号、平成26年度指宿市一般会計補正予算（第1号）について、を議題といたします。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

吉村重則議員。

○5番議員（吉村重則） 議案第42号に反対する立場から討論いたします。

議案第14号と同じ理由で反対いたします。

○議長（新宮領進） 以上で、通告による討論は終了いたしました。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第42号、平成26年度指宿市一般会計補正予算（第1号）について、を採決いたします。

ご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（新宮領進） 起立多数であります。

よって、議案第42号は、原案のとおり可決されました。

△ 議案第43号上程

○議長（新宮領進） 次は、日程第28、議案第43号、副市長の選任について、を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

△ 提案理由説明

○市長（豊留悦男） 今回、追加して提出いたしました案件は人事に関する案件1件、条例に関する案件の計2件であります。

それでは、ご説明申し上げます。追加議案、提出議案の1ページをお開きください。

議案第43号、副市長の選任について、であります。本案はお示しのとおり、佐藤寛氏を副市長に選任いたしたく、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求めるものであります。住所、生年月日については、お示しのとおりであります。同氏は熊本大学工学部を卒業、昭和56年1月に福岡通商産業局に入局後、福岡鉱山保安監督局勤務を含め、経済産業省九州経済産業局に30年以上勤務されておられます。その間、地域経済部地域経済課課長補佐、資源エネルギー環境部資源エネルギー環境課エネルギー環境公報室長、環境対策課長などの要職を歴任されております。特に、現在の環境対策課では九州地域環境リサイクル産業交流プラザと連携し、環境リサイクル新産業の推進、また、CO₂の排出削減のための国内クレジット制度の普及促進、更には京都議定書の目標達成のための環境配慮活動を活発化させるビジネスの支援を通じた、中小企業の振興など、様々な取組に携わっておられます。同氏はこのように、多彩かつ専門的な分野で事務を経験され、豊富な知識を生かし、多様化する社会情勢や地域ニーズに的確に対応できる人材であります。今後、ますます自治体間の競争が激化していく時代になっていく中で、九州経済産業局との人事交流による副市長選任案件は、国が持っている既存の補助事業や新規の事業等の導入に向け、幅広い情報収集等も可能となり、指宿市の活性化に資するものであると確信をしております。また、この人事交流によるもう一つのメリットとして、本市から九州経済産業局へ派遣する職員は、国という大きな組織の中で様々な体験や考え方を学び、育てられ、本市の行政運営に多大な貢献ができる職員になることが期待されております。このようなことから、今回の人事交流による副市長選任案件は本市にとって大きな意義のあるものと認識しておりますので、何とぞご同意賜わりますようお願い申し上げます。

○議長（新宮領進） 暫時、休憩いたします。

休憩	午後	2時11分
再開	午後	2時39分

○議長（新宮領進） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

△ 議案第43号（質疑、委員会付託省略、表決）

○議長（新宮領進） これより、質疑にはいります。

質疑の通告がありますので、発言を順次許可いたします。

まず、東伸行議員。

○8番議員（東伸行） 8番、東伸行です。副市長2人制に反対の立場で質疑をいたします。まず、申し上げておきますが、今回選任の推薦を受けております個人の方については、何ら異議はありませんし、すばらしい人であるということは認識をしております。そのことは前置きをしております。ただ、24年の3月、2人制にするときの状況やら、そういうことを思ったときに、26年次は市長の答弁として、指宿市総合振興計画の後期基本計画のスタートであるということ、それから、健幸のまちづくり、スマート・ウェルネス・シティ構想をこれから推進しなければいけないと、そういう意味でも2人制が必要なんだというようなことも述べられております。それから、同僚議員の昨年12月の一般質問の中でも、本市を取り巻く喫緊の行政課題に迅速かつ適切に対応するために、どうしてもこの体制が必要なんだというようなことを申し上げられております。それから、懸案であった行政課題が大きく推進したと、そのようなことも、その当時に申しております。そういう中で、また、今回2人にするという理由が、いろいろあるんでしょうけれども、今回、提案理由として申し上げた理由の中に、国が持っている既存の補助事業や新規の事業の導入に向けて、そういう人が必要なんだというような話、それから、経済産業省へ派遣する職員等のその人事交流のためにも必要だというようなふうな方向に、方向性がちょっと変わってきてるのかなというような思いがしているところであります。ですから、まず、通告しておりますように、一つ目として、副市長の任期については、この選任時に明記をすることは、必要ないのか、そういうことはなくていいのかということと、それから、先ほど申し上げました理由の中で、今回、また2人制を取らなければならなかった理由を、もっと明確にお答え願いたいと思います。

○総務部長（邊見重英） まず、副市長の任期についてでございますけれども、副市長の任期につきましては、地方自治法で任期が4年と定められておりますので、議案等にも明記していないところであります。それから、副市長2人制を取らなければならない理由をとということでもございました。議員の方からも過去の答弁等について、触れていただきましたけれども、私どもの方も24年度から再び2人体制に戻したのではございますけれども、1人体制ではなかなか解決できなかった大きな行政課題を解決する道筋というのをですね、導きだそうと考えたからでございます。合併の時点からの大きな行政課題でありました、市内全域の防災行政無線の整備事業であるとか、潟口雨水ポンプ場の更新事業であるとか、中心市街地の活性化事業、そのようなことがございます。また、これまでの市としても非常に課題でございました、財政調整基金等の積み増しということなどにつきましても、これまで一定努力して、副市長等の指示もある中で努力した結果、大幅に積み増してきております。また、一般廃棄物の処理施設の整備事業、消防行政の広域化、それから、指宿港海岸整備事業、更には、平成20年度以来、1億円の繰出金をしておりますけれども、それ以後増え続けております国保会計への法定外の繰り出しに対応するための、健幸のまちづくりの推進事業等、大きな行政課題が両副市長によって大きく前進してきているというのは、事実ではないかと思っております。また、これにつきましては、当然、市議会の皆さんをはじめ、市民の皆様方のご理解、ご協力もあったことは事実でございます。このような、2人体制を取ったということで、一つひとつの行政課題について、様々な角度から十分な検討ができ、それに基づいた適切な指

示、又は、新たな発想等により、課題の解決方法の指示がなされてきたということも大きいと考えているところでございます。

(15番前之園正和議員途中出席)

○8番議員（東伸行） 今、市長に答えて欲しかったんですが、また、今回、市長に答えてもらいたいと思いますが、今、話がありましたように、合併時が合併のいろんな問題があるということで、2人体制を取るということで、その当時は2人体制を取っておりました。それから、平成21年3月に1人体制になり、そして、現市長の就任の最初の年であります22年3月に1人体制を取って、2年は現市長もそれでやってこられたというのも歴然としております。それから、どうしても2人制にしたいということで、平成24年3月に、今の2人体制を取ったという経緯があります。こういうのを見てるとですね、1人でもできないことはないんじゃないのかなと。一般市民の方々もみんなそのように思っているのが事実であります。それから、同レベルの市でということで、ほかが全部1人だっているということもないと思いますが、ほとんどのところが今はもう、2人から1人体制になっているのが現状であります。そういう中で、どうしても2人にしなきゃならないという理由がちょっと、まだ、私個人としては納得いかないなあという思いがあります。それから、先ほど私も申し上げましたように、人事交流について、こういう体制も取ったことによって、その大きな意義があるんだということですが、人事交流ということであればですね、本市から行くのは主任という立場の方ですの、30前後かなあというふうに思いますけども、人事交流をするのであればですね、副市長じゃなくて、産業局からも同じぐらいの方を来ていただいて、本市をじっくり見ていただいて、本庁に帰られてから、また、地方行政のことを一生懸命やっていただくと。例えば、今回のこの方は30年生まれということですので、2年おられるかどうか分かりませんが、2年いたら退職ということになるかと思います。そういう方が、人事交流と果たして言えるのかどうか、そういったところも含めてですね、もう一回、市長にお尋ねします。どうしても2人体制を取りたいという思いを、もう一回お願いいたします。

○総務部長（邊見重英） 九州経済産業局との人事交流につきましては、健幸のまちづくりであるとか、地域の活性化、地場産業の振興を図ることを目的にしております。私どもの指宿市が活性化にするためにも、国が持っておられる既存の補助事業や新規の事業等に関する情報というものを、是非、指宿市に紹介していただき、あるいは補助事業等を導入していただきたいと、そういう気持ちがございます。そういう意味から、九州経済産業局におかれて、課長職の方をということでお願いしているところでございます。従いまして、私どもの方から確かに、議員の方からございましたように、30代の後半、前後の職員を派遣しておりますけれども、そのような立場の課長さんがですね、指宿市においていただいた場合に、処遇等の面もございまして、なかなか一般行政職の給与等では対応できないというような実状もございます。以上のようなことから、特定の行政課題にとらわれない、副市長というポストで迎え、指宿市のために活動していただいているというところでございます。

○8番議員（東伸行） 私は市長に答弁していただきたいというふうにお願いしましたが、以前の議事録を新たに私も議員になってから読ましていただいておりますが、指宿市には市長が何人もおるんですねという、一般質問の中で言われたようなこともあったのかなと思いま

す。今、私は2回、市長にというお話しをしましたが、市長はお答えいただきませんでした。これが3回目の質疑ですので、これで最後にしたいと思いますが、最後に市長、きちっとお答え願いたいと思います。2人、副市長ということでやりたいという、その思いは、もう、市長のお考えですので、それはそれで、容認はしませんけど、やっていかれるのかなという思いをしておりますが、どうしてもですね、外部からそうやって呼ばなければいけない、今、もろもろのそういう、いろんな補助事業の導入とかですね、そういうための一つの手段というようなこともあるんでしょう。そういうことですね、どうしても入れなきゃいけないという思いもあるんでしょうが、今、ここにお並びの皆さん、部長、課長、そうそうたる方々がいらっしゃいます。その自分のところの職員にきちっと働いていただいて、自分の理想とする行政運営をできないのか。外部から呼ばなきゃできないのか、そういう思いがしております。人事を外から呼ぶということに関してそれなりの思いはあるんでしょうけど、この財政難の中で、市民の理解は決して得られないと思います。それはあなた方が聞くのがそういう人たちだから、そういうふうにあなたは言うんでしょというふうに思うかもしれませんが、10人聞いて9人、10人、2人もいないだろうという答えが市民の方々から返ってきます。本当に2人いなければ、市の仕事はできないのか。職員の皆さんは、いい言葉で言いますが、皆さんは何をしてるのよ。そういう声も市民の中から聞こえてきます。我々議員にも、お前たちはそういうの許しているのかと。そういう声も聞こえてきます。そういう中でですね、現市長も1人でやっていた2年間もあつたわけです。そりゃ大変だったという思いで2人にされたんでしょうが、そのときの1人でやってきたことをきちっと踏まえた上で、やっていっていただきたかったなという思いが、今、しております。最後にお答えいただきます。現職員で行政運営はできないのか、その辺のところをお答え願います。

○議長（新宮領進） 市長。市長は演壇の方で答弁を願います。

○市長（豊留悦男） 議員が幾つかご指摘をいただきました。市長は私1人でございますので、そこはご理解いただきたいと。答弁はすべて、市長としての答弁でございますので、ご理解をいただきたいと思います。確かに就任当時、副市長1人制でやってまいりました。財政が厳しいから副市長を2人制にしたわけであります。それは、2人制になってからの、様々な国の事業、そして、地域の振興、農業を含め商店街の活性化を含め、これまでの実績を見ていただきますと、必ずや納得していただくものと思っております。市民がなぜ2人制なのか。それは正しい2人制ということの理解を、私どもがしなかったからが一つでありましょう。議員の皆様方が2人制について、正しく理解をして、そして、市民のそのような疑問・疑問に答えていただいていたなら、恐らく、2人制のメリットというものとは理解されたものだろうと思っております。幾つか、今回の副市長2人制についての質疑をいただいておりますけれども、この質疑、即ち、副市長の2人制について、正しい数字を、正しい事業を、そして、副市長としてのこれまでの実績等を鑑みてみますと、必ずや市民は納得していただけるものだと思っております。確かに2年間、仕事が大変だったから副市長を2人制にしたわけではありません。国保会計が厳しい状況の中、そして、基礎自治体の、いわゆる格差と申しますか、やる気のある市長と基礎自治体、そうでない自治体の格差が生まれるであろうと、そうなった場合には、国の動向を見ながら、積極的に本市の振興に役立つよう

な、様々な事業を導入するためには、やはり、国から副市長をお迎えして、積極的に事業の導入を図った方が、本市の財政が厳しいからこそ大きなメリットが生まれるであろうと、そういう考え方で、副市長2人制に踏み切ったところでございます。是非、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（新宮領進） 次は、西森三義議員。

○6番議員（西森三義） 私は、違った観点から、質疑をさせていただきます。3月24日の議会運営委員会の席上で聞いたところ、九州経済産業局との人事交流である旨の説明であったと思うんですが、まず、費用対効果はどのようになったのか。また、人事交流による本市へのメリットは、今も市長が説明いたしましたように、本市の職員が大きく成長し、将来、本市への貢献が大きく期待できることと、今も言いましたが、国が持っている補助事業や新規の事業等に向け、幅広い情報収集等も可能となり、指宿市の活性化に資するものであると言われましたが、どれぐらいあると考えられるか、お伺いいたします。

○総務部長（邊見重英） 先ほども少し申し上げたんですけれども、本市を取り巻いております行政課題ですね、地方分権の推進であるとか少子高齢化、それから、医療費の抑制、地域産業の活性化、様々な自然災害等に対する防災対策、それから、社会インフラの整備、維持等、多岐にわたっております。したがって、その対応が必要になっておりまして、副市長2人体制にしたということでございます。その中でも、健幸のまちづくりの推進事業であるとか、指宿港海岸の整備事業、それから、中心市街地活性化事業、防災行政無線整備事業、ごみ及び消防にかかる広域行政の推進など、これまで懸案であった行政課題に着手ができていているというふうに考えているところでございます。それから、現在九州経済産業局の方から来ていただいている副市長に、この2年間努めていただいております。この間に、指宿市の活性化や産業振興を推進するため、様々な経済産業省関係の補助事業を紹介、導入していただきました。市内の各種団体や民間事業者へ市を通じて、あるいは、直接補助金が交付され、補助事業が実施されているところでございます。少し、幾つか申し上げさせてもらいますと、例えば、地域商店街活性化事業として、指宿駅前通り会マハロマーケット開催事業へ補助金178万円、商店街まちづくり事業として、指宿中央商店街や渡瀬通り会のアーケード等のLED化に補助金2,326万7千円、地域商店街活性化事業として、長崎鼻観光お土産品店組合が行う長崎鼻竜宮城祭りに補助金399万8千円、地域需要創造型等起業総合促進補助事業として、民間事業者が行う国内養蚕の復興や鹿児島産蜂蜜の事業に補助金400万円、それから小規模事業者活性化補助事業として、民間事業者が行う塩分控えめの酒盗や中小型の船舶を高効率船に改造する省エネ装置開発事業に補助金300万円、ものづくり中小企業小規模事業者試作開発等支援補助事業として、民間事業者が行う本枯れ節を利用したふりかけ開発や塗装工事による下地処理の効率化と競争力強化の事業に補助金2,000万円、観光ビジネス創出の総合支援事業として、指宿市観光協会が行う指宿の輝き再発見と、新発見いぶすき海洋浴から旅体験に補助金698万円、官民協働した魅力ある観光地再建強化事業として、指宿市観光協会が行う心の健康を取り戻すヘルスツーリズムの検証、美プロジェクトに補助金1,444万円、特定地域再生事業計画策定事業として、市が行う日本一健康な指宿創生計画草案策定に補助金1,000万円というような状況でございます。今、申し上げました事業で申

し上げますと、計13事業に補助金を約8,740万円導入していただきました。また、これらの補助事業に伴います総事業費は約1億1,880万円となっております。本市の産業振興や地域活性化に大きく貢献していただいているところでございます。それから、議員の方からもございましたように、私どもの職員が、今現在、丁度2年目になって、4月以降、最初の九州経済産業局との職員が帰ってまいります。職員につきましては、また、頑張っているものと思っております。その成果というのは、今後のそういう仕事振りのなかで発揮されることと思っております。また、併せまして、今、行っている職員もそうですけれども、後もう1人、九州都市整備局にも職員が行っております。で、それらの職員につきましては、国の仕事の時間を割いていただいて、指宿市に帰ってきていただいてですね、市の職員を対象に、自分が学んでいる内容等について、あるいは、国の仕事の仕方等について、職員を対象に、研修の講師となって、そのような仕事を努めていただいております。そのような状況でございます。

○6番議員（西森三義） ただいま、今、総務部長の方からる説明をいただきましたが、副市長人事交流による成果が13事業で8,740万円もあるんだと。ただ、こういうことをですね、前もってやっぱり議員の方にも、周知を図っていただければ良かったんじゃないかなと思っております。その中で、人事交流による給与負担はどうなっているのか。というのはですね、副市長の給与は前も予算でも見たように、1,000万円ぐらいで指宿市が当然賄うはずですが、反対に、出向する職員については、九州産業局の方で支払うものと理解してるんですが、その差額についてはどの程度になっているのか、お伺いいたします。

○総務部長（邊見重英） 九州経済産業局との人事交流により、副市長としてこちらに来ていただき、また、本市の職員を経済産業局の職員として派遣研修を行っております。この人事交流におきまして、基本的には、派遣を受けた団体がそれぞれの職員の給与を負担することになっております。したがって、上村副市長の給与、これは、今、お話しがありましたが、給料と共済費等で申し上げますと、1,069万円ぐらいですけれども、これについては本市が負担しております。それから、本市から派遣している職員にかかる給与ですけれども、当然、これ九州経済産業局が負担しておりますが、24年度、25年度で派遣しております職員につきましては、約800万程度の年間の給与になります。それから、26年度に派遣しようという職員につきましては、年間665万程度の給与ということになります。従いまして、その差額ということでは、260万から400万ぐらいの差というのが、副市長の給料は変わりませんが、派遣する職員によってはそういうふうな職員の年齢、職責等によって変わりますので、そのような状況でございます。その差額というのが、今、申し上げました額でございますので、私どもとしましては、確かに市で負担する部分が多いのでございますけれども、先ほど申し上げましたような、この人事交流によるメリットですね、副市長として来ていただく、あるいは市の職員として国へ行ってもらい、そのようなメリットを総合的に勘案しますと、非常に効果的というふうに判断しているところでございます。それから、この人件費と言いますか、多分、そういうことで、当然、私どもの方も行財政改革に取り組んでですね、これまで、一生懸命人件費の削減というのには取り組んでおります。それで、例えばですけれども、平成23年度、これは先ほどのご質問でもありましたけれども、

副市長が1人体制のときの予算というもので申し上げますと、特別職と職員の人件費で比較させていただきます、特別職というのはその市長・副市長、それから教育長を含む一般職の人件費ということで比較させていただきますと、23年度の一般会計の当初予算の人件費は40億6,575万円でした。そして、平成26年度の同じように三役、それから教育長を含む一般職の人件費の合計額というのが、一般会計で38億103万円でございます。比較いたしますと、2億6,472万円人件費として削減させていただいております。当然、これにつきましては、単に職員が減ったということだけではございませんけれども、事務事業の見直しや組織機構の見直しというものを、行財政改革の取組の一環として、市としても一生懸命取り組んできております。そういう意味で、全体の人件費の削減ということにつきましては、今、申し上げましたように取り組んでおります。ただ、皆さん方がおっしゃいますように、副市長が2人であると、その人件費が高いんだと、それは当然、一般職と比べれば高いというのは事実でございますけれども、私どものそのような努力をしているということには、是非、ご理解いただきたいと思います。

○6番議員（西森三義） 今、るる説明いただきまして、執行部としても、いろいろな方面から努力をされているということは理解いたしました。今回派遣する、出向する職員との差額は400万円ほどだけど、それ以上に指宿にはメリットがあるというふうに理解いたしました。が、それではですね、先ほど来からも言われておりましたが、上村副市長は健幸のまちづくりの担当していたと思うんですが、仮に佐藤氏が選任された場合は、全ての業務を引き継ぐものと考えてよろしいのか、お伺いいたします。

○総務部長（邊見重英） 現在、上村副市長がまちづくり担当の副市長として、議員からもございました健幸のまちづくりの担当というのを含めて、その任務を遂行させていただいております。後任の佐藤氏につきましても、議会の方でご承認いただければ、その後を継いでお仕事をやっていただきたいということでございます。

○議長（新宮領進） 次は、吉村重則議員。

○5番議員（吉村重則） 5番、吉村重則。任期については、一応4年ということで説明がありましたけど、現職の上村副市長は2年ということですけど、どういう理由なのか。それと、給料の面ではさっき、答弁があったわけですけど、それ意外にどのような経費がかかっているのか。後1点、前回、2年前に2人体制するときに、議員の中でも拮抗しているわけですね。これは市民の中に、相当あるわけですよ。財政的に厳しいということがかなりあって、さっき答弁の中でいろんな事業を持ってきたとか、そう言われるんですけど、中小・零細企業については、本当、ここでも高いと、経営が成り立たない中で、非常に苦しみながら、廃業に追い込まれている業者もかなり多いんですよ。そういう中で、やっぱり財政的にかなり厳しいというところで、1人でいいんじゃないかという意識もかなりあります。前回、2人体制するとき、議会の中でも拮抗しているということを考えれば、今回、1人体制について検討はしなかったものなのかどうか。

○総務部長（邊見重英） まず、任期の件でご説明させていただきます。地方自治法で先ほど4年というふうになっていると申し上げました。ただ、この副市長の選任議案と言いますか、私どもの方に副市長に来ていただくということにつきましては、先ほど来申し上げておりま

すが、基本的には人事交流ということで行っております。それで、九州経済産業局との協議内容といたしまして、私どもの職員も2年間、基本的には、九州経済産業局の職員の方も私どものところに副市長として2年間来ていただくということで、進めているものでございます。なお、上村副市長につきましては、先日、指宿市の副市長を退職するというところで、退職願いの手続きを出していただいております。それを、市としましては受理いたしております。以上でございます。

それから、経費の問題でございます。給与以外にないのかということでございました。現在の副市長で申し上げますと、給料と共済費、それと通勤手当が入っております。期末手当も当然含まれておりますけれども、それを合わせて1,069万円です。また、それ以外の経費としましては、市の借り上げた住宅に住んでいただいております。この住宅の借り上げ料が年間で72万円、合わせますと1,141万円となっているところでございます。

それから、副市長の1人体制はできないのか、ということでもございました。これも、ちょっと重複してしまうところもあるんですけど、先ほど来申し上げておりますように、様々な行政課題を解決するために、副市長2人にして、現在一生懸命取り組んでいるところでございますので、どうぞご理解いただければと思います。

○5番議員（吉村重則） 様々の業績があるということなんですけど、職員自身が、そういう面では解決していくべき問題ではないんですか。もう、ただ職員は、事務的なことだけやれば、後のことはしなくてもいいと。人事交流する副市長によって、いろんな事業持ってくると、ほかの職員はそれ以外の仕事をせずに、このようなことが許されるんですか。やっぱ、職員は、今、国の法律、そういうところを勉強しながら、いろんな事業を取り入れてく。そういうのはしなくてもいいという、さっきからの答弁を聞いていたら、そういう方向でしか私は捉えきれないんですよ。副市長が来たからこんだけの事業ができましたという答弁なんですけど、職員の中でそういうところを学習、自分たちで勉強しながら、いい事業についてはどんどん導入していくという問題になるんじゃないですか。そういうことはしなくてもいいという、指宿はそういう方向なんですか。

○市長（豊留悦男） 先ほど、私はこの副市長2人制の見方、考え方であろうというのを申し上げました。国の事業というのは、年度内でも刻々と新しい事業が入ってまいります。そして、各省庁の事業説明を見られたことはあるかと思いますが、莫大な資料であります。経験していないと分からないこともたくさんあるわけでありまして。外から、指宿の行政を見たときに、私たちが気付かないこと、それもたくさんあります。2人制になって、どのように市の行政事業が変わってきたかというのを、プラスで見ていただきたいと思います。合併前の、いわゆる旧開聞・旧山川町・旧指宿市の均衡ある発展というのを、非常に重視し、そしてその発展が図られなければならないという、大きな課題もありました。事業の内容を見ていただきたい。そうしますと、その課題を解決するための事業というのを、積極的に取り組みました。もちろん、その事業の中には、職員が自ら資料を収集し事業化できるものもあったのかもしれませんが、しかし、副市長2人制になる以前になかったような事業が10幾つ導入されたということは、是非、議員の皆さんもプラスイメージで見ていただきたいと思います。そして、ご指摘のとおり、農業もそうでしょう、そして商店街の活性化もそうで

ありましょう。いろんな面で副市長2人制になってから、大きく行政が変わったと私は確信をしております。ですから、私がさっき言ったように、見方・考え方であろうと。財政が厳しいというのは、市民はなぜ厳しいと思っているのか。それは、割愛人事と交流人事を、私ははき違えているのではないかと思います。市によっては県から副市長をいただき、2人の副市長制を敷いているところあります。それは、多くの自治体が100%丸抱えでお迎えし、副市長2人制に敷いているという、そういう事情もあります。ですから、副市長が1年いると1,000万からの一般財源をつぎ込んでいる、こんなもったいないことはない、何を考えているのだ、財政が厳しいときに。実はこれは、判断としての材料、数字としては誤った数字であります。様々なことを正しく理解し、数値を理解した上で、指宿市にとって2人制が果たして効果があったのかなかったのか、あったとすれば、なかったとすれば、何が問題なのか、そういうところを冷静に皆さんには判断して、副市長2人制については、今後、どのようにこの2人制を持続する、又は、廃止するという、基礎的な判断の資料を捉えていただきたいと思います。私は市長に就任して、やはり、市役所職員には外部から新しい風を送らないと、新しい事業は起こらない、その一つがSWC、健幸のまちづくり構想でありました。今後も、むしろ積極的に、人事交流、割愛ではありません、交流して、職員の資質を高め、そして、指宿の発展、それに帰するような人材育成はやるべきだと思っております。その交流人事の最たるものが、やはり、副市長の2人制であるということを、ご理解をいただきたいと思います。

○5番議員（吉村重則） 人事交流によって、いろいろな事業ができるということで理解してもらいたいということですよ。市民の中で何でこんなに反対、財政が厳しいのに反対しているのかという部分で考えれば、非常に厳しいんですよ。青年就農資金もらう青年新規就農が増えてます。増えてるんだけど、それでも厳しい中で続けていかざるを得ない。本当に専門的な農家にしても、野菜農家でさえも負債の方が増えてきていると。経済状況がかなり厳しくなっている。中小・零細企業にしても、消費税の問題なんかも含めて、非常に厳しい。もう、明日はどうなるか分からんという状況の中で一生懸命頑張ってるんですよ。そういう中で見たときに、なんでこんだけの、2名の体制する必要があるのかと。それよりも、市民の方を向いてくれと。私たちはいろんな願いを持ってるんだと。それを叶えてくれと。ある若いお母さん、言いました。お願いしても、財政がありませんと。もう一方的に切られてしまいますということをはっきり言われました。だから、本当に、市民の暮らしを守る方向で、本当に取り組んでいけば、私は1人体制ですばらしい部長・課長さんがいるじゃないですか。その力を借りていけば、十分対応できると思います。もう一回、市長、お願いします。

○市長（豊留悦男） 今、議員のおっしゃることは一つの考え方でありましょうという、ものの見方って言ったのはそこでございます。例えば、私のところには国から、建設部にも人事交流で職員を派遣していただいております。副市長もそうであります。私が申し上げたいのは、数値的な誤ったものを市民が理解しているという、そのことが大きな誤解を生む原因でもあらうと思っております。財政が厳しいからこそ、と言ったのはその意味であります。三役の給与もカットしてまいりました。就任以来。それはなぜか。敢えて副市長、つまり、特別

職においては財政の厳しさを深く認識しなければならないという考え方もあります。様々な意味で、副市長というのを2人はもったいないじゃないか、財政が厳しいときに。それは一つの考え方であります。その考え方の論点、いわゆる根拠になるものは、数値を誤って捉えているからではないかと思っております。今回、副市長2人制を敷いたときの人事交流による実質的なプラスマイナスの2年間の総額は400数十万円であります。それ以上の仕事をしていただいた。私は自負をしております。だからこそ、国からの副市長をお迎えし、指宿の均衡ある発展、農業はじめ地域振興はじめ、その振興を図ることが、重要であろうという私の認識から、2人制にしたというのは、繰り返し述べているところでもございます。議員の皆様がまず、まずこの事実を正しく捉えて、そして、そういう市民の声があったら、実はこうだということで、議員の方々に、是非、理解をいただく、そういう1人になっていただければ、こういう問題というのは、必ずや市民は分かってくれると思っております。私としても、財政が厳しいときに敢えて市民から非難されるようなことをしたいはずがありません。様々な事業が刻一刻と変わっております。そのためには、確かに優秀な職員を本市は抱えておりますけれども、地方分権による大きな業務がどんどん市におりてまいります。そして、本市においては大きな事業も、国直轄の事業を含め、今後もますます多忙化するだろうと思っております。私どもが気付かない、補助事業に気付かない、または、外からしか見えない指宿市の現状・課題を解決するためには、私はむしろ、副市長2人制というのは、積極的に導入をすべきであると、そういう判断に至って、今回も議会に提案をした次第でございます。

○議長（新宮領進） 次は、臼山正志議員。

○2番議員（臼山正志） 2番、指宿大好き、臼山でございます。議場での人生初めての発言となります。よろしくお願いします。

2期目となりました豊留市政に対しまして、当然のことながら、執行部の皆さんとともに、指宿市議会の1議員として、また、市民の負託を受けた者として、職責を十分に全うしながら、指宿市政の発展のために協力していきたいと考えています。

以上のことを前提に、幾つか質疑があったんですが、もう出てしまったので、出てないものを質疑したいと思います。今の人事交流ということで、再三話がでてますが、なぜ、今、副市長が替わるのか。人事交流という話ですが、現在進行中の事業もあろうかと思いますが、そうした観点から考えると継続した方がいいのでは、と思いますが、その点について伺いをいたします。

○総務課長（廣森敏幸） 先ほども任期が地方自治法上は4年間あるという中で、2年で帰るということをご説明申し上げたんですけれども、これは人事交流ということで、九州経済産業局とお互い職員を派遣し合うときに、この者は2年で元の職場に帰るという協議を経て、指宿市には上村副市長を、そして、九州経済産業局には指宿市の主査職の職員を派遣をして、したがって、それがちょうどお互いの取り決めの任期が2年ということで、本年3月31日をもって満了するということで、上村副市長の方にも辞職願いを出示していただきまして、九州経済産業局に帰るということになったためであります。

○2番議員（臼山正志） はい、ありがとうございます。ということは、今回、また、今、人事

に関する案件が出てます佐藤さんに関しても、2年ということで考えてよろしいんでしょうか、お伺いいたします。

○総務部長（邊見重英） はい。基本的にはそのように考えております。

○2番議員（臼山正志） いろいろな国の施策と補助金等鑑みて、2人体制ということですが、これから、ますます民間目線での行政運営が必要になってくるかと思いますが、今後、2人体制を取る中で、そのうち1人は民間から登用するとか、いうふうなお考えはないのか、お尋ねいたします。

○市長（豊留悦男） 実は2人体制を取るときに、民間からも考え、幾つか打診をいたしました。50代後半、60前後の民間からの人材を登用するとしますと、本市の副市長の給与体制では来てくれる人は誰もおりません。しかも10%カットでございますので、非常に民間から副市長をお迎えするというのは、待遇的に厳しいものがあつたのも事実でございます。やはり、副市長の2人制を敷くことによって、様々な事業導入を含め地域の均衡ある発展のために頑張ってもらうためには、県や国との繋がり、人脈を生かしながら、事業を導入した方がよいという結論に達しました。様々な観点で皆様が財政的な問題をいろいろと心配をされていたいております。その財政を超えるプラス面があるのではないかと、というのは先ほどから私がお答えしているとおりであります。確かに本市の職員が国・省庁等に出かけて、そこで仕事をさせていただくメリットというのは、仕事もそうですけれども、そこで大きなパイプを作り帰ってきたときの仕事に役立つという、まさしく人脈を作って帰るというプラスもあります。様々な意味で判断をどうしたらいいのか、今、臼山議員が民間からという、極めて大切な発想であろうと思っております。私どもとしましては、先ほど申し上げました地域課題・行政課題を解決するために、本市においてどのような体制がいいのかというのを深く考え、今回も経済産業局から指宿に人事交流としておいでいただき、頑張ってもらいたいと思っております。様々な事業の申請又は陳情にまいります。そのときに、これほど陳情に役立つ、または、事業推進に役立つことはあるのかというほど、この2年間、私はありがたかったと思っております。陳情に行ったときにはたくさん知っている人がいるわけでございますので、上谷参与もおりますけれども、国の直轄の海岸事業に陳情に行ったときのあのありがたさというのは、忘れることができません。なぜか。知っている人がいて、事業の内容を知っているのです、様々なところに効果的な陳情ができ、そして事業導入が図られたというのも事実であります。そういう意味から、私は、今回も確かに財政的な負担というのは僅かではありますが増えるけれども、国からの副市長という、それは本市の発展に欠かすことはできないと思っております。その財政的な負担が、市民目線に違った数字で理解しているとしたら、私どもも積極的にそこは正しく理解していく努力をしたいと思っております。

○議長（新宮領進） 次は、井元伸明議員。

○4番議員（井元伸明） 4番、井元でございます。まず質疑に入る前に、上村副市長さんには2年間、本当に、大変ご苦労様でございました。決して、副市長の悪口を言うためにここに立っているわけじゃないんですけど、敢えてですね、財政の問題もありますので、質疑をさせていただきますけれども、2年前も、私は、本当言いますと、反対ということでさせていた

だきましたけれども、今、同僚議員も何人かですね、なぜ2人必要なのかということで、いろいろ質問させていただいておりますが、その答弁の中でも、議員も正しく、本当に理解してほしいということでもありますけれども、そういう意味においてはですね、この議案提出ももう少し早めにしていただいたり、予算書に間に合うような形ができればですね、こういう事態には至らなかったんじゃないかなと、我々は、今、思っているところもありますけれどもですね、我々も本会議の一般質問等の中で、医療費なんかの助成についてもですね、現在の小学校の3年生までの無料を中学校3年生までできないかと、金額的には幾らかということもお尋ねすれば、財政的に困難であるという理由で丁重にお断りしている状況でもあります。決してこの医療費だけでなくしてですね、市全体でいろいろな形でこういう状況下にあるろうというときに、敢えて言うならば、この副市長さんの2人体制についてはですね、多くの自治公民館の方々の中からも、財政上の観点からということで、なぜ、1人では駄目なのかと。それには我々の説明も不足しているのかも分かりませんが、いろんな疑義があるというのは事実でございます。今度の人事案件を見ましたときにですね、重ねてになりますが、この2人体制でなければ、なぜ、駄目なのかというのが、敢えてお尋ねをさせていただきます。

○総務部長（邊見重英） 答弁の内容が少し重複してしまうかもしれませんが、申し訳ございません。先ほども少し申し上げさせていただいたんですけれども、これまでになかなか副市長体制が1人でやってきたときもございましたけれども、24年度から2人体制に戻しております。ということは、先ほども申し上げましたが、なかなか解決できなかった大きな行政課題を解決するために、この体制を取ったものでございます。特に合併時からの大きな行政課題でございました、市内全域の防災行政無線の整備であるとか、潟口雨水ポンプ場の更新事業、中心市街地の活性化事業、財政調整基金の積み増しであるとか、一般廃棄物処理施設整備事業の推進、消防行政の広域化、それと、市長からもありましたけれども、指宿港の海岸整備事業、それから、年々多額になっております、国保会計への法定外の繰り出しに対応するため、今、市としても力を入れております、健幸のまちづくりの推進事業、これらの行政課題に、着手、解決するためにですね、2人体制を敷いてやってきております。この2年間前進しているというふうに、私どもとしては思っているところでございます。そのようなことから、この2人体制というのを取っていききたいと。それと、提案説明の中でも申し上げましたように、自治体間の競争というのが大変激化しております。そのような中で、人事交流による、副市長選任という案は、先ほども少し申し上げましたけれども、国が持っている既存の補助事業や新規事業等の導入に向けてですね、幅広い情報の収集、あるいは適切な紹介、導入というのが可能になります。大変、指宿市の活性化・振興にとって重要なものであると思っているところであります。更には、本市から派遣する職員につきましても、国の組織の中で立派に育ってですね、帰ってきて、国の在り方、行政の進め方、そういうのを違った立場で勉強していただいて、生かせるものを指宿市のために一生懸命生かしていただけるだろうというふうに思っているところでございます。

○4番議員（井元伸明） 今、いろんな事業を紹介していただきましたけれども、これは確かにですね、力を発揮していただいてですね、それは本当に、心から敬服もしております。本当

に、尊敬もしております。そういう中で、さっきも話がありましたけど、人事交流というのは、是非、必要だと思います。いろんな意味ではですね。それが若い方では駄目なのか。そういうのを考えてですね、庁内においては、今現在、12名の課長級の部長さんがいらっしやいますけど、そういう方々を含めてですね、相談していきながら、確かに、各省庁におかれては、事業というのは莫大な新しい事業があるのは事実だろうと思います。そういうのを含めて、いろんな形で、事業、人事交流等を含めてやっていくのは、本当にいいことだろうと思いますけれども、せめてこの副市長の1人体制というのが、何とかできないものか、というような形でですね、庁内で1回検討されたことはないのか、一つ、2回目にお尋ねいたします。

○市長（豊留悦男） 人事交流に当たっては、やはり、各省庁にお願いにまいます。そのときに、もちろん、相手がありますので、私がどういうことを目的に人事交流をしているのかというお話を申し上げます。今回、もう皆さん人事異動等の内示でご案内のとおり、九州地方整備局からも1名、人事交流でいただき、本市からも1名、九州地方整備局に交流人事で派遣をしております。今回は具体的な事業が始まろうとしておりましたので、この4月から国直轄の海岸整備事業が始まりますので、やはり、そのレールを敷きそれなりの準備をしてくださった、上谷参与、その後を引き継ぐ形で実働的に動ける人をください、ということで今回いただきました。しかし、副市長の人事については、6次産業化をはじめ、本市の地域振興、商店街の活性化、農業の振興、そして、均衡ある発展という、この幾つかの課題がありましたので、その課題解決に2年間、様々な事業を導入しました。先ほど説明いたしましたように、8,000万近く補助事業をやったということでございますけれども、これはすべて、本市の重要課題の一つでございました。しかし、それで十分、課題解決が図れたかという、まだ途上でございます。となりますと、今の副市長の事業を受け継ぐ、また、新たな事業を導入するためにも、私は、副市長という、そういう肩書きで指宿においでくださった方が、何回も申しますけれども、厳しい財政状況だからこそ有利な事業をもってきてもらう、そういう観点で、今回は副市長という形でお迎えしたわけでありまして。しかし、議会の同意が必要でしたので、確定的な話はできませんでした。議会の同意が必要であり、やはりみんなに、市民に理解された上で、副市長2人制というのは、おいでいただいた方にも、本当に指宿に来て良かった、頑張ろうという、そういう気持ちを持っていたかかないと、やはり、最初からいろいろ問題があり、市民からそういう目線で見られるとしたら、私でしたら、あまりいい気持ちはいたしません。ですから、今回、質疑の中で、私がこうして皆さんをお願いをし、ご理解をいただいているわけですが、せめて、行政と議会は両輪だと、だからよろしくお願いしますと私はかねてから言っているところでございますけれども、せめて、ここにいらっしゃる議員の皆様方には、正しく理解していただき、もし、市民からいろいろな、違った観点、数値的な間違いがあったら、正しく理解していただき、市民協働、一緒に指宿を作るために、その先導役として議員の皆さんに協力をお願いし、更なる指宿の発展を目指すべきだという意味で、私はここで答弁をさせていただいているわけでございます。どうか、どうか、議員の皆さん、ご理解をいただき、ご承認いただければありがたい、そう思っております。

○4番議員（井元伸明） 最後になりますけれども、私の理解が非常にですね、薄いのかも分かりません。今ここで、3回目ですね、通告書の中で、私は敢えて経費のことを謳っておりますけれども、お願いしておりますので、答えていただければありがたいんですが、この1名の副市長さんにおいてですね、共済費・住宅、もろもろの経費がですね、2年間でどれぐらいにかかっているのか、それだけの一つ、お聞かせいただきたいと思います。

○総務部長（邊見重英） 副市長1名の1年間の分について申し上げますと、給料、それから共済費、それから期末手当等の手当で、それを含めまして1,069万円になります。それから、市で借り上げている住宅の費用が年間で72万円、これが1年分が1,141万円でございます。したがって、これを2年間としますと、2倍いたしまして、2,282万円になっているところでございます。

○議長（新宮領進） 次は、恒吉太吾議員。

○3番議員（恒吉太吾） 3番、恒吉太吾です。まずもって、上村副市長におかれましては、指宿市のためにですね、2年間、どうもありがとうございました。

人事に関する案件について質疑なんですけど、海岸整備のような大きな直轄事業、これに関してとはとても人事交流の役目というか、大きいとは思いますが、それ以外のいろんな補助事業であったり、情報収集っていうのは、今、いる指宿市の職員、ものすごく優秀だと思うんですが、その方たちでもやっていけないのではないかなと思うんですが、その点はいかがでしょうか。

○総務課長（廣森敏幸） 確かに、今の職員でもある一定の情報収集というのは常に心がけながら、県とかいう部分でいろいろ問い合わせながら、情報収集を行っております。ただ、国のですね、直轄事業等の場合には、県の方に情報が上手く流れて来ないときもございます。そしてまた、流れてきたとしても、非常に国の事業の作り方というか、事業スキームがですね、非常に大きな枠で作ってあって、果たしてこの事業スキームが指宿市の行政課題に対応できる事業なのかどうかということについては、非常に、その作った者でないと分かりづらいというような、逆に我々市町村の職員に言わせてみれば、わざと分からないような事業スキームを作っているんじゃないかなろうか、というような認識も持っております。そういう中で、やはり、国の方で直接そういう事業に携わった職員であれば、非常に内容がよく分かっていくということもあります。それともう一つ、今、指宿市は平成18年度に合併したわけですがけれども、平成17年合併前から比較しまして、平成25年、昨年の4月末、今度の4月になれば更に減るわけですがけれども、今現在で職員数を144名減員しております。これは非常に、今朝の南日本新聞の中にも他自治体も人員の削減が進んでいるという記事が掲載されておりましたけれども、やはり、144名の職員削減を行ったために、組織機構の見直し等をいろいろ行いながら、行政を推進しているわけですがけれども、一方では地方分権等新たな行政課題というのも、着実に事業量というのは増えてまいります。そして、今回補正で上げました、消費税増税にかかる特別給付金等の新たな事業も増えておりますし、また、来年度以降はマイナンバー制度ということも、これまでになかった新たな事業というものも増えて、非常に業務量としては増えてきております。そういう中で、一つ一つの国の新しい事業というものを精査しながら、行政課題に適応させていくということについては、ものすごく職員に対し

ての負担もかかると思っております。そういう中で、職員は当然努力はいたしますけれども、より国の事業等がスムーズに導入できるように、今回の、副市長ということを考えて提案をしているところでございます。

○3番議員（恒吉太吾） 人事交流によって国とのパイプは更に深まると思うんですが、そのパイプをこれから生かしてですね、こういったスキームを使った戦略的な部門を作ったりとか、そういったものを特化した、補助事業であつたりとか、そういった新規事業に関する案件を扱う新しい部門であつたり、そういった人材の登用、今の行政職員の中からでもいいんですが、そういったお考えはないんでしょうか。ものすごくやっぱり優秀な方が多くて、やる気があっても、やっぱりお話しの中では副市長の実績にしかないというのであれば、行政職員のやる気がそがれる可能性が考えられます。やっぱり、行政職員が一生懸命頑張つて、自分の実績のためではなく、指宿のためにしっかりと答えを残せるようなそういった部門を作るお考えがないか。人員削減、そういった点ではものすごく考慮、分かるんですが、そのお考えをお願いいたします。

○市長（豊留悦男） ありがたい提言をいただきました。まさしくそうだろうと思っております。この事業は10幾つを例示いたしましたけれども、副市長がすべてやった事業ではありません。事業の導入をやったわけでございまして、この事業の推進にはもちろんチームなり各部なりで取り組んでおります。民間を巻き込んだ事業もやっております。山川の加工組合、山川を元気にするための事業も導入をいたしました。6次産業を図る、そのための農家支援もやりました。地域、いわゆる市街化を活性化、又は、振興のためのLED化もやりました。特定再生事業の1,000万という真水も持ってきていただきました。100%補助。実はこういうものというのは、やったものでないと、担当したものでないと見えない、導入したあかつきにどんな形で指宿に事業が展開されて、指宿が元気になるかというのは見えない部分もあります。そういう意味で、私はこれまで、副市長2人制で指宿で展開した事業というものについては、職員を含めて、副市長の指導をいただきながら、そして、事業を導入していただきながら、確実に職員も事業を遂行することで大きく育ったと思っております。ですから、今回も九州経済産業局からおいでいただき、職員を育てていただく、もちろん、派遣した先で本市の職員も大きく育つであります。しかし、事業をすることで、事業が完成したときの喜び、仕事の喜びというのも、もちろん、職員は感じるはずであります。やる気も出てくるはずであります。大きな事業が導入された場合には、恒吉議員がご指摘のように、別組織を作り、又は、別部署を作り、やらなければならない、そういう事業の導入もあろうかと思えます。そのときには臨機応変に対応したいと思っているところでございます。やはり、私が皆さんに、是非、お願いしたいことは、これまでも繰り返しになりますけれども、2人制によるプラス面というのも、市民に広めていただきたい。そして、正しい数字を、正しく市民には分かってもらえる、努力をもちろん私どももいたしますけれども、議員の皆さんには特にお願いをしたい。私の方にも2人制については様々な苦情がまいります。その苦情のほとんどは数値を間違えて、おかしいではないかという、それがほとんどであります。今回、副市長の2人制を提案した、この中で、多くの議員の方々に質疑をいただきました。言い方を変えれば本当にありがたいことだと思っております。この討議・答弁を通して、正

しく理解していただく機会になった。むしろ私の方が、質疑をいただいてありがとうございますと、感謝をする次第であります。繰り返しになります。どうか、この副市長2人制のプラス面を見ていただき、現実には即した、実態に即した、そういう説明を、様々な場で皆さんにやっていただくとありがたいと思っております。終わります。

○3番議員（恒吉太吾） 質疑、終わります。

○議長（新宮領進） 以上で、通告による質疑は終了いたしました。

ほかにありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進） 前之園正和議員。

○15番議員（前之園正和） 本来なら、議案が上程をされ通告の時間があるわけで、そこで通告をなすべきでありましたが、私個人の理由により間に合いませんでしたので、議長の方でほかにありませんかと言われたこのタイミングであるならば、許可をいただければ質疑ができるということもありますので、伺いたいと思います。

先ほど市長は副市長の2人体制についてですね、お金があるからやるんじゃないと、むしろないからやるんだというようなことを言われました。国からおいでいただくことによって、そのメリットを数値化すればそうなるということではないかというふうに思うんですが、答弁をいろいろ聞きますと、国の方から来ると、有利な事業だとか新規事業とかいうのがいち早く目に付く、手に付くということなどがメリットだというふうにおっしゃいましたが、国が新規事業、あるいは新しい事業とか、とっておきの事業という場合には、県を通じて通知があったり、県から、また、こういう事業が今度始まりますよということで、関係部署にですね、通知があったり、当然するんだと思うんですよ。そういう意味では、日常不断地に市役所の部長はじめ課長さん、係に至るまで、その点はですね、十分気をつけてやってらっしゃると思うんですが、国から来ることによってそれができるんだということですね、私は、言ってみれば本来信頼すべき職員を信頼していないのかということに繋がると思うんですよ。また、副市長2人体制というふうにおっしゃいますけれども、国から来ることによってそれが可能だということになれば、もう一方は市職員を通じての生え抜きの方でございます。この生え抜きの方もですね、そういう点ではためにならないということを言ってるに等しいんですよ。私は行政としての、市職員を信頼しながら一緒にやっていくと、ここがまず欠けていると思うんです。どうですか。

○総務部長（邊見重英） 職員を信頼していないのではないかというようなご質問でございました。私も職員でございます。現在、市役所の職員400名以上おりますけど、市長以下副市長、教育長がおられます。特別職の方いらっしゃいますが、私どもとしましては、一体となって行政課題に取り組んでいくと。それが特に豊留市長の行政運営の原理と言いますか、そういうものでございます。私どもは当然管理職ですから、その意向を踏まえた上で、職員にもその旨を伝えながら、一緒になって様々な課題に取り組んでいっていると、そういうことでございます。そういう中で市長がおり、副市長がおり、教育長がおり、私ども職員がいると。そういう一体の組織として取り組んでいるところでございます。

○15番議員（前之園正和） 私は何と言おうとですね、やはり、市職員を本来、信頼してない

んじゃないかと思う。国の方をお連れすればですね、その分、すぐ手に付くと。私は安易ではないかというふうに思うんですよね。市の行政運営をするにあたって、一つのものを成し遂げるかどうか、国のお金をいただけるかどうかというのは、市民の要求はどうであるかと、その強さ、そしてまた、行政がお願いするその正当性、それらによって決まってくるんじゃないか。国との繋がりがあるからということがメインになるならばですよ、市民の声は、願いはどこへ行くのか、行政が一生懸命取り組むと、その必要性はないのか、国に面識があれば、あるいはそういう繋がり的人があれば、それが一番だということになればですよ、本来ものの道理によって進むべきがですよ、1人の人間によって獲得できるとすれば、私は広い意味で言えば、少し言い過ぎかもしれませんが、税金のですね、この私物化というものになっていくんじゃないかというふうに思うんですけど、どうですか。

○市長（豊留悦男） 職員を信頼しているから事業を展開できるわけであります。私が何回もお答えしておりますけれども、有能な人材を抱えている集団であると、私は思っております。今回、国との繋がりをという、それだけで呼んでいるのではないということを、私は申し上げたいわけであります。本市の地域課題を解決するためには、どういう事業があるのかというのを、事細かく、そして、その事業展開を見据えた上で事業導入をするというのは、やはり、それぞれのプロパー、つまり専門家でないとできない面もございます。私といたしましても、この事業については職員ができるであろうと、それは様々な研修会に参加し、その説明があった分については、職員も積極的に取り組み、それぞれの部署で努力をしていると思っております。国の事業というのは年度当初に示されているその事業だけではありません。様々な社会情勢により、経済情勢により、年度途中で様々な事業が展開をされます。そういうものを、やはり、私どもは行政職員として、指宿に導入する努力をするというのは、これは、必要不可欠なことでございますけれども、副市長という立場から、大局的に、そして、先ほど申し上げました、本市の行政課題を解決するためには、どのような事業が導入できるのかという、大局的な判断の下で、そして、職員に任せてその事業を導入しているわけであります。先ほど議員がおいでになる前に、幾つか事業を紹介いたしました。まさしく、地域の均衡ある発展のために、山川地区にもたくさん導入をしました。開聞ももちろんでございます。そういう意味で、私が農業・観光という基幹産業を振興するためにも、地域の振興を図るためにも、中心市街地の活性化を図るためにも、そして、何より市民の健康を守るためにも、この副市長の2人制というものについては、極めて高い優位性があると判断をし、今回も提案をしたと思っているところであります。どうかご理解をいただきたいと思います。

○15番議員（前之園正和） もう一点確認をさせていただきたいんですが、副市長の2人制については、私ども聞いている範囲では、やはり、1人でいいのではないかと、2人はいらんんじゃないかという声をですね、多くの市民から聞くわけです。このことについては市長自身のところにも、1人でいいんじゃないかという声自体は届いているということのようでした。ただ、市長に言わせれば、その効能と言いましょうかね、効能を考えてみるならば、2人の方がいいんだということのようなんです、その中で、市民が2人体制というのは無駄ではないかということについては、間違った考えだというようなことをおっしゃいましたが、そういう認識でよろしいんですか。確認をさせていただきます。

○市長（豊留悦男） 間違っただ判断という意味ではありません。判断をする前提が間違っているという意味であります。つまり、数値的なものを申し上げました。私に来るほとんどが、給与の問題、財政の問題を盾にしていろいろな意見をいただきます。それは、とりもなおさず、交流というものの意味が、割愛というそういう理解の仕方、いろいろなところで話題になり、副市長制が論じられているという、そのことは極めて残念なことであります。ですから、正しくものを見て、数値を判断をしていただきたい。必ずや市民も分かっていたらと思っております。財政的な、それが一番の市民の判断の材料であります。財政的な数値も正しく理解していただいているのかどうかというのも、非常に、私としてはいかなものかと思っております。そういう意味で、私が申し上げたのは、財政的に厳しいときに何かという、その判断がどこから来ているのかということを重視したわけであり、決して間違っていると、判断が間違っていると、ものの見方・考え方は個人自由でありますから、あなたは間違っている、あなたはこうだということは、私は一言も申し上げておりません。ただ、判断となる基準だけは、正しく理解をしていただきたい。そういう意味でこれまでもご質問いただいたことについて答弁をさせていただいたところであります

○議長（新宮領進） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第43号は、委員会付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進） ご異議なしと認めます。

よって、議案第43号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、議案第43号を採決いたします。

本案は、同意することにご異議ありませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進） ご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（新宮領進） 起立多数であります。

よって、議案第43号は、同意することに決定いたしました。

△ 議案第44号上程

○議長（新宮領進） 次は、日程第29、議案第44号、指宿市特別職の職員の給与に関する条例及び指宿市教育長の給与等に関する条例の一部改正について、を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

△ 提案理由説明

○市長（豊留悦男） それでは、ご説明申し上げます。議案第44号、指宿市特別職の職員の給与に関する条例及び指宿市教育長の給与等に関する条例の一部改正について、であります。

本案は、財政健全化の推進のため、これらの条例の所要の改正をしようとするものであります。

なお、議案第44号の詳細につきましては、総務部長に説明させますので、よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○総務部長（邊見重英） それでは命によりまして、議案第44号について、追加してご説明申し上げます。

追加提出議案の2ページをお開きください。

議案第44号、指宿市特別職の職員の給与に関する条例及び指宿市教育長の給与等に関する条例の一部改正について、であります。本市においては少子高齢化の進行に伴う社会保障関係費の増大や、今後、普通交付税の合併算定替えによる財政支援措置の終了等に伴い、厳しい財政状況になることが見込まれております。また、国民健康保険特別会計は保険給付費の増大に伴い、一般会計から多額の法定外繰入を行うという、危機的な財政運営となっております。本案は、このような財政状況の中、今年度策定した行財政改革行動計画に基づき、財政健全化をより推進していく必要があることから、市長・副市長及び教育長の給料月額を1年間減額しようとするものであります。

3ページをお開きください。

主な改正内容は、第1条において、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの1年間、市長の給料月額について10%、副市長の給料月額についても10%減額しようとするものであります。

次に、第2条で教育長についても同じく、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの1年間、給料月額について、10%を減額しようとするものであります。

以上で、追加説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（新宮領進） 暫時休憩いたします。

休憩	午後	4時08分
再開	午後	4時08分

○議長（新宮領進） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

△ 議案第44号（質疑、委員会付託省略、討論、表決）

○議長（新宮領進） これより、質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第44号は、委員会付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進） ご異議なしと認めます。

よって、議案第44号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第44号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進） ご異議なしと認めます。

よって、議案第44号は、原案のとおり可決されました。

△ 閉会中の継続調査について

○議長（新宮領進） 次は、日程第30、閉会中の継続調査について、を議題といたします。

総務水道委員長、文教厚生委員長及び産業建設委員長から、会議規則第111条の規定により、お手元に配布いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。お諮りいたします。

総務水道委員長、文教厚生委員長及び産業建設委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進） ご異議なしと認めます。

よって、総務水道委員長、文教厚生委員長及び産業建設委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすること決定いたしました。

△ 議長挨拶

○議長（新宮領進） 平成26第1回指宿市議会定例会を閉会するにあたり、一言、ご挨拶を申し上げます。

今期定例会は去る2月26日に開会以来、本日まで29日間にわたり、平成26年度予算案をはじめとする多くの案件を終始熱心に審議をいただき、本日、ここに全ての日程を終了し閉会の運びとなりました。議員各位のご協力のもとより、執行部当局におかれましても、適切な答弁をいただき、十分な審議が尽くされましたことに対し、心から感謝を申し上げます。審査の過程におきまして、議員各位から出されました意見、要望につきましても、十分尊重し、今後の施策に反映していただきたいと思います。

さて、現下の社会情勢に目を向けますと、我が国は第2次安倍政権による、いわゆるアベノミクスという一連の経済政策により、企業の設備投資や雇用が改善し、個人消費も増大し景気回復の動きが広がってきております。また、2020年東京オリンピック・パラリンピック

の開催決定に日本中が沸き返るなど、今後の日本経済にとって明るい話題が続き、更なる景気回復の期待が高まっているところであります。しかし、一方では4月から予定されている消費税率の引き上げによる景気への影響のほか、原子力発電所の再稼働の可否やTPP交渉問題、消費税率10%移行への判断など、その動向によっては市民生活に影響を及ぼす問題が多く残ったままであります。これらの動向は経済再生の行方を左右するのみならず、同時に、市政運営にも多大な影響を及ぼすことにもなりますので、本市議会といたしましても、今後とも注視してまいりたいと考えております。また、継続的な課題として、少子高齢化社会を背景とした医療・介護・年金の安定した社会補償制度の確立など、極めて重要な課題解決も急務となっておりますが、このような足元が不安定なときこそ、知恵と工夫を巡らし、時代を見据えた施策の展開に勇気を持って積極的に取り組むことが何より肝要であろうと思うところでございます。

さて、そのような中、本市においては健幸のまちづくり事業を始め、農林水産業の6次産業化への推進、国民文化祭や平成32年に開催の東京オリンピック・パラリンピック、そして、本県で開催される国民体育大会を視野に入れた施策など、多くの事業を展開していこうとしております。市議会といたしましても、指宿総市民が真に暮らしやすく、市民が主役となるまちづくりの実現に向けて、行政運営に傾注してまいりたいと思うところでございます。

終わりに、本年3月をもって退職をされます職員の皆様には、長い間市政発展にご尽力を賜り、改めてそのご労苦とご功績に深甚なる敬意を表しますとともに、今後も健康に十分留意され、その豊富な経験と知識を郷土指宿市発展のために生かしてくださるよう、お願い申し上げます。平成26年第1回指宿市議会定例会を閉会するにあたり、挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（新宮領進） この際、市長より発言の申し出がありますので、発言を許可いたします。

△ 市長挨拶

○市長（豊留悦男） 平成26年第1回市議会定例会の閉会にあたりまして、発言のお許しをいただき、一言ご挨拶を申し上げます。

去る、2月26日に開会されました、第1回市議会定例会も、本日をもって最終日を迎えることになりました。3代目の市長に再選させていただき、初めての議会定例会でありましたが、今議会に提案いたしました案件につきましては、本会議並びに各常任委員会において、それぞれ慎重なご審議を賜り、原案どおり議決していただきましたことに対しまして、心から感謝申し上げます。また、審議の過程においていただきましたご意見等につきましては、今後の市政運営の中で十分に生かしてまいりたいと考えております。

さて、我が国の社会経済情勢は少子高齢化が進み、人口減少局面を迎える中、原子力発電の在り方等、東日本大震災の影響も依然として残っており、今後とも厳しい経済状況が続くものと考えられます。更には世論調査で、この4月からの消費税増税後の経済不安を感じているという回答が76%に達している結果も出ており、消費者の買い控え等、景気に与える影響も懸念されるところであります。そのような中、自民党政権が掲げるアベノミクスは長引

く不況からの脱却という期待の中で、経済再生の兆しを垣間見るものの、まだまだ地方には景気回復の実感がないのが現状でございます。私は、この2期目にあたりまして、動く、をキーワードに掲げ、様々な課題、事業に大胆かつ果敢に取り組んでまいりたいと考えております。特に市民が健康で豊かさを実感できる指宿を実現するため、平成24年度から重点的に取り組んでおります、健幸のまちづくり事業につきましては、これまで以上に積極的に進めてまいります。また、本市の基幹産業であります農林水産業の振興策につきましては、6次産業化の起業支援や、特産品等の販路拡大に取り組んでまいります。市政運営において重点項目として位置付けている行財政改革、信頼される市役所づくり、地域経済の活性化、医療・福祉・教育の充実、市民との協働の推進、これらの五つの項目を基軸に、更に多くの成果を上げるための市政運営に取り組み、指宿市の目指す都市像、豊かな資源が織りなす食と健康のまちの実現に向けて、力強く邁進していく所存でございます。つきましては、議員各位をはじめ、市民の皆様方のより一層のご支援とご指導をお願い申し上げますとともに、皆様のご健勝をご祈念申し上げまして、平成26年第1回指宿市議会定例会の閉会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

△ 閉議及び閉会

○議長（新宮領進） 以上で、本会議に付議されました案件は全て終了いたしました。

これにて、本日の会議を閉じ、併せて、平成26年第1回指宿市議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後4時19分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 新宮領 進

議 員 井 元 伸 明

議 員 吉 村 重 則